

令和5年 第1回定例会

# 上富良野町議会会議録

開会 令和5年 3月 2日

閉会 令和5年 3月 15日

上 富 良 野 町 議 会

上 富 良 野 町 議 会

# 目 次

## 第 1 号 (3月2日)

○議 事 日 程 .....	1
○出 席 議 員 .....	1
○欠 席 議 員 .....	1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名 .....	1
○議会事務局出席職員 .....	1
○開会宣告・開議宣告 .....	3
○諸 般 の 報 告 .....	3
○日程第 1 会議録署名議員の指名について .....	3
○日程第 2 議会運営委員長報告 .....	3
○日程第 3 会期の決定について .....	4
○日程第 4 行政報告 .....	4
○日程第 5 報告第 1号 監査・例月現金出納検査結果報告について .....	6
○日程第 6 報告第 2号 議員派遣結果報告について .....	7
○日程第 7 報告第 3号 専決処分の報告について (和解及び損害賠償の額を定めること について) .....	8
○日程第 8 議案第10号 令和4年度上富良野町一般会計補正予算 (第9号) .....	9
○日程第 9 議案第27号 令和4年度上富良野町一般会計補正予算 (第10号) .....	9
○日程第10 議案第11号 令和4年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算 (第3 号) .....	15
○日程第11 議案第12号 令和4年度上富良野町介護保険特別会計補正予算 (第4 号) .....	16
○日程第12 議案第13号 令和4年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算 (第8号) .....	17
○日程第13 議案第14号 令和4年度上富良野町簡易水道事業会計補正予算 (第3号) ...	18
○日程第14 議案第15号 令和4年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算 (第4 号) .....	19
○日程第15 議案第16号 令和4年度上富良野町水道事業特別会計補正予算 (第3号) ...	20
○日程第16 議案第17号 令和4年度上富良野町病院事業特別会計補正予算 (第8号) ...	21
○日程第17 議案第22号 新子どもセンター建設工事 (建築主体工事) 請負契約の締結に ついて .....	21
○日程第18 議案第23号 新子どもセンター建設工事 (電気設備工事) 請負契約の締結に ついて .....	21
○日程第19 議案第24号 新子どもセンター建設工事 (機械設備工事) 請負契約の締結に ついて .....	21
○散 会 宣 告 .....	26

# 目 次

## 第 2 号 (3月3日)

○議 事 日 程 .....	2 9
○出 席 議 員 .....	2 9
○欠 席 議 員 .....	2 9
○地方自治法第121条による説明員の職氏名 .....	2 9
○議会事務局出席職員 .....	2 9
○開 議 宣 告 .....	3 0
○諸 般 の 報 告 .....	3 0
○日程第 1 会議録署名議員の指名について .....	3 0
○日程第 2 執行方針 .....	3 0
〔町政執行方針〕 町長 齊藤 繁 君	
〔教育行政執行方針〕 教育長 鈴木 真 弓 君	
○日程第 3 議案第 1号 令和5年度上富良野町一般会計予算 .....	3 0
○日程第 4 議案第 25号 上富良野町公共施設整備基金の一部支消について .....	3 0
○日程第 5 議案第 26号 十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消について .....	3 0
○日程第 6 議案第 2号 令和5年度上富良野町国民健康保険特別会計予算 .....	3 0
○日程第 7 議案第 3号 令和5年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算 .....	3 0
○日程第 8 議案第 4号 令和5年度上富良野町介護保険特別会計予算 .....	3 0
○日程第 9 議案第 5号 令和5年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算 .....	3 0
○日程第10 議案第 6号 令和5年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算 .....	3 0
○日程第11 議案第 7号 令和5年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算 .....	3 0
○日程第12 議案第 8号 令和5年度上富良野町水道事業会計予算 .....	3 0
○日程第13 議案第 9号 令和5年度上富良野町病院事業会計予算 .....	3 0
○散 会 宣 告 .....	5 9

# 目 次

## 第 3 号 (3月7日)

○議 事 日 程 .....	6 1
○出 席 議 員 .....	6 1
○欠 席 議 員 .....	6 1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名 .....	6 1
○議会事務局出席職員 .....	6 1
○開 議 宣 告 .....	6 2
○諸 般 の 報 告 .....	6 2
○日程第 1 会議録署名議員の指名について .....	6 2
○日程第 2 町の一般行政について質問 .....	6 2
9 番 佐 藤 大 輔 君 .....	6 2
1 「泥流地帯」映画化プロジェクトについて	
1 番 元 井 晴 奈 君 .....	6 8
1 町立病院の電子化について	
2 泥流地帯映画化について	
1 1 番 小 林 啓 太 君 .....	7 5
1 除排雪について	
2 ふるさと納税について	
4 番 中 瀬 実 君 .....	8 4
1 ゼロカーボン対策について	
2 生活排水対策について	
3 番 高 松 克 年 君 .....	9 0
1 地域農業再生協議会水田収益強化ビジョンについて	
2 除排雪の対応について	
○散 会 宣 告 .....	9 7

# 目 次

## 第 4 号 (3月8日)

○議 事 日 程 .....	99
○出 席 議 員 .....	99
○欠 席 議 員 .....	99
○地方自治法第121条による説明員の職氏名 .....	99
○議会事務局出席職員 .....	99
○開 議 宣 告 .....	100
○諸 般 の 報 告 .....	100
○日程第 1 会議録署名議員の指名について .....	100
○日程第 2 町の一般行政について質問 .....	100
7番 米 沢 義 英 君 .....	100
1 農業支援について	
2 物価高騰から暮らしを守る対策について	
3 子育て支援策について	
4 学校給食の無償化について	
8番 荒 生 博 一 君 .....	108
1 泥流地帯映画化プロジェクトについて	
○散 会 宣 告 .....	114

# 目 次

## 第 5 号 (3月15日)

○議 事 日 程 .....	1 1 7
○出 席 議 員 .....	1 1 7
○欠 席 議 員 .....	1 1 7
○地方自治法第121条による説明員の職氏名 .....	1 1 7
○議会事務局出席職員 .....	1 1 7
○開 議 宣 告 .....	1 1 9
○諸 般 の 報 告 .....	1 1 9
○日程第 1 会議録署名議員の指名について .....	1 1 9
○日程第 2 予算特別委員会付託 .....	1 1 9
議案第 1 号 令和5年度上富良野町一般会計予算	
議案第 2 5 号 上富良野町公共施設整備基金の一部支消について	
議案第 2 6 号 十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消について	
議案第 2 号 令和5年度上富良野町国民健康保険特別会計予算	
議案第 3 号 令和5年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算	
議案第 4 号 令和5年度上富良野町介護保険特別会計予算	
議案第 5 号 令和5年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算	
議案第 6 号 令和5年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算	
議案第 7 号 令和5年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算	
議案第 8 号 令和5年度上富良野町水道事業会計予算	
議案第 9 号 令和5年度上富良野町病院事業会計予算	
○日程第 3 議案第18号 上富良野町個人情報の保護に関する法律施行条例 .....	1 2 0
○日程第 4 議案第19号 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備 に関する条例 .....	1 2 0
○日程第 5 議案第20号 上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 .....	1 2 6
○日程第 6 議案第21号 上富良野町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例 .....	1 2 6
○日程第 7 発議案第1号 町長の専決事項の指定について（上富良野町税条例等の一部を 改正する条例） .....	1 2 7
○日程第 8 発議案第2号 町長の専決事項の指定について（上富良野町国民健康保険税条 例の一部を改正する条例） .....	1 2 7
○日程第 9 発議案第3号 上富良野町議会個人情報保護条例 .....	1 2 8
○日程第10 閉会中の継続調査申し出について .....	1 2 9
○閉 会 宣 告 .....	1 3 0

## 第 1 回 定 例 会 付 議 事 件 一 覧 表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	令和 5 年度上富良野町一般会計予算	3 月 15 日	修 正 可 決
	議案第 1 号令和 5 年度上富良野町一般会計予算に対する修正案（修正動議）		原 案 可 決
2	令和 5 年度上富良野町国民健康保険特別会計予算	3 月 15 日	原 案 可 決
3	令和 5 年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算	3 月 15 日	原 案 可 決
4	令和 5 年度上富良野町介護保険特別会計予算	3 月 15 日	原 案 可 決
5	令和 5 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算	3 月 15 日	原 案 可 決
6	令和 5 年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算	3 月 15 日	原 案 可 決
7	令和 5 年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算	3 月 15 日	原 案 可 決
8	令和 5 年度上富良野町水道事業会計予算	3 月 15 日	原 案 可 決
9	令和 5 年度上富良野町病院事業会計予算	3 月 15 日	原 案 可 決
1 0	令和 4 年度上富良野町一般会計補正予算（第 9 号）	3 月 2 日	原 案 可 決
1 1	令和 4 年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	3 月 2 日	原 案 可 決
1 2	令和 4 年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）	3 月 2 日	原 案 可 決
1 3	令和 4 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第 8 号）	3 月 2 日	原 案 可 決
1 4	令和 4 年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）	3 月 2 日	原 案 可 決
1 5	令和 4 年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）	3 月 2 日	原 案 可 決
1 6	令和 4 年度上富良野町水道事業会計補正予算（第 3 号）	3 月 2 日	原 案 可 決
1 7	令和 4 年度上富良野町病院事業会計補正予算（第 8 号）	3 月 2 日	原 案 可 決
1 8	上富良野町個人情報の保護に関する法律施行条例	3 月 15 日	原 案 可 決
1 9	個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例	3 月 15 日	原 案 可 決
2 0	上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	3 月 15 日	原 案 可 決
2 1	上富良野町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例	3 月 15 日	原 案 可 決

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
2 2	新子どもセンター建設工事（建築主体工事）請負契約の締結について	3月2日	原 案 可 決
2 3	新子どもセンター建設工事（電気設備工事）請負契約の締結について	3月2日	原 案 可 決
2 4	新子どもセンター建設工事（機械設備工事）請負契約の締結について	3月2日	原 案 可 決
2 5	上富良野町公共施設整備基金の一部支消について	3月15日	原 案 可 決
2 6	十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消について	3月15日	修 正 可 決
	十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消についてに対する修正案（修正動議）		原 案 可 決
2 7	令和4年度上富良野町一般会計補正予算（第10号）	3月2日	原 案 可 決
	執 行 方 針	3月3日	
	行 政 報 告	3月2日	
	町の一般行政について質問	3月7日 3月8日	
	報 告		
1	監査・例月現金出納検査結果報告について	3月2日	報 告
2	議員派遣結果報告について	3月2日	報 告
3	専決処分の報告について （和解及び損害賠償の額を定めることについて）	3月2日	報 告
	発 議		
1	町長の専決事項の指定について （上富良野町税条例等の一部を改正する条例）	3月15日	原 案 可 決
2	町長の専決事項の指定について （上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	3月15日	原 案 可 決
3	上富良野町議会個人情報保護条例	3月15日	原 案 可 決

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
	閉会中の継続調査申し出について	3月15日	原 案 可 決

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について  
第 2 議会運営委員長報告  
第 3 会期の決定について 3月2日～15日 14日間  
第 4 行政報告 町長 齊藤 繁 君  
第 5 報告第 1号 監査・例月現金出納検査結果報告について  
代表監査委員 中田 繁利 君  
第 6 報告第 2号 議員派遣結果報告について  
第 7 報告第 3号 専決処分の報告について  
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)  
第 8 議案第10号 令和4年度上富良野町一般会計補正予算(第9号)  
第 9 議案第27号 令和4年度上富良野町一般会計補正予算(第10号)  
第10 議案第11号 令和4年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)  
第11 議案第12号 令和4年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第4号)  
第12 議案第13号 令和4年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第8号)  
第13 議案第14号 令和4年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)  
第14 議案第15号 令和4年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)  
第15 議案第16号 令和4年度上富良野町水道事業会計補正予算(第3号)  
第16 議案第17号 令和4年度上富良野町病院事業会計補正予算(第8号)  
第17 議案第22号 新子どもセンター建設工事(建築主体工事)請負契約の締結について  
第18 議案第23号 新子どもセンター建設工事(電気設備工事)請負契約の締結について  
第19 議案第24号 新子どもセンター建設工事(機械設備工事)請負契約の締結について

○出席議員（13名）

- |     |          |     |         |
|-----|----------|-----|---------|
| 1番  | 元井 晴奈 君  | 2番  | 北條 隆男 君 |
| 3番  | 高松 克年 君  | 4番  | 中瀬 実 君  |
| 6番  | 中澤 良隆 君  | 7番  | 米沢 義英 君 |
| 8番  | 荒生 博一 君  | 9番  | 佐藤 大輔 君 |
| 10番 | 今村 辰義 君  | 11番 | 小林 啓太 君 |
| 12番 | 小田島 久尚 君 | 13番 | 岡本 康裕 君 |
| 14番 | 村上 和子 君  |     |         |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

- |                     |         |                    |         |
|---------------------|---------|--------------------|---------|
| 町 長                 | 齊藤 繁 君  | 副 町 長              | 佐藤 雅喜 君 |
| 教 育 長               | 鈴木 真弓 君 | 代表監査委員             | 中田 繁利 君 |
| 農業委員会会長             | 井村 昭次 君 | 会計管理者              | 及川 光一 君 |
| 総務課長                | 北川 徳幸 君 | 総務課IT・<br>組織機構担当課長 | 宮下 正美 君 |
| 企画商工観光課長            | 狩野 寿志 君 | 町民生活課長             | 山内 智晴 君 |
| 保健福祉課長              | 深山 悟 君  | 保健福祉課<br>健康づくり担当課長 | 星野 章 君  |
| 農業振興課長<br>農業委員会事務局長 | 大谷 隆樹 君 | 建設水道課長             | 菊地 敏 君  |
| 教育振興課長              | 谷口 裕二 君 | ラベンダーハイツ所長         | 鎌田 理恵 君 |
| 町立病院事務長             | 長岡 圭一 君 |                    |         |

○議会事務局出席職員

局  
主

長 星 野 耕 司 君  
事 真 鍋 莉 奈 君

次

長 飯 村 明 史 君

令和5年第1回定例会

上富良野町議会会議録（第1号）

令和5年3月2日（木曜日）

午前 9時00分 開会  
(出席議員 13名)

◎開会宣告・開議宣告

○議長(村上和子君) 御出席、誠に御苦勞に存じます。

ただいまの出席議員は13名でございます。

これより、令和5年第1回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

◎表彰

○議長(村上和子君) 御報告いたします。

令和5年2月8日、全国町村議会議長会会長より、今村辰義議員に対し、15年以上、町議会議員としての長きにわたり、地域の振興発展に寄与された功績により、また第37回町村議会広報全国コンクール奨励賞を受賞し、上富良野町議会に表彰状が届いておりますので、ただいまより当議場において伝達をさせていただきます。

○事務局長(星野耕司君) 今村議員、小林議員、元井議員におかれましては、演壇の前にお願いたします。

○議長(村上和子君) 表彰状。

北海道上富良野町、今村辰義殿。

あなたは、町村議会議員として、多年にわたり、地域の振興発展に寄与された、その功績は誠に顕著であります。

よって、ここにこれを表彰いたします。

令和4年2月8日。

全国町村議会議長会会長 南雲正。

おめでとうございます。(拍手)

表彰状。

奨励賞。企画構成部門。

北海道上富良野町議会議長殿。

貴議会広報紙は、第37回町村議会広報全国コンクールにおいて、当賞の成績を収められました。

よってここにこれを表彰します。

令和5年2月8日。

全国町村議会議長会会長 南雲正。

おめでとうございます。(拍手)

○事務局長(星野耕司君) 以上で、表彰伝達を終わります。

○議長(村上和子君) 議事を再開いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

○議長(村上和子君) 日程に入るに先立ち、議会

運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(星野耕司君) 御報告申し上げます。

本定例会は、2月27日に告示され、同日、議案等の配付を行い、その内容につきましては、お手元に配付の議事日程のとおりであります。

監査委員から監査・例月現金出納検査結果報告、議会運営委員長から議員派遣結果報告がありました。

町長から、本定例会までの主要な事項について行政報告の発言の申出があり、その資料として、行政報告を配付いたしました。なお、令和4年度建設工事発注状況につきましては、後ほど配付いたしますので、参考に願います。

本定例会までの議会の主要な行事は、お手元に配付の議会の動向のとおりであります。

最後に、本定例会の説明員につきましては、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。

○議長(村上和子君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(村上和子君) 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、

13番 岡本康裕君

1番 元井晴奈君

を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議長(村上和子君) 日程第2 議会運営委員長報告を行います。

本定例会の会期、日程等の議事運営に関し、審議決定した内容について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、中澤良隆君。

○議会運営委員長(中澤良隆君) 令和5年第1回定例会の議事運営等について、審議決定した内容を御報告いたします。

去る12月14日、1月18日、23日、2月9日、22日、24日に議会運営委員会を開き、付議事件、会期及び議事日程等の審議並びに本定例会までに受理しました2件の陳情、要望の取扱いについて審議いたしました。

本定例会に提出の案件は、町長から提出の報告案件1件、議案27件、議長からの報告案件2件、議員からの発議案件3件であります。

また、一般質問の日程について審議を行いました。

2月15日正午の通告期限までに7人の議員から通告がありましたので、3月定例会の一般質問は、7日の火曜日に5人が質問を行い、8日の水曜日に2人が質問を行うことといたしました。

なお、質問の方法等は、上富良野町議会会議規則及び上富良野町議会運営に関する先例に基づいて行うこととなりますので、活発な議論をお願いいたします。

これらの状況を考慮し、3月定例会の本会議の会期については、提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、本日から3月15日までの14日間と決定いたしました。

次に、提案議案の審議についてであります。議案第1号令和5年度上富良野町一般会計予算から議案第9号令和5年度上富良野町病院事業会計予算までの9件及び議案第25号から議案第26号までの各基金の一部支消については予算特別委員会に付託し、本会議休会中に審査を行うことといたしました。

以上、議会運営委員会での結果を御報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしく願い申し上げます。

以上をもって、議会運営委員長報告を終わります。

○議長（村上和子君） 以上をもって、議会運営委員長報告を終わります。

---

### ◎日程第3 会期の決定について

○議長（村上和子君） 日程第3 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月15日までの14日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月15日までの14日間と決定いたしました。

ここで、休憩させていただきます。

---

午前 9時10分 休憩

午前 9時12分 再開

---

○議長（村上和子君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

---

### ◎日程第4 行政報告

○議長（村上和子君） 日程第4 行政報告を行います。

本定例会までの主な行政執行の経過について、町長から報告の申出がありますので、発言を許します。

町長、斉藤繁君。

○町長（斉藤 繁君） 皆さん、おはようございます。

議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用のところ、第1回定例町議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、昨年12月定例町議会以降における町政執行の概要について報告させていただきます。

初めに、十勝岳噴火総合防災訓練についてであります。2月21日から22日の2日間、十勝岳火山防災協議会の主催により実施いたしました。訓練実施に当たっては、旭川地方气象台、北海道、陸上自衛隊、北海道警察、旭川開発建設部、富良野広域連合消防本部、上富良野消防署、消防団など多数の関係機関に参加御協力をいただき、本年度については、美瑛町に北海道現地合同本部が設置され、ウェブ会議にて本部会議を実施したところであります。

今回の避難訓練では、町内全域で4か所の避難所を開設し、4住民会自主防災組織による避難訓練を行い、72世帯94人の参加をいただいたところであります。

関係機関による訓練では、災害時避難行動要支援者輸送訓練及び要配慮者利用施設避難訓練、未避難者救出訓練を実施いただいたところであり、各防災関係機関の御協力に対しまして、改めて感謝申し上げます。

次に、自衛隊関係についてであります。2月2日から3日に富良野地方自衛隊協力会により、「陸上自衛隊と富良野地域の共存・共栄のための駐屯地・部隊体制の堅持及び部隊運用・教育訓練に係る施策の推進に関する要望」を、防衛省及び関係国会議員に行ってきたところであります。

また、2月13日から14日に上富良野町基地対策協議会により、「防衛施設周辺整備対策等に関する要望」を、2月27日から28日に富良野地方自衛隊協力会上富良野支部により、「上富良野駐屯地現状規模堅持さらなる拡充を求める要望」を防衛省及び関係国会議員に行ってきたところであります。さらに、各部隊行事、協力団体行事につきましても参加したところであります。

次に、冬の観光イベントについてであります。12月22日からの25日までの3日間におきましては、「かみふらのBRIGHTEST CHRISTMAS 2022」を開催し、多くの町民の方に

夜空へ映し出されるライトアップを堪能していただいたところであります。

昨年の大みそかから元旦にかけては、「第36回北の大文字」が行われ、3年ぶりに入場者を入れての開催となりました。

2月5日に日の出公園駐車場で開催した「第59回かみふらの雪まつり」につきましても、3年ぶりの開催となり、3,500人を超える皆様に御来場いただきました。自衛隊の皆様には制作いただいた大型滑り台等を多くの方にお楽しみいただきました。

また、同時並行で御家庭や事業所で雪像を作り楽しんでいただく「おうちで雪像コンテスト」を実施し、町民の皆様並びに企業及び団体から合わせて15作品の応募があったところであります。

雪像制作やイベントの運営はもとより、御支援、御協賛いただいた各機関・団体・事業者の皆様には感謝を申し上げます。

次に、町税等の収納対策についてであります。今年度の取組状況については、1月末現在において、国税徴収法に基づく預金調査、給与調査等の財産調査を実施し、給料差押え、普通預金など、合計53件の差押えを執行し、272万3,460円を換価収納したところであります。

この間、納税相談を実施し、12月期までに現年度分の未納249件に対し納税催告を行うなど、納税の推進を図ってまいりました。

次に、クリーンセンターにおける排出ガスの測定結果についてであります。ダイオキシン類は、昨年4月の測定において、A系が0.039ナノグラム、B系が0.089ナノグラム、10月の測定では、A系が0.25ナノグラム、B系が0.045ナノグラムであり、町独自で定めております基準値の5ナノグラムを大きく下回る測定結果となっているところであります。

また、同時に測定している大気汚染防止法に基づく各測定項目についても全て基準値内となっております。安全性が確認されているところであります。

施設については、平成11年度から稼働し24年を経過していることから、設備の経年劣化も視野に入れ、今後も安全で安定的な管理運営に努めてまいります。

次に、交通安全対策についてであります。これまで町民一丸となり交通安全の取組を進めてまいりました結果、令和4年4月11日をもちまして本町の交通死亡事故ゼロ4,500日を達成したところですが、残念ながら1月10日に死亡事故が発生し、その日数も4,774日で途切れることとなったところであります。

不幸にも交通事故により亡くなられた方の御冥福

をお祈り申し上げるとともに、改めて今後におきましても町民総ぐるみで交通安全対策に取り組んでまいります。

次に、冬期の健康づくりについてであります。健康づくり推進のまち宣言強化月間事業として、冬期の運動不足解消を目的に社会教育総合センターと保健福祉総合センターにおいて、健康づくり共通利用券を発行したところであります。

利用券には206人の申込みをいただき、1月6日から2月5日までの1か月間において、延べ823の方が利用されたところであります。

次に、新型コロナワクチンの接種状況についてであります。12歳以上で初回接種（1、2回目）を完了した方に対しまして、10月からオミクロン株対応2価ワクチン接種を実施し、2月10日現在で、6,098人、71.9%の方が接種を終えたところであります。

ワクチン接種を希望され、体調不良等で2月10日までの日程で接種ができなかった方に対しましては、3月に接種ができるよう準備を進めているところであります。

特例臨時接種で行われている新型コロナウイルスワクチン接種の期間は、令和5年3月末までとなっております。4月以降につきましては、国の方針に基づき、医療機関に御協力をいただきながら接種できる体制を整えてまいります。

次に、二十歳の集いについてであります。今年から人生の節目である二十歳をお祝いする意味を込めて「成人式」から「二十歳の集い」に名称を変更し、1月8日、保健福祉総合センターかみんにおいて、91名の出席のもと開催いたしました。

式では、参加者代表から誓いの言葉が述べられたほか、東中清流獅子舞保存会による伝統芸能及び榎本元氏ほかによる大蔵流狂言が披露され、出席者の皆様とともに二十歳の門出を祝福したところであります。

次に、上富良野町青少年海外派遣人材育成事業についてであります。コロナ禍のため3年ぶりの開催となり、12月26日から1月4日までの10日間、中高生6名がオーストラリア・ブリスベンを訪問いたしました。現地では、ホームステイを行いながら、英語研修と様々な体験学習を行うなど、海外の生活文化に触れ、交流と見聞を深めてきたところであります。

次に、第9回青少年国内交流事業についてであります。同じくコロナ禍のため4年ぶりの開催となり、1月10日から13日までの4日間、34名の児童生徒と引率者5名の39名が、友好都市の三重県津市を訪問いたしました。交流事業として、津市

の前業市長等との懇談、安東小学校の児童との交流のほか、高田本山専修寺や松浦武二郎記念館などを見学し、津市と本町とのつながりを学ぶことができた有意義な研修となったところであります。

次に、児童生徒の部活動等における活躍状況についてであります。第31回国際高校生選抜書展に富良野高校3年生の安川侑良さんが出展され、準大賞を受賞されました。また、12月25日開催の第73回全国高等学校駅伝競技大会に札幌山の手高校2年生の大杉亮太郎さんが出場されたほか、全道大会等に多くの児童生徒が出場されたところであります。

今後におきましても、本町の子供たちが各方面で活躍していただくことを期待するものであります。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免についてであります。1月31日現在、16件、225万円の減免を実施したところであります。

次に、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本人及び同居家族の健康観察期間に登園自粛されました児童の保育料につきまして、日割計算による減免措置を実施したところであります。

12月から1月分の減免額は、4園9名に対して5万5600円を決定し、各園、保護者様に通知させていただきました。なお保育料の精算等の事務手続につきましては、各園にお願い申し上げたところであります。

次に、緊急経済対策についてであります。高齢者等の冬の生活支援事業においては、189件、189万円、高齢者世帯等生活支援事業においては、974件、1,168万8,000円、原油価格・物価高騰総合緊急対策事業においては、253件、1,265万円、総額で2,622万8,000円を交付したところであります。

また、児童・社会福祉施設等物価高騰対策支援事業においては、認定こども園4園、高齢者福祉施設10事業所、障害者福祉サービス施設9事業所の合計23事業所に対し、入・通所事業所19件、760万円、訪問事業所4件、120万円、総額880万円を交付したところであります。

最後に、建設工事の発注状況についてであります。12月定例町議会で報告以降に入札執行した建設工事は、2月17日現在、件数で6件、事業費総額で11億2,559万7,000円、本年度累計では39件、事業費総額15億415万1,000円となっております。

詳細につきましては、お手元に令和4年度建設工事発注状況を配付しておりますので、後ほど御高覧いただきたく存じます。

以上で、行政報告を終了させていただきます。

○議長（村上和子君） 以上をもって、行政報告を終わります。

#### ◎日程第5 報告第1号

○議長（村上和子君） 日程第5 報告第1号監査・例月現金出納検査結果報告について、監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、中田繁利君。

○代表監査委員（中田繁利君） 監査・例月現金出納検査結果について御報告いたします。概要のみ申し上げますので、御了承を賜りたいと思います。

初めに、定期監査の結果について御報告を申し上げます。

1ページを御覧ください。

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定により、定期監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の対象及び範囲ですが、建設水道課所管の財務事務を監査の対象として、令和4年12月21日、22日、23日の3日間、及び農業振興課、農業委員会所管の財務事務を監査の対象として、令和5年1月19日、20日の2日間、令和4年度に執行された財務及びこれらに関する事務の執行状況を監査いたしました。

監査の方法ですが、所管の財務事務に関して一部を選択して試査する部分監査とし、伝票、決議書など関係書類の提出を求め、これらの書類を点検、照合するとともに、必要に応じて関係職員から事務の執行状況と内容について聞き取りも行いました。

定期監査の結果を申し上げます。

建設水道課、農業振興課及び農業委員会所管の抽出により試査した財務に関する事務は、おおむね適正に執行されていると認められました。

次に、3ページから14ページの例月現金出納検査の結果について御報告申し上げます。

地方自治法第235条の2第1項の規定により、例月現金出納検査を執行しましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

令和4年度会計の令和4年11月分から令和5年1月分について、検査の概要及び検査結果を一括して御報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、各会計の出納の収支状況は、別紙資料に示すとおりであり、現金は適正に保管されていることを認めました。

なお、資料につきましては、御高覧いただいたものと存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては、15ページに

添付していますので、参考にさせていただきたいと思  
います。

以上で、監査・例月現金出納検査の結果報告とい  
たします。

○議長（村上和子君） ただいまの報告に対し、御  
質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 御質疑がなければ、これ  
をもって本件の報告を終わります。

## ◎日程第 6 報告第 2 号

○議長（村上和子君） 日程第 6 報告第 2 号議員  
派遣結果報告について、報告を求めます。

議会運営委員長、中澤良隆君。

○議会運営委員長（中澤良隆君） ただいま上程い  
ただきました報告第 2 号議員派遣結果報告について  
御説明申し上げます。

本件は、令和 4 年第 4 回定例会で御議決いただい  
た議員派遣について、富良野沿線市町村議会議員研  
修会、議会懇談会、防災訓練の 3 点について実施し  
たところであります。

それでは以下、議案の朗読をもって説明申し上げ  
ます。

報告第 2 号議員派遣結果報告について。

議員派遣結果について、別紙のとおり報告があっ  
たので提出する。

議員派遣結果報告書。

令和 4 年第 4 回定例会において議決された議員派  
遣について、次のとおり実施したので、その結果を  
報告する。

令和 5 年 2 月 22 日提出。

上富良野町議会議長 村上和子様。

議会運営委員会委員長 中澤良隆。

記。

### 1、富良野沿線市町村議会議員研修会

#### （1）研修の経過。

本町議会は、令和 4 年 1 月 20 日に中富良野町  
で開催された富良野沿線市町村議会議長会主催の議  
員研修会に 13 名が参加した。

#### （2）研修の結果。

北海道環境生活部ゼロカーボン推進局局長甲元信  
宏氏によるテーマが「ゼロカーボン北海道の実現に  
向けた取組について」と題し、北海道の脱炭素を巡  
る現状や再生可能エネルギーの導入ポテンシャルに  
ついての講演を聴講した。

北海道や道内市町村でゼロカーボンシティ宣言が  
表明され、2050年までに温室効果ガス排出量と  
森林等による吸収量のバランスが取れ、環境と経済  
・社会が調和しながら成長を続ける北の大地「ゼ

ロカーボン北海道」の実現を目指すための様々な国  
や北海道の取組や事例などが紹介された。

上富良野町においても同様にゼロカーボンシティ  
宣言を行っていることから、今後の町全体としての  
脱炭素の取組についてなど、議会としても何に注視  
し行動していくべきなのかを考えさせられる場とな  
り、今後の議会活動の参考となった。

## 2、議会懇談会。

### （1）開催の目的。

議会は、上富良野町自治基本条例第 10 条、第 1  
1 条及び第 12 条の規定に基づき、町民の意思を町  
政に反映させることが責務となっている。そのため  
町民の方々と直接懇談し、議会の審議過程・結果等  
の報告や町づくり・行政課題等について懇談を行っ  
た。

### （2）開催日。

令和 4 年 1 月 30 日（水）、令和 5 年 1 月 31  
日（火）の 2 日間

### （3）会場。

ふらの農協北エリア上富良野事務所、上富良野消  
防署大会議室、上富良野町役場 3 階第 2 会議室。

### （4）令和 4 年度の対応。

令和 4 年度の開催方法については、昨年度と同様  
に新型コロナウイルス感染症予防の観点から「特定  
の団体」への懇談会と、町内グループ、団体からの  
申し込みによる議会懇談会の開催により開催され  
た。議会側の対応も 3 団体に対し、議員が班体制に  
より対応し、コロナ感染拡大防止の対策を徹底しつ  
つ、町内の各団体と懇談を行った。

### （5）令和 4 年度の対象団体及び参加人数。

上富良野町農民連盟 7 人。

上富良野町老人クラブ連合会 9 人。

北海道建築士会上富良野支部 9 人。

### （6）各団体への出席議員数。

上富良野町農民連盟 8 人。

上富良野町老人クラブ連合会 9 人。

北海道建築士会上富良野支部 4 人。

### （7）懇談内容等。

各団体が抱える課題や問題点、行政課題等につい  
て、参加者の方々から自由に発言をいただき、懇談  
を行った。

また、まちづくり全般について、多くの意見・質  
問が寄せられ、議員との懇談が図られた。

### （8）結果報告。

かみふらの議会だより及び議会ホームページに議  
会懇談会の内容を掲載する。

### （9）まとめ。

昨年度同様にコロナ感染は落ち着いてきたもの  
のいまだ終息には至らない中で、本年度の実施は、ど

うするか「議会懇談会」の開催について検討を重ねてきた。その結果、開催の是非、開催方法、対象者、参加人数、会場等について全員協議会等で協議し、想定できる万全のコロナ感染症対策を講じた中で開催することを全会一致で決定するに至った。

特に、従前までは全町民を対象に開催してきたが、今回は、昨年と同様にコロナ禍を見据え、特定の団体を対象とし、参加者数に制限させていただき、議会側も班体制で行う方式で実施することとした。

参加者からは積極的な発言があり、農業・商工業・観光振興、建設業、そして子育て等に対し、様々な要望や意見・提言をいただいた。さらに、将来の上富良野町のまちづくりに対し、「上富良野愛」に満ちあふれた活発で建設的な提言があり、出席者の皆さんからいただいた御意見・御提言を、今後の議会活動、議員活動の中で反映させるとともに、懇談会での提案等については、①行政機関に伝えるべき提案、②議会内で検討すべき提案、③今後の議会活動・議員活動に参考にすべき提案などに分類整理することとし、町民にとって将来の上富良野町のあるべき姿にも言及した提案は私たち議会議員にとって大きな参考となった。「身近で開かれた議会」となるよう努めることとする。

3、上富良野町議会における災害発生時の対応要領に基づく訓練活動。

(1) 調査の経過。

令和5年2月22日、令和4年度十勝岳噴火総合防災訓練実施に伴い、上富良野町議会災害対策支援本部としての情報伝達訓練を実施した。

(2) 調査の結果。

ア、情報伝達訓練。

町災害対策本部設置に伴い議会議員の情報伝達訓練を実施した。

12時26分に事務局から議会議員の携帯電話へLINEによる情報伝達を行い、受信確認の報告をしてもらい訓練終了とした。最終の受信確認の報告は13時01分で、その所要時間は35分間を要した。

イ、まとめ。

町議会としては携帯電話への、LINEによる情報発信が一斉に行われ情報伝達の迅速化が図られ、かつ、正確に伝達でき、所期の目的を果たすことができた。

今後、さらに「上富良野町議会における災害発生時の対応要領」に基づく災害対応を的確に行うため、いつ発生するか分からない災害に備えていく必要がある。

以上で、報告第2号議員派遣結果報告の説明とい

たします。

御了承いただきますようお願い申し上げます、報告とさせていただきます。

○議長（村上和子君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって本件の報告を終わります。

#### ◎日程第7 報告第3号

○議長（村上和子君） 日程第7 報告第3号専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）、報告を求めます。

教育振興課長。

○教育振興課長（谷口裕二君） ただいま上程いただきました報告第3号専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）につきまして、御説明申し上げます。

本件は、令和5年1月26日午前5時30分頃、上富良野小学校敷地内通路の除雪作業中、雪に埋もれていた児童のスキーとストックを除雪機に巻き込み破損させたものであります。

この事故の処理に当たりましては、町の管理における除雪作業中の破損事故のため、町の過失割合を10割、賠償金額を1万7,500円とし、示談が成立したことから、令和5年2月9日付で専決処分を行ったところであります。

職員に対しましては、施設管理業務に当たる場合の安全点検を徹底するよう注意喚起したところであり、今後の再発防止に努めてまいります。

このたびの事故を発生したことについて、深くお詫び申し上げます。

以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

報告第3号専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記。

処分事項。

和解及び損害賠償の額を定めることについて。

裏面を御覧ください。

専決処分書。

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年2月9日。

上富良野町長、斉藤繁。

以下、損害賠償の相手方及び和解の内容について

は、記載のとおりであります。

以上で、報告第3号専決処分の報告についての説明といたします。

御了承たまわりますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって本件の報告を終わります。

ここで、換気休憩といたしたいと思います。

再開は10時といたします。

---

午前 9時47分 休憩

午前10時00分 再開

---

○議長（村上和子君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

---

◎日程第8 議案第10号

日程第9 議案第27号

○議長（村上和子君） 日程第8 議案第10号令和4年度上富良野町一般会計補正予算（第9号）、日程第9 議案第27号令和4年度上富良野町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。関連がありますので、一括して提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北川徳幸君） ただいま一括上程いただきました、議案第10号令和4年度上富良野町一般会計補正予算（第9号）及び議案第27号令和4年度上富良野町一般会計補正予算（第10号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

まず、初めに議案第10号令和4年度上富良野町一般会計補正予算（第9号）について御説明申し上げます。

議案第10号を御覧ください。

1点目は、上富良野町議会広報誌印刷製本費ほか4件及び南部地区土砂流出対策工事（令和4年度）の債務負担行為の補正についてですが、議会広報誌印刷製本費ほか4件については、4月からの事業実施に伴いまして、年度内に契約が必要なため債務負担行為の追加、南部地区土砂対策工事につきましては、1月臨時会でも変更契約の御議決をしていただいたところですが、事業費の変更に伴いまして債務負担行為の変更をお願いするものでございます。

2点目につきましては、教育・保育給付費負担ほか5件につきまして、前年度実績によりまして精算した結果、それぞれ国及び道への返還金の補正をお願いするものです。

3点目は、国の補正予算を活用して道営農村地域防災減災事業及び経営体育成基盤整備事業を実施するための補正をするるとともに、地方債及び繰越明許費の追加をお願いするものでございます。

4点目は、防災行政無線整備事業（デジタル化）ほか8件につきまして、それぞれ事業費の確定及び財源組替えに伴いまして事業費の補正と地方債の限度額の変更をするものでございます。

5点目は、ふるさと応援モニター事業による寄附採納についてですが、昨年4月から本年1月末日分までの寄附金について、必要経費を除いた寄附額を歳入に計上するとともに、歳出にそれぞれ寄附した方の意向に沿った目的基金に積立てするものでございます。

6点目については、学校保健特別対策事業についてですが、国の補正予算を活用しまして、各小中学校の感染予防対策消耗品、学校保健室用空調設備を整備する事業費の補正と、事業の完了が年度を超えることから繰越明許費の設定をするものです。

7点目につきましては、各事業費の確定及び確定見込みによります執行残の減額補正のほか、所要の補正をお願いするものであります。

以上申し上げた内容を主な要素とするとともに、他の既決予算についても、各事業における事業費の確定及び執行見込みに伴い所要の補正を行い、財源調整を図った結果、余剰する額6,076万1,000円については予備費を増額し、一般会計補正予算を調製したところであります。

それでは以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分についてのみ説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略をさせていただきますので、御了承願います。

議案第10号を御覧いただきたいと思っております。

議案第10号令和4年度上富良野町一般会計補正予算（第9号）。

令和4年度上富良野町の一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,090万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億1,321万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）。

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）。

第3条、債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)。

第4条、地方債の追加及び変更は「第4表 地方債補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1款町税500万円。

14款使用料及び手数料74万1,000円の減。

15款国庫支出金7,083万5,000円の減。

16款道支出金38万1,000円の減。

17款財産収入4万7,000円。

18款寄附金1億6,071万8,000円。

19款繰入金451万4,000円の減。

21款諸収入160万8,000円。

22款町債2,000万円。

歳入合計1億1,090万2,000円となっております。

2ページをお開きいただきたいと思います。

2、歳出。

1款議会費237万5,000円の減。

2款総務費6,235万6,000円。

3款民生費1,536万1,000円の減。

4款衛生費2,701万6,000円の減。

5款労働費2万2,000円の減。

6款農林業費2,809万円。

7款商工費396万4,000円の減。

8款土木費2,352万円の減。

9款教育費4,467万8,000円。

10款公債費1万7,000円。

11款給与費1,274万2,000円の減。

12款予備費6,076万1,000円。

歳出合計1億1,090万2,000円となっております。

4ページをお開きいただきたいと思います。

第2表、繰越明許費補正。

(1) 追加。

繰越明許費補正につきましては、先ほど説明いたしました道営2事業及び学校保健事業2事業について、事業完了が年度を超えることから、それぞれ表中の限度額とする繰越明許費を追加するものです。限度額の合計としまして3,197万5,000円となっております。

第3表、債務負担行為補正。

債務負担行為補正につきましては、これにつま

しても先ほど説明したとおり、議会広報紙印刷製本費ほか4件について、4月からの事業実施に伴いまして年度内に契約が必要なため債務負担行為の追加と、南部地区土砂対策工事につきましては、事業費の変更に伴いまして債務負担行為の限度額の変更をお願いするものです。

5ページをお開き願いたいと思います。

第4表、地方債補正。

地方債補正につきましては、道営2事業の実施に伴う地方債の追加、変更につきましては、防災行政無線整備事業(デジタル化)ほか8件について、それぞれ事業費の確定及び財源の組替えに伴い地方債の限度額の変更をさせていただきます。

6ページ以降については、説明を省略させていただきます。

続きまして、議案第27号令和4年度上富良野町一般会計補正予算(第10号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、除排雪経費の補正についてですが、除排雪経費につきましては、1月臨時会でも12月の大雪等に対応するため補正予算を御議決いただいたところですが、排雪作業につきまして、1月より幹線道路より随時進めてきた中で、特に12月、1月の大雪等によりまして例年に比べ排雪量が大幅に増加しており、排雪作業に要する日数が増加している経過にあります。

そのようなことから、現行予算の除排雪経費に不足が生じることから、所要の補正をお願いするところでございます。

2点目につきましては、西小学校防音機能復旧工事に伴う事業費の補正についてですが、西小学校のボイラーの更新につきましては、この間補正予算の御議決をいただきながら、3回にわたり入札を執行させていただきましたが、結果不落となっている経過にございます。

児童生徒の早期の環境改善を図るため、さらに今後の物価高騰の状況等を勘案した中で事業費を積算したところですので、現行事業費の増額補正に併せまして繰越明許費の変更をお願いするものでございます。

以上申し上げた内容につきまして、財源調整を図った上で、不足する財源については予備費を充當いたしまして補正予算を調製したところでございます。

議案第27号を御覧いただきたいと思います。

議案第27号令和4年度上富良野町一般会計補正予算(第10号)。

令和4年度上富良野町の一般会計の補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)。

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)。

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

1ページをお開きいただきたいと思います。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳出。

8款土木費2,640万円。

9款教育費2,484万9,000円。

12款予備費5,124万9,000円の減。

歳出合計はゼロ円となっております。

2ページをお開きいただきたいと思います。

繰越明許費補正につきましては、先ほど説明いたしました西小学校防音機能復旧工事の事業費変更によるものでございます。

第2表、繰越明許費補正。

(1) 変更。

9款教育費2項小学校費、事業名、上富良野西小学校(校舎)防音機能復旧事業。金額については、限度額を2,484万9,000円増額いたしまして8,976万円とするものでございます。

3ページ以降については、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第10号令和4年度上富良野町一般会計補正予算(第9号)及び議案第27号令和4年度上富良野町一般会計補正予算(第10号)の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(村上和子君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

7番米沢義英君。

○7番(米沢義英君) 9号の補正予算までお伺いいたします。

この中で、35ページの定住促進費という形になっております。それで執行残という形になっておりますが、現時点で定住移住で町に実際住まわれた方、あるいはいわゆるそういう情報を提供された方というのはどういう状況になっているかということをお伺いしたいのと、特に今後、当初の方針の中にも定住移住は町の人口をやはり増やすための一つの手段、要素になっているということで明記されておりますが、非常に重要な政策だというふうに思いま

すが、そういうふうになって今後改善された部分だとか、定住移住に結びつけたとか、そういった改善点等がありましたら情報、話をちょっと伺っておきたいというふうに思います。

それと37ページのラベンダーの積立金との関係で、これはふるさと納税という形になっております。約4億円ぐらいのお金が町に入ってきておまして、非常に重要な財源となってきました。この積立てにおいては、今後、それぞれ基準が設けられて積み立てられておりますが、例えば子育て支援だとか、そういった部分についての新たな項目を起こすということも必要になってきているのかなというふうに思いますが、一般財源、財政調整基金で対応しておりますが、そういった新たな項目を起こすという点で考える要素があるのではないかというふうに思いますが、どのようにお考えなのかお伺いいたします。

それと、全体的にふるさと納税でこの間収入として入ってきて、今後もっと納税を増やそうとしたらいろいろと改善されるという部分があるかというふうに思います。新聞等では、ソラチビールだとか、ビールだとか、そういったものをもっと増やしたいというような話も記事として若干載っていたかなというふうに思いますが、そういうものと併せて、町として今後このふるさと納税等をさらに伸ばすとしたらどういう要素を取り入れていったらいいのかということはこの最終的な中でどのようにお考えなのかお伺いしておきたいというふうに思います。

次に、10号の補正予算で、非常に雪が大変多くなってきました。それで、担当の課も相当頑張っております。何も言うことはありませんが、現状として非常に住民から、やはり日常生活に係る分ですから、かなり今見ますと、やはり道路がうんできております。状況見ましたら、やはり車がぬかるような、そういう状況も見受けられます。あとは、交差点等において、ロータリー等においても、雪が積み上がって、なかなかやはり交通の妨げになっているというような状況も見られる部分があります。そういう意味で、こういった予算をやはり最大限生かして住民の生活を守るというのが行政の役割だというふうに思いますので、今後どういう工程の中で、今、どこまで除排雪が進んでいるのか、そういう住民からの日常的な要望が寄せられておりますので、積極的にこういった予算を使って活用する必要があるというふうに思いますので、この点お伺いしておきたいというふうに思います。

次に、この10号、予算の8ページのボイラーの更新で、再三、当然相手方がいますから、価格設定が合わないだとかいろいろな諸事情で不落札という

形になったかというふうに思います。ただ今回は、そういう事情も踏まえて積算単価等々見直しも行ったのではないかというふうに考えられますが、やはり適正に見積もられているのだというふうに思いますが、その根拠というのがどういう根拠でこういう積算になっているのかということも含めて、ちょっと考え方等をお伺いしておきたいと思います。今後入札に至ってもどういうふうに、また不落札になるか分かりませんが、恐らくこれで決着するのではないかなというふうには思いますが、改善、善良な方向で行われるのが最良だというふうに思いますので、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 企画商工観光課長。

○商工観光課長（狩野寿志君） 7番、米沢議員の御質問にお答えいたします。

これまで上富良野町の何人かの移住者の方が来られています。数についてはここではちょっと資料ないので、申し訳ございません、分かりませんが、今年も何名か来られまして、結びつくというのはやはり移住フェアですとか、いろいろな上富良野、いろいろホームページとかそういうのを発信しまして、問合せがあったりとか、そういう形で結びついていったのではないかなというふうには思います。

また、それと地域おこし協力隊を活用して、移住者・定住者の呼び込みをやっていこうということで、12月にお願ひしまして募集をかけまして、現在のところ3名の方が移住といたしますか、こちらのほうで住んで働いていただけるということになりました。そういうところでは、そういうのを活用して、少しでも町に移住していただくような方策とか、そういうのもやっていきたいなと思います。特に移住フェアにつきましては、上富良野町に移住された方いらっしゃいますので、そういう方を一緒に御同行いただきまして、上富良野町の状況ですとか、産業ですとか、気候ですとか、そういうのもお話ししていきながら、面談してマッチングをうまく進めていきたいなというふうに考えております。今後もそういうような形で行っていきたいなというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思ひます。

あと積立ての寄附目的についてでございますが、それにつきましても今後必要に応じて寄附目的を増やしていくなり、協議を進めていきたいというふうに考えております。

また、ふるさと納税の今後の伸ばすことについてですが、ビール、おっしゃったとおりビールのほうが、今年からの扱えるようになったビールも増えまして、かなり金額のほうも、寄附のほうも増えてい

るところでございます。今後におきましては、町でやっていますプレミアムビール、それを伸ばしていきたいなというふうに考えております。やはり皆さん、飲んだことがないビールなので、なかなか買わないというか、そこにいかないというのがあります。そういうのも今年からいろいろところで飲めるような、札幌だとかそういうところでも飲めるような形で宣伝をしていき、そして上富良野の納税に、ふるさと納税に購入していただけるようなことを進めていきたいなというふうに考えています。

それとあともう一つ、そのほかに農産物、これからアスパラとかが出てきますので、インターネットのホームページの広告によく、立ち上がっている広告に上富良野の納税のアスパラですとか、あと農産物、メロンの予約ですとか、そういうのもかけていきたいなというふうに考えています。それによって購入というか、納税される方を増やしていきたいなというふうに考えておりますので御理解いただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（村上和子君） 建設水道課長。

○建設水道課長（菊地 敏君） 7番米沢議員の除排雪の補正に対する御質問でございます。

先日からの暖気により、日常生活、ちょっと通行なり歩くなり、足元が悪い状況が続いております。それに関しまして、多数の方々から電話連絡なり庁舎に来ていただいて、何とかならないかというお願いもされているところでございます。、全て対応できるわけではございませんけれども、できる範囲の中で、今、排雪も進めている状況もあります。言われたことにできる限り対応したいなと思っております。

今回の除排雪の進行状況でありますけれども、おおむね例年であれば、今時期であれば大体もう、あと明日、明後日ぐらいで生活道路も含めた路線が1回戦終わるのかなという時期なのですけれども、総務課長の説明でもございました。やはり12月、1月の大雪の影響というものがいまだに続いております。大体今時点で、幹線道路で10日から11日遅れたことから、そのまま生活道路も3月の中旬頃まで続くのかなという見通しでございます。

今回、補正の内容でございます。3月の想定なのですけれども、まだ大雪降る可能性はあると思ひますけれども、一応全町の除雪といたしまして、1日当たりの稼働金額は大体400万円でございます。次に郊外、吹き込み除雪、これも1日想定しております。金額といたしまして1日で200万円。今進めております生活道路の排雪でございます。これがあと10日ほどかかるのかなという想定になってお

りまして、1日の稼働金額が120万円を考慮しております、1,200万円。それとちょこちょこやってはいるのですけれども二間道路です。二間道路の排雪もまだ残っております。これがあと5日ほどということで、1日単価が50万円で250万円。それと生活道路なり押し込み、了解を得て押し込みもしている箇所があります。それにちょっと排雪に7日ほどで単価が50万円ということで350万円。これからの農家の方々、融雪剤の散布も始まってきます。郡部のほうの雪割りの依頼もでございます。3月の中でおおむね8日を考慮しております。単価は30万円で240万円。今回、補正額お願いしております合計2,640万円という内訳でございます。

続きまして、西小ボイラーの補正の関係でございます。議員御指摘のとおり不落札3回続いております。その中でやはり設計上、北海道、道単だとか、公共の単価を使っているわけなのですけれども、いかんせんやはり民間の単価上昇には、公共でやる単価というのは、やはり市場単価掛けます。市場単価聞き取りをしてまとめるのも一定期間かかって公表するわけなのですけれども、そこにやはり時差というか、タイミングがなかなか追いつかない状況にあります。今回、町のほうでボイラー扱う業者4者に対しまして、今のこの西小ボイラー見積もるとしたら幾らだろうという、町の設計条件の項目と同じ項目で単価出させていただきました。その中で見積もった額が今回の補正をお願いしている額になります。おおむね、まだこれからなのですけれども、入札は無事いつてほしいなという考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） ほかにございませんか。

1番元井晴奈君。

○1番（元井晴奈君） 37ページ、予約型乗合タクシー運行231万円の減額なのですけれども、これは運行ができなかった期間があったのか、また利用者が何か少なくなっているのか、この減額要因をお伺いたします。

また、併せて燃料等の高騰の配慮等はなされているのかお伺します。

○議長（村上和子君） 総務課長。

○総務課長（北川徳幸君） ただいま1番元井議員の予約型乗合タクシーの2点の質問についてお答え申し上げます。

まず1点目の減額要素なのですけれども、これについては、ここ数年のコロナの影響もありまして、乗合タクシーという性格上、なかなか乗車を控える方が多いということで、その実績に基づきまして減額させていただいたところでございます。

あと、燃料等々単価については、現在のところ行政側からはそういう要望はございませんが、報道等によりますと、旭川のタクシー協会、ハイヤー協会のほうでも値上げの部分がございまして、そこら辺を富良野の協会の中でも今検討しているという状況を聞いていますので、そこら辺が決まって要望等がありましたら、その時点でまた検討したいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 1番元井晴奈君。

○1番（元井晴奈君） 運行できなかった期間はないということではよかったですか。

○議長（村上和子君） 総務課長。

○総務課長（北川徳幸君） 元井議員の御質問の運行できなかった機会については、ございません。結果として乗車人数が少なく、予定より少なかったということでございます。

以上です。

○議長（村上和子君） ほかにございますか。

2番北條隆男君。

○2番（北條隆男君） 補正10号のこの小学校の今の説明では、地元の業者に見積りしてもらったというのは、一番初めの実設計というのは全然無駄になって、今回特例ということですか。

○議長（村上和子君） 建設水道課長。

○建設水道課長（菊地 敏君） ただいま、北條議員の西小ボイラーに関しての見積りの関係の御質問なのですけれども、委託出したのは、いろいろな数量だとか、設計だとかというものも細々材料拾ったもので、決して無駄になっているわけではなく、設計単価によるものと見積りに、项目的には一緒でございます。ただ、その差異がございまして、その差異を確認するために4者から見積りを取って、今回積算の参考にさせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（村上和子君） 2番北條隆男君。

○2番（北條隆男君） というのは、今回、こういうことは今回が初めてで、今後はちょっと考えにくいということではないのですか。

○議長（村上和子君） 建設水道課長。

○建設水道課長（菊地 敏君） 2番北條議員の御質問にお答えいたします。

私も長い間やっていて、このようなケースは、3回も不落、あと業者の聞き取り、見積書見ても、これだけの差が開くということは今までございませんでした。今後においては、ちょっと分からないのですけれども、ないことを願っております。

以上です。

○議長（村上和子君） ほかにございますか。

6 番中澤良隆君。

○6 番（中澤良隆君） すごい細かいことなのですが、35 ページで庁舎施設等の管理費の需用費、光熱水費 28 万円の補正があります。この理由をまず 1 点聞きたいのと、それから今、37 ページの予約型乗合タクシーの運行で、業者から要望があればということで総務課長からお答えがあったのですが、燃料費や何かは、もう相当上がっている分については、庁舎だといろいろなことをすぐ上げているのに、業者には我慢せいという姿勢なのかどうか、そこら辺について要望があったら本当に応えるのか、そこら辺をまず聞きたいなと思います。

それから、今回燃料費は、第 4 回定例会でほとんどが、一部臨時会で上げた分がありますが、燃料費は、大体みんな第 4 回定例会で上がっていました。それで、今回は光熱水費が今の庁舎施設、それから教育費のほうで 75 ページぐらいに上小と西小学校と光熱水費が上小だったら 148 万 3,000 円の増、それから西小学校だったら 26 万 3,000 円の増となっているのですが、ここら辺についての考え方というか、本当にそんなに足りなくなっているのか、当初の見積りが悪かったのか、そこら辺もちょっとお聞きをしたいと思います。

以上です。

○議長（村上和子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川徳幸君） 6 番中澤議員の 2 点の御質問にお答えしたいと思います。

まず庁舎管理費の光熱費につきましては、これにつきましては、12 月においては燃料費を補正させていただいた経過でございます。ここでいう光熱水費については、まだ電気料の動向が分からなかったもので、主に光熱水費、電気料について今回実績見込みということで補正させていただいた経過でございます。

あと小学校関係も電気料ということで御理解いただきたいと思います。

それから、2 点目の予約型タクシーの状況についてですが、先ほどの御質問で要望というお言葉を使ったのですが、今後業者とそこら辺の内容を聞き取り等いたしまして検討したいと考えていますので、御理解願いたいと思います。

○議長（村上和子君） 教育振興課長。

○教育振興課長（谷口裕二君） 6 番中澤議員の学校と施設の光熱費関係の動向の理由の部分でございますが、今回上富良野小学校、上富良野西小学校、また中学校関係の部分で、今回、光熱水費の増額させていただいておりますが、これにつきましては、さきの 12 月の定例会におきましても、燃料費、ま

た電気料等の高騰分ということで補正をお願いしていたところでしたが、この中で電気料の部分におきましては、電気料のほうの積算の中で、燃料費調整単価があるのですが、その分が当初予算に比べると増高していた部分がありまして、その分については、12 月の補正のときに十分反映できなかったという部分がございます、今回その部分の反映できなかった分を今回補正をお願いするというので、光熱水費の分でそのような状況になっているということで御理解を賜りたいと思います。

○議長（村上和子君） 6 番中澤良隆君。

○6 番（中澤良隆君） 庁舎の施設等の管理費の関係で、今 12 月の定例会で補正したと。それは燃料費ということだったと今説明を受けましたが、私の認識では、光熱水費も入っていたような、199 万 2,000 円の中の補正だったと思うのですが、今の説明で間違いはないですね。それをまず確認をしたいと思います。

それから、もう 1 点、今除排雪の関係で委託契約しているのですが、予約型乗合タクシーもそうなのですが、ここら辺は先ほどから雪が多かったという説明はあるのですが、当然燃料費の高騰や何かというのは、今、補正に影響がなかったのかどうか。燃料費や何かも高騰しているから足りなくなったということだったら、理由、ああ、そうだと分かるのですが、そこら辺はどうなっているかも確認をさせていただきたいと思います。

○議長（村上和子君） 総務課長。

○総務課長（北川徳幸君） ただいま、6 番中澤議員の庁舎管理費の光熱水費の関係ですか。私ちょっと、私の記憶では燃料費のみの補正と記憶してございます。もし訂正がありましたら、後ほどまた御報告させていただきます。

○議長（村上和子君） 建設水道課長。

○建設水道課長（菊地 敏君） 6 番中澤議員の除排雪経費の補正の中で原因は何だったのかという御質問でございますけれども、あくまでも単価契約をいたしましたのが今年の 3 月でございます。そこから確かに機械の燃料経費、燃料単価が上がっては現実いると思いますけれども、業者のほうから申出、単品スライドという情報もございます。上がったので機械単価の変更を申し出れば変更できるという契約の中に情報は入っているのですが、いかにせん 12 か月を経過した中で要件だとか付されているところも多い中で、今回補正させていただいているのは、あくまでも大雪による除雪及び排雪がかさんだということの補正のお願いでございます。

以上です。

○議長（村上和子君） ほかにございますか。

4番中瀬実君。

○4番(中瀬実君) 57ページです。こちら農業後継者対策の部分のagriパートナーの推進設置負担が3万4,000円ほど減額になっております。この減額の理由についてまずお聞きをしたいと思っております。

それから12番の収益向上作物生産振興事業について伺います。こちら103万6,000円の減になっております。収益向上作物ですから、振興補助ですから、その振興作物が面積が減になったからこの部分が減ったという理解でいいのか、その辺のところをお聞きしたい。

○議長(村上和子君) 農業振興課長。

○農業振興課長(大谷隆樹君) 4番中瀬議員の御質問にお答えします。

まず、agriパートナー推進設置負担3万4,000円の減につきましては、agriパートナーの推進員としてお願いしていたJAのOBの方だったのですけれども、その方が途中で退職されたことから、その業務の分については、北エリア長が兼務していただいたということもありまして、日数的に減額になったということでございます。

それから収益向上作物生産振興補助のほう、103万6,000円の減ですけれども、これは例年900万円程度の予算を組みまして、春先から申込みを受け付けまして、ハウスの新設とか更新、機械の補助とかの申込みを受け付けているところでございますが、今年度につきましては、申込みの数量が900万円までいかなかったということから減額させていただくものでございます。

以上でございます。

○議長(村上和子君) 4番中瀬実君。

○4番(中瀬実君) agriパートナーの推進員が途中でやめたということですが、そのエリア長が兼務したその日数分はどうかという話ですが、基本的には今の代わりの方がいわゆる決まっているのでしょうか。それとも、これはあれですよね、上富だけが減額ではなくて、例えばその人がいなくなれば、ほかの町村も応分の負担をしていると思えますから、その他町村も同じような割合で減額をしているということでのいいのですか。

○議長(村上和子君) 農業振興課長。

○農業振興課長(大谷隆樹君) ただいま中瀬議員の御質問にお答えいたします。

agriパートナー推進員ということで、結婚相談員なのですが、今中瀬議員おっしゃられたとおり、当町においてはJAのほうで給料費等の負担を見ていただいて、当町からは4分の1程度の助成金を負担させていただいているところでござい

ます。当町のみが今4分の1の負担をしまして、ほかの市町村については負担はしていないところでございます。

以上でございます。

○議長(村上和子君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、議案第10号令和4年度上富良野町一般会計補正予算(第9号)は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、議案第27号令和4年度上富良野町一般会計補正予算(第10号)は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第10 議案第11号

○議長(村上和子君) 日程第10 議案第11号令和4年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長(山内智晴君) ただいま上程いただきました議案第11号令和4年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

補正の概要につきましては、国民健康保険財政調整基金積立利息の積立てを行うため、所要の補正をするものであります。

なお、年度末の基金保有額は、2億8,025万8,905円となっております。

以下、議案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

なお、議決項目部分の説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略をさせていただきますので御了承願います。

議案第11号を御覧ください。

議案第11号 令和4年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

令和4年度上富良野町の国民健康保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億9,613万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

4款財産収入3万2,000円。

歳入合計は、3万2,000円であります。

2、歳出。

6款基金積立金3万2,000円。

歳出合計は、3万2,000円であります。

以上で、議案第11号令和4年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の説明いたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第11号令和4年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

令和4年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（深山 悟君） ただいま上程いただきました議案第12号令和4年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、介護予防事業及び包括任意事業の給付実績見込みに伴いまして、国費、道費、繰入金の地域支援事業費負担金等を補正するものでございります。

2点目は、高額介護サービス等の給付実績及び実績見込みに伴いまして、保険給付費及び地域支援事業費を補正するものであります。

3点目は、年額報酬でございます介護保険事業運営協議会委員につきまして、1名の改選があったことから、不足する1名分の年額報酬分を補正するものでございます。

4点目は、所得更生に伴う過年度介護保険料の還付金を補正するものでございます。

なお、収支の差額につきましては、予備費から3,538万7,000円を減額し、財源組替えを行って対応するものでございます。

以下、議案を朗読し、説明にいたします。

なお、議案の説明につきましては、議決項目のみ説明いたし、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願いたいと思います。

議案第12号令和4年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第4号）。

令和4年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,085万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億3,200万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

2款分担金及び負担金15万2,000円の減。

3款国庫支出金515万1,000円の減。

4款道支出金296万4,000円の減。

◎日程第11 議案第12号

○議長（村上和子君） 日程第11 議案第12号

6款財産収入7,000円。  
7款繰入金3,259万3,000円の減。  
歳入合計は、4,085万3,000円となると  
ころでございます。

続きまして、2、歳出。

1款総務費1万9,000円の減。  
2款保険給付費344万5,000円の減。  
3款地域支援事業費210万9,000円の減。  
5款基金積立金7,000円。  
6款諸支出金10万円。  
7款予備費3,538万7,000円の減。

歳出合計は、4,085万3,000円でご  
ざいます。

以上、議案第12号令和4年度上富良野町介護保  
険特別会計補正予算（第4号）の御説明といたしま  
す。

御審議いただきまして、御議決いただきますよう  
お願いいたします。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説  
明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、質疑を終了いた  
します。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は  
御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第12号令和4年度上富良野町介護  
保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり  
可決されました。

ここで、換気休憩といたします。

再開は11時10分といたします。

午前10時53分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（村上和子君） 休憩前に引き続き、会議を  
再開いたします。

## ◎日程第12 議案第13号

○議長（村上和子君） 日程第12 議案第13号  
令和4年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会  
計補正予算（第8号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長（鎌田理恵君） ただいま  
上程いただきました議案第13号令和4年度上富良  
野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第8  
号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げま  
す。

1点目は、寄附採納について、一般会計より繰入  
れを行うとともに、介護用備品の購入を図るよう、  
所要の補正を行うものであります。

2点目は、看護師採用に伴う募集業務の委託費用  
について、該当する看護師を採用後の支払いとなり  
、令和4年度中の支出がないことから減額するよう  
所要の補正を行うものであります。

3点目は、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業  
に係る厨房用備品購入の事業費の確定に伴い、交付  
金の増額及び繰入金を減額するよう所要の補正を行  
うものであります。

4点目は、介護職員初任者研修受講者に対する助  
成金交付の対象者となる職員が増えたことから所要  
の補正を行うものであります。

5点目は、燃料費調整額等の上昇に伴う電気料金の  
高騰に対応するため所要の補正を行うものであり  
ます。

また、令和5年度ラベンダーハイツ給食業務につ  
いて、新年度当初より業務を開始することから、委  
託契約事務を令和4年度中に実施する必要があるた  
め、債務負担行為の追加をお願いするものでありま  
す。

それでは、以下、議案の説明につきましては議決  
項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につ  
きましては省略させていただきますので、御了承願  
います。

議案第13号を御覧ください。

令和4年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別  
会計補正予算（第8号）。

令和4年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特  
別会計の補正予算（第8号）は、次に定めるところ  
による。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ  
5万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を  
歳入歳出それぞれ3億4,804万9,000円とす  
る。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当  
該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金  
額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務

負担行為補正」による。

1 ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

3款国庫支出金40万円。

7款繰入金34万9,000円の減。

歳入合計5万1,000円。

2、歳出。

1款総務費23万8,000円。

2款サービス事業費11万5,000円。

6款予備費30万2,000円の減。

歳出合計5万1,000円の減。

第2表、債務負担行為補正。

(1) 追加。

上富良野町ラベンダーハイツ給食業務。

期間、令和4年度、令和5年度。

限度額、3,994万9,000円。

以上で、議案第13号令和4年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第8号)の説明といたします。

御審議いただきまして、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(村上和子君) これをもって提案理由の説明を終わります。

御質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、議案第13号令和4年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第8号)は、原案のとおり可決されました。

### ◎日程第13 議案第14号

○議長(村上和子君) 日程第13 議案第14号令和4年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長(菊地 敏君) ただいま上程いた

だきました議案第14号令和4年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)の補正の要旨について御説明申し上げます。

まず、歳入におきまして、1点目に使用料及び手数料収入額の精査に伴う減額補正をするものであります。

2点目に、事業精査によります一般会計繰入金の減額補正するものであります。

次に歳出におきまして、衛生費の一般管理費及び事業費の精査によります減額補正をするものであり、歳入歳出それぞれ同額を減額補正とするものであります。

それでは、以下、議案を朗読し、説明といたします。

なお、予算の事項別明細書の説明につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第14号を御覧ください。

令和4年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)。

令和4年度上富良野町の簡易水道事業特別会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ33万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,851万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1 ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1款使用料及び手数料1万2,000円の減。

2款繰入金32万円の減。

歳入合計33万2,000円の減。

2、歳出。

1款衛生費33万2,000円の減。

歳出合計33万2,000円の減。

以上で、議案第14号令和4年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)の説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(村上和子君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（村上和子君） 質疑を終了いたします。  
これから討論を行います。  
討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。  
これから議案第14号を採決いたします。  
本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。  
よって、議案第14号令和4年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第14 議案第15号

○議長（村上和子君） 日程第14 議案第15号令和4年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（菊地 敏君） ただいま上程いただきました議案第15号令和4年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の補正の要旨について御説明申し上げます。

まず、歳入におきまして、1点目に、下水道使用料収入の精査によります減額補正をするものであります。

2点目に、公共下水道事業整備費の確定によります国庫支出金の減額補正をするものであります。

3点目に一般会計繰入金及び諸収入の精査によります減額補正をするものであります。

4点目に、公共下水道事業費の確定によります起債借入額につきまして減額補正をするものであります。

次に、歳出におきまして、1点目に、一般管理費におきまして、需用費、委託料、負担金補助、公課費などの精査により減額補正をするものであります。

2点目に、施設管理費におきまして、公設樹汚水樹移設工事費の確定によります減額補正をするものであります。

3点目に、建設事業費としまして、委託料及び工事請負費の確定によります減額補正をするものであります。

4点目に、公債費の借入額精査に伴う償還金利子の減額補正をするものであり、歳入歳出それぞれ同額を減額補正とするものであります。

それでは以下、議案を朗読し、説明といたします。なお、予算の事項別明細書の説明につきまして

は省略させていただきますので、御了承願います。

議案第15号を御覧ください。

令和4年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）。

令和4年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,300万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,764万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

2 款使用料及び手数料290万5,000円の減。

3 款国庫支出金402万6,000円の減。

4 款繰入金473万円の減。

6 款諸収入14万4,000円の減。

7 款町債120万円の減。

歳入合計1,300万5,000円の減。

2、歳出。

1 款下水道事業費1,120万8,000円の減。

2 款公債費179万7,000円の減。

歳出合計1,300万5,000円の減。

第2表、地方債補正についてですが、前段で申し上げました公共下水道事業費の確定に伴い、公共下水道事業債（一般分）の借入額が120万円減額となり、1億260万円に限度額を変更するものであります。

以上、議案第15号令和4年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の説明といたします。

御審議いただきまして、御議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質

疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、議案第15号令和4年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第15 議案第16号

○議長(村上和子君) 日程第15 議案第16号令和4年度上富良野町水道事業会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長(菊地 敏君) ただいま上程いただきました議案第16号令和4年度上富良野町水道事業会計補正予算(第3号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

補正の概要ですが、1点目は、収益的収入におきまして、事業収益の精査に伴う減額補正をするものであります。

2点目は、収益的支出におきまして、事業費用の精査及び確定に伴う補正をするものであり、減額した補正額につきましては、予備費に充当して調製したところであります。

3点目は、資本的収入におきまして、工事費精査に伴います企業債及び負担金の減額補正をするものであります。

4点目は、資本的支出におきまして、工事費の確定に伴います減額補正をするものであり、主な要因としましては、道道吹上上富良野線道路改良工事に伴います配水管敷設替え工事費の確定によるものであります。

それでは、以下、議案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

議案第16号を御覧ください。

議案第16号令和4年度上富良野町水道事業会計補正予算(第3号)。

(総則)。

第1条、令和4年度上富良野町の水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出

の予定額を次のように補正する。

款項の名称及び補正予定額のみ申し上げます。

収入。

第1款水道事業収益133万6,000円の減。

第1項事業収益133万6,000円の減。

支出。

第1款水道事業費用133万6,000円の減。

第1項営業費用187万9,000円の減。

第4項予備費54万3,000円。

(資本的収入及び支出)。

第3条、予算第4条本文括弧書き中「不足する額5,372万3,000円」を「不足する額5,217万7,000円」に、「当年度分損益勘定留保資金2,916万7,000円」を「当年度分損益勘定留保資金2,762万1,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款資本的収入5,986万9,000円の減。

第1項企業債1,600万円の減。

第2項負担金4,386万9,000円の減。

支出。

第1款資本的支出6,141万5,000円の減。

第1項建設改良費6,141万5,000円の減。

(企業債)。

第4条、予算第5条に定めた企業債の限度額を次のように改める。

企業債についてですが、前段で申し上げました資本的収入の企業債借入額が1,600万円の減額となり、1億1,320万円に限度額を変更するものであります。

次ページ以降の水道事業予算実施計画の説明につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

以上で、議案第16号令和4年度上富良野町水道事業会計補正予算(第3号)についての説明といたします。

御審議いただきまして、御議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長(村上和子君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、議案第16号令和4年度上富良野町水道事業会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第16 議案第17号

○議長(村上和子君) 日程第16 議案第17号令和4年度上富良野町病院事業会計補正予算(第8号)を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町立病院事務長。

○町立病院事務長(長岡圭一君) ただいま上程いただきました議案第17号令和4年度上富良野町病院事業会計補正予算(第8号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は特定防衛施設周辺整備調整交付金事業につきまして、事業費が確定したことに伴い財源調整を行うため、所要の補正をお願いするものでございます。

2点目につきましては、病院改築整備事業に係る子どもセンター解体に伴うアスベスト除去費用が確定したことにより、所要の減額補正をお願いするものです。

また、令和5年度町立病院及び介護医療院給食業務につきまして、新年度当初から業務を開始することから、委託契約事務を令和4年度中に実施する必要があるため、債務負担行為の追加をお願いするものであります。

以下議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第17号令和4年度上富良野町病院事業会計補正予算(第8号)。

(総則)。

第1条、令和4年度上富良野町の病院事業会計の補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)。

第2条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

補正予定額のみ申し上げます。

収入。

第1款資本的収入26万円の減。

第1項出資金138万6,000円の減。

第2項補助金122万6,000円。

第3項企業債10万円の減。

支出。

第1款資本的支出26万円の減。

第2項建設改良費26万円の減。

(債務負担行為)。

第3条、予算第6条に定めた債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

(企業債)。

第4条、予算第7条に定めた企業債の変更は、「第2表 企業債」による。

次ページをお開きください。

第1表、債務負担行為補正。

(1)追加。

事項、上富良野町立病院及び介護医療院給食業務。

期間、令和4年度から令和5年度。

限度額、3,407万円。

第2表、企業債補正。

(1)変更。

起債の目的、町立病院改築整備事業(実施設計、子どもセンター解体等)。

限度額につきましては、補正前1億3,400万円から補正後1億3,390万円とします。

次ページ以降につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、議案第17号令和4年度上富良野町病院事業会計補正予算(第8号)の御説明とさせていただきます。

御審議いただきまして、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(村上和子君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、議案第17号令和4年度上富良野町病院事業会計補正予算(第8号)は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第17 議案第22号から

日程第19 議案第24号まで

○議長(村上和子君) 日程第17 議案第22号 新子どもセンター建設工事(建築主体工事)請負

契約の締結について、日程第18 議案第23号新子どもセンター建設工事（電気設備工事）請負契約の締結について、日程第19 議案第24号新子どもセンター建設工事（機械設備工事）請負契約の締結についてを議題といたします。

関連がありますので、一括して提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（菊地 敏君） ただいま上程いただきました議案第22号新子どもセンター建設工事（建築主体工事）請負契約の締結につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本工事は、町立病院の建て替えに伴いまして、同敷地内にございました子どもセンターと建設から40年が経過した東児童館（昭和57年）を新子どもセンターとして建設する工事となっております。本工事の内容といたしましては、鉄骨造、平屋建て、子どもセンター棟といたしまして1,289.75平米、車庫棟といたしまして31.34平米の建築主体工事となっております。

入札に当たりましては、去る2月17日に事後審査型条件付一般競争入札を行い、4特定共同企業体で入札を行った結果、アラタ・佐川・木津特定共同企業体が6億7,800万円で落札し、消費税を加算いたしまして、本議案の7億4,580万円となっております。

参考までに、2番札はサンエービルド・創成特定共同企業体の7億101万円でした。

以下、議案を朗読し提案理由の説明に代えさせていただきます。

議案第22号を御覧ください。

議案第22号新子どもセンター建設工事（建築主体工事）請負契約の締結について。

新子どもセンター建設工事（建築主体工事）の請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的、新子どもセンター建設工事（建築主体工事）。

2、契約の方法、一般競争入札による。

3、契約金額、7億4,580万円。

4、契約の相手方、アラタ・佐川・木津特定共同企業体、代表者、株式会社アラタ工業、代表取締役、荒田陽史。

5、工期、契約の日から令和6年2月29日。

以上、議案第22号新子どもセンター建設工事（建築主体工事）請負契約の締結についての説明といたします。

続きまして、議案第23号新子どもセンター建設工事（電気設備工事）請負契約の締結につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本工事は、先ほどの議案第22号で御説明いたしました新子どもセンター建設工事（建築主体工事）に伴います電気設備工事一式となっております。

入札に当たりましては、去る2月17日に事後審査型条件付一般競争入札を行い、町内業者2社を含む3社で入札を行った結果、有限会社鈴木電設が6,185万円で落札し、消費税を加算いたしまして、本議案の6,803万5,000円となっております。

参考までに、2番札は株式会社一戸電設の6,190万円でした。

以下、議案を朗読し提案理由の説明に代えさせていただきます。

第23号を御覧ください。

議案第23号新子どもセンター建設工事（電気設備工事）請負契約の締結について。

新子どもセンター建設工事（電気設備工事）の請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的、新子どもセンター建設工事（電気設備工事）。

2、契約の方法、一般競争入札。

3、契約金額、6,803万5,000円。

4、契約の相手方、有限会社鈴木電設、代表取締役、鈴木真。

5、後期、契約の日から令和6年2月29日。

以上、議案第23号新子どもセンター建設工事（電気設備工事）請負契約の締結についての説明といたします。

続きまして、議案第24号新子どもセンター建設工事（機械設備工事）請負契約の締結につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本工事は、先ほど議案第22号で御説明いたしました新子どもセンター建設工事（建築主体工事）に伴います機械設備工事一式となっております。

入札に当たりましては、去る2月17日に事後審査型条件付一般競争入札を行い、町内業者4社を含む5社で入札を行った結果、株式会社アリガプランニングが1億4,281万円で落札し、消費税を加算いたしまして、本議案の1億5,709万1,000円となっております。

参考までに、2番札は株式会社西塚清掃社の1億4,600万円でした。

以下、議案を朗読し提案理由の説明に代えさせて

いただきます。

議案第24号を御覧ください。

議案第24号新子どもセンター建設工事（機械設備工事）請負契約の締結について。

新子どもセンター建設工事（機械設備工事）の請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的、新子どもセンター建設工事（機械設備工事）。

2、契約の方法、一般競争入札による。

3、契約金額、1億5,709万1,000円。

4、契約の相手方、株式会社アリガプランニング、代表取締役、清水俊明。

5、工期、契約の日から令和6年2月29日。

以上、議案第24号新子どもセンター建設工事（機械設備工事）請負契約の締結についての説明といたします。

議案第22号、第23号、第24号につきまして、御審議いただきまして御議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

4番中瀬実君。

○4番（中瀬実君） 今、子どもセンターの関係で請負契約の締結の案件が出てきたわけですが、ひとつお伺いしたいのは、先ほどいただいた建設工事発注状況の中で、これ、それぞれ発注されるわけですが、備考欄に事後審査型という形の説明があります。この事後審査型ということをお教えいただきたい。

○議長（村上和子君） 副町長。

○副町長（佐藤雅喜君） 4番中瀬議員の御質問にお答えいたします。

通常、入札につきましては、あらかじめ2年ごとに町に届出を出していただいて、入札参加の資格があるかどうか書類を審査して、登録してございます。ただ、この場合には、事後審査型というものにつきましては、特定企業の企業体とかをその工事のときにつくるものですから、あらかじめその会社の企業体がちゃんとした企業かどうかというのは後から審査する。入札のときに出してもらって、あらかじめ出しているものでやって、それを審査してこの企業体は入札に大丈夫ですね、工事でできますねということで、通常の指名入札と違って、そういった会社とか企業体の確認をする必要がある入札になってますので、それで事後審査型という名称が入ってい

るということで御理解賜りたいなと思っております。

○議長（村上和子君） 4番中瀬実君。

○4番（中瀬実君） 後で審査するというのですが、例えば工事をやっていて、この企業は本来は審査したけれどもちょっとまずいよなというようなことは起きないですか。

○議長（村上和子君） 副町長。

○副町長（佐藤雅喜君） 4番中瀬議員の御質問にお答えいたします。

当然にしてそういうことはありますので、入札したときには落札予定者ということで、事後審査がありますので落札予定者ということで町長のほうから指名をちゃんとして、それで所管でもって調べた上で、はい、いいですよというようなことで、入札のときには、残念ながら決定まではいかないシステムというか、ルールになってございますので、そういった場合には、今までほとんどそういうことはないとは思いますが、そういった事業をもし何かの不備とか不適切なことがあった場合には、予定者ですから、そのまま決定しませんということもあり得るという制度でございます。

○議長（村上和子君） ほかにございませんか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） これ全般についてお伺いしたいのですが、まず工事の進捗状況の点検を仕様書に基づいて行われるというふうに思いますが、どういう時点で行われるのか確認しておきたいと思えます。

それと、それぞれ当然、請負でこの契約、落札されたわけですから、いわゆる現場責任者等、いわゆるそういう責任者が規定の基準に基づいて配置をされているというのが前提だというふうに思いますが、この点確認されているのかどうかお伺いいたします。

次にお伺いしたいのは、部材等のいわゆるJAS規格というののちょっと分かりませんが、そういった点検も当然されなければならないというふうに思いますが、どの時点でそういったものが点検されるのかお伺いいたします。

さらにお伺いしたいのは、材料等の価格高騰を想定した中での価格設定がされております。併せて、万が一異常な部材等の価格が上がるという場合になった場合に、この契約上、仕様書の中では、そういうものに対する対応というのはどのようになっているのかお伺いいたします。

次に、この議案24号の、株式会社アリガプランニングなのですが、これ上富良野という形の押さえという説明がありましたが、以前にもたしか何で

しょうか、ボイラー関係でしたか、かなりな破格な値段で落札しているという状況を見受けられます。このアリガプランニングという会社というのは、実績というのはどのようになっているのですか。工事実績というのは、いつ設立された会社なのか、この点分かれば答弁お願いしたいというふうに思います。当然、この審査する以上は、その会社の実績等が当然前提になってくるかというふうに思います。そういったものも含めて、恐らく町のほうで合格点も出されたのだというふうに思います。指名においてもこの点お伺いしておきたいと思います。

○議長（村上和子君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（菊地 敏君） 7番米沢議員の工事に関する御質問にお答えしたいなと思います。

まず、工事の進捗率でございます。今後御議決いただいた後、契約の手はずとなります。着手届が出てくる際に工程表というものがついてきます。その中で、より細かい工程表はその後出てはくるのですけれども、役所といたしましても2週間に一度、期間というか進捗状況を確認しながら、業者と打合せを行っております。

あと、現場の責任者と主任技術者、管理技術者等、今後着手において添付される書類で、2級施工管理技士だとか等々の資格もございまして。どのような方がつくかは契約後に出てくる書類で確認したいと思っております。

部材の確認でございます。部材の確認におきましても、施行計画書着手後、出てくる中で添付されて出てきます。そこで役所として求めている部材の確認を行っていきたいと思います。

あと、価格高騰に伴う物品の価格等についてでありますけれども、契約条項でうたわれておりますスライド条項というものがございまして。全体スライドという契約条項入っているものがあるのですけれども、これに関しましては、全体スライド、上がった分に関しては、12か月を超える工事ということで、全体のスライドに対しては、今回の契約に関しては該当しないので、単品スライド、物だけというものがございまして。そこで請負契約の変更を行う部材が対象といたしまして、鋼材及び燃料が指定された材料になっております。1%、全体工事費の1%を超える額が上昇確認されれば、契約の変更が生じることになっております。ただ、これにつきましては、その確認もちょっと時間もかかります。こちらから申し出るものではなく、向こう側から資料を整理した中で、全体の1%、鋼材と先ほど言った燃料費、上がっているから変更してくれという申出に基づいて行うものでございます。

あと、有我工業所の実績です。アリガプランニン

グです。すみません。アリガプランニングの実績につきましては、病院のボーリングの、私知り得ている中ではボーリング調査と、あと細々した維持だとは思いますが。設立等につきましても、ちょっと今手持ちの資料がございませんので、ちょっと申し上げることはできません。

すみません、以上です。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 価格高騰や現場監督という形の中で、その時々、進捗状況についても点検するということでもあります。

もう1点、さらに確認いたしますが、このアリガプランニングなのですが、ほぼ仕事量というのは、実績というのがないのかなというふうに、それを、細々したのとヒートポンプと今回、これが落札という形になったのですが、こういう実績が必ずしも積み上がってきているか、会社の実績そのものがない状況の中で、こういった業者の指名等々については、何ら落札、あるいは申出等したなら、問題はないですね。もし万が一実績がなくて、工事等が立ちいかなくなるというようなことは恐らくないというふうに思いますが、あつては当然なりませんが、再度確認いたしますが、そういった全てランクづけも含めて、当然審査した中で、当然応募もしてきましたし、町もこれで大丈夫だという形もなったのだというふうに思いますが、それを確認いたします。

○議長（村上和子君） 副町長。

○副町長（佐藤雅喜君） 7番米沢議員の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

この3件につきましては、一般競争入札ですので、こちらのほうから指名はしておらないということはまず1点目でございます。基本的に、これは金額的にはA等級の工事なのですが、審査といいますか、指名基準には何かと照らし合わせましても、取りあえず官工事というのはA、Bのランクの中でB、一等級下までは大丈夫ですよというような町内のルールになってございますので、そういったものでございます。

議員御指摘のとおり、この会社につきましては、過去の実績というのは、どちらかというと地中熱ですとか調査だとかということが多かったということでございますけれども、今回書類の中身を見た形で、企業の中で去年組替えを行ったということで、それらのことでその実績は、会社の中でも実績はないのですけれども、しっかりとしたそういう技術ですとか、そういうものもしっかりとした引継ぎはされているというふうに認識しておりますので、そういった工事が遅れるとか、それからできなくなるということはないのかなというふうに考えております

ので、御理解賜りたいなと思っております。

○議長（村上和子君） ほかに御質疑ございますか。

8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） 関連で御質問いたします。

今、副町長の御答弁ですと、株式会社アリガプランニングにおいては、格付はAなのですか。もう一度伺いますけれども、過去に実績がないとかということも今話しされてましたけれども、基本的にその1億円以上のこういった工事の入札資格というのは、過去に実績がないものに対してもまた格付がBであっても、入札に該当するということでもよろしいのでしょうか。確認します。

○議長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 8番荒生議員の御質問にお答えいたします。

そういった施工能力も含めての事後審査になりますので、そういった部分については、その審査の内容で定まることなのかなと思っています。指名の場合には、特に等級とか実績とかを考慮しながら、そのランクづけとかありますけれども、その中でもいろいろと地域性だとか、あとは事後のメンテナンスだとか、そういったことをいろいろ想定しながら、これは指名の場合ですけれども、そういったものを考慮しながら業者を選考して札を入れてもらったり、それからこの一般競争入札の場合には、括りといいますか、一定程度の、全国ということにはならないので、一定程度の地域の中から手を挙げてください、札入れてくださいという制度ですので、そういったものについては、後からその会社の能力というか実力をはかった上で、大丈夫ですねということであれば、そこで落札、落札といいますか、そうですね、落札者として決定していくということになるというルールでございます。

○議長（村上和子君） 8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） 先ほど建設課長、企業名間違えて前会社名を申し述べていましたけれども、私の記憶によると、多分昨年からの道の入札行為においては、2月から8月までの18か月間、要は停止の処分を受けているという中で、先ほど会社が二つあるのかどうかということでは、ちょっと言葉のニュアンスとしては、こちら側のほうでこの後やっていくというようなことで、さきに申し上げたところではない、しっかりとしたそのアリガプランニングというところが、こっちの停止とかということの關係上、資本的な問題とかということでは、法に触れることというのは一切ないという理解でいいですか。

○議長（村上和子君） 副町長。

○副町長（佐藤雅喜君） 8番荒生議員の御質問にお答えします。

このアリガプランニングにつきましては、ずっと前からある会社でございますので、そういった意味では、何というのですか、言われていた会社とは全く別の会社として元から存在していた会社でございますので、そういった意味ではきちんと別々の会社という認識をもって落札者として決定したところでございます。

○議長（村上和子君） ほかにございませんか。

1番元井晴奈君。

○1番（元井晴奈君） 関連で、この株式会社アリガプランニングの所在地というのは、町内事業者になるのか、町外の事業者になるのか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 副町長。

○副町長（佐藤雅喜君） 1番元井議員の御質問にお答えいたします。

町内に本店のある会社ということで認識しております。

○議長（村上和子君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第22号新子どもセンター建設工事（建築主体工事）請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第23号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第23号新子どもセンター建設工事（電気設備工事）請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第24号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第24号新子どもセンター建設工事  
(機械設備工事)請負契約の締結については、原案  
のとおり可決されました。

---

◎散 会 宣 告

○議長(村上和子君) 以上で、本日の日程は全部  
終了いたしました。

今日は、これにて散会いたします。

明日の予定につき、事務局長から報告いたさせま  
す。

○事務局長(星野耕司君) 御報告申し上げます。  
明日3月3日は、本定例会の2日目で、開会は午前  
9時です。定刻までに御参集賜りますようお願い申  
上げます。

以上であります。

○議長(村上和子君) お疲れ様でした。

午後 0時03分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

令和5年3月2日

上富良野町議会議長 村上 和子

署名議員 岡本 康裕

署名議員 元井 晴奈

令和5年第1回定例会

上富良野町議会会議録（第2号）

令和5年3月3日（金曜日）

○議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について  
第 2 執行方針  
〔町政執行方針〕 町長 齊藤 繁 君  
〔教育行政執行方針〕 教育長 鈴木 真弓 君  
第 3 議案第 1号 令和5年度上富良野町一般会計予算  
第 4 議案第 25号 上富良野町公共施設整備基金の一部支消について  
第 5 議案第 26号 十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消について  
第 6 議案第 2号 令和5年度上富良野町国民健康保険特別会計予算  
第 7 議案第 3号 令和5年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算  
第 8 議案第 4号 令和5年度上富良野町介護保険特別会計予算  
第 9 議案第 5号 令和5年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算  
第10 議案第 6号 令和5年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算  
第11 議案第 7号 令和5年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算  
第12 議案第 8号 令和5年度上富良野町水道事業会計予算  
第13 議案第 9号 令和5年度上富良野町病院事業会計予算

○出席議員（13名）

- |     |          |     |         |
|-----|----------|-----|---------|
| 1番  | 元井 晴奈 君  | 2番  | 北條 隆男 君 |
| 3番  | 高松 克年 君  | 4番  | 中瀬 実 君  |
| 6番  | 中澤 良隆 君  | 7番  | 米沢 義英 君 |
| 8番  | 荒生 博一 君  | 9番  | 佐藤 大輔 君 |
| 10番 | 今村 辰義 君  | 11番 | 小林 啓太 君 |
| 12番 | 小田島 久尚 君 | 13番 | 岡本 康裕 君 |
| 14番 | 村上 和子 君  |     |         |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

- |                     |         |                    |         |
|---------------------|---------|--------------------|---------|
| 町 長                 | 齊藤 繁 君  | 副 町 長              | 佐藤 雅喜 君 |
| 教 育 長               | 鈴木 真弓 君 | 代表監査委員             | 中田 繁利 君 |
| 農業委員会会長             | 井村 昭次 君 | 会計管理者              | 及川 光一 君 |
| 総務課長                | 北川 徳幸 君 | 総務課IT・<br>組織機構担当課長 | 宮下 正美 君 |
| 企画商工観光課長            | 狩野 寿志 君 | 町民生活課長             | 山内 智晴 君 |
| 保健福祉課長              | 深山 悟 君  | 保健福祉課<br>健康づくり担当課長 | 星野 章 君  |
| 農業振興課長<br>農業委員会事務局長 | 大谷 隆樹 君 | 建設水道課長             | 菊地 敏 君  |
| 教育振興課長              | 谷口 裕二 君 | ラベンダーハイツ所長         | 鎌田 理恵 君 |
| 町立病院事務長             | 長岡 圭一 君 |                    |         |

○議会事務局出席職員

- |     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 局 長 | 星野 耕司 君 | 次 長 | 飯村 明史 君 |
| 主 事 | 真鍋 莉奈 君 |     |         |

午前 9時00分 開議  
(出席議員 13名)

### ◎開 議 宣 告

○議長(村上和子君) 御出席、誠に御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は13名でございます。

これより、令和5年第1回上富良野町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(村上和子君) 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、

2番 北 條 隆 男 君

3番 高 松 克 年 君

を指名いたします。

### ◎日程第 2 執行方針から

#### 日程第13 議案第9号まで

○議長(村上和子君) 日程第2 執行方針並びに日程第3 議案第1号令和5年度上富良野町一般会計予算、日程第4 議案第25号上富良野町公共施設整備基金の一部支消について、日程第5 議案第26号十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消について、日程第6 議案第2号令和5年度上富良野町国民健康保険特別会計予算、日程第7 議案第3号令和5年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算、日程第8 議案第4号令和5年度上富良野町介護保険特別会計予算、日程第9 議案第5号令和5年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算、日程第10 議案第6号令和5年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算、日程第11 議案第7号令和5年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算、日程第12 議案第8号令和5年度上富良野町水道事業会計予算、日程第13 議案第9号令和5年度上富良野町病院事業会計予算について、関連がございますので一括して議題といたします。

まず町長より、町政執行方針について説明を求めます。

町長、斉藤繁君。

○町長(斉藤 繁君) 令和5年第1回定例町議会に当たり、町政執行方針につきまして申し上げます。

我が国の経済状況は、ウィズコロナの新たな段階への移行が進みつつある中、緩やかな持ち直しが続いています。その一方で、国際情勢の不安定化によるエネルギー安全保障の憂慮や食料価格の高騰、欧

米各国の金融引締め等による世界的な景気後退懸念など、我が国経済を取り巻く環境には厳しさが増しています。

このように不安定な状況の中、岸田内閣は、歴史の転換期を前に、我が国が直面する内外の重要課題に対して道筋をつけ、未来を切り拓くため、速やかに行うべく必要な対策を講ずるとともに、総合経済対策を迅速かつ着実に実行し、物価高を克服しつつ、新しい資本主義の旗印の下、社会課題の解決に向けた取組を成長のエンジンへと転換し、民需主導で持続可能な成長経路に乗せるべく、令和5年度予算については、新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費4兆円を含め、114兆3,812億円の予算案を閣議決定し、国会において審議されているところであります。

一方、地方財政計画の一般財源総額について、交付団体ベースで前年度比1,500億円、0.2%増の62兆1,635億円と前年度並みが確保され、地方交付税については、18兆3,611億円、前年度比3,073億円、1.7%増となっておりますが、臨時財政対策債の発行額については、9,946億円、前年度比7,859億円、44.1%減となっております。人口の少ない多くの地方公共団体においては、元来、地方税収の増加は見込めない中、急速に進行している少子高齢化をはじめ、日々複雑化、多様化する行政ニーズに対応するための財源確保に当たっては、依然として厳しい状況にあります。

本町におきましても、地方税収など自主財源の大きな伸びが見込めない中で、地方交付税をはじめとする一般財源の約8割が経常的な支出に充てられている上、全収入の約4分の3が依存財源という、柔軟性の乏しい財政構造となっている実態にあります。

歳出面においては、公共投資に伴う地方債発行の減と過去の地方債の償還完了に伴い償還費のピークを過ぎ減少している一方で、人口減少社会を見据えた自立した地域を維持するための地域振興、加速する少子高齢化や人口減少への対応、子育てや介護など幅広い社会福祉環境の整備をはじめ、多発する自然災害に対する応急・恒久的防災対策、老朽化が進む社会資本の長寿命化など、様々な行政課題に対応するための継続的な財政需要が想定されております。

さらに、町立病院の建て替え、新子どもセンターの建設をはじめとした公共施設の改修等、大きな公共投資も予定される所であり、中長期的な見通しに基づく財政運営により、活力あるまちづくりと自治体経営の安定化との両立を図っていかねばならないと認識しているところであります。

このように、財政的には依然として厳しい状況ではありますが、町民の皆様が上富良野に愛着を持ち、

夢と希望に満ちたまちづくりを進めていくことが何よりも大切であると受け止めており、第6次上富良野町総合計画に掲げました「暮らし輝き 交流あふれる 四季彩のまち・かみふらの」を目指すべき将来像として、「協働のまちづくり」、「穏やかに安心して暮らせるまちづくり」、「人が行き交うまちづくり」の3つの視点を基本に、これからの上富良野を見据えたまちづくり、さらに「活力あるまちづくり 魅力あるまちづくり 持続可能なまちづくり」を念頭にこれまでの課題への対応をはじめ、それぞれの事業実施において緊急性や優先性を十分考慮するとともに、今後見込まれる財政需要に対する財源確保の状況を見極めながら、予算編成を行ったところであります。

それでは、第6次総合計画の分野目標ごとにまとめた主要施策の項目に沿いまして、本年度の主な施策について申し上げます。

最初に、「きれいで安全・安心な生活環境のまち」についてであります。

環境・景観、エネルギーにつきましては、出前講座等の学習機会を通じて環境保全意識の醸成を図るとともに、昨年度のゼロカーボンシティ宣言の実現に向けた施策等の検討を進め、地球温暖化防止に向けた地球温暖化対策実行計画、地域省エネルギービジョンの点検、評価を行い、計画に基づいた温室効果ガスの削減に取り組んでまいります。

また、町も一事業所として、第2期上富良野町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、その取組に努めてまいります。

葬斎場につきましては、昭和49年の建設から48年が経過し、施設・設備の老朽化が進んでおり、中富良野町と将来の火葬場の共同利用について検討を進めながら適正な維持管理を図ってまいります。

景観法に定められた景観行政団体として景観づくり条例、景観づくり計画に基づき、良好な景観を守り、育み、創造する意識の浸透を進めるとともに、十勝岳ジオパークの取組と連携し、大雪山国立公園の保護をはじめ、地域の特徴的な地質・地形について継続的に調査を重ね、本町の最も重要な資源ともいえる十勝岳連峰と田園丘陵が織りなす良好な景観の保全に取り組んでまいります。

ごみ処理等環境衛生につきましては、町民の皆様の御理解と御協力により、着実にごみの分別、減量化が進んでおり、今後におきましても、分別の徹底と減量化、リサイクル率の向上に積極的に取り組んでまいります。

クリーンセンターにつきましては、供用開始から23年が経過し、施設や設備に経年劣化による故障等が顕在化しております。長寿命化計画に基づき、本年度は焼却炉の補修工事等を実施し、安定した施設運営が行えるよう対応してまいります。

また、昨年度策定した第3次富良野生活圏一般廃

棄物広域分担処理基本計画に基づき、沿線市町村の連携を図り廃棄物の処理を進めるとともに、より効率的な処理について引き続き協議してまいります。

上・下水道につきましては、老朽化が進んでいる上水道の主要な幹線管路や、浄水場施設のポンプ設備の更新を進め、水道施設の健全化を図り安定した水供給に努めるとともに、簡易水道事業会計及び公共下水道事業会計においては、令和6年度より運用開始となる地方公営企業法適用に向けた条例や規則の制定・改廃、資産台帳の整備などの移行準備を引き続き進めてまいります。

また、公共下水道事業においては、公共下水道全体計画に基づき下水道の普及促進を図るとともに、下水道経営戦略により策定した投資計画により、計画的に終末処理施設の設備更新事業を進めてまいります。

公園・緑地につきましては、日の出公園において、キャンプ場のセンターハウス手摺壁の改修を実施し、来園する皆様が安全で快適に利用いただけるよう、また、周辺地区の生活環境にも十分配慮し、適正な公園管理を行ってまいります。

各公園・緑地においては、令和2年度に実施した遊具の劣化点検の結果に基づき、引き続き必要な改修等を進めるとともに、島津公園については、施設等の一部改修を実施し、町民の憩いの場として適正な管理に努めてまいります。

消防・防災につきましては、日頃からの防災意識の啓発や防災訓練等による地域防災力の強化をはじめ、各住民会の防災士間の連携と資質の維持・向上を図る機会を設けるとともに、自主防災組織等活動補助事業を継続し、自主防災組織の活動を支援してまいります。

また、洪水ハザードマップを更新し、避難経路・避難場所の再確認を行うとともに、出前講座や十勝岳ジオパーク（防災教育）・自主防災組織と連携した取組などにより、町民の防災に関する知識・意識のさらなる醸成を促してまいります。

十勝岳噴火総合防災訓練につきましては、前回の噴火から35年が経過し、火山活動は活発な状態が続いていることを踏まえ、関係機関との連携強化を図るとともに、地域住民や事業所の参加協力を得ながらより実践に即した訓練を実施し、防災体制の構築を進めてまいります。

また、防災備蓄品・資機材については円滑な避難所運営に資するよう計画的な整備を行い、災害に強い町を目指してまいります。

富良野川の砂防堰堤などの火山砂防事業や治山・治水事業、登山道におけるシェルターなどの避難施設の整備につきましては、関係機関へ引き続き要請してまいります。

また、普通河川の整備については、河川整備計画に基づき、本年度は2河川の補修工事を実施してま

います。

交通安全・防犯につきましては、一人一人の意識を高めることが何よりも重要であることから、地域や家庭はもとより、生活安全推進協議会をはじめ関係機関・団体との連携強化を図りながら、事件、事故のない、安全安心なまちづくりを進めてまいります。

特に、本年1月に町内において死亡事故が発生し、交通死亡事故ゼロが4,774日で途絶えることとなつてしまいましたが、今後も悲惨な交通死亡事故の根絶に向けて、交通安全に対する町民のさらなる意識向上が図られるよう、啓発活動を推進してまいります。

消費者対策につきましては、悪質商法等による被害が後を絶たないことから、様々な機会を通じて注意喚起や被害防止対策に取り組むほか、複雑化・多様化する相談内容に対応できるよう、引き続き相談窓口を富良野市消費生活センター内に富良野圏域5市町村で共同設置するとともに、町内にも出張相談窓口を月1回開設し、消費生活の安全を確保してまいります。

次に、「みんなが元気になる健康・福祉のまち」についてであります。

保健・医療につきましては、健康づくり推進のまち宣言の理念の下、生活習慣病の発症・重症化予防を最重要課題に掲げ、第2次健康かみふらの21計画、第2期保健事業計画・第3期特定健診等実施計画に基づきライフステージに応じた各種健康診査等の保健事業を推進し、一人一人が自ら健康づくりに取り組むことができる環境づくりを進めてまいります。

また、本年度は、第2次健康かみふらの21計画、第2期保健事業計画・第3期特定健診等実施計画が最終年になることから、様々な健康・医療情報を活用して現状の分析評価を行い、新たな課題を踏まえて次期計画を策定し、町民の健康寿命の延伸に努めてまいります。

特定健診については、虚血性心疾患、糖尿病性腎症、脳血管疾患の重症化予防を重点に、これらに共通する危険因子であるメタボリックシンドロームの該当者に対する効果的な保健指導を推進するとともに、受診率の低い40・50歳代の受診勧奨に取り組んでまいります。

また、小児については、小児生活習慣病予防健診（かみふっ子健診）により生活習慣病の予防と健全な生活習慣の確立を推進し、高齢者については、健康寿命の延伸のため、その特性を踏まえ生活習慣病やサルコペニア（筋肉量減少）の重症化予防の保健指導に取り組んでまいります。

歯・口腔の健康保持については、乳幼児期からの歯科保健指導を強化するほか、子育て世代からの成人期における歯周疾患検診など各ライフステージに

応じた虫歯・歯周病予防を推進するとともに口腔ケアの重要性の理解を促してまいります。

母子保健につきましては、新たに低所得の妊婦の初回産科受診料支援事業、多胎妊婦の妊婦健康診査支援事業、産婦健康診査費用助成事業、産後ケア事業に取組、安全に安心して子供を産み、育て、次世代を担う子供が健やかに育つことができるよう支援策を充実してまいります。

中学生までの子供の医療費無償化につきましては、令和4年度より所得制限を廃止して全ての世帯に拡大し、子育て世帯の保護者への負担軽減を図り実施してまいりました。今後においては、対象者の拡大について検討してまいります。

感染症の予防につきましては、生活習慣としてうがい、手洗いなどの励行を啓発するとともに、各種予防接種の積極的な勧奨により、発症の蔓延防止に努めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症予防対策においては、国の動向に沿いながら感染予防及び啓発活動に取り組んでまいります。

町内唯一の有床医療機関である町立病院につきましては、身近なかかりつけ医としての役割に加え、救急医療から介護サービスまでを担っており、町民が地域で安心して暮らし続けるための地域医療の基幹的施設であることから、これからも安定した病院運営を図るため、医療・介護スタッフの適正な人員確保を行うとともに、本年度策定します病院経営強化プランに基づき経営の健全化に努めてまいります。

また、老朽化に伴う施設の改築整備につきましては、令和7年度の完成に向け、本年度は、実施設計を策定するとともに建設工事を着工し、計画的に整備を進めてまいります。

子育て支援につきましては、第2期子供・子育て支援事業計画に基づき、全ての児童とその家族に対して、妊娠・出産、乳幼児、小学校低学年の子育てのステージと、小学校高学年、中学校、高校の子育てのステージの二つのステージによる切れ目のない子育て支援サービスに関する情報提供を行うとともに、育児の悩みや児童虐待への対応も含め様々な相談に対応し適切な支援につなげるよう、町内の教育・保育施設4園をはじめ、教育委員会等との連携を図り、保健福祉総合センター内に設置している子ども・子育て包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点、児童相談支援センターの機能を活用し、安心して子育てができる環境づくりを進めてまいります。

また、乳児家庭全戸訪問事業や母子保健事業を実施する中で、積極的な関与が必要な家庭につきましては、養育支援訪問事業を実施してまいります。

なお、令和6年度を最終年とする子供貧困対策を含む子ども・子育て支援事業計画につきましては、

子育て世帯の実情や課題を把握し、検証・分析をする中から、施策の評価及びより良い施策の展開につなげていくため、アンケート調査を実施してまいります。

子育て支援拠点事業と発達支援事業を担っている子どもセンターにつきましては、子育て家族に安心を与え、地域とつながることのコンセプトの下、令和4年度に引き続き、東児童館敷地内への建設に取り組み、令和6年4月の新子どもセンター供用開始に向け取り組んでまいります。

高齢者支援につきましては、第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう地域包括支援センターを中心に関係機関・事業所と連携し、地域包括ケアシステムの深化と推進を図るとともに、令和6年度からの第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に向け検証を行ってまいります。

また、介護保険などの公的サービスでは対象とならない、高齢者や障がい者の日常生活における困り事への支援に対するニーズが高まっている現状から、社会福祉協議会との連携により、ボランティアセンター体制と生活支援体制を連携強化することで、ニーズの把握と適切な生活支援と人材育成につなげる体制整備に取り組むほか、権利擁護センターによる成年後見制度の普及啓発や地域ケア支援の充実を図ってまいります。

ラベンダーハイツにつきましては、介護サービス提供の根幹となる介護士等専門職の確保のために様々な情報発信や情報収集に努めるとともに、職員の人材育成を図り、利用者ニーズに即した信頼されるサービスの提供を行ってまいります。

また、自立支援や介護サービスを必要とする方々に、広くラベンダーハイツを利用していただくことで利用率の向上を図り、効率的な運営による健全な経営に努めるとともに、住み慣れた地域の中で安心して生活を継続していただくため、老朽化する施設整備の維持改善を図りながら、高齢者福祉、在宅福祉の拠点施設として、地域の皆様に信頼される施設運営に取り組んでまいります。

障害者支援につきましては、第3期障がい者計画、第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画に基づき、関係機関や町内の各事業所と連携を図り、各サービス等の推進に努めるとともに、一般就労を目指す就労移行事業など、町内に事業所がないサービスについては、近隣の町外事業所利用への支援を行うなど、支援を必要とする方が地域で安心して生活できるよう体制の充実に取り組むとともに、本年度は、第6期障がい者福祉計画、第2期障がい児計画が最終年になることから、現状の分析評価を行い、新たな課題を踏まえて次期計画を策定してまいります。

地域福祉につきましては、第3次地域福祉計画に基づき、関係機関や団体等と連携の下検討し、就労や住まい、権利擁護、防災・防犯対策など、高齢者、障害者、児童福祉の推進と、地域福祉の向上に取り組むとともに、複雑化・複合化した困難な課題に対応するための、重層的支援体制整備についても検討してまいります。

また、核家族化や少子高齢化の進展、ライフスタイルの変化等を背景に、就労や心身の状況、地域社会との関係性など、多様な問題を複合的に抱えている生活困窮者やひきこもり等が増加傾向にあることから、民生委員・児童委員、保護司や関係機関の協力を得ながら、援護を必要とする世帯の継続的な実態把握に努め、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度、資金貸付制度の周知や利用に関する助言、指導を通じ、必要な方に必要な支援が届くよう、取組を継続してまいります。

なお、本年度は地域福祉計画が最終年になることから、アンケート調査を行うとともに、現状の分析評価を行い、新たな課題を踏まえて第4次地域福祉計画の策定に努めてまいります。

建築から18年を経過している保健福祉総合センターかみんにつきましては、適切な維持管理を行うとともに、本年度も令和4年度に引き続き令和3年度ボイラー更新整備実施設計に基づき、施設暖房と浴室・温水プールに供するボイラーの更新を行ってまいります。

国民健康保険事業につきましては、医療の高度化により医療費負担が増加傾向で推移していることから、引き続き特定健診と保健指導に重点を置いた生活習慣病予防に努め、実施し、医療費の抑制を図りながら共同保険者である北海道と道内市町村とともに、安定した事業運営に努めてまいります。

また、北海道国民健康保険運営方針に基づいた全道統一の保険料水準に向け、昨年度から資産割の廃止、さらに、子供に係る均等割額を全額軽減し、子育て世帯の国民健康保険税の負担軽減を図ってまいります。

農林業につきましては、第8次農業振興計画に基づき、地域の農業者や農業委員をはじめ、関係機関との連携を図りながら、本町の基幹産業として力強く持続性の高い農業の確立に向けて着実に取組を進めるとともに、現計画が最終年度を迎えることから、この間の成果、課題等を検証し、第9次農業振興計画の策定に取り組んでまいります。

農業の生産性向上を図るため、引き続き東中地区において基盤整備事業を進めるとともに、自然災害時における住民の安全確保のため、農村地域防災減災事業として実施されている日の出排水路整備事業について、事業効果の早期発現に向けて、十分な予算の確保と早期の完了について関係機関に対し要望を行ってまいります。

ラベンダー・ホップ・メロン・青シソなどの特産農作物においては、農家戸数の減少や農業従事者の高齢化による労働力不足への対応として、将来就農を目指す地域おこし協力隊員を採用し、農業生産の維持、拡大につなげてまいります。

また、多様な営農類型を支援するため、高収益の園芸作物への町の独自施策においても付加価値向上が図れるよう継続してまいります。水田畑作においてはスマート農業をはじめとする新技術の導入に向けた取組に支援を行うとともに、国の米政策に対しては農業再生協議会と連携し、安定生産、高品質化等の取組を推進してまいります。

畜産環境整備につきましては、沿線自治体、JAなどの関係機関と連携し、道営草地畜産基盤整備事業（ふらの地区）により富良野広域連合公共申内牧場での草地整備や哺育・育成センターの整備を進め、株式会社ふらの哺育・育成センターが管理運営を行うことで、畜産経営者の労働負担軽減、生産の効率化を図ってまいります。

また、ふらの沿線地域畜産クラスター協議会を通じて施設や機械の整備、飼料生産組織の設置への支援等により、酪農経営の安定化を進めてまいります。

環境保全型農業直接支払制度や農業生産工程管理（GAP）の認証取得など、国や北海道の制度を活用し、安全で良質な農畜産物の安定生産、消費者の信頼確保を図るとともに、クリーン農業など環境と調和した持続可能な農業を推進してまいります。

食による地域の魅力づくりにつきましては、町内の飲食店や事業所で地元食材を活用したメニューや商品作りが活発に行われ、また、農業者による6次産業化の取組も広がりを見せており、消費者から高い評価を得ております。

今後もこの流れをしっかりと支えることで大きな成長につながるよう、新たな商品開発をめざす事業者に対しては、引き続き設備投資やノウハウの習得など、ハードとソフト両面において支援を行い、地域の食ブランドを発信するイベントの開催や農・商・工の産業間連携による町の魅力度アップに向けた推進体制の強化を図ってまいります。

また、学校給食での利用、秋の収穫祭をはじめとするイベントや店舗での販売、PR推進などにより、町民が地元農産物に触れる機会を拡大し、その品質の高さについて理解を深める取組を進めてまいります。

森林整備につきましては、町内民有林の約7割が人工林で、そのうち約8割が伐採期を迎えており、また、森林が持つ多面的な機能は私たちの生活と深く結びついていることから、森林環境譲与税を活用して民有林の今後の経営方針に関する調査を実施し、必要な整備を行うとともに、林業作業従事者の担い手確保に対する支援を行ってまいります。

有害鳥獣による農業被害対策につきましては、引

き続き猟友会の協力のほか、国の支援制度も活用しながら駆除対策を継続するとともに、加入会員への狩猟免許取得費用の助成など、駆除の担い手要請対策も継続して行うとともに、集落協議会との連携により、電牧柵設置への支援等による被害軽減対策を進めてまいります。

商工業につきましては、長引くコロナ禍で深刻な影響を受けた経済活動の回復とさらなる活性化を図る上で国や道と連携し、中長期的に足腰の強い経済基盤の再構築を進め、とりわけ役割の非常に大きい商工会を中心とした振興策を実行するとともに商工会活動の安定的な運営を引き続き支援してまいります。

本年度は第2次商工業振興計画の最終年度を迎えることから、コロナ禍からの回復を含め、既存事業者の経営の持続化や新たな担い手による新事業の展開、さらにキャッシュレス決済の拡充や付加価値の創設による町内消費の喚起と併せて後継者不足等の諸課題への対応に向けた第3次計画の策定に取り組んでまいります。

また、若者や地域おこし協力隊を含めた移住者が活躍できるよう国や道の制度活用と併せて支援できる仕組みづくりを進め、持続的な経済振興と地域活力の増進を図ります。

観光・交流につきましては、商工業と同様にコロナ禍で重大な影響を受けた観光入込みの回復を喫緊の課題として取り組み、やや回復の兆しを見せるインバウンド需要の喚起と掘り起こしを進めます。特に上富良野の豊かな四季の恵みを生かせるよう、収穫祭やまるごとビアガーデンなどの産業イベントの再興や、花と炎の四季彩まつりの後継イベントとして試行を重ねている「ラベンダーフェスタかみふらの」がさらに町内の活力増進と町外からの誘客促進につながるよう、ライトアップ手法を含めた運営体制、SNSでの拡散効果を十分に検証し、実施してまいります。

また、本年度は、第2次観光振興計画の最終年度を迎えることから、ウィズコロナ時代の新たなコンテンツ開発や観光需要の開拓、さらに入込み客の属性や需要が多様化する中で、かつてのにぎわいを取り戻し地域に大きな活力をもたらすよう、持続的な発展が可能な仕組みづくりを目指し次期計画の策定に取り組んでまいります。

さらに、観光振興の重要かつ中心的な担い手である観光協会の維持や発展に向けた連携と支援を進める一方、テレビや映画・CMの発信力を町のPRに十分活用するための権利処理と併せてロケの呼び込みと支援を行い、かつ観光誘客の増進につながるロケツーリズムなどの取組や、地域おこし協力隊や地域活性化起業者制度等を活用し多様な施策・課題に対応する新たな人材の確保・育成を引き続き進めます。

新たな魅力づくりへの取組としましては、三浦綾子記念文学館、映画製作者と連携し、上富良野を舞台とした小説「泥流地帯」初となる実写映画化の実現を引き続き目指し、併せて主要な財源となる企業版・個人版のふるさと納税の確保と有効活用を進めてまいります。また、町内での機運醸成を進めるとともに上富良野町内での撮影を推進し、制作を円滑に進めるため「泥流地帯」映画化を進める会を中心とした取組を進めてまいります。

十勝岳ジオパークにつきましては、昨年1月に正規認定されたことから、全国のジオパーク認定地域との交流を進め、地域の魅力を全国に発信してきました。令和5年度においては、地域のさらなる活性化のため、ジオツーリズムの推進、ジオパークブランドを利用した商品開発などを進めます。また、優れた景観の保全や、学校教育・社会教育の発展、地域資源の開拓のための調査・研究活動を推進してまいります。

また、本年度は、拠点施設である上富良野町郷土館の展示を改善し、十勝岳ジオパークの普及と地域の魅力の再発見に貢献できるよう取り組んでまいります。

雇用対策につきましては、新規開業等支援事業や企業振興事業の継続した取組、ハローワークなどを通じた求人情報の迅速な提供による雇用促進に努めるほか、北海道が運用するマッチングサイトと連動した移住・就業支援に取組や町の奨学金返還助成制度の広報によって、町内事業所への雇用促進、人材不足の解消につながるよう推進してまいります。

次に、「発展を支える生活基盤が整ったまち」についてであります。

道路・公共交通につきましては、安全性や利便性をはじめ、景観など地域特性に配慮した国道、道道の整備を関係機関に引き続き要請してまいります。地域高規格道路、旭川十勝道路の整備促進に向け、旭川十勝道路整備促進期成会とともに引き続き要望してまいります。

町道につきましては、道路等整備計画の更新を図りながら計画的、効率的に整備を進めており、本年度は簡易舗装1路線、改良舗装1路線を実施し、歩行者の安全確保では1路線の歩道整備を実施します。

橋梁においては、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、1橋の修繕工事及び37橋の近接目視点検を実施してまいります。

JR富良野線の維持・存続につきましては、JR北海道とJR富良野線の沿線5市町で組織するJR富良野線連絡会議における協調体制の下策定された第2期富良野線事業計画（アクションプラン）の着実な推進と、利用促進を核とした路線存続の取組を進め、富良野線存続に向けた意識の醸成と利用促進を図ってまいります。

町営バス十勝岳線につきましては、町の主要観光地である十勝岳エリアへの公共交通機関であり、町民のほか多くの観光客が利用する路線であることから、維持に努めるとともに、引き続き第1便について、6月から9月までの土・日・祝祭日、十勝岳温泉まで延長運行し、登山客や温泉利用客のサービス向上に取り組んでまいります。

予約型乗合タクシー事業につきましては、高齢者や障害者などの地域内における交通手段として定着しているものの、新型コロナウイルス感染症の流行以降、乗合という性質上、登録者の利用が減少していますが、引き続き消毒等の感染症予防対策を講じ、安心・安全な運行に努めてまいります。

情報化につきましては、昨年度から町内全域において高速情報通信環境が整ったところであり、今後も引き続き町民の利便性向上に向け、電子申請等の利用を促進するとともに、観光客へのサービス向上や災害時の通信手段の確保、町の情報発信の強化に向け、公衆無線LANアクセスポイントの増設などにより、町全体のさらなる情報通信環境の向上を図ってまいります。

住環境整備につきましては、住生活基本計画、公営住宅等長寿命化計画に基づき、多様化するニーズに対応した住宅施策を総合的・計画的に進め、快適で安全安心な住環境を確保していくほか、町営住宅の整備につきましては、計画的に整備、維持修繕を行うとともに、本年度は泉町南団地の5号棟建設工事及び外構工事を行ってまいります。

また、住宅を長く使い続けてもらうほか、賃貸や転売による利活用につながるような改修や、地域環境に影響を及ぼしている空き家の解体の促進を図るため、新たな住宅改修補助制度を創設し総合的な対策を実施してまいります。

定住移住の促進につきましては、新しく迎え入れる地域おこし協力隊員と計画に基づいた取組を進めるとともに、第2次定住移住促進計画が最終年度となることから、人々の定住と町内移住を促し将来にわたって人口減少を抑制するなど、持続的な町の魅力や住むことへの満足度の向上に向けた第3次計画の策定に取り組んでまいります。

民間賃貸住宅を活用した中・長期滞在向けのシーズステイ住宅の提供などの取組と合わせて、移住を希望する方々の相談の機会を提供してまいります。特に現役世代との生活体験と就労体験を合わせたお仕事マッチングについては、町内の事業者と協力を募り、取組を進めてまいります。

町の移住定住ポータルサイトやSNSについては、移住希望者が本町での生活を具体的にイメージし、行ってみたい、住んでみたいと思えるよう、内容の充実、更新を図ってまいります。

また、奨学金返還支援補助制度を継続し、地域産業を支える中小事業者等の人材確保、定住促進に取

り組み、活力ある地域の形成を図ります。

人権尊重・男女共同参画につきましては、人権擁護委員とともに、様々な機会を通じた啓発活動に取り組みながら、偏見、いじめ、暴力、虐待などのない地域社会に向け、人権を尊重し、互いを認め合う意識の醸成を図るとともに、男女共同参画を促すため、町の各種審議会などに女性を積極的に登用するとともに、地域や団体に女性の役員登用について働きかけ、女性がより一層活躍できる環境づくりを進めてまいります。

コミュニティーにつきましては、核家族化や少子高齢化、価値観の多様化などにより、地域住民のつながりが希薄化する中で、地域コミュニティの果たす役割は、多様化する地域課題に対し、非常に重要なことから、つながる意識の醸成、地域活動に参加する意識の浸透を図るとともに、住民自治活動推進交付金の運用を通じて、住民会などの自主的な活動を支援してまいります。

地域間交流につきましては、友好都市である三重県津市との絆がさらに深く強固なものとなるよう、友好都市パネル展の開催などの交流事業を推進するとともに、民間事業者間における経済交流についても継続、発展が図られるよう支援してまいります。

同じく友好都市であるカナダのカムローズ市との交流については、グローバル化が進んでいる社会情勢を踏まえ、今後の交流活性化について検討してまいります。

協働につきましては、第6次総合計画のまちづくりの三つの視点の一つに位置づけており、全ての施策の根幹を成すものであります。自治基本条例と協働のまちづくり基本指針に基づき、まちづくりフォーラムや出前講座などを通じて郷土愛の醸成、まちづくり意識の高揚を図るとともに、協働のまちづくり推進補助金により、各種団体が実施する自主的な協働のまちづくり活動を支援してまいります。

また、町の各種計画策定や見直しなどの際には、審議会委員の一般公募やパブリックコメントなどを実施し、町民の皆様がまちづくりに参画する機会を充実してまいります。

自衛隊との共生につきましては、令和4年12月に国家安全保障戦略などの安保関連3文書が閣議決定され、新たな体制と防衛力の整備が進められることから、自衛隊員との共存共栄のまちづくりを図るため、駐屯地と連携し、隊員が働きやすい環境を図るとともに、関係する市町村や機関、団体と連携しながら、引き続き上富良野駐屯地の規模堅持はもとより、体制強化や隊員の充足率の向上などを求める要望活動を積極的かつ精力的に進めてまいります。

日米共同訓練や北海道訓練センターによる道外部隊の訓練が演習場にて展開していることから、安定的、かつ継続的な使用に向け、北海道防衛局・駐屯地と連携し安全性の確保に努めます。また、障害の

防止や軽減を図るとともに、防衛施設周辺的生活環境等の向上に取り組むほか、演習場周辺地区の振興策も併せて実施してまいります。

また、定年退官後も引き続き上富良野町に住み続けてもらえるよう、退官者の再就職の支援を関係機関と協力し、取り組んでまいります。

行財政運営につきましては、町政運営推進プランに基づき、本年度に取り組むべき項目について着実な実践を進めるほか、職員個々の資質向上に向けた研修の充実や人事評価制度の活用による人材育成の取組と併せて、地方創生時代にふさわしい住民自治と補完し合う、柔軟で機能的な組織体制の構築と職員一人一人が行政の担い手として信頼される組織づくりを目指してまいります。

高齢者、障害者、子育て、保健福祉など、誰もが地域で自分らしく安心して暮らしていくため、町民へのサービス提供や専門的な相談体制、複合的な課題に対応するための人材確保と育成が極めて重要であり、それぞれの役割を担う専門的な職員の充足を図るとともに計画的な確保に努めてまいります。

第6次総合計画につきましては、基本計画が中間年を迎えることから、主要な施策や数値目標について、社会情勢や時代変化に沿ったものとなるよう見直しを行ってまいります。

令和2年2月に策定した第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、掲げた四つの基本目標の実現に向け、重点的に取り組む各施策の着実な推進を図ってまいります。

過疎対策につきましては、北海道過疎地域持続的発展方針と整合性を図りながら、策定した上富良野町過疎地域持続的発展市町村計画の着実な推進を図ってまいります。

また、法律に基づく財政上の優遇措置等を有効に活用し、地域力の向上に向けた公共施設や基盤整備などのハード事業、町民の安全・安心な暮らしの確保を図るソフト事業など、第6次総合計画に示した町の将来像の具現化に向けて、自主自立の地域づくりを進める取組を行ってまいります。

財源の確保に向けましては、組織内の連携により収納対策の取組を進めるとともに、効果的かつ確実な債権管理の取組により収納率の向上を図るほか、行政経費全般について点検、見直しによる節減、合理化を進めることで財源の有効活用を図ってまいります。

また、受益者負担の適正化につきましても、引き続き使用料や手数料などの収入について点検、見直しを行ってまいります。

ふるさと応援寄附制度を活用したふるさと応援モニター事業につきましては、地域の特産品を広くPRするとともに、地域活性化財源としての確保を図るほか、企業版ふるさと納税については、地域再生計画に基づき、「泥流地帯」映画化事業を進める上

での有効な財源として活用し、企業が取り組む地域貢献活動と一体となったまちづくりを進めてまいります。

また、本年度より地域おこし協力隊を採用し、新たな返礼品の開発や事業者開拓などに力を入れるとともに、上富良野町の魅力を積極的に広く全国に発信してまいります。

広域行政の推進につきましては、第3次富良野広域連合広域計画に基づき、構成自治体として、また、広域消防の本部設置自治体として、広域連合の設置目的が果たされるよう構成市町村と連携し相互理解を深めながら取り組むとともに、富良野市との間で締結している定住自立圏形成協定に基づき、富良野圏域5市町村の連携による具体的な取組を定めた第2次富良野地区定住自立圏共生ビジョンの着実な推進を図り、圏域全体の発展につなげてまいります。

第6次総合計画に掲げた6つの分野目標のうち、「未来を拓く人を育む教育・文化のまち」につきましては、教育行政執行方針に沿って進められる教育委員会の取組を基本に推進してまいります。上富良野町教育大綱に示した「ふるさとに学び 人が輝き 人がつながる かみふらのの教育」の基本理念の実現に向け、総合教育会議を通じ、教育委員会と一層の連携を図りながら教育行政の推進に努めてまいります。

以上、令和5年度の町政執行に当たり、所信を述べさせていただきます。

次に、令和5年度予算案の概要を申し上げます。

一般会計では総額76億8,300万円、前年対比0.5%、4,000万円の減となっております。

地方税収入は実体経済の回復が税収増につながると見込みましたが、歳入の多くを地方交付税などの依存財源が占める厳しい財政状況にあり、各事務事業の見直しや各施策に対する優先順位の判断の基、各目的基金から支消目的に沿った繰入れを行い、限られた財源の中で最大限の効果を発することを基本に本年度予算を編成したところであります。

申し上げるまでもなく、財政の安定化は行政執行の基本であり、本年度以降も老朽化した公共施設等の改修、新たな建設事業、地域産業の振興や急速な少子高齢化など様々な課題への対応が求められており、大きな財政需要が想定されることから、引き続き安定的で持続可能な財政構造の構築に向け、取り組んでまいります。

また、これから着手する新子どもセンター建設及び町立病院の改築に伴う今後の財政支出の増に備え、減債基金に一定の積立てを行い、安定した財政運営を図ってまいります。

次に、特別会計及び公営企業会計についてですが、制度改正に伴う対応のほか、事業運営に必要な事項についても一般会計同様、効率的な運営方針の下、財政見通しを立て、加えて一般会計からの

繰入金及び補助金などについては、法令の繰入れ基準に基づくものや、財源構成上妥当なものに限り措置を行ったところであります。

会計ごとに申し上げますと、国民健康保険特別会計では総額11億7,700万円、前年対比5.4%、6,700万円の減となっております。

これは、主に被保険者の減少等に伴う医療給付費の減とそれに伴う事業納付額の減であり、今後におきましても、保険者として北海道とともに健全で安定的な国保運営を進め、加入者が安心して医療を受けられる体制の維持・確保に努めてまいります。

次に、後期高齢者医療特別会計では総額1億8,625万4,000円、前年対比2.8%、513万2,000円の増となっております。

これは、主に被保険者数の増加による保険料負担の増によるものであります。

次に、介護保険特別会計では総額10億9,225万7,000円、前年対比0.4%、476万円の減となっております。

これは、要介護者は増加しておりますが、要介護度が高い方が減少し、一人当たりの介護費用額が減少しているため、保険給付費の減額を見込んだものであります。

次に、ラベンダーハイツ事業特別会計では、総額3億4,077万7,000円、前年対比3.3%、1,094万円の増となっております。

主な要因としては、物価高騰に伴う需用費増と人件費の増によるものであります。

次に、簡易水道事業特別会計では、総額1億2,807万6,000円、前年対比77.7%、5,599万1,000円の増となっております。

主な要因としては、簡易水道施設のポンプ設備更新工事の増、地方債償還金の増によるものです。

次に、公共下水道事業特別会計では、総額3億6,248万6,000円、前年対比39.3%、2億3,446万7,000円の減となっております。

主な要因としては、下水道ストックマネジメント計画策定業務、北海道が実施している道道吹上上富良野線整備事業に伴う雨水管整備工事の完了による事業費の減によるものであります。

次に、水道事業会計では、総額3億244万4,000円、前年対比31.0%、1億3,594万2,000円の減となっております。

収益的収支においては、給水量の減少に伴う料金収入の減、資本的収支では、北海道が実施している道道吹上上富良野線整備事業に伴う配水管移設費用の減によるものであります。

最後に、病院事業会計では、総額20億4,739万8,000円、前年対比76.3%、8億8,604万3,000円の増となっております。

収益的収支においては、公衆衛生活動費などの増、資本的収支については、病院改築整備事業に係る経

費などの増によるものであります。

これら特別会計と公営企業会計の予算合計は5億6,669万2,000円で、さきに申し上げました一般会計予算と合わせた町全体の予算は1億3,969万2,000円、前年対比3.7%、4億7,594万円3,000円の増の規模となっております。

以上が令和5年度予算の概要であります。

冒頭に申し上げましたとおり、今後の財政需要を見通す中、引き続き厳しい財政運営が想定されますが、かけがえのない私たちの郷土の発展は全ての町民共通の願いであります。これまで幾多の困難を乗り越え、今日の上富良野を築いてきた先人の労苦を胸に刻み、第6次上富良野町総合計画の着実な推進の下、笑顔があふれる未来へ、そして次の世代へつないでいけるよう、堅実性と将来性の両立を図り、しっかりと足元を見据えたまちづくりを実践していくとともに、何よりも全ての町民が一体となった協働活動を通じて、ともに支え合い、ともに歩む1年となるよう最大限の努力を続けてまいりますので、引き続き町民の皆様並びに議員各位の御理解と御協力を心からお願い申し上げます、令和5年度の町政執行方針といたします。

○議長（村上和子君） ここで、暫時休憩といたします。

再開は10時30分といたします。

---

午前10時12分 休憩

午前10時30分 再開

---

○議長（村上和子君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、教育長より教育行政執行方針について説明を求めます。

教育長、鈴木真弓君。

○教育長（鈴木真弓君） 令和5年第1回定例町議会の開会に当たり、上富良野町教育委員会の教育行政執行に関わる主要な方針について申し述べ、町議会をはじめ、町民の皆様への御理解と御支援をお願い申し上げます。

今、人口減少・少子高齢化の進行や産業・経済構造の変化、ICTやグローバル化の進展により、価値観や生活様式が大きく変わってきており、これまでの知識や経験だけでは解を見出すことが難しくなっています。

このような変化が激しい時代の子供たちが、未来に向けて様々な困難を乗り越え、豊かな人生を切り拓いていくために、自らの可能性を認め、地域の多様な人々と連携・協働しながら、生かしていくことが大切であります。そのためにも、学校教育と社会教育が両輪となって、必要な資質・能力を育む教育行政を推進してまいります。

また、この3年間、新型コロナウイルス感染症の収束が見込まれない中、児童生徒の安心・安全の確保と学びの保障を両立させること、住民の学習活動を止めることなく、健康で文化・スポーツに励んでいただくことを基本として、その時々状況を見極めながら、対応を図ってまいりました。

教育委員会といたしましては、教育振興基本計画に掲げる「ふるさとに学び 人が輝き 人がつながる かみふらのの教育」の理念の下、学校教育基本方針の「生きる力を培う学びの推進」、「家庭や地域に開かれた信頼される学校づくりの推進」、「安心して学び、安全に過ごす教育環境の整備の推進」と、社会教育基本方針の「生涯学習活動の充実と人を育む環境づくりの推進」、「健康づくりのためのスポーツ活動の推進」、「心の豊かさを育む文化・芸術活動の推進」に向け、教育行政を進めてまいります。

この教育行政執行方針の根幹となる教育振興基本計画が、令和5年度で前期5か年を経過し、策定当時から教育を巡る様々な情勢も大きく変化していることから、後期5か年に向けて見直しを図ってまいります。

また、教育振興基本計画との整合を図るため、第9次社会教育中期計画(平成31年度～令和5年度)が最終年度となるため、社会教育委員兼公民館運営審議会委員に諮問し、第10次社会教育中期計画(令和6年度～令和10年度)の策定を進めてまいります。

初めに、学校教育推進目標に関連する6項目について申し述べます。

1項目、「生きて働く学力の育成」に係る施策項目の「確かな学力の育成」についてです。

令和4年度の全国学力・学習状況調査では、小学校、中学校ともに、全国平均を下回りました。

今後各校の分析を基に、課題の克服や基礎的・基本的な学習内容の確実な定着に向けて、個に応じた指導の充実を図るとともに、確かな学力の育成プランを作成し、具体的方策を進めてまいります。

また、従来からの教科書・黒板による対面授業と、タブレットや教材アプリ、ネットを活用したICT教育を効果的に組み合わせながら、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を更に進めてまいります。

そのために、学習支援システムを試行的に導入し、協働的な学び、個別最適な学びの充実を図るとともに、文部科学省CBTシステム「MEXBIT(メクビット)」の活用と併せ、タブレットの家庭への持ち帰りに向けての試行・検討も進めてまいります。

次に、「特別支援教育の充実」について、発達障害の認知や特別支援教育に対する理解が深まる一方、個々の特性の多様化に伴い、対象児童数は増加

しています。

特別支援教育がスタートした平成19年度から近年まで特別支援学級在籍の児童生徒数の増加率は、全国では2.5倍、全道では4.2倍、本町においては4.8倍となっているところであります。

障害の有無にかかわらず多様性を尊重し、ともに学ぶインクルーシブ教育の理念に基づいた特別支援教育の推進に向け、合理的配慮が必要な子供たちやその特性について、就学前の早期から、関係機関と連携し実態把握に努めてまいります。その過程で、保護者との合意形成を大切にした教育相談を丁寧に進め、児童生徒にとって、より適正な学びの場の提供に努めてまいります。

また、関係者・関係機関と連携し、在籍後の実態や学びの状況を定期的に交流し情報共有しつつ、個々の自立や進路・社会参加に向けた中・長期的な支援に努めてまいります。

加えて、児童生徒へのきめ細やかな支援ができるように、上富良野小学校、上富良野西小学校、上富良野中学校に、引き続き特別支援教育支援員を配置するとともに、学校における医療的ケアの実施体制を整えてまいります。

通級指導教室については、小学校と中学校の連携による学びの接続が図られるよう努めてまいります。

次に「国際理解教育の充実」について、現行の学習指導要領では、持続可能な社会の創り手となる児童生徒を育成することが求められていることから、学校の教育活動全体を通してSDGsに視点を当てた活動の推進を図ってまいります。

また、今年度も外国語指導助手（ALT）を小学校・中学校に配置するとともに、英語専科教員との役割分担を明確にし、連携しながら専門的・効果的な指導への支援を進めてまいります。

次に「情報教育の充実」について、児童生徒に対しては、ICT機器の基本的操作のスキル向上及び情報モラル教育を進めてまいります。

また、学校教育情報化推進計画（令和5年度～令和10年度）の策定に基づき、指標毎の年次目標達成に向けて、着実に取組を進めてまいります。

次に「キャリア教育の充実」について、本町では将来の夢や希望をもっている児童生徒の割合が、全国よりやや高い状況であります。農業体験や職場体験学習を充実させ、学ぶことと働くことの意義が実感できる活動の充実を図ってまいります。

2項目「豊かな心の育成」に係る施策項目の「道徳教育の充実」についてです。

児童生徒の豊かな心の育成に向けては、特別の教科道徳を中核とし、学校の教育活動全体を通じて、道徳性を養うとともに、福祉関係や高齢者との触れ合い体験など、地域の様々な人と関わる活動を通して、児童生徒の豊かな人間性や社会性の育成に努め

てまいります。

次に「ふるさと教育の充実」について、小学校教科用児童図書（教科書）の改訂・採択の年に伴い、令和6年度から使用する「社会科副読本かみふらの」の第12次改訂版の年度内完成を目指し、編集作業を進めてまいります。

なお、今次改訂では、道内6地域目となったジオパーク認定に当たり、十勝岳を含めた、かみふらのの自然や観光振興などのジオパーク関連の記述をはじめ、地域防災に重要な役割を担う自衛隊や駐屯地関連の記述を充実させるとともに、上富良野町の基幹産業や自然・環境を学ぶふるさと学習を進めてまいります。

次に「読書活動の推進」及び「体験活動の推進」について、社会教育事業と連携し、学校図書館の環境改善を進めるとともに、地域の教育資源を生かした多様な体験活動を促進してまいります。

次に「コミュニケーション能力の育成」について、言葉で自分の考えを伝える言語能力を高めることは、人間関係の形成に大きな役割を果たすことはもちろん、いじめの防止にもつながります。また、言語活動の充実に伴い、読解力の向上など、あらゆる学習活動への効果も期待できることから、コミュニケーション能力を高める言語活動の充実を支援してまいります。

次に「いじめ・不登校を解消する取組の充実」について、いじめは、いつでも起こり得るという認識を学校全体で共有し、上富良野町いじめ防止基本方針を踏まえ、各学校におけるいじめ対策委員会等の定期的・継続的な開催を促進し、初動対応の遅滞を招くことのないよう、体制の再確認・点検を進めてまいります。

併せて、感染症等に関わる差別・偏見等に対する人権教育を推進してまいります。

また、児童生徒や保護者からの相談窓口として、電話によるかみふらのあんしんライン、手紙による子どもSOSミニレター、メールによる相談も継続してまいります。

不登校児童生徒数については、全道・全国ともに増加の一途をたどっている状況であり、本町の実態としても、この10年間で4倍に及んでおります。

こうした実態を踏まえ、臨床（公認）心理士等専門的資格を有する人員を配置し、児童生徒のカウンセリングや保護者との教育相談体制の一層の充実を図るとともに、不登校の児童生徒が、いつでも学習活動や体験活動ができるよう体制を整えるとともに、保護者同士が、気軽に相談し合える教育支援センター設置を目指してまいります。

運営に当たっては、将来の社会的自立を目指した長期的な視点で、子供自身が本来持っている力に気づき自信を持てるよう、多面的にサポートできる体制づくりを図ってまいります。

さらに、不登校児童生徒と学校のつながりが途絶えることがないように、学校と協働した支援を行うとともに、保護者や保健福祉分野、民間関係機関との連携体制を構築してまいります。

3項目「健やかな体の育成」に係る施策項目の「体力・運動能力の向上」についてです。

全国体力運動能力・運動習慣調査結果における体力合計点では、本町の中学校男子は、全国平均を上回りましたが、小学校男子・女子並びに中学校女子が全国平均を下回りました。

今年度も、各学校における体力づくり、一校一実践が、さらに充実した取組となるよう支援していきます。

また、中学校の体育授業への支援を継続します。

次に「食育の推進」について、かみふっ子健診の結果から、児童生徒が更に食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけていくように、各学校と連携し、栄養教諭による食育授業を引き続き推進してまいります。

次に「健康教育の充実」について、新型コロナウイルス感染症の法的な位置づけが変わったとしても、新型コロナウイルスの特性は変わるものではありません。児童生徒の健康、安全・安心を第一に考え、引き続き健康管理の徹底について進めてまいります。

また子供たちが、生涯にわたって健康な生活を送るための知識や行動を身につけることができるよう育成してまいります。

4項目「学びを支える家庭・地域との連携・協働」に係る施策項目の「家庭教育支援の充実」についてです。

児童生徒の学びを支えるのは、家庭における基本的な生活習慣の定着です。「早寝・早起き・朝ごはん」の定着を図るため、生活リズムチェックシートの取組を継続してまいります。また、教育支援センターの設置やその目的・役割等について広く周知し、保護者が相談しやすい組織づくりに取り組みます。

次に「学校と地域の連携・協働の推進」について、学習指導要領の理念である「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、コミュニティ・スクールの機能をさらに生かした学校運営がより一層着実に進むように、地域学校協働活動の推進を図ります。

また、部活動の地域移行に関して、中学校の教員数に伴う部活動の実態や課題について意見交流するなど、学校現場の意向も尊重し、他地域の現状も情報収集しながら、検討・協議を始めてまいります。

次に「学びのセーフティネット」について、感染症に限らず、いかなる状況においても学びを止めず、常に学びを保障できるようにタブレット端末の家庭への貸出し、Wi-Fi環境が整っていない家庭にはポケットWi-Fiの貸与を引き続き行ってまいります。

また、教育費における保護者の負担につきましては、経済的理由による就学援助を継続するとともに、保護者の負担軽減に努めてまいります。

5項目「学びを高める信頼される学校づくり」に係る施策項目の「学校段階間の連携・接続の推進」についてです。

幼児教育と小学校教育の接続により、小1プロブレムを解消し、就学児がスムーズに小学校生活をスタートできるよう、上富良野町のびのびプランを推進してまいります。

さらに、今後の町内全体での児童数の推移を見据え、小学校教育の充実に向けた小学校間連携の検討を進めてまいりますとともに、本年度は、上富良野西小学校と東中小学校の交流学习を重点に取り組んでまいります。

また、中1ギャップへの対応に向け、英語専科教員の中学校への配置を継続するとともに、小中連携協議会によるぐんぐんプランや社会教育事業を活用した児童生徒の交流を推進してまいります。

次に「特色ある学校づくり」について、特認校の取組につきましては、東中小学校の特色ある学校づくり、少人数指導によるきめ細やかな指導、地域と学校が一体となった教育活動を支援し、特認校として魅力ある学校づくりを進めます。

次に「授業力・児童生徒理解力向上」について、各学校の校内研究の充実や教員の授業力向上に向け、上富良野町教育研究会への支援に努めるとともに、ICT機器を活用した実践の研修や先進的な実践校視察等を通して、ICT活用のスキル向上や授業改善に努めます。

次に「学校施設」について、各学校の設備・修繕については、社会・経済情勢により、資材の高騰や調達に工期延長などの課題もありますことから、中・長期的な計画に基づき整備を進めてまいります。

また、急激な少子化の進行により、将来的な小学校の教育環境の在り方を検討しなければならない時期を迎えていることから、学校施設の維持管理計画につきましても、関係者の皆様と情報共有を図り、今後の方向性につきまして検討してまいります。

次に「学校運営の改善」について、教職員の働き方についてですが、勤務時間外の在校時間の短縮や、本来行うべき業務内容の精選が進められるなど、一定の成果は見られるものの、職種や担当業務によっては、依然として超過勤務の実態があります。

引き続き、子供に向き合う時間を確保するため、校務支援システムの活用による情報や教材の共有、専科教員やスクールサポートスタッフ等の効果的な活用、庁内・校内会議のオンライン化の推進など、業務量の軽減化を図ります。

次に「学校安全教育の充実」について、活火山十勝岳を有する本町では、自然災害がいつでも起こりうる環境であるため、自主的に命を守る行動を身に

付けておくことが極めて大切です。

危機管理初期対応マニュアルを基に、十勝岳の噴火発生時の対応など、緊急事態における児童生徒の安全確保に向けて、関係機関との連携を図り継続して取り組んでいくとともに、各学校の避難訓練や防犯訓練などの安全教育に対する支援に努めます。

また、児童生徒の登下校時の安全につきましては、通学路安全推進会議による危険箇所の確認や住民会・町内会による登下校時の見守りパトロールなど、関係機関と連携し、地域総ぐるみで児童生徒の安全保持に努めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染状況の情報収集に努め、感染拡大への危機感を持ちつつ家庭と連携した取組を継続してまいります。

6項目「上富良野高等学校への総合的支援」についてです。上富良野高等学校では、十勝岳ジオパーク学習などの地域探求教科やeスポーツ同好会など特色ある教育を積極的に進めています。

本年度も引き続き、通学費や就学支援金、入学準備金の助成、介護職員初任者研修をはじめとする各種資格取得への支援のほか、希望者に対しまして、引き続き学校給食の提供を継続してまいります。

さらに、昨年度から個人所有の端末を利用した授業BYODが導入されていることから、引き続き入学準備金として、端末購入費用を助成してまいります。

これまでと同様、地元関係各位の御協力をいただき、地元高校存続に向けて全力を尽くして取り組んでまいります。

また本年度、全国高等学校総合体育大会登山競技が、当町ほか3町において開催されることから、北海道と連携し開催地として支援してまいります。

次に、社会教育推進目標に関連する6項目について申し述べます。

1項目「家庭の教育力向上」についてです。

家庭の教育力向上につきましては、家庭における子供たちの人格形成に必要な基本的生活習慣と調和のとれた心身を育むことが教育の原点であります。このことから、早寝・早起き・朝ごはん運動や生活リズムチェックシートの活用などを通して、食事や睡眠などの大切さの理解を深めるとともに、家庭教育学級などの学習機会や情報提供に努め、町内の認定こども園、小学校等への本の読み聞かせや芸術鑑賞などの情操教育への取組など、関係機関と連携を図りながらその充実を図ってまいります。

2項目「地域の教育力向上」についてです。

地域の教育力向上につきましては、放課後の児童が安全で楽しく安心して過ごせる居場所としての放課後クラブ・放課後スクールの運営を継続し、内容の工夫・充実に努めながら、子育て支援の推進を図ってまいります。

また、小・中接続事業として、中学校に進学する

6年生を対象に、同じ中学校に進学する他校の子供たちと関わる機会を設け、中学進学への不安を和らげ、進学に対する期待を持つ機会となるよう、かみふっ子フレンドキャンプを継続し実施してまいります。

さらに、青少年のリーダーや仲間意識を育むようなかよしサミット、通学合宿などを開催するほか、青少年海外派遣事業として、青少年期における海外でのホームステイなど、生活文化体験や語学研修を行い、グローバル化や価値観の多様化に対応していく人材を育成するため、中学・高校生を対象とした海外派遣を引き続き進めてまいります。

団体育成につきましては、子供会やスポーツ少年団、青少年団体協議会などの自主的活動を尊重し支援するとともに、スポーツ活動及び文化活動の推進を継続していきます。

青少年の健全育成につきましては、青少年健全育成をすすめる会や子供会育成協議会などの教育関係団体との活動を通じて、地域と学校、教育機関が連携しながら青少年が健やかに育つ環境づくりを進めてまいります。

3項目「生涯学習活動の推進」についてです。

生涯学習活動の推進につきましては、幼児から青少年・成人・高齢者まで生涯にわたる各世代の学習活動の充実と推進を図るとともに、生涯学習推進の意義や方向性について、国の政策を基に理解を深めてまいります。

成人につきましては、マイプラン・マイスタディ講座など自主的な学習活動への支援と公民館講座の開設をはじめ、女性学級による学習機会の提供に取り組みほか、女性連絡協議会の活動に支援を継続してまいります。

高齢者につきましては、「若く老いよう」を合言葉にした、いしづえ大学の学びの機会を充実していくとともに、生きがいつくりとボランティア活動の促進を図ってまいります。今後も、成人者や高齢者の方々が培った知識や技能を各種の学習活動や体験活動に生かして伝えていくなど積極的に関わりをもちながら、学びあい支え合う、人づくり・まちづくりを進めてまいります。

図書館の運営につきましては、専門職員として図書館司書の確保に向けて取り組むとともに、各世代が読書に親しめる環境づくりとして、図書館の一般書の整備拡充を図り、子供読書推進計画に基づき児童書の蔵書充実や図書館まつりなどを開催し、その利用促進に努めてまいります。

さらに、子供たちの読書への関心を高めるよう、読書スタンプ帳の発行や親子が選んだ絵本を贈るすくすく絵本、移動図書活動を継続して推進するとともに、ボランティア団体による小学校等での読み聞かせ活動の支援と各年齢期に応じた推薦図書ガイドブックの配付を行ってまいります。

また、図書館の子育て支援・家庭教育コーナーの関係図書の実装を図り、子育て支援と家庭の教育力の向上を進めてまいります。併せて、図書館職員を各学校に派遣し、学校図書館の運営を支援してまいります。

また、第3次子ども読書推進計画（平成31年度～令和5年度）が最終年度となるため、社会教育中期計画の見直しと合わせて、第4次子ども読書推進計画（令和6年度～令和10年度）を策定するため、小・中・高校生に対しアンケートを実施し、計画に反映してまいります。

4項目「スポーツの振興」についてです。

スポーツ活動の推進につきましては、人格の形成、体力の向上や心身の健康増進を図るとともに、私たちに多くの夢や感動・楽しみをもたらす、活力に満ちた社会を形成する上で欠かすことのできない大切な役割を果たしています。

そのため、それぞれの体力や年齢に応じて多様なスポーツや体力増進に取り組むことができるよう、スポーツ推進委員及びスポーツ団体と協力して各種スポーツ大会やスポーツ教室を開催するほか、指導者の育成及び青少年等のスポーツ活動に支援していきます。

また、令和4年度から実施しております町内の高校生以下のパークゴルフ場とスキー場リフト使用料の無料化を継続してまいります。

5項目「文化の振興」についてです。

文化・芸術活動の推進につきましては、人々の心に安らぎと潤いをもたらすことを目標に、文化団体や愛好者と連携し、自主企画芸術鑑賞事業などを通して優れた芸術・芸能・文化に触れる機会を継続してまいります。

総合文化祭が第60回を迎えることから記念事業を開催するほか、町民芸術鑑賞事業として、芸術や音楽などに接する機会に触れられる芸術鑑賞会を実施するとともに、文化活動に参加する機会拡充のため引き続き文化教室を開催し、文化芸術活動を支援してまいります。

また、町民の皆様が心の豊かさを求めて活動を行っている文化芸術活動団体の発表の場として、総合文化祭や富良野地区文化団体交流会への参加など、発表の機会を支援するとともに、地域文化の継承・発展を目指してまいります。

郷土館の運営につきましては、専門職員として学芸員の確保に向けて検討するとともに、ふるさと学習に活用が図られるよう郷土館ホームページの収蔵資料による情報提供や郷土歴史を探訪する研修会、総合文化祭に郷土館特別展を開催し、郷土館を訪れ郷土に触れる機会の充実を図ります。

また、十勝岳ジオパークの拠点施設の側面もあることから、ストーリー「十勝岳泥流のつめ痕に北の大地を切り拓く」を伝えるため、展示等のリニュー

アルを行い、町の歴史についての造詣をより深めていただけるよう努めてまいります。

6項目「社会教育の基盤整備」についてです。

社会教育施設の基盤整備につきましては、町民の社会教育活動の核となる、社会教育総合センターアリーナ天井の耐震化及び照明のLED化につきましては、原材料高騰による事業費の増嵩と整備にかかる長期間休館への対応等も含め、整備方法について新たに検討・協議を進めてまいります。

地域住民の社会活動としての分館施設整備につきましては、江花会館の屋根・外壁修繕、富原会館屋根修繕など、各地域の分館施設要望に対しまして、協議・検討を進め整備してまいります。

また、B&G海洋センターの上屋シート、照明設備等の整備につきましては、B&G財団の助成を受けて更新してまいります。

また、パークゴルフ場につきましては、設置から20年経過により、コース内の芝などが老朽化していることから、利用者、愛好者からのアンケートや意見交換会を通じて、現状把握に努めたところであります。芝生等の現状を踏まえ、今後においては専門業者の指導をいただきながら、整備の年次計画を立て、良好なコースとなるよう改良整備を進めてまいります。

今後においても、利用者が利用しやすい各種施設の維持管理に努めるとともに、ニーズの多様化に対応するため、各団体や地域の御意見を伺いながら、維持管理の向上と有効利用が図られ、多くの方々が安全で安心して利用できる環境づくりに努めてまいります。

以上、令和5年度の教育行政執行方針に関する主要な方針について申し上げます。

上富良野町教育委員会として、家庭・学校・地域・行政による連携をこれまで以上に深めながら、町の豊かな資源を学校教育、社会教育のそれぞれの場面で効果的に活用し、学ぶことの楽しさ、分かることのうれしさを実感できる教育の実現を図ることにより、生涯を通じて主体的に学び続ける意欲と持続可能な地域づくりを担う人材育成に取り組んでまいります。

町民の皆様及び議員各位並びに関係機関、団体の皆様の御協力を心からお願い申し上げます。令和5年度の教育行政執行方針といたします。

○議長（村上和子君） 以上で、執行方針の説明を終わります。

続きまして、各会計予算について説明を求めます。

初めに、一般会計予算について、関連がございますので、公共施設整備基金の一部支消及び十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消についてを一括して説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北川徳幸君） ただいま町長から令和

5年度の町政全般の執行における基本的な方針について、また教育長からは教育行政の方針について、それぞれを述べられました。

その方針等に沿いまして編成いたしました令和5年度の各会計予算のうち、まず一般会計予算の議決対象項目の部分につきまして御説明申し上げます。

それでは、各会計予算書の1ページをお開き願いたいと思います。

議案第1号令和5年度上富良野町一般会計予算。令和5年度上富良野町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ76億8,300万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4億円と定める。

2ページをお開き願います。

第1表につきまして、款ごとの名称と予算額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算。

1、歳入。

1 1 款 町 税 費、10億5,123万8,000円。

2 1 款 地 方 譲 与 税、1億2,920万円。

3 1 款 利 子 割 交 付 金、70万円。

4 1 款 配 当 割 交 付 金、280万円。

5 1 款 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金、430万円。

6 1 款 法 人 事 業 税 交 付 金、1,600万円。

7 1 款 地 方 消 費 税 交 付 金、2億8,400万円。

8 1 款 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金、5,800万円。

9 1 款 環 境 性 能 割 交 付 金、1,000万円。

10 1 款 地 方 特 例 交 付 税、550万円。

11 1 款 地 方 交 付 税、30億8,800万円。

12 1 款 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金、140万円。

13 1 款 分 担 金 及 び 負 担 金、1,179万6,000円。

14 1 款 使 用 料 及 び 手 数 料、1億4,107万7,000円。

15 1 款 国 庫 支 出 金、11億5,706万4,000

円。

16 1 款 道 支 出 金、6億753万5,000円。

17 1 款 財 産 収 入、1,770万6,000円。

18 1 款 寄 附 金、3億722万3,000円。

19 1 款 繰 入 金、1億5,307万円。

20 1 款 繰 越 金、6,000万円。

21 1 款 諸 収 入、2億1,969万1,000円。

22 1 款 町 債、3億5,670万円。

歳入合計で76億8,300万円となっております。

4ページをお開き願いたいと思います。

2、歳出。

1 1 款 議 会 費、5,755万6,000円。

2 1 款 総 務 費、11億5,657万8,000円。

3 1 款 民 生 費、17億1,846万5,000円。

4 1 款 衛 生 費、8億7,613万9,000円。

5 1 款 労 働 費、68万5,000円。

6 1 款 農 林 業 費、4億773万7,000円。

7 1 款 商 工 費、2億268万2,000円。

8 1 款 土 木 費、11億540万6,000円。

9 1 款 教 育 費、4億3,847万2,000円。

10 1 款 公 債 費、8億5,184万5,000円。

11 1 款 給 与 費、8億4,743万5,000円。

12 1 款 予 備 費、2,000万円。

歳出合計、76億8,300万円となっております。

6ページをお開き願いたいと思います。

第2表につきましては、債務負担行為を設定いたします戸籍総合システム機器更新事業など8事業について、その期間及び限度額を記載しております。それぞれ事業期間に応じ債務負担行為を設定いたしまして、事業を取り進めてまいります。

7ページを御覧いただきたいと思います。

第3表につきましては、地方債の限度額を延べ15件、3億5,670万円と定め、各項目の利率及びその償還方法等について記載しております。

特に、将来の財政見通しが不透明であることから、できる限り後年度負担の抑制を図るよう、対象事業につきましては、継続的に取り進めている事業及び緊急性、必要性の高い事業に絞り、地方債を財源の一部として計画的に整備を図るものでございます。

また、令和3年度より指定を受けた、財政上の特別措置である過疎債について、ハード事業として合併処理浄化槽整備事業など8事業、また、町単独ソフト事業としてラベンダーハイツ事業特別会計繰出しなど4事業に対しまして過疎債の発行を見込んでいところでございます。

加えまして、国の地方財政対策で暫定措置されている臨時財政対策債についても、引き続き所要額を計上しております。

次に、令和5年度一般会計予算に併せ、一括上程いただきました議案第25号上富良野町公共施設整

備基金の一部支消について及び議案第26号十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消について、その要旨を御説明申し上げます。

このたびの令和5年度一般会計予算につきましては、歳入において、町税では令和4年度課税状況に基づきまして環境性能割を除く個人、法人町民税や固定資産税等の増を見込んでおり、町税全体としては前年対比3.1%の増加を見込むとともに、地方交付税や臨時財政対策債においても、地方財政計画で示された内容を勘案するとともに、令和4年度の実績交付額を参照した結果、合計額としては若干の減額を見込んだところでありますが、他の交付金や繰越金を含めた一般財源総額については、前年度から若干の増額と見込んだところであります。

一方歳出においては、これまで進めてきました安全・安心な暮らしの確保、地域の魅力向上への取組、地域経済の活力再生に向けた各種施策を継続することはもとより、新たに実施する事業の判断においては、政策調整会議における事前評価により、各種地域振興策への対応をはじめ、今後の新子どもセンター及び病院建設に備えた当初予算における減債基金1億円積立ての確保を図ったほか、他の公共施設や公共インフラの老朽化に伴う長寿命化対策に要する費用を確保するよう予算編成を進め、これらを見込んだ財源調整においては各目的基金からそれぞれの支消目的に沿った繰入れで対応し、本年度につきましても財源調整のための財政調整基金は死傷することなく令和5年度予算を調製したところであり、財政の健全化向上を図ったところでございます。

その中におきまして、公共施設整備基金については、緊急性や必要性の高いクリーンセンター設備改修、上富良野小学校（講堂）防音機能復旧事業など、多額の費用が必要となる施設の老朽化対応の財源に充てるため、また十勝岳と共生するまちづくり応援基金につきましても、これまでふるさと応援モニター事業として、町に寄せられた寄附につきましても、その寄附者の意向に沿い、十勝岳と共生するまちづくり応援基金に積み立てたものについて、十勝岳ジオパークの拠点施設である郷土館の整備事業及び十勝岳を核としたロケツーリズムの推進等の財源として活用することとして、最終的な財源調整を図ったところであります。

このようなことから、上富良野町公共施設整備基金及び十勝岳と共生するまちづくり応援基金の各基金条例の規定に基づきまして、議会の議決を得ようとするものであります。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第25号を御覧いただきたいと思っております。

議案第25号上富良野町公共施設整備基金の一部支消について。

上富良野町公共施設整備基金の一部を次により使用するため、上富良野町公共施設整備基金条例第6

条の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、支消金額、6,900万円。

2、使用目的、公共施設の更新及び改善に多額の経費を必要とするため。

3、使用年度、令和5年度。

次に、議案第26号を御覧いただきたいと思っております。

議案第26号十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消について。

十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部を次により使用するため、かみふらのふるさと応援寄附条例第10条第2号の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、支消金額、1,000万円。

2、使用目的、十勝岳噴火災害の歴史を後世に伝える事業及び十勝岳ジオパークの取組の財源に充てるため。

3、使用年度、令和5年度。

以上で、令和5年度上富良野町一般会計予算の議決対象項目及び各基金支消議案の説明といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（村上和子君） 次に、国民健康保険特別会計予算及び後期高齢者医療特別会計予算について説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（山内智晴君） 続きまして、議案第2号令和5年度上富良野町国民健康保険特別会計予算及び議案第3号令和5年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算につきましても、朗読をもちまして御説明申し上げます。

予算書の8ページを御覧ください。

議案第2号令和5年度上富良野町国民健康保険特別会計予算。

令和5年度上富良野町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億7,700万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

9ページをお開きください。

第1表につきましても、款ごとの名称と予算金額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算。

1、歳入。

1 款国民健康保険税、2 億 4,423 万 2,000 円。

2 款国庫支出金、4 万 6,000 円。

3 款道支出金、8 億 644 万 2,000 円。

4 款財産収入、1,000 円。

5 款繰入金、1 億 2,385 万 9,000 円。

6 款繰越金、1,000 円。

7 款諸収入、241 万 9,000 円。

歳入合計は、11 億 7,700 万円であります。

10 ページを御覧ください。

2、歳出。

1 款総務費、4,547 万 8,000 円。

2 款保険給付費、7 億 7,972 万 4,000 円。

3 款国民健康保険事業費納付金、3 億 2,490 万 4,000 円。

4 款財政安定化基金拠出金、1,000 円。

5 款保健事業費、1,767 万 5,000 円。

6 款基金積立金、1,000 円。

7 款公債費、9,000 円。

8 款諸支出金、65 万 4,000 円。

9 款予備費、855 万 4,000 円。

歳出合計は、11 億 7,700 万円であります。

次に、11 ページをお開きください。

議案第 3 号令和 5 年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算。

令和 5 年度上富良野町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 8,625 万 4,000 円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

12 ページを御覧ください。

第 1 表につきましては、款ごとの名称と予算金額のみ申し上げます。

第 1 表、歳入歳出予算。

1、歳入。

1 款後期高齢者医療保険料、1 億 2,262 万 1,000 円。

2 款使用料及び手数料、1,000 円。

3 款繰入金、5,666 万 4,000 円。

4 款繰越金、1,000 円。

5 款諸収入、696 万 7,000 円。

歳入合計は、1 億 8,625 万 4,000 円であります。

2、歳出。

1 款総務費、1,017 万 1,000 円。

2 款広域連合納付金、1 億 7,597 万 1,000 円。

3 款諸支出金、11 万 1,000 円。

4 款予備費、1,000 円。

歳出合計は、1 億 8,625 万 4,000 円であり

ます。

以上で、令和 5 年度の上富良野町国民健康保険特別会計予算及び上富良野町後期高齢者医療特別会計予算の議決対象項目の説明といたします。

よろしく申し上げます。

○議長(村上和子君) ここで、暫時休憩といたします。

再開は 11 時 40 分といたします。

午前 11 時 28 分 休憩

午前 11 時 40 分 再開

○議長(村上和子君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、介護保険特別会計予算について説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(深山 悟君) 続きまして、議案第 4 号令和 5 年度上富良野町介護保険特別会計予算につきまして、その概要を御説明申し上げます。

予算書の 13 ページをお開きください。

収入であります。介護保険料につきましては、被保険者数を 3,375 人、前年比 13 人減と収入見込みを立てております。

国、道の支出金及び支払基金交付金につきましては、介護給付費、調整交付金、地域支援事業交付金を各制度により計上し、また一般会計繰入金につきましても、介護給付費、地域支援事業、低所得者の保険料軽減強化に伴う公費負担をルールどおりで計上しているところでございます。

次に歳出であります。介護給付費につきましては、居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、特定入所介護サービス等々を令和 4 年度の実績見込みを参酌して計上しているところでございます。

また地域支援事業につきましても、介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業、包括的支援事業・任意事業を令和 4 年度の実績見込みを参酌して計上しているところでございます。

以下、議案を朗読し説明といたします。議案説明につきましては、議決項目のみ説明いたし、予算の事項別明細書につきましては、省略させていただきますので、御了承願いたいと思います。

議案第 4 号令和 5 年度上富良野町介護保険特別会計予算。

令和 5 年度上富良野町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 10 億 9,225 万 7,000 円と定める。

2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

14ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と予算金額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算。

1、歳入。

1款介護保険料、1億9,102万7,000円。

2款分担金及び負担金、32万8,000円。

3款国庫支出金、2億5,601万3,000円。

4款道支出金、1億5,000万4,000円。

5款支払基金交付金、2億6,359万4,000円。

6款財産収入、1,000円。

7款繰入金、2億2,663万4,000円。

8款繰越金、1,000円。

9款諸収入、465万5,000円。

歳入合計は、10億9,225万7,000円でございます。

15ページを御覧ください。

2、歳出。

1款総務費、4,732万9,000円。

2款保険給付費、9億5,955万円。

3款地域支援事業費、8,421万5,000円。

4款特別給付費、6万円。

5款基金積立金、1,000円。

6款諸支出金、10万2,000円。

7款予備費、100万円。

歳出合計は10億9,225万7,000円でございます。

以上で、議案第4号令和5年度介護保険特別会計予算の説明といたします。

御審議いただきまして、御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長(村上和子君) 次に、ラベンダーハイツ事業特別会計予算について説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長(鎌田理恵君) 続きまして、議案第5号令和5年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算につきまして、朗読をもちまして御説明申し上げます。

予算書の16ページをお開きください。

議案第5号令和5年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算。

令和5年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億4,077万7,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000万円と定める。

17ページを御覧ください。

第1表につきましては、款ごとの名称と予算金額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算。

1、歳入。

1款サービス収入、2億7,635万9,000円。

2款使用料及び手数料、2万4,000円。

3款財産収入、1,000円。

4款寄附金、1,000円。

5款繰入金、5,765万2,000円。

6款繰越金、668万円。

7款諸収入、6万円。

歳入合計、3億4,077万7,000円。

18ページをお開きください。

2、歳出。

1款総務費、2億657万円。

2款サービス事業費、1億3,012万7,000円。

3款基金積立金、1,000円。

4款公債費、187万9,000円。

5款予備費、220万円。

歳出合計、3億4,077万7,000円。

以上、議決項目の部分についての説明といたします。よろしくお願ひします。

○議長(村上和子君) 次に、簡易水道事業特別会計予算及び公共下水道事業特別会計予算並びに水道事業会計予算について説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長(菊地 敏君) 続きまして、一括上程いただきました簡易水道事業特別会計予算、公共下水道事業特別会計予算及び水道事業会計予算の令和5年度予算につきまして、議決対象項目について御説明申し上げます。

19ページをお開きください。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第6号令和5年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算。

令和5年度上富良野町の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,807万6,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,820万円と定める。

20ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と予算金額のみを申し上げます。

第1表、歳入支出予算。

1、歳入。

1款使用料及び手数料、1,272万4,000円。

2款繰入金、5,714万8,000円。

3款繰越金、1,000円。

4款諸収入、3,000円。

5款町債、5,820万円。

歳入合計は、1億2,807万6,000円であり  
ます。

2、歳出。

1款衛生費、7,629万8,000円。

2款公債費、5,177万7,000円。

3款繰出金、1,000円。

歳出合計は、1億2,807万6,000円であり  
ます。

21ページを御覧ください。

第2表、地方債につきましては、起債の目的として簡易水道事業の一般分として、限度額4,760万円、公営企業会計適用分として、限度額を1,060万円とするほか、起債の方法、利率、償還の方法は、表内表記に定めるものであります。

続きまして、公共下水道事業特別会計予算につき  
まして御説明申し上げます。

22ページをお開きください。

議案第7号令和5年度上富良野町公共下水道事業  
特別会計予算。

令和5年度上富良野町の公共下水道事業特別会計  
の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞ  
れ3億6,248万6,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分  
ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により  
起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、  
起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地  
方債」による。

(一時借入金)。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定

による一時借入金の借入れの最高額は、5,270  
万円と定める。

23ページを御覧ください。

第1表につきましては、款ごとの名称と予算金額  
を申し上げます。

第1表、歳入支出予算。

1、歳入。

1款分担金及び負担金、20万5,000円。

2款使用料及び手数料、1億3,321万円。

3款国庫支出金、1,250万円。

4款繰入金、1億6,356万8,000円。

5款繰越金、1,000円。

6款諸収入、30万2,000円。

7款町債、5,270万円。

歳入合計は、3億6,246万8,000円であり  
ます。

2、歳出。

1款下水道事業費、1億5,121万2,000円。

2款公債費、2億1,077万3,000円。

3款繰出金、1,000円。

4款予備費、50万円。

歳出合計は、3億6,248万6,000円であり  
ます。

24ページをお開きください。

第2表、地方債につきましては、起債の目的とし  
て、公共下水道事業の一般分として限度額を1,9  
50万円とし、また資本費平準化分として、限度額  
を2,940万円とし、また公営企業会計適用分と  
して、限度額を380万円とするほか、起債の方法  
、利率、償還の方法は、表内表記に定めるもので  
あります。

続きまして、水道事業会計予算につきまして御説  
明いたします。

25ページを御覧ください。

議案第8号令和5年度上富良野町水道事業会計予  
算。

(総則)。

第1条、令和5年度上富良野町の水道事業会計の  
予算は、次の定めるところによる。

(業務の予定量)。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数、3,952戸。

(2) 年間総給水量、68万5,632立方メー  
トル。

(3) 1日の平均給水量、1,878立方メー  
トル。

(収益的収入及び支出)。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のと  
おりと定める。

収入。

第1款水道事業収益、1億6,024万9,000  
円。

第1項営業収益、1億4,510万4,000円。  
第2項営業外収益、1,514万5,000円。  
支出。

第1款水道事業費用、1億6,024万9,000円。

第1項営業費用、1億3,785万8,000円。

第2項営業外費用、1,000万7,000円。

第3項特別損失、2,000円。

第4項予備費、1,238万2,000円。

(資本的収入及び支出)。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,534万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金3,084万7,000円、当年度分損益勘定留保資金2,449万9,000円で補填するものとする)。

収入。

第1款資本的収入、8,684万9,000円。

第1項企業債、8,340万円。

第2項負担金、344万9,000円。

支出。

第1款資本的支出、1億4,219万5,000円。

第1項建設改良費、1億1,126万4,000円。

第2項企業債償還金、3,093万1,000円。

26ページをお開きください。

(企業債)。

第5条、企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債目的を配水管布設替事業とし、限度額を8,340万円とするほか、起債の方法、利率、償還の方法は、表内表記に定めるものであります。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)。

第6条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費、2,456万9,000円。

(他会計からの補助金)。

第7条、水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、469万3,000円である。

(棚卸資産購入限度額)。

第8条、棚卸資産の購入限度額は、778万7,000円と定める。

以上で、簡易水道事業特別会計予算、公共下水道事業特別会計予算、水道事業会計予算の令和5年度予算につきまして、議決対象項目についての説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長(村上和子君) 次に、病院事業会計予算について説明を求めます。

町立病院事務長。

○町立病院事務長(長岡圭一君) 続きまして、議案第9号令和5年度上富良野町病院事業会計予算につきまして、議決項目について御説明申し上げます。27ページをお開きください。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第9号令和5年度上富良野町病院事業会計予算。

(総則)。

第1条、令和5年度上富良野町の病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

第1号、業務量。

イ、病床数、一般病床、39床。

ロ、定員数、介護保険施設入所、32人。

ハ、患者数、年間3万4,500人、1日平均129人。

入院患者、一般病床、年間9,500人、1日平均26人。

外来患者、年間2万5,000人、1日平均103人。

ニ、入所者数、介護保険施設、年間1万650人、1日平均29人。

第2号、主要な建設改良事業。

イ、町立病院改築整備事業、10億1,543万2,000円。

(収益的収入及び支出)。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款病院事業収益、10億191万7,000円。

第1項医業収益、6億2,552万2,000円。

第2項医業外収益、2億1,930万7,000円。

第3項介護保険施設事業収益、1億5,708万8,000円。

支出。

第1款病院事業費用、10億191万7,000円。

第1項医業費用、8億4,189万1,000円。

第2項医業外費用、292万7,000円。

第3項介護保険施設事業費用、1億5,708万8,000円。

第4項特別損失、1,000円。

第5項予備費、1万円。

(資本的収入及び支出)。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款資本的収入、10億4,548万1,000円。

第1項出資金、2,004万8,000円。

第2項補助金、2億4,773万3,000円。

第3項企業債、7億7,770万円。

支出。

第1款資本的支出、10億4,548万1,000円。

第1項企業債償還金、1,034万9,000円。

第2項建設改良費、10億3,393万2,000円。

第3項奨学資金貸付金、120万円。

(継続費)。

第5条、継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

1款資本的支出、2項建設改良費、事業名、町立病院改築整備事業(地中熱設備導入工事)、総額11億円、令和5年度、3億8,500万円、令和6年度、7億1,500万円、計11億円。

(債務負担行為)。

第6条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項、町立病院改築整備事業(工事監理業務)、期間、令和5年度から令和7年度、限度額4,153万2,000円。

(企業債)。

第7条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

町立病院改築整備事業(実施・外構設計、外構・基礎工事、地中熱設備導入工事、工事管理業務等)に係ります限度額を7億7,770万円とするほか、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表に定めるとおりであります。

(一時借入金)。

第8条、一時借入金の限度額は、10億円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)。

第9条、予定支出の各項の経費の金額を流用することのできる場合は、次のとおりと定める。

第1号、医業費用と医業外費用との間。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)。

第10条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第1号、職員給与費、6億6,436万6,000円。

第2号、交際費、30万円。

(他会計からの補助金)。

第11条、経営基盤強化などに要する経費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、7,287万3,000円である。

(棚卸資産購入限度額)。

第12条、棚卸資産の購入限度額は、1億2,2

96万8,000円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)。

第13条、重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1、取得する資産、種類、医療器械、名称、検体検査システム、数量、1式。

以上、令和5年度上富良町病院事業会計予算の議決項目につきまして御説明といたします。

よろしく願いいたします。

○議長(村上和子君) 以上で、議案の説明を終わります。

昼食休憩といたします。

再開は、13時15分といたします。

---

午後 0時08分 休憩

午後 1時15分 再開

---

○議長(村上和子君) 昼食休憩を解き、会議を再開いたします。

これより質疑に入ります。

これからの質疑については、先ほどの町長及び教育長の執行方針に限ったものといたします。

なお、質疑の回数は、議会運営に関する先例により、概括的範囲とし、1人1回限りといたします。

これより、質疑をお受けいたします。

8番 荒生博一君。

○8番(荒生博一君) 斉藤町長に町政執行方針に関しての質問をさせていただきます。

町政執行方針とは、本来、町長が次年度に向けての基本市政や主要施策など町政運営の方向性を示すものであります。

2月15日に発表した令和5年度の新年度予算は、北海道新聞でも翌日記事として取り上げられておりましたが、主な主要事業として、泉町南団地5号棟の建設、そして外構工事、そして不登校の児童生徒やその家族を支援する教育支援センターの設置、地域おこし協力隊を6人採用する関連予算、そして十勝岳ジオパークの拠点施設である郷土館の展示品の充実などが紙面ではクローズアップされておりました。

地域おこし協力隊の6名の関連予算に関しましては、もうこの制度が創設されて15年目になり、当町においてもこれまでの間、数人を受け入れており、人数が6人に増員されるというたってシンプルな施策であり、その他ジオパーク、映画化、町立病院、子どもセンターなどは、前町長からの継続事業であり、斉藤カラーは一体どこに入っているのでしょうか。

この23ページに及ぶ調整執行方針では、第6次総合計画の分野目標ごとにまとめた項目に沿って、本年度の主な施策について申し上げますとのことですが、内容は昨年とほとんど変わらず、計画の策定などが新たに記載されているだけで、特に15

ページを抽出いたしますと、本文中、JR富良野線の存続の 카테고리では、「アクションプラン」という文字が足されているだけ、町営バス十勝岳線、予約型乗合タクシーの 카테고리では、昨年と一語一句変わらず全く同じ内容であり、情報化の 카테고리では、「本年度」が「昨年度」に変わっているだけ、住環境整備については、泉町南団地の5号棟の建設が「実施設計」から「地質調査が工事」になっているだけです。

それぞれの分野ごとに前年度を振り返り、検証、研究し、本年度はどのようにしようというのが町政運営の方向を示すということではないのでしょうか。そもそも前年と同じ内容であること自体、魂が入ってないように感じます。

令和5年度には何をされたいのか、具体的な取組が入っておりません。そこで、お伺いいたします。斎藤町長がお考えの次年度に向けての基本市政や主要施策は一体何かお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 8番の荒生議員の御質問にお答えいたします。

さきの新聞報道にあったとおり、それが主な主要施策となります。新こどもセンターを建設につきましては、令和4年度の補正予算ですが、実質といいますか、工事が始まるのが令和5年に繰り越して行いますので、16か月予算ということで報道、プレスのほうには説明いたしました。

地域おこし協力隊につきましては、制度自体は前からあるものですが、新しい分野にということで、商工、観光、農業に向けて地域おこし協力隊を募集したいと、このように考えております。公営住宅5号棟につきましても、計画に沿ったものでありますが、これは継続であります、これも新しい事業ということで、あと住宅改修の補助につきましては、ゼロカーボンシティ宣言もありますので、予算を増額して、約当初予算比で2.5倍ぐらいになったと思っております、そういう意味で新規の事業と、新規の事業ではありませんが、従来からあったものを拡幅して施策に進めていきたいということで挙げております。

あと、教育委員会関係では、教育支援センター、これは新しいものです。あとは病院の改修、これも既存の決まった事業ではありますが、これも継続ということで挙げさせてもらいました。重要な施策だと思っております。

町政のやることと伺いますか、総合計画に基づいて分類すると細かなこともいっぱいありまして、全てが全て新しいものに置き換わっていくわけではございませんで、従来から継続してやらなければならないことも当然数多くありますので、そういった意味では前年と変わらない部分、継続してやるという意味でそういう部分もあるかと思っております、先ほ

ど私が言いました子どもセンター以下病院改修に係るまで、これは町が持続可能なまちづくりを進めていく上で重要な施策だと考えて、新聞報道にインタビューと伺いますか、答えた内容になります。

以上です。

○議長（村上和子君） ほかにございませんか。

1 番元井晴奈君。

○1 番（元井晴奈君） 執行方針に当たりまして、町長と教育長のほうにお伺いしたいと思います。

3 ページ目にありますゼロカーボンシティ宣言に関連して、町も一事業所として取組を努めていくということですが、一事業所として役場庁舎では、どのような取組を進めていくお考えなのかお伺いします。

次、5 ページの交通安全に関してですけれども、町民の啓発活動や意識向上だけではちょっと防ぎきることができなかった死亡事故だったかと思いますが、そのあたり何か対策等、町長の考えをお伺いいたします。

次が13 ページ、観光・交流について、ラベンダーフェスタかみふらの、これはお祭りなのですが、試行的に行っているとありますが、方向性、令和5年も試行期間というスタンスで行うものなのか、また花と炎の四季彩まつりの復活しかり、ラベンダーフェスタの本格始動など、今後の考えをお伺いいたします。

同じく13 ページ、泥流地帯の映画化に関してですけれども、町長の執行方針での発言では、映画化を進める会を中心とした取組を進めるという御発言では、主導権がさも映画を進める会にあるような印象を受けたのですが、そのあたり町長のスタンスとして映画を進める会の活動はあくまで気運醸成であるのか、そのあたり町のスタンスをお聞きします。

次、15 ページ、JR富良野線に関連してJRの利用促進を図っていくとありますけれども、このJR利用促進の取組というのは、何かイベント等を考えているのか、はたまたJR駅舎の改築なのか、町長の考えをお伺いいたします。

あと、同じく15 ページ、乗合タクシーなのですが、利用者減少しておりますけれども、利用者が増えるような取組については一切触れていなかったのですが、そのような利用、利便性の向上等の対応の検討はなされるのか、お考えをお伺いいたします。

次に教育長のほうにお伺いいたします。

2 ページ目、学力が全国平均を下回って低下しているということで、個々の応じた指導の充実を図るとおっしゃいましたが、教職員の働き方改革、超過勤務の実態がある中で、さらにこういった個々の指導の充実をしていくとなると、教職員のさらなる負担増が懸念されるのですけれども、そのあ

たりどのように取り組んでいかれるのか、学力向上の対応をお伺いいたします。

もう1点、最後に10ページ、令和5年度は、インターハイが北海道で行われるということで、本町でも十勝岳で開催ということで開催地として支援するとありましたが、このあたり、十勝岳ということでジオパーク等と連携して町のPRに積極的に活用するなど、積極的にこのインターハイが行われることを積極的に関わるといった、そういったスタンスの考えはないのかお伺いいたします。

以上です。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1番元井議員の御質問にお答えいたします。

まずゼロカーボンについて役場庁舎ではどのようなことでの御質問ですが、役場庁舎に限るとちょっと話が限定的になってしまうので、公共施設ということでお話しさせていただきますと、町には公共施設53か所ございまして、なかなかゼロカーボンに向けては、当面は省エネを進めるのがいいのかなというふうに考えておりますが、特に改修においては断熱性を上げたりするのですが、改修以外すぐできることといたらやはりLED化、これを考えておまして、53か所ありますので、LEDをどう進めるか、リース方式、バルクリース方式というのが考えておまして、これはいろいろプロポーザルで、向こうから提案型の一般競争入札になりまして、まだ詳細といいますか、どういう内容かというのは詰めておりませんので、これが詳しく決まりましたら、契約といいますか、契約内容が煮詰まってきたら、すぐにLED化は進めていきたいなというふうに考えております。

5年度当初予算には入っていませんが、時期は5年度中には、早ければ5年度中にできれば、補正なり組み直してできればいいかなというふうに、やりたいなというふうに考えております。

そのほか役場では、街路灯なんかもあります。街路灯なんかも球の変えるの、LED化は随時切れた段階で現在も行っておりますし、そのほか公用車なんかに関しまして、買い替えの時期が来たならば、電気自動車とかハイブリッド、そのような燃費のよい公用車に切り替えていく方法などが役場では考えられるかなというふうに思っております。

続きまして、交通安全のことについてです。先日、残念ながら4,774日で死亡事故ゼロがストップしてしまったのですが、特に御質問にあるとおり、外国人観光客の方が、なかなか交通標識等が分かりづらいというのは言われておまして、ただ、日本の標識は公安委員決めたもので、なかなか勝手に大きくしたり小さくしたり、自由度が少ない、ほとんどないのですが、そんな中で独自の警告の看板とか、あとそういうのを設置したり、あとは啓発です。こ

の間も事故があつてからすぐは、英語で注意喚起を促し、ポケットティッシュなんかも配らせていただきましたが、いずれにしてもその啓発については、安全推進協議会なんかと連携しながら、もちろん警察なんかともそうなのですが、相談、連携しながら事故対策、啓発なんかは進めていきたいと、このように考えております。

続きましてラベンダーフェスタ、令和5年はどうするのかということ、今まではコロナということで、なかなか飲食は難しかったのですが、このまま行くと令和5年は、先ほど議員おっしゃったとおり本格始動、四季彩まつりの復活といいますか、あの内容を復活するわけではありませんが、ラベンダーフェスタを本格始動、つまり飲食なんかも伴って誘客をしていきたいなというふうに考えております。

次に泥流地帯の映画化ですが、町が進めていくのか、進める会が進めていくのかという御質問ですが、町は、町の役割としては、プロダクションといいますか、会社を通して製作委員会をつくるというのが町の仕事、主な仕事なのですが、進める会というのは、先ほど議員おっしゃったとおり、機運醸成ですとか、撮影が始まったときのエキストラなんかも含めて応援してもらおうのですが、どちらが中心となってといいますか、両方とも、町としても進める会と手を組んで、一体となって進めていくようなイメージといいますか、そういうふうに進めていきたいと考えております。

JRの利用促進の取組ですが、駅舎ということですね、いい案かもしれません、議員おっしゃるとおり。けれども、ここで言っている利用促進というのは、要するに今までもやっていたのですが、ノロッコ号とか、あと北海道周遊して富良野線を通っていく観光列車みたいなのがありますので、その上富良野に止まったときのお出迎え、地場産品を提供したりする、そういうふうな観光客に来てもらう、富良野線を利用してもらう、盛り上げていって、そういう活動プラス、JRがノロッコ号とか観光列車をやるのですが、町としては、やはり公共交通機関として、上富良野の駅から十勝岳線が6月から9月、朝一は、旭野の十人牧場、山加ではなくてその上まで、凌雲閣まで6月から9月までは運行しますので、そうすることによってJRを利用した人が朝一で山に登っていける、そのようなこと、いろいろなことを、考えられることは組み合わせで、JRの富良野線利用の促進に取り組んでいきたいと、このように考えております。

続いて最後なのですが、乗合タクシーにつきましては、なかなかコロナ禍で利用者が低迷していました。乗り合いという意味合い、性格上、どうしても他人と一つの、密になるとというのが、避けられたのかもしれませんが、そんなこともありましたが、令和5年においては、多分政府でも言っているように5

月、ゴールデンウィーク明けに2類から5類に分類されるであろうと思いますので、そうすると利用者の客が戻ってくることも考えられますし、その上で、数年前にアンケート調査をいたしましたので、その中でおおむねは満足していただける結果ではありませんが、まだちょっと課題はゼロではありません。多少残っておりますので、荷物の問題ですとか利便性を高める工夫は、事業者の相手のこともありますので、できる範囲で改善は日々努めていって、利用者の増、利用者の利便性の向上には努めていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 1番元井議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の豊かな学力の育成の科目でございますが、令和4年度の全国学力学習状況調査につきましては、執行方針の述べましたとおり、全国よりは下回っている実態だというふうの実態を押さえ、校長会・教頭会通じて、各学校とも次年度に向けた学習プランに今現在邁進してるところでございます。

この結果としまして、私のほうで把握しているのは、やはり家庭内での家庭学習の時間がうちの町は全道・全国から見ると少し短いと。読書する時間も短い。長いのは何かといいますと、ゲームをする時間が長いという実態は分かっております。

それを通じまして、PTAとも通じまして、できましたら、ゲームをすることを否定することではないのですが、ゲームする時間を少し見直していただいて家庭内学習していただくように、各学校では保護者等に通じて家庭内学習の推進について取組を進めているところでございます。

そして、今、1人1台ずつタブレットを用意して学校に配置しております。この夏以降に、実は自宅に持ち帰っていただいて、このタブレットで家庭内学習を進めるように、今、準備を整えようと町政しております。このタブレット中には、今回執行方針にも述べましたMEXBITという、文科省が全国に発信するソフトウェアが入っております。この中には、それぞれの学年に応じたドリルが入っております。そのドリルを通じて学習を進めるような内容にもなっておりますし、国のほうでは、このタブレットを使った学習・学力調査も将来的には視野を入れてくることもありますので、ぜひ我が町の子供たちも、このタブレットを使った学習を進めていくように、教育委員会並びに各学校とは、連携して進めていこうというふうを考えているところでございます。

あと教職員への負担感でございますが、今、ICT情報推進委員会が立てられ、今年、実は令和5年度に情報化計画も町として作成を進めているところ

でございますが、各学校においては、やはり得意な先生と不得意な先生もいるというふうに聞いております。やはりいろいろな分野、皆さん全てパーフェクトではございませんので、そこをお互いに補いながら、やはり教科の共有だとか情報の共有をこの校務支援システムを使いまして、学校の先生方は、お互いに協力し合える仕組みを今講じております。これは学校内だけではなくて、うちの町の先生方全体を通して連携できるような形ができますと、小学校3校とも同じような情報で、先生方も負担が少しでも減るような形になるのではないかといいまして、令和4年度の町教研の研修会では、既にそのような取組を今年取り組んでいただいていることを私も参加させていただきまして、実感しているとおろでございます。一気にポップ・ステップ・ジャンプにはいかないかと思うのですが、各先生方がやはり工夫をした授業を進め、働き方改革にも努力していただいていることは、実感しているところでございます。ただ、制度の移行なので、大変過渡期でございますので、もうしばらく落ち着くまでには時間がかかるかなというふうには町としては判断しているところでございます。

次に、インターハイに関わる質問にお答えさせていただきます。北海道としましては、7月22日から8月の21日の1か月間、道内において各種目のインターハイが開催されるというふうに行方委員会からは情報を受けておりますが、我が町では8月7日から11日の5日間の登山競技が上富良野町の十勝岳から登っていくということで、開催地ということで御指定をいただいております。隣町的美瑛町、あと旭岳を有する東川、黒岳を有する上川ということで、この大雪山系と十勝岳山系がこの登山競技に大変適しているということでの選定ですので、北海道の実行委員会とも十分協議した上で、その対応については支援をしていきたいと思っております。ただ、実行委員会と、ここは高校の実行委員会がありますので、なかなか我が町だけというわけにはいかないものですから、今、実行委員会のほうに各町村の観光協会にも少し観光PRさせてもらえないかとか、あとそういうブースも設けることができるのかとか、そういうのをちょっと内部実務で調整はしているところですが、まだ許可とか了解はいただけないので、当町としてもなるべく上富良野町をPRできるような仕組みはできないかということで要望はしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） ほかにございますか。

4番中瀬実君。

○4番（中瀬 実君） 私も町長と教育長に、ちょっとこちらは執行方針についての何点か質問させていただきたいと思っております。

9ページですが、こちらはいわゆるラベンダーハ

イツの関係であります。こちらは、もう老朽化している建物の中で利便性が非常にうまく保たれているのかどうかと非常に疑問な点がある中で、本当に利用者ニーズに即したサービス提供は本当にできるのかどうか、それから人材育成と、それから職員の体制を整備するとあります。本来であれば、昨年度次長がいない状態の中で運営をされておりますが、そういった点は今後解消されるのでしょうか、お伺いをいたします。

次が10ページです。こちらは、第8次農業振興計画の関係です。振興計画は、いわゆる5年度、今年が最終年度であります。この最終年度を待たずにして、実践計画がいわゆる実現不可能という部門があります。こちらについては、次の第9次の農業振興計画までこのままできないよということで放っておくのか、本来であれば農業者の皆さんにこの事業についてはできないという周知をすべきではないのかというふうに思っておりますけれども、その辺のところのお考えをお伺いいたします。

次、11ページです。高収益作物の関係でお伺いをいたします。高収益作物、いわゆるこちらは町で定めている高収益作物なのですが、非常に面積が減ってきていると。そんな中で、今回たまたま地域おこし協力隊を採用して、そしてその面積維持拡大を図るというふうに言われておりますが、これで本当に維持拡大ができると思っておりますでしょうか。

それから、12ページです。こちら農業被害の関係です。いわゆる鳥獣害被害が年々被害が拡大をしております。そんな中で対策としては、いわゆるこれは狩猟免許、狩猟免許の関係で助成をしたいというふうに言っておりますが、今までも狩猟免許の助成はしております。残念ながら、狩猟免許の資格を取っても、実際に動いてない人が多過ぎるのです。ほとんど動いている人は、限られた人しか動いていないのです。そういったことを含めた中で、その狩猟免許を例えば助成したとしても、鳥獣害の被害を止めることにはつながらないのではないかと。そうではなくて、今持っている、免許を持っている人たちに、いかにしてその鳥獣を捕獲してもらうような、そういう手段を取るような方法を考えたらいいのではないかと思いますけれども、その辺のところをお伺いします。

それから14ページ。こちらは高規格道路の関係です。旭川十勝道路の関係については、できるだけ早く、いわゆる工事が進められて完成することを願っておるわけでありまして、予算の関係上なのか分かりませんが、いまだにまだ上富良野までは到達していません。そこで伺いたいのは、上富良野町、町長も以前も言っていました、上富良野町内の中にアンダーパスを2か所作りたいという考えを示しておりましたけれども、今でもその考えがあるのか。それと上富良野の着工のめどは見えてきてい

るのでしょうか。その辺を伺います。

次に18ページです。こちらは、職員の資質向上の関係、行政の担い手のしての信頼される組織づくりを目指すとあります。昨今、職員の離職は、多く見られます。そんな中で、今後どのような対応して職員を引き止めるような対策を考えていくのか、その辺のところの考えがあればお伺いをしたいと思います。

それから19ページ、こちらはふるさと応援モニター事業の関係です。前の委員会の中でも私申し上げましたけれども、いわゆる普通の皆さん、普通の自治体がやっているようなふるさと納税、そういう形でいいのではないかというふうに思っております。そこら辺のところ、応援モニターをする意味がどこにあるのか、それともこれからも継続していくつもりがあるのかどうかをお伺いいたします。

それと教育長にお伺いします。こちらは、4ページです。

児童生徒の豊かな心の育成に向けては、特別の教科、道徳を中核とした学校の教育活動全体を通じて道徳性を養うとあります。こちらについては、いわゆる道徳教育というのは、小学生、また中学生を対象にしているのか、それとも年間こういった道徳の教育という勉強の時間は、年間どのくらいの時間を要して道徳教育をやっておられるのかを確認したいと思います。

以上です。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 4番中瀬議員の御質問にお答えいたします。

まず初めに、ラベンダーハイツの利便性につきましては、確かにおっしゃるとおり建物も古くなってきておりまして、その中で不都合な部分、メンテナンスを含めて修理・修繕を進めながら、長寿命化といいますか、ある程度急には施設をどうのこうのということにはなりませんので、できる限り今の建物の中で利便性、快適性、それを損なうものがあるとしたらそれを除去して、修繕等で補って、長く使っていきたいというふうに、できるだけ長く使っていければと考えております。

人材育成につきましては、なかなか人手不足ということもありまして、介護士等含めて人材集めには苦労している部分もあります。その中で次長、ラベンダーはいつの次長につきましては、速やかに人事異動で、令和5年につきましてはしっかりと配備していきたいというふうに考えております。

続きまして、振興計画に関してですが、今の計画の中でできなかったものをどうするのか、また次の計画に移行するのか、それともできないものではないというふうに公表するのかということ、審議会の委員の中の審議で決まってくるのかなというふうに考えております。

続きまして、高収益作物、これに関しまして、令和5年から地域おこし協力隊を募集してやろう、高収益作物、特に上富良野の特有のラベンダー、ホップ、しそとかメロン、この辺も面積減っていきますので、協力者に助けてもらおうかなというのは、方法の一つだと思っています。これが全てだとは思っていませんし、協力隊が全然役に立たないということも思っていないので、数ある、まだ何がどういうふうなことをしていったらいいのかというのが、協力隊もその一つですし、そのほかどういふことがあるのかということも今後は研究、検討していかなければならないことだと思っています。

続きまして、猟友会の狩猟免許ですが、全くといえますか、中瀬議員のおっしゃるとおりで、今持っている人をどういふふうを活用していくか、やっもらえるかということが非常に、そこが肝といえますか、重要な部分だと認識しております。それと併せて、やはり免許を取得する、してもらい、そして免許を取得した人をどういふふうを活用していくか、活用するところが非常に重要なところかなというふうに認識しております。

旭川十勝道路、インターチェンジは2か所というのは私の希望ですが、希望といえますか、私が考える防災上の機能として2か所必要だということは、それは変わっておりません。まだ決定はされていません。高規格道路がいつできるのかというのは、まだまだ不透明な部分が多くて、まだ計画段階評価にまず移らないとそのあと事業化にならないのですが、その計画段階評価に向けて、今、地元選出の国会議員の先生とか関係省庁に要望を、上富良野だけではありません。上富良野、中富良野、富良野で期成会で要望を行っている最中でございます。私も一刻も早い開通を願っております。

次が職員です。職員の離職というのは、特に役場に限ったわけではなくて、本当に雇用の流動化といえますか、価値観の変化というものも多分にあるかと思えます。そのような若い世代、終身雇用が昔のようにがちがちではなく、大分崩れてきたのかもしれない。そういう価値観の変化にどのようにしていくのか、そういう若者にどういふふうにするかといえますか、興味を持ってもらうかというのは、非常に重要な課題だと認識しております。これという、人それぞれ価値観が多様ですので、これという解決方法は、方法、方策というのはないのかもしれませんが、地道にといえますか、やはり若者の、若い人たちの意見を聞いたり、コミュニケーションを十分図って、なるべく優秀な人材を上富良野町役場で長く勤めてほしい、そういう思いであります。

最後に、19ページのふるさと納税の関係、モニター制度、名前はどうかということなのですが、モニター制度でいろいろアンケートとかいろいろ調査もしていますので、それはそれで非常に有効な制度か

なと思っています。名前はともかく、一般的にふるさと納税と言われてまして、ふるさと納税とそれの返礼品ということで、一般の人たち、納税者といえますか、寄附してくれる方には広く認知されておりますので、この辺につきましても、今後何か機会があって、名前を変えたほうがいいのであればまた違う方法で、一般的な名前に戻すとかいろいろ考えられますが、今のところはとにかくモニター制度というのは、続けていっても十分有効なのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 4番中瀬議員の道徳教育の充実についてお答えさせていただきます。

道徳の時間数につきましては、小学校、中学校とも教科書を採択し、各授業時間数は、今ちょっと手元でないので申し述べられないのですが、小学校課程、中学校課程において授業を実施させていただいており、私も授業参観をさせていただいた実績がございます。そのときのことを申し上げれば、この道徳教育の充実の中では、道徳の教科書に応じて、事例をみんなで子供たちが読み合い、グループワークをしながら、自分がまずどう思ったか、そしてその事例に載っている相手がどうしてそのような反応、またそういう内容になったのかを理解し合う時間帯に大変時間を費やしておりました。そして、その困っている人や嫌だと思ふ考え方、多様な考え方について、先生は決してこれが正解、これが駄目とかという判断はせず、それぞれの心の成長を育むような教育指導を現場では実施していると判断したところでございます。

また、福祉関係や高齢者との触れ合いにつきましては、福祉学習につきましては、新型コロナ禍においても各学校実践していただいております。町内または旭川・富良野近郊にいらっしゃる障がい者の方を特別講師に招いて、障害を理解するという事で特別に授業をしていただいております、やはり日頃障害を持った方のお話を聞く機会がないお子様も多いということから、積極的に先生方は招聘しているというふう聞いております。

一番私がやはり懸念しているのは、今、新型コロナ禍で中断していたのが、地域の方との触れ合い体験がやはり自粛していたということで、この新型コロナ感染の関係につきましては、この令和5年度に入ると、まもなく国のほうからの方針で感染症の分類も見直されますので、各学校においても3年前の活動に戻せるよう取り組んでいきたいというふうな、今、話合いを進めているところですので、ぜひこのときには、地域の高齢者を含め、地域の人たちの支援を借りて、子供たちに人間性や社会性の育成に努めるような学習活動につなげていこうと考えているところでございます。

以上です。

○議長（村上和子君） ほかにございませんか。

2番北條隆男君。

○2番（北條隆男君） まず1点目は、これ中富良野との火葬場の3ページ、共同利用の件なのですが、これも、これ検討はもう始めていて、何年度を目標として共同でやろうとしているのか、町長の考えをお聞きしたいのと、もう1点は、クリーンセンターのこの施設が古くなってきているという話があるのですけれども、広域で建て替えるのか、それとも単独でやる考えがあるのか、今後のその町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 2番北條議員の御質問にお答えいたします。

まず火葬場についてですが、長期継続契約が令和8年に終わりますので、それを一応目標に話がまともなればということで考えております。

次に焼却炉です。焼却炉は次、今、次の5年間の計画はもう立っておりますので、それは今までどおりの枠組みでやるのですが、その次の5年間は次の5年間のうちに決めるのですけれども、その6年後、5年終わってその後については、どういうふうな枠組みがいいのかということも含めて、既存のものがあるのか、既存だと人口が減って処理量の問題があって、もっと違う枠組みがいいのかということも含めて検討することになっておりますので、まだ結論は出ていないところです。

以上です。

○議長（村上和子君） ほかにございますか。

12番小田島久尚君。

○12番（小田島久尚君） ただいま同僚議員が言った葬斎場、火葬場について、ちょっと追加して質問をさせていただきます。

葬斎場、中富良野と今、令和8年というところまでのどうのこうのというのが私ちょっと理解ができなかったのですが、初めて葬斎場、一番古い公共施設が中富良野との共同利用について検討するという表現は、裏を返せば長寿命化を図ってきて、耐用年数が来た、建て替えが必要な時期という考えがあると思われる私は思っています。やはり古い公共施設がどのようにして建て替えるか、次に違う方法で使われるかという考えが、今回執行方針に載ったということは、すごく新しくいいことだと思います。そこで、ちょっとよく分からなかったのですけれども、この廃止か建て替え、存続かだと思うのですが、その結論というのがその令和8年なのか、もっと早い段階で結論を出すということなのか、まず一つお伺いをしたいと思います。

2点目は、やはり火葬場の廃止となると、建て替えてもそうですけれども、町民の理解というのが非常に大事になってくると思うのですが、その点、ど

のようなスケジュール感を持って、町民の意見を吸い取ってその検討に反映されるのかお伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 12番小田島議員の御質問にお答えしたいと思います。

令和8年からということで、その前に結論が出るかもしれませんし、それまでにははっきり決めたいと思います。町民の理解、もちろん必要でありまして、住民会長会議なんかの、去年の年末の住民会長会議から、こういうふうと考えています、建て替えももちろん方法としてはありますが、いろいろ今後、今、病院も建つ、ごみの問題もあるという中で、人口が多分減っていくだろうという中で、共同利用という考え方もありますのでということで、単独で建てるとなると、またすごい結構経費が負担がありますので、今のところ中富良野との共同利用を考えてますというふうな住民会長会議での説明は去年からしているところであります。

○議長（村上和子君） ほかにございませんか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） 町長に対して2点御質問いたします。

1点目は、7ページから始まる子育て支援に関して全般、子育て支援全般についてお伺いします。

2022年の国の出生数は、速報値で初めて80万人を割り、道内でも最小の出生数となったという報道が先日ほどありました。

上富良野町の子育て支援に関しては、既にとても質の高い住民サービスを提供しているものと認識しておりますが、一方で出生数は、減少の一途をたどっております。なので、既存事業の質の向上だけではなく、やはり何かしらの対策を講じていかなければ、せっかく新しくなる子どもセンターを利用する子供も増えず、また、近い将来には、町内の様々なインフラを支える労働力の低下などにもつながってくる問題であると考えております。

町長の執行方針の中では、少子化に係る人口減少対策には言及されていなかったと認識しておりますが、人口減少に対してどのように取り組んでいくおつもりかお伺いいたします。

2点目は、8ページ、高齢者支援についてお伺いします。現在、社会福祉協議会から困り事に対する支援に関しては、一部委託を受けている高齢者事業団では、平均年齢が75歳を超えるなど、支援する側も高齢になってきている現状をお伺いしました。また、一方、現役世代においては、休日以外の時間にボランティアに関わる難しさがあることや、また定年退職する年齢も上がってくるなど、高齢者の困り事をサポートする人的資源は、今後より一層確保が難しくなってくるのではないかなと考えておりま

す。そこで、この分野においても、民間事業者との連携を強くすることや、こういった困り事をサポートする事業を行う会社や個人の起業や新規事業の展開などをサポートするなど新たな方向性も模索していくべきではないかと考えておりますが、そのあたり町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長。

○町長（齊藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えいたします。

なかなか少子化を防ぐ手だてというのは、国も取り組んでいる中で、それを反転させる、出生率減少を反転させるようななかなかきっかけが、原因が何なのかも含めて難しいものなのかなというふうにて考えております。価値観の変化、晩婚化、あと経済の問題、人それぞれなのかもしれません。そんな中でできることは、結果がどう、反転するかどうか分かりません。本当にやってみなければ、国もそうだと思います。異次元の子育て支援策と言っておりますが、それで止まるのか、反転するのか、それともそのまま落ちるのかというのは、なかなか難しいところかと思いますが、一方で子育て、実際減ってはいますが、共働きの家庭が増えていて、子育てには大変苦労しているというのも実態だと思います。そういう中で、切れ目のない子育てを上富良野町は自負しておりますが、そういうことが出生率の上昇にちょっとでも寄与すればいいですし、そういうこと、手厚い子育て支援を気に入ってもらって、上富良野に住みたいというふうには、移住定住してくれる方がいいですし、そういうふうにして、トータルでといたしますか、いろいろな側面、子育て支援をやるこのことによって出生率の問題を解決したり、人口減少を食い止めたり、移住定住を促進したり、いろいろな面があると思いますが、そういう意味を込めて、子育て支援策というのは、トータルで推進していかなければならないのかなというふうに私自身思っております。

次、高齢者に関しては、全く小林議員おっしゃるとおりかもしれません。本当に高齢者事業団の方がなかなか高齢になってきておまして、それに代わるものということで、ボランティアセンターなんかも考えられますが、もっと広く民間の力なんかも借りて、いろいろな方策を練っていくのがいいのかなというふうに今は思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） ほかにございませんか。

10番今村辰義君。

○10番（今村辰義君） 4ページから5ページにかけて十勝岳噴火総合防災訓練について町長にお伺いいたします。（「マイク」と呼ぶ者あり）

すみません、ページ、4、5ページでございます。前回の噴火から35年が経過し、火山活動が活発な状況が続いているということで、5年度も実践に即

した訓練を実施し、防災体制の構築を進めてまいりますというふうに書かれておりますので、これについてお伺いします。

今年の2月の21、22日の計画等を見せていただいたら、非常に主要な訓練が6項目、細部の訓練が13項目あって、非常に充実された訓練をなされているなというふうには私は思っております。ただ、そこで、町長就任されてもう2年、2回この訓練を経験されていると思いますが、本当はこういう訓練がやりたいのだけれども、いろいろな制約があってできないものがあるのだということがあればひとつお聞きしたいのと、そういった中でもやはりこれだけはやっておかなければいかんだろうと、令和5年度においてこれだけはやりたい、実働訓練によって訓練は完成すると思っておりますけれども、実働訓練で、できなければ机上訓練でもこれだけはまだやっていないのでやりたいというようなことがあればお聞きしたいと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 10番今村議員の御質問にお答えしたいと思います。

防災訓練につきましては、非常に有意義なと思いますか、私が職員のときに担当していたのもありますけれども、それから比べても年々グレードアップしているかなというふうに思っております。なかなか実働訓練とは言いながら、シナリオに沿ってということで、本番と比べてはまだまだ本番、訓練は訓練なのだなという感じはしますが、それでも関係機関とフェース・ツー・フェースで顔を合わせて、自分のカウンターパートナーは誰なのかということを確認しながら、しっかり有事の際は、これをやるときは、関係機関はここここなのだというの、大分認識されて、向こう側からも認識されているのかなというふうに、そういう面では、顔の見える関係というのは、ここもう二十何年間総合防災訓練をやっていますが、非常に関係機関の関係というのは、非常に密になっているなというふうに思っております。

その中で、できたらいいというのは、訓練があるかということなのですが、まず1点目は、やはり住民の避難訓練を、やはり住民の方が三十数年時がたって、当時の記憶がだんだん薄れてきたというのものもあるかもしれませんし、日中どうしてもやるものですから、所用があって実際の避難訓練に参加できないという方も多々いると思っております。実際に避難訓練というのは、当初は、一番最初の頃は、夜に避難訓練をやっていたのですが、それもその頃は、結構草分とか泉町、栄町の方、参加率が高かったような気がいたしますが、年々落ちてきていますので、この辺をやはり、どちらかという訓練というよりも啓発に近いかなと思っておりますが、その辺を来たる災害

に備えて、町民の意識のというのは、十分気を抜かずに図っていかねばならないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） ほかにございますか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 町長、教育長にお伺いいたします。

まず、何よりも、今、コロナ禍、物価高、政府のこの間行ってきた異次元の政策という状況の中で、資材等が上がる、本当に今大変な状況になっております。そういう意味では、行政においてもきっちりと、あとそういう自治体、町の町民の暮らしを支える立場からの支援策というのがどうしても必要ではないかというふうに思っております。

そこでまず質問したいのは、いわゆる高齢化、地域福祉をどう守るのかという点であります。町長の執行方針の中には、重層な支援をしてそういった人たちを守りたいということの言葉が使われております。これも昨年同様であります。実態はどうかかというところの話をさせていただきますが、大枠させていただきます。

今、非常に高齢者社会ということもあります。子供さん等が非常に高齢化になっているという状況もありまして、互いのやはり生活を維持することが困難になってきているという状況が非常に見当たってきております。そういう意味では、そういった部分での支えというのがどうしても必要、これ以外のものいろいろありますので、必要になってきているというふうに考えておりますので、この重層化の支えという言葉は、どのように理解したらいいのか、この点まずお伺いをしておきたいというふうに思っております。

次に農業政策の問題であります。今、農家の人いろいろな話を聞いてますと、このやはり資材高騰や肥料高騰の中で大変なのだ。来年以降の営農を続けられるかどうか分からない。特に酪農家に至っては、本当にもう店じまいをしなければならないというような危機的な状況の方も非常に出てきております。そういう意味では、引き続きこういった酪農家に対する、あるいは既存の農業者に対する支援というのがどうしても自治体では必要になってきているというふうに思いますので、この点をお伺いしたいなというふうに思っております。高齢化によって農業者の人口減少によって何が起きてきているかということ私以上を御理解されていると思いますので、そういった意味で高収益作物の手間のかかるものだとかなかなか手が出せない。今まで取り組んでいたけれども、やはり引かざるを得ないというような、非常に切実な状況になっておりまして、今、既存の農家の若者がやはり後継者として支えている部分がありますので、やはりそういった部分を積極

的に支援する具体的な対策を取らなければ、ただ地域支援応援隊というだけの話では済まない状況になっていると思いますので、この点どのようにお考えなのかお伺いいたします。と同時に、地元の農産物使ったブランド化ということが若い人との話の中でも聞かれます。こういったブランド化をJR富良野と農協、JAですね、農協とリンクしながら対策を取るというのも必要ではないかというふうに思います。この点をお伺いいたします。

あと、商工会との連携の問題であります。食等の、こういったものも、いわゆるこの間、日の出公園使ったいろいろな対策を講じたり、町のにぎわいを戻したいというような話が出されておりますが、先ほどの同僚の議員の答弁がそれなのかなと思っておりますが、同時にやはり今、コロナ禍の中で商店の後継者なんて状況ありますので、こういった具体的な対策をどのようにされるのかお伺いいたします。

それと泥流地帯の問題、映画化の問題でお伺いいたします。引き続き映画促進、前進めたいということですが、この間私は主張したのは、今はコロナ禍のという状況の中で、本当に暮らしが大変で、それよりも先にやはり、映画化を断念してですよ、映画化を断念して、本当に町民の望んでいる子育てや暮らし、農業を守る、こういったところに職員の力を注いで、もっと暮らしを守るべきだというふうに思いますが、この泥流地帯は断念しませんか、お伺いいたします。

次、平和の問題でお伺いいたしますが、安保3文書の問題お伺いいたします。非常にこの安保3文書というのは危険なのです。言うなれば、アメリカが集団的自衛権の名の下で、自衛隊と一緒にやって、海外へ攻め入ったときに攻めると、そういう争点の下で書かれておりまして、そういった事実、どのように理解しているのか分かりませんが、同時に昨今の新聞では、上富良野も含めて二百何か所か基地の増強ということがうたわれておりまして、地下深く指令室を作る、ミサイルを確保するための弾薬庫を設立するという形の中で、こういう危険な方向に今進んでいるという現状、お分かりなのかどうかちょっと確認したいと思います。

そして、私はこの間の防衛大綱の変化の中で、絶えず上富良野町というのは、人口の動態に左右される、弱い町なのです。ですから、私は、全面的に自衛隊に依存するのではなくて、やはり地場産業を育てながら、町の人口、いろいろな呼び込みで、移住定住政策で、こういうことをやらないかということは、本当にこの問題にも、解決はできないにしても歯止めをかけることはできないのではないかとこのように思いますので、お伺いいたします。

それと、今回の予算の中には、物価変動の中で、町民や暮らし、経営を守る、経営されている人たちの支援策が全くありません。当初予算にこういった

政策をきっちり打ち出すべきであるにもかかわらず、出されていないというのは、非常に残念です。この間の答弁では、次期の補正で対応するというような話が出てきておりますけれども、そうではなくて、きっちりと当初予算の中で組み込んだ政策をきちんと打ち出されるべきだと思いますが、どうしてこういった予算、確保されてないのかお伺いいたします。

最後に、これら進めるという点で、やはり何といっても人員の確保です。職員の確保です。やはりいろいろな状況の中で、確かに職員の確保は困難な状況もありますが、しかし同時に各部署を見ますと、非常に職員が足りない部分もありますし、そういうことを見たときに、やはり一定数を増やしながらか、やはり仕事が流れるような動きをつくっていかないと、ますます疲弊して、やはり大変な、まちづくりが大変な状況になっていく可能性があるというふうに思っておりますので、定数枠の見直しを行って、必要な人員はきっちりと採用して、確保すること、これをきっちりとすべきであります。なぜこういうことをしないのか答弁を求めます。

教育長にお伺いいたします。

今、政府の統計調査でも、やはり教育費に非常に負担がかかるということがうたわれております。そういう意味では、やはり学校給食費の無償化や入学における準備金、支度金の、こういった部分の支えが必要だというのが、世論でも多く、やはり調査でも、明らかになっております。こういう方向を他の政策と合わせながら町も方向性を示すべきだと思いますが、この点お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えしたいと思います。

まずは物価高です。物価高、非常に商売されている方も含めて、普通の一般の町民の方も、普通のサラリーマンの方、普通の生活している方でも、電気代とか、冬であれば灯油代が非常に高くなってきて、非常に暮らしが今大変だということは認識しております。今後どうなるのかというのは、今後は当初予算に、最後のほうの質問になりますが、当初予算に組んでいないのはどうなのかということも含めまして、それは当初予算に組まなかったから必ずやらないというわけでは絶対ございませんので、それは臨機応変に、状況の変化によって、どういう人たちが大変なのか、どういう商売、職業の方が今、この先どうなるのかということは、臨機応変に対応していきたいと思っておりますので、その辺は御理解を願いたいというふうに考えております。

次、高齢者、地域福祉の重層化ということです。重層化とは何ぞやということですが、重層化ですから重なり合っているのですが、端的に言いますと自助、公助、共助、これが具体的に言いますと、役場

が行政としてやる部分あると思いますし、それでは当然、役場が全部やるというのはほぼ不可能です。例えば日頃の見回りなんかは、住民会の人含めてやりますし、やってほしいですし、昔の支援があれば、地域の力が最近もう昔のような団結がない、なくなってきているのも分かりますが、やはり住民会としてやってほしいなということもありますし、もちろん自分の中でどうしてもやらなければならないようなこともありますので、そのミックスといえますか、自助、公助、共助、これが重層化ということのかなというふうに私は捉えております。

あと、農業です。農業、地域おこし協力隊だけが問題解決にはならないというのは、先ほどの中瀬議員の質問にもお答えしましたとおり、けれども問題解決の一つにはなるであろうと思っております。もちろん高齢化ということもありまして、大規模に一般作物を作っておられる方の農業に関しては、昨年も自動操舵なんかの機械も補助して、ICT化を進めておりますので、そういうふうに高収益でできますし、一般作もあります。先ほどおっしゃられました畜産・酪農もありますので、その辺は、それら全てが地域おこし協力隊が解決するのではなく、地域おこし協力隊を入れたのは、高収益作物なんかの面積が減ってきているので、ふるさと納税なんかの返礼品なんか、今後のことも考えて、観光面も考えて、6次化も考えて、ここはちょっとサポートしなければいけないかなということで、地域おこし協力隊を入れました。地域おこし協力隊がいきなり大規模な農業経営は、それは無理ですので、やはりそういうところから入っていくしかないのかなというふうに思っております。

商工会との連携は、やはり日の出公園とか日の出公園のイベント、もしくはいろいろなにぎわいなんか非常に連携は重要で、イベントなんかには十分関わってほしいな、一緒に歩調を合わせてにぎわいを上富良野の町の中、そして商店、皆さんににぎわいを戻したいというのは、思いは、以上です。

あと泥流地帯は進めてまいりたいと、断念しないと申し上げておきたいというふうに。最終的にやめるということは一番最後、それまではやれることはいいますか、やるというのが、一番最初9月に、去年の9月に申したとおり、その方向は、私自身の中では変わってございません。

あと安保3文書です。個人の主義・主張に、何と申しますか、イデオロギーに立ち入るわけではございませんが、私は日本の国の独立に関して非常に重要な文書だと考えております。独立です。

。当初予算のことについては一番最初に答えました。

あと職員の確保です。職員の確保は、定数を見直してといいますが、現状は定数見直しなくても、そこまでいっておりません。なかなか確保するのが難

しくて、地方都市においてはなかなか人が集まりにくい。というのは、そういうふうなやはり学校卒業して、どうしても札幌とか東京とか首都圏なんかに行ってしまうのかもしれない。なかなか確保に、特に先ほどもちょっと触れさせていただきましたが、専門職です、介護、看護師とか、そういう免許を持っている方の確保がなかなかままならないというのが現状ですが、決して諦めることなく、粘り強くといいますか、募集の方法も、いろいろあの手この手考えながら、これまでどおりといいますか、これまで以上に職員の確保については努めていきたいと、このように考えております。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 7番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

教育費に関わる保護者の負担については、私も様々な子供たちの学校に関わる経費について費用があることは、十分存じております。それに応じまして、就学支援につきましては、軽減が必要な方についてはぜひ申請をしていただいて、軽減をさせていただきたいということで周知させていただいておりますが、全ての方が実は申請している実態ではないというふうにも報告を受けています。保護者のほうで、自分は申請をしないという意思を思われる方もいるということも聞いておりますので、そこは十分勘違いをさせないように、きちっと制度等を使って、就学支援の軽減については、引き続き保護者のほうへ周知をしていきたいと思っています。

給食費の無償化につきましては、これはもう学校の給食費だけではなく、町内における就学前の教育保育施設もありますし、学校給食である義務教育期間における給食の提供についてもございますので、この給食費について、現時点ではまだ完全無償化というのは私の中ではございませんので、まず軽減の必要の方が必要であれば、それはきちっと軽減をしていきたいという方向で今進めているところです。今回の新年度予算の中にも保護者に関わるものでマ・メールの費用だとか学校保健センターの費用については、一部今年から見直しをし、軽減というか、費用については行政負担に一部変えるなど、保護者への負担を少しでも軽減できるものからスタートしようということで、今現在、取組を進めているところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） ないようでございますので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第1号令和5年度上富良野町一般会計予算から議案第9号令和5年度上富良野町病院事業会計予算までの9件及び議案第25号上富良野町公共施設整備基金の一部支消について、議案第26号十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消についての2件につきましては、なお十分な審議を要するものと思われまので、この際、議長を除く12名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号令和5年度上富良野町一般会計予算から議案第9号令和5年度上富良野町病院事業会計予算までの9件及び議案第25号上富良野町公共施設整備基金の一部支消について、議案第26号十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消についての2件につきましては、議長を除く12名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

#### ◎休 会 の 議 決

○議長（村上和子君） お諮りいたします。

議事の都合により、3月4日から6日までの3日間を休会といたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 御異議なしと認めます。

よって、3月4日から6日までの3日間を休会することに決定いたしました。

#### ◎散 会 宣 告

○議長（村上和子君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

休会中及び再開後の予定について、事務局長から報告いたします。

事務局長。

○事務局長（星野耕司君） 御報告申し上げます。

3月7日は、本定例会の3日目で、開会は午前9時でございます。定刻までに御参集賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（村上和子君） お疲れさまでした。

午後 3時10分 散会

#### ◎予算特別委員会の設置について

○議長（村上和子君） お諮りいたします。

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

令和5年3月3日

上富良野町議会議長 村上 和子

署名議員 北條 隆男

署名議員 高松 克年

令和5年第1回定例会

上富良野町議会会議録（第3号）

令和5年3月7日（火曜日）

○議事日程（第3号）

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 町の一般行政について質問

---

○出席議員（13名）

1番	元井晴奈君	2番	北條隆男君
3番	高松克年君	4番	中瀬実君
6番	中澤良隆君	7番	米沢義英君
8番	荒生博一君	9番	佐藤大輔君
10番	今村辰義君	11番	小林啓太君
12番	小田島久尚君	13番	岡本康裕君
14番	村上和子君		

---

○欠席議員（0名）

---

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	斉藤繁君	副町長	佐藤雅喜君
教育長	鈴木真弓君	代表監査委員	中田繁利君
農業委員会会長	井村昭次君	会計管理者	及川光一君
総務課長	北川徳幸君	総務課 IT・組織機構担当課長	宮下正美君
企画商工観光課長	狩野寿志君	町民生活課長	山内智晴君
保健福祉課長	深山悟君	保健福祉課 健康づくり担当課長	星野章君
農業振興課長 農業委員会事務局長	大谷隆樹君	建設水道課長	菊地敏君
教育振興課長	谷口裕二君	ラベンダーハイツ所長	鎌田理恵君
町立病院事務長	長岡圭一君		

---

○議会事務局出席職員

局長	星野耕司君	次長	飯村明史君
主事	真鍋莉奈君		

午前 9時00分 開議  
(出席議員 13名)

### ◎開 議 宣 告

○議長(村上和子君) 御出席、誠に御苦勞に存じます。

ただいまの出席議員は13名でございます。

これより、令和5年第1回上富良野町議会定例会3日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

### ◎諸 般 の 報 告

○議長(村上和子君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(星野耕司君) 御報告申し上げます。

町の一般行政について、佐藤大輔議員ほか6名から一般質問の通告がありました。質問の順序は先例により通告書を受理した順であり、質問の要旨は、本日配付のとおりであります。

また、本日の一般質問は、5名の議員となっております。

以上であります。

○議長(村上和子君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(村上和子君) 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、

4番 中 瀬 実 君

6番 中 澤 良 隆 君

を指名いたします。

### ◎日程第2 町の一般行政について質問

○議長(村上和子君) 日程第2 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

初めに、9番佐藤大輔君。

○9番(佐藤大輔君) 1月中旬から2月中旬にかけて私個人の議員便りを町内にて配付いたしました。訪問先で最も話題に上がったのが除排雪、次いで「泥流地帯」の映画化でありました。

ですが、株式会社Z i p a n gとの契約解除の情報を受け、既に映画化プロジェクトは中止になった

と誤解されている町民も少なくありませんでしたので、まずは町民が正しい情報を得て、町長のお考えを共有することができるよう、私は先に通告してありましたように「泥流地帯」映画化プロジェクトについて、以下、7点につき町長にお伺いいたします。

(1) 現時点において何年後の公開を目指しているのでしょうか。また、改めて町長にとって映画化における一番の目的をお伺いいたします。

(2) 三浦綾子さんは昨年、生誕100年を迎えられました。三浦綾子記念文学館は、その事業の一環として映画化を挙げ、昨年から寄附の返礼品として「泥流地帯」の直筆原稿の複製を提供するなど映画化を後押ししてくれております。

現在、映画化は膠着状態にあるように見えますが、泥流地帯の著作権を有する三浦綾子記念文学館は、今なお、映画化に前向きであるとの認識でよろしいでしょうか。

(3) 新たに映画制作を委ねる会社などは、おおむね決まっているのでしょうか。ただし、交渉中であれば何かと支障があると思われまますので、可能な範囲で構いません。

(4) 現在、映画化を望む方の御厚意により約4,600万円の寄附が寄せられております。様々な分野で値上げラッシュが続いておりますが、町が寄附金を財源として拠出する制作費の上限は、以前、町長が我々にお示しいただいた2億円で変わりはないのでしょうか。その場合、寄附額が2億円に達した時点で寄附の受付を終了するのでしょうか。

また、制作費2億円のうち、例えば、8,000万円は町内での食費、宿泊費等に充てるなどといった、これまでのような条件を付すのでしょうか、お伺いします。

(5) 映画化に向けて制作会社との交渉をスムーズに進めるために「十勝岳と共生するまちづくり応援基金」から必要な額を一旦、支消し、後に寄附金によって積み戻すという方法を取ることが最善だと思われまます、見解をお伺いいたします。

(6) 仮に映画化を断念した場合、寄附金の返還手続に要する労力など有形無形問わず、我がまちにとってどのような、また、どの程度の損失が考えられるのでしょうか。加えて、映画化を断念した場合、既に返礼品として直筆原稿の複製を受け取っている方の取扱いについてもお伺いいたします。

(7) 我がまちもロケ地として使用されたドラマがインターネット配信サービスで公開され、世界的に話題となっております。今や、自宅で映画を楽しむ時代を迎えておりますが、今後、映画ではなくテレビドラマやインターネット配信サービスなどの媒

体にシフトする可能性はあるのでしょうか、お伺いします。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9番佐藤議員の「泥流地帯」映画化プロジェクトについての7点の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の現時点での公開時期及び映画化の目的に関する質問ですが、現在、町が取り組んでおります「泥流地帯」の実写映画化は悲願であり、一日も早い公開を切望しているところであります。

また、この映画化プロジェクトの目的につきまして、ロケ地観光の振興や町のPRにも寄与するものであると考えていますが、小説「泥流地帯」は上富良野の郷土史であり、三浦文学の代表作であるとともに、我がまちに災害の記憶をしっかりと呼び覚ましてくれたかけがえのない作品です。発表から50年近くたった今、実写映画化を機に、また、50年、100年と読み継がれ、語り継がれていくことに大きな期待を寄せているところであり、さらに町民の皆様、御寄附いただいた皆様の善意と期待にお応えすることが極めて重要な責務であり目標であると考えています。

次に、2点目の三浦綾子記念文学館の映画化に向けた姿勢についての御質問ですが、「泥流地帯」の著作権者であります三浦綾子記念文化財団が運営する三浦綾子記念文学館におかれましては、去年の三浦綾子さんの生誕百年記念事業においても本プロジェクトの推進を強く掲げていただき、プロジェクト発足以来、綿密な情報交換の上に、現在も極めて前向きに実写映画化の実現に御尽力いただいているところであります。

次に、3点目の映画製作に関する提携先となる事業者についてであります。現在は新たな連携協定締結に向けて複数の企業や個人の関係者に御相談させていただいているところであります。詳細は差し控えさせていただきますが、いずれも映画「泥流地帯」の製作に非常に前向きなお話をさせていただいておりますことを御理解いただきたいと思います。

次に、4点目の映画製作及び映画化プロジェクトに関する費用についてであります。原作の内容やスケールを鑑みて、制作には相応の費用を要するであろうことはもとより、「泥流地帯」が三浦文学の代表作であり、上富良野町にとっても特別な作品であることを踏まえ、最低でも2億円程度の制作規模を下回らないことをこれまでの連携協定に盛り込んでいるところであり、今後においても、2億円程度の制作規模を下回らないことを連携協定に盛り込みたいと考えております。

従前は、その制作費の下限2億円のうち、町が負担する8千万円については、町内で消費・調達する費用についてのみ充てる内容としておりましたが、新たな連携協定においては、ふるさと納税による資金調達目標を2億円とし、制作費として負担すること、さらに、負担費用については、一般的な制作費に充てていただくことを可とするなどの内容を検討し、よりよい条件で製作者の選定を進めていく所存でございます。

次に、5点目の「十勝岳と共生するまちづくり応援基金」の活用についてでございます。基金からの一時的な支消により負担額を担保することは連携協定を進める上で効果的な手法と思われませんが、基金の支消については、その方法、用途については十分な精査精査と慎重な考慮が必要であると考えております。

次に、6点目の映画化を断念した場合の影響についてでございます。仮に映画化の取組を中止した場合においては、町民の皆様や楽しみにしていただいた三浦文学ファンの皆様、また、ふるさと納税をいただいた企業や個人の皆様に十分な説明と謝罪を行った上で、ふるさと納税に関しましては、寄附目的として掲げている事業を実施しないことから、寄附者の皆様には使途の変更の可否、寄附金の返還の要否を確認した上、返還の希望がある場合は返還金を歳出予算に計上させていただき、速やかに寄附者へ返還するとともに、税務申告等に関する詳細について税務署と協議を行う必要がございます。

いずれにおいても、ふるさと納税制度全般における町へ対する信頼は大きく揺らぎ、特に企業版ふるさと納税やクラウドファンディングにおいては、次回、他の目的で活用しようとした場合は、極めて困難になることが予想されます。

また、そのうち、返礼品をお届けした方については返還を求めることも可能と思われませんが、その場合は返品となった数量に応じて返礼品取扱事業者に対し発生した損害を補填する等の対応が必要となることも考えられます。

次に、7点目の制作する媒体に関する質問についてでございます。現在、映像メディアの視聴媒体としてインターネット配信サービスがシェアを大きく上げておりますが、映像化の実現可能性においては映画のスクリーン公開が最も確実性が高いと考えてございます。

また、これまで実写映画化を前提としたふるさと納税のPR、募集を行っており、変更には当たっては寄附者の皆様の意向についても大いに配慮する必要があるため、劇場での映画公開を行った上で、様々な映像配信媒体により多くの皆様に視聴いただける

よう協定内容についても協議を進めているところでございますので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9 番佐藤大輔君。

○9 番（佐藤大輔君） 「泥流地帯」の映画化は前町長から引き継いだ事業であるにも関わらず、町長は一貫して前向きな姿勢を取られておられますことは重々承知しております。ですから、仮に映画化を断念した場合との質問にも丁寧に答えいただき、感謝いたします。

私はコロナ禍に町立病院や子どもセンターの建設事業も相まって、町としていわゆる攻めの政策を打ち出しにくい状況が続く中、寄附金を財源とした事業である「泥流地帯」の映画化が早期に、また、適切に実現することを願っております。

しかしながら、先ほど申しましたように、誤った情報をお持ちの町民が一定程度おられること、また、町民からは映画化に対し心配する声も多く寄せられていることから、さらにしっかり現状を把握するために何点か再度質問させていただきます。

1 点目の映画化の目的についてであります。

先ほど町長は、町民、寄附者の期待に応えることが一番の目的と答弁なさいましたが、三浦綾子さんの作品「泥流地帯」を通して、144名の犠牲者とその御遺族、血のにじむような努力で2度目の開拓を果たされた先人たちの思いや魂を引き継ぎ、後世に継承することも目的に含まれているということではよろしいでしょうか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9 番佐藤議員の御質問にお答えします。

「泥流地帯」は上富良野町の郷土史でもありますので、当然、大正泥流の犠牲者144名のそういう事実も含まれておりますし、それを乗り越えてきたという上富良野町の歴史を継承するということは当然、目的に含まれております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9 番佐藤大輔君。

○9 番（佐藤大輔君） それを聞いて安心いたしました。勝手に解釈をして申し訳ありません。大変共感するものでございます。

(1) の1点目の映画公開の目途についてでございます。残念ながら、三浦綾子さん生誕100年であった昨年の映画公開、また、制作発表はかないませんでした。3年後の2026年は泥流災害から100年、作品「泥流地帯」発表から50年、この二つの意義深い節目が重なります。しかも、一般的な映画制作にかかる年数からしても十分に間に合う

と思われま。

先ほどの映画公開時期について具体的な答弁はいただけませんでした。町民、寄附者の期待に応えるという目的を果たすためにも、遅くとも我がまちにとって特別な年となる2026年の公開を目指すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9 番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

議員がおっしゃるとおり、3年後というのは非常に上富良野町にとっても節目の年である、泥流発生から節目の年であるということは重々認識しております。

ただし、協定先についてはまだ未定なものですから、具体的な目途ということは相手もあることでなかなか申し上げづらいのですが、町としては3年後がそういう節目の年であるということは認識しております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9 番佐藤大輔君。

○9 番（佐藤大輔君） 町長も3年後の節目をしっかりと意識されているということが確認できました。

続いて、3点目の新たな提携先についてでございます。

先ほど、複数の相手先と相談中と答弁されましたが、遅くとも年内には決定し公表できる見通しなのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9 番佐藤議員の御質問にお答えいたします。

相談なのですが、具体的な協定の内容についての相談ということにはまだ踏み込んでいない状態で、問合せがあると聞いたほうがいいのかもかもしれません、いろいろ上富良野に来てもらって、上富良野を見てもらって、監督さんなりが「泥流地帯」の映画をできるのかどうかという確認の中で、上富良野町の我々にヒアリングをしてもらって、いろいろな質問に答えているという段階で、具体的な協定の内容にはまだ踏み込んでおられません。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9 番佐藤大輔君。

○9 番（佐藤大輔君） ということは、相談が今度、交渉に移り変わっていくということがまだまだ具体的に、今は明言できないということではあるけれども、何となく進み具合によっては年内になるかもしれないし、来年になるかもしれないしという

解釈でよろしいでしょうか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9番佐藤議員の御質問にお答えいたします。

答弁したとおり、複数の方からお問合せいただいておりますので、本当に相手次第なのですが、相手が、よし、これならできるというふうに確信を得た段階ですので、私の口から1年とかは言えないのですが、なるべく早く、それは実現といいますか発表したいという思いは町としては持っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） 最適な制作会社といえますか相手先と御縁がありますことを切に願うところでございます。

続いて、4点目の制作費の上限についてでございます。

先ほどの町長の答弁で理解できなかった部分がありましたので、再度、お伺いいたします。最低でも2億円程度の制作規模を下回らないことを連携協定に盛り込みたいと答弁されましたが、これは要は、町が相手先と協定を結ぶ際、「泥流地帯」という作品を最高の映画に仕上げるために町からの要望や条件として最低でも2億円の制作費をかけることを相手方に提示したいということよろしいでしょうか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9番佐藤議員の御質問にお答えいたします。

2億円というのは、前の協定からもそうなのですが、三浦綾子先生の代表作ということで、それ相応のクオリティーをもって全国公開をするような映画を作るなら大体2億円程度かかるだろうという、そのクオリティーを下回らない、保持した、クオリティーの高いものを三浦綾子記念文学館も含めて協定先には求めていくということで、2億円というのは具体的な数字もそうなのですが、どちらかという映画のクオリティーのことも含んでおります。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） どうしてもちょっと2億円というこのラインが意識として強く残りがちなのですけれども、要は相手先の制作会社がいろいろな映画制作費のスポンサーであったりとか、そういうものを非常に努力していただいて映画制作費の総額が3億円になったり1億円になったりという可能性も当然、その相手先の努力によっては起こり得るといふ理解でよろしいでしょうか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

議員がおっしゃるとおり、実際、向こうの制作会社がもし決まった場合、そちらの考え、興行のことも考えますので、当然、制作費の下限は2億円を下回らないようにと協定には盛り込みたいと思っておりますが、実際、作るのは3億円、4億円というふうになることは十分考えられます。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） 最低でも2億円の制作費をかけてくれと相手側に提示をする上で、だから最低でも2億円の資金調達目標を町としてふるさと納税の寄附として2億円を目標として設定して、さらに交渉の足かせとなり得る従前と同じような条件を付さないという考えでいるという私の理解でよろしいでしょうか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9番佐藤議員の御質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、目標を2億円、そして、条件につきましては従前のような町内の人に限定したいというような条件を廃していきたいと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） ただいまの条件を付さないという点について、個人的には撮影中のいわゆる瞬間的な経済効果と映画公開後の経済効果を比較した場合、後者のほうが大きいのではないかと考えますので、制作費はできる限り映画の質を上げることに注ぎ込むべきとの町長のお考えには賛同いたします。

ただ、気になるのが、相手方に先ほどのような最低でも2億円を制作費としてかけてくれという要望や条件を提示するのに、今、手元にあるのは約4,600万円、これは寄附ですよ、4,600万円ということで2億円には程遠いわけですけれども、交渉するに当たって、相談か交渉かちょっと、その線引きは私は分かりませんが、町としては2億円集められるか今は分かりませんが、何とか努力しますのでよろしく願いますというような姿勢で交渉に臨まなくてはならないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9番佐藤議員の御質問にお

答えいたします。

おっしゃるとおり、2億円はあくまでも目標として考えておりますし、これから寄附の活動を行った場合、当然、2億円集まらない可能性も考えられますので、はっきり2億円を約束するというのはなかなか難しい、2億円を目標として、そのうち集まったものは全て制作費として使ってくださいというような条件で今のところ、町は考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） 今の点を踏まえまして、5点目の「十勝岳と共生するまちづくり応援基金」の活用について、再度お伺いいたします。

まず確認ですが「十勝岳と共生するまちづくり応援基金」には、現在、約4億円ものお金が積み立てられております。その内訳は映画化に対する、逆というと映画化にしか使えない寄附金が約4,600万円、それとは別に十勝岳と共生するまちづくりのために寄せられた寄附金、これは普通のふるさと納税ですが、それが約3億5,000万円、合わせて約4億円が積み立てられているということでしょうか。

まず、確認でお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） ちょっと分かりづらいのでホワイトボードを用意してほしいのですが、すみません、説明が分かりづらかったらお詫びいたします。

私が一番最初にした質問をさらに具体的に申し上げますと、普通のふるさと納税で寄せられた約3億5,000万円から約1億5,000万円を前借りして、この際、後に映画化に寄せられた寄附金でその前借り分を穴埋めすることになると思いますが、それを約束した上で映画化にしか使えない4,600万円と合わせて2億円を担保した上で交渉に臨むほうが交渉をより優位にスムーズに進めることができるのではないかと私の思いを最初に述べさせていただきました。

町長は私の提案に対して、効果的な手法と思われるが慎重な考慮が必要と答弁なさいましたが、相手先に制作費は最低でも2億円はかけてほしいといった条件を提示するのであれば、この3億5,000万円から約1億5,000万円を前借りする件は慎

重に考慮すると答弁されましたが、そうではなくて、むしろ早急に検討すべきと私は考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9番佐藤議員の御質問にお答えいたします。

基金のほうから、今おっしゃられたとおり約1億5,000万円、先に前借りという表現がありましたが、それは非常に効果的で、先に2億円を提示できるのですが、この1億5,000万円、「十勝岳と共生するまちづくり応援基金」は、当然、映画化に特定した寄附以外のものも入っています。それは当然、一般財源として町の施策に広く使われるものなのですが、それより映画を優先するという事はなかなか慎重に考えなければならないと考えておりますし、前町長のときからも、いわゆる税金、一般財源といいますか寄附金以外は映画には投入しないという姿勢でしたので、私は基金から先に払ってしまった後で寄附金が集まらなかったときは、当然、そこは一般財源が支払ったこととなりますので、そこは慎重に考えなければならないというふうに、従前の姿勢はそのまま行きたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） この質問をするに当たりまして、改めて、かみふらのふるさと応援寄附条例を拝見いたしました。

第2条第2項を見ますと、基金の使い道について四つの項目が示されています。ア、イ、ウ、エと四つに分かれています。それはもう町長は既に御存じのことと思いますけれども、そのうちの「ウ、十勝岳噴火災害の歴史を後世に伝えること及び広報する事業」とあります。これは使い道として全く問題ない条件に当てはまると思います。そして、「イ、活火山十勝岳の防災及び減災に資する対策に関する事業」とあります。これも町民の防災意識の醸成に資するとの解釈をもってすれば可能ではないかと考えます。「エ、十勝岳ジオパークの取組みに関する事業」とあります。これもジオパークの活動がより認知されることが期待できるのではないかと考えると可能ではないかと。場合によっては「ア、十勝岳地区の基盤整備、観光振興、安全対策及び環境保全並びに十勝岳地区の公共施設の維持・修繕に関する事業」も解釈としては十分に可能ではないかと私は考えます。

この基金の使い道として、大前提としてやはり寄附者の意向に沿って適切に、また、ある程度は迅速

にといいますか、あまり期間を置かず迅速に、そして、せっかくの寄附を使わせていただいた成果を寄附者にしっかりと示すことも町長の責務だと私は考えております。ましてや「十勝岳と共生するまちづくり応援基金」は言うまでもなく除排雪費用や高齢者支援、子育て支援、町立病院の建築、子どもセンターの建築に使うことはできません。

ですから、仮に約1億5,000万円を前借りしたとして、町長のトップセールスをもって寄せられた映画化に対する寄附金でそれを穴埋めするということが万が一ちょっと難しいとなったとしても、そもそもこの「十勝岳と共生するまちづくり応援基金」は寄附者に対して胸を張って映画化に使うことが許されるべき基金であると私は考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9番佐藤議員の御質問にお答えいたします。

この「十勝岳と共生するまちづくり応援基金」というのは、先ほど議員がおっしゃったとおり、いろいろな目的があって、当然、映画化もそれに含まれるといいますか映画化に使っても何ら支障はといますか目的としては問題ないのですが、議員おっしゃったとおり十勝岳と共生するまちづくりというのは、防災ですとかジオとか施設の維持とか修繕ありまして、映画化だけがイコールではなく、映画化はその中の一つですので、映画のために寄附してもらったというのは寄附者の意向に沿って映画化にすぐ出しても構いませんが、それ以外の部分については、やはりそれ以外のいろいろしなくてはならないことを当然、よく考えないとならないと思いますので、いきなりこれを前借りといえますか先に基金から借りることを当てにするのは、私としては今のところは考えていないというのが私の気持ちです。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） 町長のお考えのほど承知いたしました。

次に、6点目の映画化を断念した場合の影響についてであります。

私の想像していた以上の影響がありそうだということをご確認いたしました。ちょっと大げさに言っていないですね。ちなみに、確認作業や返金作業等に要する職員の業務負担については触れられておりませんが、かなり大ざっぱで構いませんので、どの程度になるのか、職員何人がどれだけの期間をかけるのか、そういったことがもし、お分かりであれば、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長（狩野寿志君） 9番佐藤議員の御質問にお答えいたします。

想定ですけれども、かなりの数の方がいらっしゃいますので一件一件、町長が答弁したように寄附の返還につきまして御確認して、また、その返金作業等もいくと1年ないし2年ぐらいはその作業に追われてしまうのではないかと思います。

また、人数についても1人ないし2人以上いないと、ちょっとお金を扱うものですから、そういう確認作業もしていくと、それぐらいの人数が必要になるかと私のほうで考えているところでございます。

以上です。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 私のほうからも。

具体的な数字は企画商工観光課長が申し述べたとおりなのですが、ふるさと納税で企業版でいただいた方と個人でいただいた方、個人でも映画化に使ってくれというのが数字をこの間お示ししたと思えますけれども500件ぐらいありまして、当然、連絡を取っていくのですが、見つからない方というのが一定の数、連絡のつかない方が当然出てきますので、完全に意向を伺うかというのはなかなか難しいのかなというふうに、住所を移転するともう分からない、そういう部分も出てくるのかなと非常に危惧しております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） 町民の中には立ち止まるべきではないかというような声も聞かれますが、立ち止まることによるメリットがあれば教えてください。もし、なければ結構です。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9番佐藤議員の御質問にお答えいたします。

場合によっては立ち止まることも必要な場合もあったかもしれませんが、この「泥流地帯」の場合は、幸いといいますか、やはり前回、株式会社Zipangと解消するときから既に次の方がアプローチがあって問合せがありましたので、そこを今ちょっとというふうにはなかなか、やっぱりタイミングといえますか、せっかく興味を持っていらっしゃる関係者の方にはお答えしなくてはならないと思っておりましたし、立ち止まるというよりは、急いでもうガンガン前に進んでいるというわけではありませんが、やはり一步一步確実に機を逃さずに着実に進んでいくことが大切のかなというふうに私は考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

9 番佐藤大輔君。

○9 番（佐藤大輔君） 映画化を断念する場合、また、立ち止まる場合に想定されることについて十分に理解いたしました。

ただいま7点についてお伺いいたしまして、現状と課題などを理解を深めさせていただきました。同時に町長のお考えもある程度は把握いたしましたが、私の正直な気持ちを申し上げると、本当に映画化が可能なのかなど、今ひとつ実感が湧かないというのが正直な気持ちであります。恐らく傍聴されておられる皆様も私と同じような感覚を覚えているものと推察いたします。

例えば、泥流災害から100年を迎える2026年には最高の映画を町民に、全国の人々に御覧いただけるよう全力で取り組みますので、今後、制作会社などとの交渉を優位にかつスムーズに進めるためにも「十勝岳と共生するまちづくり応援基金」から早急に必要な経費を支消させていただくことを御理解賜りますようお願いいたします、これは例えばですよ、こういったような明確な意思と確固たる決意が見えないから私は町民が不安になるのではないかと考えております。

大変厳しい立場に町長は置かれているということは十分承知しておりますけれども、町長の明確な意思表示と確固たる決意表明をもって我々の不安を吹き飛ばしていただきたいと思いますが、御答弁を求めます。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9 番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

私が就任してから「泥流地帯」の映画化については前向きに進めてまいりました。今回、2社目とは協定の解除となりましたが、私としては映画化を進めると言ってきました。映画化を進めるのをやめたしまったら、諦めてしまったら映画はゼロパーセント実現することはありませんが、一生懸命、全力で私も、現在も動きがありますし、3回目は必ず成功させるというふうに肝に銘じて全力で頑張っております。

こういう映画を作るといいますか、エンターテインメント、興行の世界ですので、相手もあることで、なかなか100%ということは約束できませんが、それに近い形で一生懸命、私も努力して、一日も早く実現して、皆さんの不安を払拭したいというのを日々思っておりますので、どうか御理解賜って、映画化に向けて、ぜひ町民一丸となって盛り上がって映画化を推進して応援していただきたい

と切に皆様をお願いするものであります。

どうぞよろしくお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 以上をもちまして、9 番佐藤大輔君の一般質問を終了いたします。

次に、1 番元井晴奈君の発言を許します。

○1 番（元井晴奈君） 議長より発言の許可をいただきましたので、先に通告してあります2項目について、町長にお伺いさせていただきます。

昨日は大谷選手のホームランに興奮したのか、本日の一般質問で緊張しているのか分かりませんが、なかなか寝つけませんでした。

また、私事ではありますが、本日3月7日は母親の還暦の誕生日でございます。傍聴に来ていますので、いつもよりはりきって質問させていただきたいと思っております。

では、1 項目め、町立病院の電子化について。

国では、デジタル社会の形成のため、デジタル庁が設置され、マイナンバーカードの普及など、デジタル改革を進めています。マイナンバーカードの健康保険証利用もスタートしています。

そこで、町立病院の電子化について5点、町長の考えをお伺いいたします。

1、昨年10月からマイナンバーカードの保険証を利用した場合、初診料6円、従来の保険証では初診料12円の負担となり、これは3割負担の場合ですが、いずれにしてもマイナンバーカード保険証を利用したほうが患者負担が少ない診療報酬となっていますが、町立病院でそのような対応ができているのか現状をお伺いいたします。

あわせて、町立病院でマイナンバーカード保険証を利用している人は、現在、何名程度いるのか、お伺いいたします。

2、令和5年4月からマイナンバーカード保険証と従来の保険証で初診料負担が変わる医療情報システム基盤整備体制充実加算の算定が原則義務化となるかと思いますが、上富良野町立病院でも4月から算定するのか、また、算定する体制は整っているのか、お伺いいたします。

3、マイナンバーカード保険証では、マイナポータルで特定健診情報、診療情報、薬剤情報、医療費などを見ることができ、そこで医療費控除や高額医療費の限度額を超える支払いが免除されるなど国のほうでは説明しています。こういった診療情報の入力や限度額適用認定証の具体的な仕組みはどのようになっているのか、また、町立病院ではどこまで対応できるのか、お伺いいたします。

4、国ではオンライン資格確認システムと連動して令和5年1月からは電子処方箋の運用も始まりました。電子処方箋を利用することによって、医療機

関、薬局間での情報共有が進み、より安全で質の高い医療の提供が可能となります。

また、薬局に事前に処方箋データを送付することで待ち時間の軽減につながるなど便利になると厚生労働省では説明していますが、町立病院の電子処方箋の対応の考えをお伺いいたします。

5、マイナンバーカード保険証、電子処方箋など、国ではデジタル化、電子化を急速に進めています。近隣町立病院でも最近、オーダーリングシステムを導入したというお話もお聞きしました。この時代の流れに乗って、上富良野町立病院でもオーダーリングシステム、電子カルテの導入を望みます。せめて、令和7年の新町立病院では電子化が必須であると考えますが、町長の考えをお伺いいたします。

2項目め、泥流地帯映画化について。

昨年、協定を結んでいた映画制作会社による映画化は困難であるということで映画化に向けた協定が解消となりました。9月に一般質問した際に、大きく方針転換をし、新たな制作会社を一刻も早く探し、映画化実現へ取り組むと町長は御答弁されています。2度も映画化実現に結びつかなかった現状では、映画化のビジョンも地域創生のビジョンも全く見えません。同じ轍を踏むのではないかと懸念を抱いている町民が多くいます。コロナ禍になり、物価高騰など、社会経済は大きく変動しており、映画そのものをゼロから見直し、検討が必要であると考えます。一度、事業を中止し清算してから目的、ビジョンを再度明確にして、地域再生計画の十勝岳「泥流地帯」映像化・地域活性化事業を検討していただきたいと思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

また、このまま進めるのであれば、二度あることは三度あるという町民不安を払拭する具体的な計画を明示していただきたいと思います。

以上です。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1番元井議員の2項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの町立病院の電子化について、5点の御質問にお答えいたします。1点目と2点目の御質問につきましては関連がありますので、一括してお答えいたします。

令和4年10月より医療情報・システム基盤整備体制充実加算が新設され、加算の算定をした場合、患者負担3割ではマイナンバーカードの保険証利用時6円、従来の保険証利用時に12円がそれぞれ初診料に加算されることとなっております。

町立病院では、マイナンバーカードの保険証利用の対応のため令和3年10月よりオンライン資格確

認システムを設置し、保険証確認を確認を行っているところであり、令和5年1月のマイナンバーカードを利用した保険証確認の患者数は11名となっております。

また、医療情報・システム基盤整備体制充実加算の算定についてであります。原則義務化されているのはオンライン資格確認システムの導入であり加算の算定に対しての義務化ではございませんが、加算の算定につきましては算定要件の体制を整え、国が進めておりますオンライン資格確認の義務化が始まる令和5年度当初より算定を予定しております。

次に、3点目の診療情報の入力や限度額適用認定証の具体的な仕組みについてであります。診療情報の入力はレセプトデータを診療報酬審査機関へオンラインにて提出しておりますので、入力は不要となっております。

限度額適用認定証につきましては、病院受付窓口にてマイナンバーカード読み込み時に限度額情報提供の同意があれば適用されることになっており、町立病院でも対応可能となっております。

次に、4点目の電子処方箋の対応についてであります。医師、薬剤師が双方よりアクセスが可能なことから患者情報の共有ができるなどのメリットがあると考えておりますが、機器等の導入に伴う費用負担などの理由から2月12日現在、道内での対応可能な医療機関は1か所、調剤薬局は4か所と極めて普及率が低い状況であると認識しております。今後、他の医療機関の導入状況を見極めながら、システム構築に伴う設備費、維持費等を考慮して検討してまいります。

次に、5点目のオーダーリングシステム、電子カルテの導入についてであります。先の定例会で議員の御質問にお答えしたとおり、病院改築時に合わせての導入については、現場の病院と十分に協議した結果、新病院での円滑な診療が最優先と考えており、同時期の導入は困難と判断しておりますが、将来的に導入できるよう院内のLAN整備は取り進めているところでありますので、御理解賜りたいと存じます。

次に、2項目めの泥流地帯映画化についての御質問にお答えいたします。

『泥流地帯』映画化プロジェクトの見直し等に関する御質問ですが、現状、2度にわたり連携協定の解消という事態となり、町民の皆様や三浦文学ファンの皆様、御寄附をいただいた皆様に御心配をおかけした経験から、3度目となる連携協定に当たっては十分に実現性の向上に努め、映像制作関係者等に相談を重ねてまいりました。これまでの協定では、最低2億円とする制作規模に対し、使途を町内に限

定した8,000万円を限度とする町の支援でありましたが、ふるさと納税による資金調達目標を8,000万円から2億円に引き上げ、さらに、使途については一般的な制作費に充てていただくことを可とする内容に改めるなど、よりよい条件でのお話を進めており、1度目、2度目の協定でなし得なかった映画化の実現に向けて、着実に進行してまいります。

また、今後の具体的な計画につきましては、制作者が決まり次第、御報告させていただきますので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） ここで、暫時休憩といたします。

再開は10時10分といたします。

---

午前 9時56分 休憩  
午前10時10分 再開

---

○議長（村上和子君） 休憩を解き、一般質問を続けます。

再質問ございますか。

1 番元井晴奈君。

○1 番（元井晴奈君） まず、町立病院のほうの再質問をさせていただきます。

マイナンバーカード保険証を利用した際の初診料の違いについては令和5年度当初、つまり来月から始まるということで理解いたしました。その際、オーダーリングシステム、電子カルテなど、病院が電子化されていればコンピューターでこの人はマイナンバーカード保険証ですよ、この人は紙ですよと自動で反映されるものと思いますが、現在の町立病院の紙のカルテでは、どのように対応するのか、保険点数や金額が変わってくるので、そこの区別というのはどのように行う予定か、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町立病院事務長、答弁。

○町立病院事務長（長岡圭一君） 1 番元井議員の御質問にお答えいたします。

マイナンバーカード利用の点数計算の方法でありますけれども、患者がマイナンバーカードを利用したかしないかということ紙カルテに記載して、それを読み取って医事の計算をする予定となっております。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

1 番元井晴奈君。

○1 番（元井晴奈君） 来月からマイナンバーカード保険証を使う使わないで金額が変わってくるため、そういった会計での職員の業務が従来よりまた手間かかるのではないかと今の話からも思いますが、それだけでなく会計の待ち時間が長くて、一

体、何をやっているのだという声をよく耳にしますが、マイナンバーカード保険証か否かの確認業務が増えたりして待ち時間が長くなることはないですか、患者サービス低下しないですか。その辺りの体制は整っているのか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町立病院事務長、答弁。

○町立病院事務長（長岡圭一君） 1 番元井議員の御質問にお答えいたします。

ただいまの待ち時間の御質問でありますけれども、マイナンバーカード利用有無の計算につきましては、利用をカルテを見るという作業ですので、1分とかそういった時間かと思えます。今現在の計算の待ち時間につきましても、カルテが計算の窓口に来たら、その都度、計算はしているところでありますので、その点、今現在とはさほど待ち時間というのは変わらないかと考えております。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

1 番元井晴奈君。

○1 番（元井晴奈君） 来月から従来の保険証とマイナンバーカード保険証で病院の料金が変わるとい、マイナンバーカード保険証を使ったほうが安くなるということなのですけれども、こういったことを町民または病院利用者への周知というのは行っているのか、その辺りをお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町立病院事務長、答弁。

○町立病院事務長（長岡圭一君） 1 番元井議員の御質問にお答えいたします。

料金変更に伴います周知につきましては、今後、病院の窓口での周知、御案内等をさせていただき予定となっております。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

1 番元井晴奈君。

○1 番（元井晴奈君） 病院の窓口で周知することなのですけれども、町の広報や防災無線等で幅広く周知することは考えていないのか、お伺いします。

○議長（村上和子君） 町立病院事務長、答弁。

○町立病院事務長（長岡圭一君） 1 番元井議員の御質問にお答えいたします。

このマイナンバーカードの加算に問わず、加算を取る取らないというのは様々な加算の種類等はございます。今の防災無線等での周知でありますけれども、実際、町立病院に患者として受診する方も限られているというようなことで病院の受付窓口での御案内が一番優先というか効果があるかと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

1 番元井晴奈君。

○1番(元井晴奈君) マイナンバーカードの限度額適用認定証などに関しましては、特段、病院の職員が情報入力するなどの必要なく反映されるということで分かりました。

次、電子処方箋についてですが、全国で1月末に運用開始となったばかりで全国的にも普及率がまだまだ低い状況というのは理解しております。今後、周りの導入状況を見ながら検討するというですけれども、電子処方箋の系統的にオーダーリングや電子カルテを導入せずに電子処方箋だけ導入することは可能なのか、連動して電子処方箋のシステム導入にはオーダーリングや電子カルテが必要なのか、その辺りはどういった感じになっているのでしょうか。

○議長(村上和子君) 町立病院事務長、答弁。

○町立病院事務長(長岡圭一君) 1番元井議員の御質問にお答えいたします。

電子処方箋の対応につきましてでありますけれども、ベンダーのほうに確認したところでは、今、電子カルテを導入しなくても既存の、今、私たちが使っています医事コンピューターを改良すれば対応は可能というような答えをいただいております。

しかし、ベンダーのほうの見積りでいきますと、システム導入費で約五、六百万円というような試算をいただいているところでありますので、導入費等を考慮した中で、今後、考えていきたいと思っております。

○議長(村上和子君) 再質問ございますか。

1番元井晴奈君。

○1番(元井晴奈君) 現在の町立病院のLAN設備等でやろうと思えば五、六百万円の導入費、改修費とかが必要で、現行の町立病院でやろうと思えばできるものなのか、はたまた結構、それ以上にLANケーブルなど大改修が必要になるのか、新病院でないと無理なのか、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

○議長(村上和子君) 町立病院事務長、答弁。

○町立病院事務長(長岡圭一君) 1番元井議員の御質問にお答えいたします。

現在の町立病院では、LANの整備につきまして医事コンピューターのLANに関しましては事務所の中に限定されています。なので、そちらのほうを診察室まで行くためには配線等の工事が必要となっております。

以上です。

○議長(村上和子君) 再質問ございますか。

1番元井晴奈君。

○1番(元井晴奈君) その辺りは分かりました。

あと、町立病院のオーダーリングシステム、電子カ

ルテについては令和3年にも言っていますが、この間、マイナンバーカードしかり教育現場のICTなど、デジタル化が急速に進みました。デジタルを推進する国の方針に沿って、国のIT導入補助金などを活用してオーダーリングシステムなどを導入する病院も増えているそうです。前回、質問したときから1年半、2年経過してはいますが、その間に電子化のお考えが少し進んだかと若干期待はしたのですけれども、非常に残念な御答弁で言葉がないのですけれども、御答弁にありました新病院で円滑な診療が最優先との考えは分かりますが、オーダーリングシステムや電子カルテなどの電子化は一般的に円滑な診療のための導入だと思っておりますが、円滑な診療が最優先なので導入は困難という御答弁の意味が理解できないので、電子化になると円滑な診療ができないということなのか、その辺りをお伺いいたします。

○議長(村上和子君) 町長、答弁。

○町長(齊藤 繁君) 1番元井議員の御質問にお答えいたします。

電子化をすれば将来的に円滑な診療体制ができるというのは分かりますが、当然、過渡期というのがありますので、過渡期においては相当現場に負担がかかりますということは当然、病院側と打合せをしております。その上で、最初に優先するのは患者、現場を優先して、将来的に過渡期のそういうことは将来的に解決して、将来的にはもちろんオーダーリングシステム、電子化ということは視野に入っておりますが、当面は現場の声といたしましては現在の診療体制、新病院が建ちますのでバタバタすると思えます、その中で何を優先するかというのは、やっぱり患者、診療体制をスムーズにするということが一番優先したいということで、前回の答弁と一緒にありますがLANのハード、建物の中の整備は進めますが、オーダーリングシステムについてはその次といえますか将来的には考えているというふうな議員にとっては残念かもしれませんが、そういうふうな結論になっております。

以上です。

○議長(村上和子君) 再質問ございますか。

1番元井晴奈君。

○1番(元井晴奈君) それは現在の医師、看護師等の職員の大多数の意見が電子化になると円滑にちょっと進まなくなるという考えなのか、その辺りはどのようになっているのでしょうか。

○議長(村上和子君) 町立病院事務長、答弁。

○町立病院事務長(長岡圭一君) 1番元井議員の御質問にお答えします。

電子カルテの導入につきましては、今、町立病院

の改築を進めるに当たりまして基本設計並びに今進めています実施設計等で、院内で検討、協議した結果、新病院と同時の導入は困難と判断しているという状況にあります。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

1 番元井晴奈君。

○1 番（元井晴奈君） 現行の医師、看護師等の職員のITリテラシーが低いのが一番の理由ということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（村上和子君） 町立病院事務長、答弁。

○町立病院事務長（長岡圭一君） 1 番元井議員の御質問にお答えいたします。

職員でも、電子カルテというものは必要と考えています。ただ、先ほども町長からの答弁でもございましたとおり新病院の診療開始時にありましては円滑な診療、電子カルテを導入しないで今までどおりの紙カルテでの導線を基本としながら診療を最優先していきたいというような考えであります。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1 番元井議員の御質問にお答えします。

決して、ITリテラシーが低いとかではないということは、ここで明確にしておきたいというふうに思っています。本当は今、町立病院事務長が説明したとおり、なかなか医師の確保とか常勤の医師が少ない中で負荷がかかると、やってやれないことはないのかという意見もありますけれども、やはり負荷をかけると現行の診療体制に支障が出てきたときに大変困るのは患者、町民の皆さんですから、やはりそこを優先するというふうに病院の内部で決定したもので、誰が言っていたとか誰が駄目なのか、対応できないとか、そういう問題ではなくて、全体として現場として決定したことです。それを尊重したという結果になってございます。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

1 番元井晴奈君。

○1 番（元井晴奈君） 大学病院や大規模な病院というのはオーダーリングシステムの導入率は90%を超えています。旭川医大から派遣で来てもらっている医師等もいますけれども、逆にオーダーリングシステム、そういった電子しか使えないというドクターばかりで、現在、派遣で来てくださっている先生は手書きがゆえに円滑な診療ができていない状況にあります。

国は電子化を進めています。令和7年の新病院、新しい病院建設において国の電子化の方針に背いていると捉えられるとか、その辺りは紙でやっていると大変なのではないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1 番元井議員の御質問にお答えいたします。

決して、IT化を否定しているわけでもありませんし、決して背いているわけでもございませんので、ただ、先ほどの、何回も繰り返しになりますが、町の病院として、現場として決定したこと、将来的にも否定するわけではございません。取りあえず、新病院ができたときには、今までの診療体制を最優先するということが結論でございます。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

1 番元井晴奈君。

○1 番（元井晴奈君） 高齢者が住み慣れた地域で最後まで自分らしい生活ができるように医療や介護、生活支援が一体となる地域包括ケアシステムの構築の観点からも情報共有にIT導入が必要と考えられますけれども、お考えは変わりありませんか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1 番元井議員の御質問にお答えいたします。

必要であることは間違いのないでしょう、将来的にはですね。ただ、おっしゃっているとおり令和7年の開院当初からできるのかということ、それはまた別の問題がありますので、先ほどの答弁のとおりとなります。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

1 番元井晴奈君。

○1 番（元井晴奈君） 再来年、新病院ができますけれども、診療科目も循環器内科がなくなって標榜する診療科も減って、建物だけ新しくなっても電子化もされなくて、変わらず紙のカルテとかファイルを持ち運んで、患者サービスは向上しないので箱だけ新しくなるような病院、町民は納得するのですか。

町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1 番元井議員の御質問にお答えしたいと思います。

電子化は将来的には、当然、視野に入っておりますが、とにかく現状の診療体制を確実に維持する、新病院で診療を行うということが最優先の課題と思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

1 番元井晴奈君。

○1 番（元井晴奈君） もう、これ以上言うことが思いつかないので、次の「泥流地帯」の映画化に移ります。

映画化に関しても9月に質問していますが、何ぼ言っても町長に町民の声がなかなか届かないなど非常に残念に思います。「泥流地帯」映画化の目的、ビジョンを明確にして地域再生計画の見直しはという質問でしたが、その辺りの御答弁がちょっと分からなかったので、地域再生計画にあります十勝岳「泥流地帯」映像化・地域活性化事業の見直しは行わないのか、再度お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1番元井議員の御質問にお答えいたします。

私としては2回目の協定が解約になりましたが、引き続き3社目ということで進んでおりますので、ビジョンは変えません。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

1番元井晴奈君。

○1番（元井晴奈君） 地域再生計画の記載では、初年度映画化の決定、ロケ地選考、町民機運醸成とあり、2年目が事業の主年度で作品の完成、そして、3年目に全国ロードショー、ロケセット・跡地を観光拠点施設として活用というふうになっていますが、そのように進める考えでしょうか、お伺いします。

○議長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 1番元井議員の御質問にお答えします。

この計画につきましては、制作体制が整っていないことから、どんどん延期した形での申請となっているものでございます。

基本的な年度については、元井議員がおっしゃるとおり、制作会社が決まりましたら、そういったスケジュールをできるだけ尊重しながら進めていくことがとても大事なのだなと思っています。しかしながら、さきの同僚議員の御質問のときに町長が答弁しましたとおり、これは相手があつてのことでございますから、取りあえずそういった計画を目標にはしておりますけれども、その部分が1年目がこう、2年目がこうというふうにならずに進むかどうかは今後の制作会社が決定した以降に、再度いろいろと御相談しながら、それから会社といいますか制作委員会等の都合もいろいろ出てきますので、そういったものをいろいろと考慮しながら計画をできるだけ着実に進めていくという努力については惜しまずに続けてまいりたいというようなことでございます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

1番元井晴奈君。

○1番（元井晴奈君） この地域再生計画のスケジュールなり計画なり進むかどうか分からないとい

う時点で、もう計画を見直したほうがいいのかという私の考えなのですが、ちなみに、現在はその計画でいうとゼロ年目になるのか、4月から1年目という感じになるのか、どの辺なのか。

○議長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 1番元井議員の御質問にお答えいたします。

基本的にはまだスタートが明確ではないというのが現状でございますので、ゼロとか1とかということを今ちょっと、申し上げることはちょっとできないのが実際なのかなと思っています。

さきにも町長が答弁しましたとおり、いろいろと御相談は受けていますし、現地にも見に来ていただいている関係者の方も複数いらっしゃるということでございますけれども、決定打といいますか、そういった部分、今回についてはもう大変慎重にお話しをしていかななくてはならないという状況でございますので、そういった意味での御理解を賜りたいなというふうに思っております。

○議長（村上和子君） 再質問ありますか。

1番元井晴奈君。

○1番（元井晴奈君） 地域再生計画にあります事業期間が平成32年までということで、記載の年月日はるか過去のものなのですが、もちろん、この計画自体がコロナ禍前に地域再生計画が認定となったものなのですが、コロナ禍や2度の映画化にならなかった遅延等を踏まえて計画を見直すべきと思いますが、なぜ見直さないのでしょうか、理由をお聞きます。

○議長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 1番元井議員の御質問にお答えいたします。

見直すといいますが、時期や何かについてはいろいろと今後の中でもう一度、年度等も作り直していく、計画し直していくということになりますけれども、基本的にはこれの計画によりまして企業版のふるさと納税等しっかり御寄附いただいた方に応えなければなりません。そういった部分で、この計画については廃止するとかなくすということにはなかなかない現状にあるということで、さきの議員の御質問にもありましたとおり中止することでかなりの負荷もかかりますし、寄附をいただいた方々へのいろいろな迷惑、返礼品の問題もそうですし、税の控除を受けているものですから、そういった控除のやり直しなど、いろいろな諸課題があることはさきに町長が述べたとおりでございます。

そういったことから、この計画については見直しをきちんとすべき時期に来れば見直すことはあり

ますけれども、既にそういったことで企業版のふるさと納税など寄附のことについてもそういった計画に基づいて頂戴しているというような背景もあるということを御理解賜りたいと思います。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

1 番元井晴奈君。

○1 番（元井晴奈君） 計画もコロナ禍以前のもので、今の現状では、もう映画づくりが目的のように感じてしまうのですけれども、映画化の目的というのは何なのか、何のために映画化するのか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1 番元井議員の御質問にお答えいたします。

目的は、先ほどの佐藤議員のときにも申しました、今まで三浦綾子先生の大作の中で上富良野が舞台になった、それで映画化されていない、それで映画化するというのも一つの目的ではありますが、もちろん、上富良野が舞台上、上富良野の郷土史ということでもありまして、さらに泥流災害の被害を後世に語り継ぐ、映像としてしっかり残していく、上富良野の郷土愛、そういうものも含めて、観光含めてロケツーリズム等もやっておりますので観光客、観光の面も目的としてはあります。

いっぱい目的はあるのですが、そういうのを総合して映画化を進めていこうと、当初の目的もそうであったと思います。目的は今も変わりございません。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ありますか。

1 番元井晴奈君。

○1 番（元井晴奈君） 当初の地域再生計画にある目的では、十勝岳を軸とした観光振興、観光交流人口の増加で地域活性化とあるのですが、目的というのはそれがメインなのではないでしょうか、お伺いします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1 番元井議員の御質問にお答えいたします。

計画ではそうっております。ただ、いろいろなそれ以外、計画に書かれていない町としての思いも、先ほど述べたとおり町の郷土史であるとか、そういう思いもあるのも御理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

1 番元井晴奈君。

○1 番（元井晴奈君） 映画化となると、聖地巡礼やロケ地めぐりなどの波及効果で観光振興、地域活

性化等を図るのであれば、映画化でなくとも、根本から見直すべきと考えます。コロナ禍の影響や物価高騰などで社会情勢が大きく変わりました。旭川の映画館もまた一つ閉館し、全国でも映画館は目減りしていっています。最近、キムタクで話題になった映画も10億円で制作予定も最終的には20億円を超えて25億円とかかって、そして、50億円の興行収入でペイできるという目標でしたが、あのように盛り上がっていた映画ですら30億円程度の興行収入で大赤字だそうです。これは、インターネット報道の情報ですので真意は分かりませんが、今の時代、映画で地域活性化は現実的に非常に厳しいことが証明されている中で、それでも映画で地域活性化、観光振興が期待できるとお考えなのか、その辺りの根拠等はあるのか、お伺いします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1 番元井議員の御質問にお答えいたします。

まず、映画化につきましては、映画化ということで寄附を皆さんから募っておりますので、先ほどの佐藤議員のときにもお答えしましたが、映画化を外すことはなかなか難しいと、寄附者の方にそう言ってきました。ただ、それ以降、ネットで流すということも含めてそれは可能かと思えます。

ロケツーリズム、聖地巡礼が観光に資するのかどうかということは、私は十分に資すると考えております。映画のみならず映像、コマースのワンカットに入ったり、特に上富良野で有名なのはジェットコースターの路とか十勝岳の風景とか、やはり映像の持つ力というのは相当インパクトがあって、それなりの期待を持てるものと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

1 番元井晴奈君。

○1 番（元井晴奈君） 何度も申し上げますが、映画で地域創生、観光振興、今の時代で費用対効果はもうゼロ、もうマイナスだと思います。目的が十勝岳を軸とした観光振興等であるのであれば、根本から見直して、例えば、歴史伝承とかであるならジオパークでまた観光振興を図るとか、町長の公約にあった道の駅とか、もう映画にこだわることなく地域創生の手法はたくさんあるはずですが、十勝岳を軸とした観光振興などの映画にこだわりますか、お伺いします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1 番元井議員の御質問にお答えいたします。

映画化をすることによって全ての観光振興の解決

策になるのかと、それはならないと思いますし、いろいろなことがあります。先ほど言われたとおりジオとか防災教育とかいろいろありますので、映画化することによって観光の問題が全て解決するとは思っていませんが、その一助になることは間違いなく思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

1 番元井晴奈君。

○1 番（元井晴奈君） 2度も映画化できず、町民懸念を払拭する具体的な計画も示していただけず御理解賜りたいと言われても、申し訳ありませんが全く理解できません。

9月の質問の最後に、年度内に明確なスケジュールなどを示していただけないと令和5年の予算を認めることができないと私は言いました。今回も町民不安を払拭する具体的な計画を明示くださいと言いましたが、残念ながらお示しいただけなかったということで「泥流地帯」の映画化に関する新年度予算は私は認めることができません。制作者等が決まり次第、具体的な計画が立ってから補正していただきたいと思っております。

以上、私の質問を終わります。

○議長（村上和子君） 以上をもちまして、1 番元井晴奈君の一般質問を終了いたします。

次に、1 1 番小林啓太君の発言を許します。

○1 1 番（小林啓太君） 私は先に通告させていただいた2項目に関して、町長に御質問いたします。

先日、開催された議会懇談会において、除排雪に係る困り事に関して多くの御意見を伺いました。また、これまでの間にも多くの町民の方から同様の相談や御意見を頂戴してきましたが、その中でも特に多いのが車道除雪後に建物の間口にたまる雪についてであります。町民の方の中には、その除雪作業により体調を崩すこともあったと訴える方もいらっしゃいました。

そこで、町の除排雪に対する課題認識やスタンス、取組について、以下4点を町長にお伺いいたします。

1、車道除雪後に間口にたまる雪について、不満や御意見を持つ町民が多くいる実態を町長は把握していますか。また、把握されている場合、これまでの間、その声に対してどのように対応してきたのか、お伺いいたします。

2、この間口の除雪は住民負担で行うべきと考えるか、または行政サービスとして行っていくものかと考えているか。

3、現状、この間口の除雪に関しては、保健福祉課で担う除雪サービスがありますが、対象者がとて

も限定的で除雪作業に不安を抱く多くの町民に行き届くのが困難であると考えますが、サービスの対象の内容を含め、現状で十分であるとお考えか、お伺いします。

4、現状、除排雪は主に車道などの除排雪に関しては建設水道課が担い、福祉に係る部分に関しては保健福祉課が担っております。除排雪に係る住民の困り事に対しては、課を超えて町として一体となって向き合うべき課題であると考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

2 項目め、ふるさと納税について。

本町では、ふるさと納税を通じて毎年多くの寄附をいただいておりますが、受け取った寄附に関してどのように住民サービスに還元されているかが町民にとっても寄附者にとっても実感が持ちにくい現状にあるのではないかと考えております。ふるさと納税という機会を通じて我がまちに関係を持ってくれた寄附者の方との良質なコミュニケーションを継続する上で寄附がどのように住民サービスに使われているのかを可視化し、寄附者と町民双方がその使い道について理解する必要があると考えています。

そこで、ふるさと納税で受けた寄附のうち、返礼品や事務手数料に要した経費を引いたおおむね寄附額の50%に当たる税収の使い道や寄附者との関係性構築について、以下4点を町長に考えをお伺いいたします。

1、令和4年度は受け取った寄附金を具体的にどのような事業に使用したのか、また、令和5年度はどのような事業に幾ら使用する予定なのかをお伺いいたします。

2、寄附者に対しては、現状、どのように寄附金の使用に関して報告を行っているのか、また、報告も含め寄附者の方々と今後どのように関係性を継続していくべきと考えているか、お伺いします。

3、現在、寄附者が寄附を行う際、寄附の使い道として選択できる項目は、十勝岳魅力再発見事業、ラベンダーのまちづくり事業、高齢者福祉推進事業、児童生徒の教育振興事業、自衛隊との共存共栄のまちづくり事業、寄附金の使途を指定しないの6項目に設定されております。現状の政策運営上、この選択肢で十分であると考えているか、また、今後もこの区分で運用を続けていくお考えか、お伺いします。

4、今後、ふるさと納税の寄附のみを財源とした新規事業を行っていく考えはないのか、お伺いします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 1 1 番小林議員の2項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの除排雪について、4点の御質問にお答えいたします。

1点目の車道除雪後の間口にたまる雪についてですが、車道の除雪後において、車庫前や玄関先に残る雪山についての御意見等につきましては、苦情を含め承知しているところであります。電話による問合せや、直接、役場に来庁される方もおり、その都度、対応させていただいていますが、個別の間口を処理をする場合、限られた時間の中で作業を進めなければならないことから、各家庭による処理をお願いしているところです。しかしながら、長期の不在や除雪作業により極端に雪山が残った場合などについては、現況を確認し、処理を行う場合もございます。

次に、2点目の間口の除雪は住民負担で行うべきかについてであります。1点目の御質問でも触れさせていただきましたが、通勤や通学までの時間をめどとして作業を行っていることから、間口処理に関しましては現体制で可能な限り処理を行ってまいりたいと考えていますが、どうしても至らない部分につきましては今まで同様に各家庭の御協力もいただきながら除雪を行っていきたくと考えております。

次に、3点目の保健福祉課所管の除雪サービスについてであります。利用対象者は体力的に虚弱で自力で除雪を行うことが困難な65歳以上の高齢者世帯、独居の高齢者世帯、重度の身体障害のある方で、町税や介護保険料に滞納がない町民税非課税世帯としており、除雪基準はおおむね15センチメートル以上の降雪時に急病・救急などの最低限の通路を確保することが目的であり、必要最小限の範囲内で除雪を対象としています。

サービスの目的といたしましては、高齢になり身体が弱くなっても安心して住み慣れた家庭で生活していただけるよう高齢者世帯等に限定したものでありますので、住民全ての皆様を対象とした事業ではないこと、また、間口の除雪で困っている方を対象としたものではないことを御理解いただきたく思っております。除雪サービス時には、場合によってはボランティアの判断により間口に置かれた雪山も除雪していることを把握しているところであります。

議員御指摘の現状課題についてであります。利用申込者は例年100世帯前後で推移しており、除雪を行う就労会員の高齢化と人手不足だと認識しておりますが、本年度の利用申込者103世帯のうち、実際に除雪作業を行った件数は、降雪が多かった12月分の実績を申し上げますと、高齢者事業団12名により55件、除雪サポーター15名により

33件、除雪事業者1事業所により6件の合計94件で、就労会員1人で担う除雪世帯数が平均で3世帯ほどの複数世帯を受け持っていることから、除雪完了が正午近くまでに及ぶことがあります。

この負担の軽減や除雪時刻を改善するため、毎年、町政懇談会や広報チラシなどで除雪サポーターを募集しておりますが、応募は例年十数名であり、改善には至っていない現状であります。

この除雪サービスは、除雪が困難な非課税世帯の高齢者等に対し、安価な利用料でサービスを提供していることから、議員御質問の間口除雪で困っている町民を一定程度、所得がある方におきましては民間等の事業者を利用していただくなど、自賄いで除雪を行っていただくよう考えております。

いずれにいたしましても、現状の除雪サービスを継続する課題もありますことから、このサービスを維持する方法等を関係機関と検討してまいりたいと考えております。

次に、4点目の御質問であります。除排雪に限らず様々な課題に横断的に取り組むことは大変重要と考えており、これまで以上に課の連携と必要な情報の共有について配慮するよう努めてまいりますので御理解賜りたいと存じます。

次に、2項目めのふるさと納税について、4点の御質問にお答えいたします。

ふるさと応援モニター事業は平成29年6月から実施し、町が受ける寄附額は年々増加し、令和3年度は2万618件、3億5,356万7,000円となり、今年度においても4億5,000万円程度となる見込みであります。寄附の申込みに当たっては議員も御承知のとおり「十勝岳」魅力再発見事業、ラベンダーのまちづくり事業、高齢者福祉推進事業、児童生徒の教育振興事業、自衛隊との共存共栄のまちづくりの五つの分野、もしくは使途を指定しないものがあり、寄附者の意向により選択していただき、町が実施する施策推進の貴重な財源として充当しているところであります。

1点目の受け取った寄附金の使途についてであります。本年度については、今議会において上程しております一般会計補正予算（第9号）により、寄附者の意向に沿った各目的基金へ1億5,413万8,000円を積立てし、令和5年度の施策推進の貴重な財源として充当するよう予算編成したところであります。具体的には、高齢者・障害者等の在宅福祉の推進や健康増進のために1,600万円、児童生徒を褒めて育てて健全育成のための環境を整備するため、児童生徒表彰、特別支援教育事業、図書館における児童書購入、就学・教育相談事業及び放課後における留守家庭児童等の安心・安全な居場所

づくりへ1,550万円、十勝岳と共生するまちづくりのためジオパークの推進・拠点施設である郷土館展示室の改修等に1,000万円、ラベンダーを核としたまちづくりのため四季彩まつりの後継イベントとして試行を重ねている「ラベンダーフェスタかみふらの」の誘客促進につながるよう観光諸行事負担等として650万円、さらには、町の発展を支える生活基盤である町道の維持のために1,500万円を財源として充当しているところであります。

次に、2点目の寄附者に対してどのように寄附額使用の報告を行なっているのかと、今後どのように寄附者の方と関係性を継続していくべきと考えているかについてであります。寄附をいただいた用途については1点目でお答えしたとおり寄附者の意向に沿った事業について財源措置を行っているところですが、寄附者に対しての用途の報告は現在、行っていない状況にあります。今後はホームページなどを通じての報告を行うなど進めてまいりたいと考えております。

寄附者との関係性の継続に関しましては、現在、力を入れていきたい課題としていただいているところであり、例として、寄附受領証明書送付の際に「かみふらの通信」を同封し、寄附の使用状況や上富良野町の観光の情報などのお知らせや、各種寄附ポータルサイトの会員登録をされている方へは定期的なメールマガジンを配信するなど、魅力的な返礼品への寄附継続努力はもちろんのこと、返礼品以外にも上富良野町の魅力を発信し、上富良野町のことをもっと知ってもらい、観光に行きたいだとか関係性を継続することで我がまちのファンになっていただける取組を行っていきたくて考えているところであります。

次に、3点目の寄附の使い道の選択肢が6項目で十分と考えるか、今後もこの区分で運用を続けていくのかについてであります。現在、寄附金を積み立てた基金から各歳出事業に繰入れを行っており、必要な事業を行う際には新たな項目を追加することも考えていかなければなりません。現在においてはこの区分を継続していきたいと考えておりますが、行政需用、行政課題の変化によっては臨機応変に対応してまいります。

次に、4点目のふるさと納税のみの財源による新規事業の実施についての御質問についてであります。先ほども御答弁したとおり、現状においては、現在の6項目設定しております用途目的以外でふるさと納税のみの財源による新規事業の実施については現在は持ち合わせていませんが、令和4年度に受領した寄附については令和5年度の予算に見える形で積極的に歳出事業に繰入れを行うよう予算編成を

行ってきております。

また、既存事業への充当の拡大、ふるさと納税のみの新規事業については、今後の寄附額を見ながら検討してまいります。

このようなことから、現在の体制を維持しながら、寄附募集の方法や寄附金の使途の公表など、ふるさと応援モニター事業を通じて上富良野町を知ってもらえる、寄附者に選んでもらえる仕組みづくりを今後も研究・検討し、ふるさと納税の拡大を目指してまいります。

○議長（村上和子君） ここで、暫時休憩といたします。

再開は11時10分といたします。

---

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

---

○議長（村上和子君） 休憩前を解き、一般質問を再開いたします。

再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） ではまず、除排雪について再質問させていただきます。

1点目の質問に対して、御答弁では苦情や意見が役場にも届いている実態を確認いたしました。除排雪に係る町民の不満は、議会懇談会などを行った際は必ずと言っていいほど耳にする話題であります。ただ、除排雪といっても様々なことが絡んでくるので、今回は前回の議会懇談会でも大いに盛り上がった間口の雪にある程度テーマを絞ってお伺いしていきたいと思っております。

1点目の私の質問の趣旨といたしましては、我々でもこの問題について多くの御意見をいただいているので、町長自身が日々町民の方々と向かい合う中で、この間口の除雪という問題に関して町長自身も耳にしてきたのか、また、もし、その声が町長自身にも多く届いているのであれば、町長としてこの課題に対してどのように取り組んできたのかということをお伺いしたい質問でありました。

ですので、まず、町長の日々の活動の中で直接、耳にする機会にあったのかどうかをお伺いします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えいたします。

間口の除雪というのは多分、単に間口ではなくてブレードが通った後の端っこに積もった雪と私は認識しておりますが、私の家でもブレード等が通っていった後にですね、通学路になっているのか、本当に車庫の前に積もるといのが実体験とし

てすごく感じておりますし大変です。やはり、私も当然、朝とか帰った後に除雪しますので、近所の人にも除雪してですね、そういう大変だというのは、たまたま若い人とかがいて、高齢者の方もいますが自力でできるのでやっていますが、非常に重労働といえますか除雪の後の間口の雪は硬くなっていますので大変だという認識は実体験としてしております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） 実体験ということでは今、お伺いしたのですが、先ほどお伺いしたのは懇談会などそういう場面で耳にするようなことかということをもう一度お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） すみません、11番小林議員の御質問にお答えいたします。

住民の声も少なからず私は耳にしております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） まさに実際、その声も町長に届いており、町長自身もその苦勞を体験されているというお話でした。その声を聞いて、これは課題であると認識して、これまで何かしら政策的なアプローチを検討してきたのか、または御答弁でもあったように、これは各家庭で行うべき住民負担の問題であるとその都度説明されてきたのか、町長自身がこれまでこの問題に対してどのように対応してきたのか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えいたします。

今シーズンの冬は雪が非常に多くて、非常に町民の方も大変だった、御迷惑をおかけしているなど思っておりますが、昨シーズン、その前は意外とそうでもなくて、ザクザクのときはありましたけれど今年ほどではなくて、今までの対策としては、やはり除雪の仕方を丁寧にするという方針といいますか対策、対応が主だったと思います。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） 今の御答弁であると、特別新たに対策を講じるための何かをしたというよりは、これまでの除排雪していたものを丁寧に行っていくという心がけだったというふうに理解いたしました。

2点目の質問に移らせていただきますが、最初の

御答弁で、間口の除雪については現体制で可能な限り処理を行い、どうしても至らない部分については今まで同様に各家庭の協力を得ながら除雪を行っていきたくてと言われておりました。これを聞くと、この雪に関して行政負担が原則で、それを住民負担で補うといった印象も受けますが、原則は住民負担と行政負担のどちらにあるのか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えいたします。

通常、原則は間口は住民の方が負担していただきたいと思っておりますが、時としてはやはり除雪の方法によって、程度を越えるような雪が残っていた場合は、それはある程度といいますか行政が何とかしてあげないと、やり方を変えるとか、いろいろそういうことは一定程度、そういう場合については責任があるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） ここは大事なところだと思っておりますので、しつこいようですが確認させてもらおうと、つまり、言い換えると各家庭で処理をしていただくことが原則となるが、現体制でも可能な限り処理を行っていくと考えているといった理解でよろしいでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えいたしたいと思っております。

そのとおりで構いません。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） 私は、この問題に関して今に始まった議論ではないと認識しております。もちろん、斉藤町長が就任される以前から不満の声は役場に届いていたのかなと推察します。

では、なぜ延々と同じ不満が上がり続けるのかを考えると、町のスタンスを町民が理解できていないからではないかと私は思います。そもそも、住民負担が原則であれば、上がってくる声は苦情ではなく要望や希望であると思っております。それが不満や苦情という形で町に伝えられるということは、住民には期待があり、町の対応がその期待とは違うからではないのかなと考えます。私も町長のさきの御答弁で、現体制で可能な限り処理を行い、どうしても至らない部分については今まで同様に各家庭の協力を得ながら除雪を行っていきたくてという言葉をお伺いしたときは、本来、町が責任を持ってやってくれていることなのかなと感じました。この期待が実現しないこと

が苦情という形で表面化する原因になっているのかなと考えております。

この問題に関して議会懇談会の中で、できることはできる、できないことはできないとはっきり言ってほしい、できないのであれば住民同士でどうするかを話し合っていかなければならないという御意見があり、確かにそのとおりだと感じました。

そこで、重複する部分はあるとは思いますが、この課題に対して、原則は町民負担であり、課題の解決に当たっては自助、共助が基本であると考えているのか、町長にお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

昔からの課題で、特に最近、顕在化してきたその原因として、やはり昔と比べて重機に乗るオペレーターの方の数が減少しているということも一つあります。

もう一つは、昔は高齢化というのがここまで来ておりませんでしたので、皆さん自力でも十分できたのかなというふうにですね、高齢化がやはり進んでくると、特に除雪、間口の処理については大きな問題になってくるのではないかと、それも一つの原因だと思っております。

あと、物理的には昔と比べて、間口を除雪していった、昔は空きスペースというのが結構、住宅街にもあったのですが、そこに押し込んで、またガーっといって、今は空きスペースがない、物理的に、だからどうしても端っこに残ってしまうといういろいろな要素が重なって今の問題となっているのかなというふうには、原因は一つではないと思っております。

それをやはり解決しなければ、少しでも町としては行政サービスですので解決してあげたいというふうには思っておりますが、何といたしまして回答にも答えさせていただきましたが、通勤、通学時間までに取りあえずもう先が決まっていますので、道路を空けなければならないという第一の目標を達成するために、どうしても間口処理については物理的にといますか時間的にといますか非常に難しい部分がありますので、これを解決していくのはやはり公助のみならず自助、共助というものが、まちづくりにといますか除雪に関して町民の皆様の方が非常に重要、必要だと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） 今の町長の御答弁で、当然、自助と共助も必要になってくるというお話だっ

たかと思っております。

では、その原則に基づいて、町としてはこの課題の解決を行おうとする、例えば、団体などに支援をしていくようなお考えがあるか、町長にお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えいたします。

先ほどの原則は申し上げましたが、公助はここまでと。だから突き放しているわけではなくて、できる限りはやりたいということで、今言ったようなこれを補うような方策があるのかということで、建設水道課の担当で道路の除雪に関しては今の体制でなかなかオペレーターの数もいなくて、なかなか契約先の相手の会社がありますので難しい部分もありますが、除雪してくれる民間の力といいますか重機を持っている方が結構おりますので、そういう方を活用したいと、うまく活用できないかなというふうには、そういう考えといたしますか、将来的にはそういう方の、有償無償は別として、うまく町の中にある重機を活用していきたいというふうな思いはございます。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） 続いて3点目の質問に移らせていただきます。

今の御答弁でもありましたように、現在、除雪をする側の高齢化であったり人材不足であったり、そういうことで除雪サービスという住民サービスが行き届きづらい現状にあることは確認させていただきました。その中で、現在、町が行っている除雪サポーターというものに関して今回、私もいろいろと勉強させていただきました。町長の御答弁では、除雪サポーターについては募集はしているが人材の確保に苦労している現状であるということだったかと思っております。

一方、除雪サポーターの作業に対する対価に移動時間は含まれないことや、また、出勤するタイミングが不規則であることなどから責任を持ってサポーターに応募するにはハードルが高いのかなと応募する側の気持ちも理解できるところであります。

そこで、現在、町内で除雪作業の事業を行っている鈴幸という会社の代表を務められている鈴木さんにお話を伺ったところ、作業時間単価ではなく、シーズン一括で費用を御負担いただいていると伺いました。作業する側としては予想以上の雪で想定以上に大変になることもあったりしますものの、こちらのほうが収入が安定して参画しやすいのではない

かと感じたところであります。

このようなシステムに変えることや、また、待遇を改善するなどサポーターの獲得にはつながりやすいのではないかと考えましたが、この点、除雪サポーターに対する待遇の改善などをしてサポーターの獲得を強化するお考えはないのかどうか、お伺いします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

除雪サポーターを獲得するというのは非常に重要な課題でありますので、予断を持たずといいますか、できることは改善してサポーターの数を獲得していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） 続いて、その現状では高齢者事業団12名、除雪サポーター15名、町内の事業者1社で作業に当たっているという御答弁でしたが、さらに、このほか町内事業者などと連携して除雪サポートに当たるなど、トータルとして人員を増やすお考えなどもあるかどうか、お伺いします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

トータルで参加してくれる事業所も含めて、個人の方も含めて、もっともっと多くの手が必要かと思えます。先ほど議員もおっしゃるとおり不規則であったり、いろいろ報酬の体系だったり改善する部分、不規則というのはなかなか改善できないのかもしれませんが、そういうところを少しでも改善して参画してくれる、参加してくれるサポーターの方は増やしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） 町長の先ほどの御答弁では、一定の収入がある方については民間等の事業者を利用していただきたいとありました。私が確認している限り、除雪を事業としている町内の事業者も決して多くはないのですが、その中の一つで個人で1シーズン90件近い個人宅の除雪を請け負われている前述の鈴木さんのお話では、雪の多い日は早朝から夜遅くまでかかり、現状でも請け負える件数の限界に近い件数を担当しているとのことでした。

また、代表の鈴木さん御自身も高齢になってきていることから、これから自分が事業を行えなくなった後のことととても心配されておりました。

一方、鈴木さんの代表の鈴木さんも自衛隊を退官された後に独立して事業を始めた経緯などをお伺いし、鈴木さんのような方が町で事業を展開してくれると町民としてはとても心強いと感じたところであります。

そこで、町民の除雪に関する不安に寄り添うためにも、除雪サポートの体制を強化していくのと同時に除雪を行う民間事業者に対するサポートや独立の支援なども行うことが今後、除雪サポート事業を継続していく上で有効ではないかと考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、サポーター以外にも民間の除雪してくれるところ、重機を持っている方も含めて、そういうところを多く参画してもらうという、それは私もそうしてほしいですし、町としても探して参画してもらうという努力も続けたいと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） 今の町長の御答弁で、今後、さらにこの課題に対して町長も積極的に取り組んでいただけないかという期待を抱くことができました。

続きまして、4点目の質問に関してですが、私自身、この問題を調べる上で、まずは建設水道課に行き、そこで福祉除雪の話聞いて保健福祉課に行き、除雪サービスの話聞いて社会福祉協議会へとたどり着きました。

現状の除排雪に関する町民の窓口はどこの課であり、また、どのような機会にそれらの情報や課題を共有しているのか、現状をお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

町の除排雪に関しましては、担当は建設水道課になります。基本的にはそうなのですが、ただ、お話にありました高齢者、体の虚弱な方の間口の除雪に関しては、福祉という観点から窓口は保健福祉課のほうになっておりますが、基本、一般的な除排雪に関しては建設水道課が担当しております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） 今、一緒に質問してしまったので漏れたのかなと思うのですが、ま

た、住民の除排雪に関する困り事に関しては庁舎内でどのような機会に情報や課題を共有されているのかを再度お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問に、すみません、答弁漏れがあったようで。

基本的には先ほど申し上げたとおり建設水道課が中心となってやっておりますが、先ほどのような保健サイドの話があると、二つの課で相談といいますか情報は共有しながらこれまでもやってきたのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） 今の御説明だと相談があったタイミングとかでその都度、情報を共有されていたのかなというふうに認識しております。

ただ、一方で、先ほど町長ともいろいろ共有した中でこの問題に当たるに当たって、例えば、人を新たに育てていかななくてはならないことや事業者と連携をしていくことというのは、まさに課を超えて取り組んでいかななくてはならない課題なのかなと思うと、その都度というよりかはしっかりと機会を設けてこの課題を検討していく必要が先ほどの町長の答弁からあるのではないかと感じましたが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えいたします。

短期的には先ほど言われたとおり建設水道課で必要があれば保健福祉課、必要の都度に応じて情報は共有するのですが、今、議員がおっしゃるように人材、業者をどう育てていくのか、町のサポーターに関してどうするのか、サポーターと同じような町の除排雪をしてくれるような事業者なんかをどうしていくのかというような長期的な町の除排雪の在り方については、私が中心となってどこかで問題提起をしていかなければならないのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） 私は今回、この間口の除雪の問題を通じて様々な立場の方のお話を聞いていく中で、福祉除雪は最低限であり、それ以上のサービスに関しては提供されればされるほど町としての住民サービスのレベルが向上する課題なのかなというふうに認識しました。それは、除雪という雪国ならではの生活課題は、この町に住みたい、住み続け

たいという気持ちとも直接つながってくる問題であると考えているからです。もし、このままの現状が続く中で、本来、より便利で快適な生活を希望する方の気持ちが上富良野から離れてしまうことはとても残念なことだと思うからです。

そこで、課の連携はもとより、町内の事業者の育成も含め、町長自身が町民の声に向き合い、リーダーシップを発揮して住民の方から苦情などをいただかない自治体へと進化していく必要があると考えますが、町長の考えを再度、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

雪国で除雪というものは古くからある課題であります。本当にこれを克服するのはなかなか大変、特に高齢化した昨今においては非常に重大な、それこそ長く上富良野に住んでもらうという観点、移住してもらい、やはり若い人でもつらいので、高齢の方とかちょっと足腰の弱い方なんかは非常に大きな問題だと思いますので、これは単に除雪、もちろん交通路を確保するというのは非常に重要な問題なのですが、やはり長く上富良野に住んでもらう、移住・定住なんかも含めて大きな問題、これからの高齢化社会においては大きな問題だと認識しておりますので、前向きにといいますか苦情を受けてもそれはそういうニーズがあるのだというふうに町民の方が困っているのだというふうに思って、その解決には努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） この除排雪の問題に関して、非常に前向きな御答弁だったかなと個人的には感じておりますので、ぜひ課題の解決に向けて邁進されることを期待しております。

続いて、ふるさと納税に関しての再質問に移らせていただきます。

一つ目の質問になりますが、細かい話にはなるのですが、令和5年度に充当する事業として挙げられた具体的な事業で組まれている予算の合計は6,300万円でした。基金に積み立てられた令和4年度の積立額は1億5,413万円ということでしたが、差額は基金として取っておくのか、または令和5年度へ細かな事業に充当したりする予定なのかをお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川徳幸君） 11番小林議員の御質問にお答えいたしたいと思っております。

先ほど、町長の答弁でもお答えしたとおり、令和

4年度においては寄附額から経費を引いた分1億5,400万円程度については、寄附者の御意向に沿った基金に積み立てまして、それを財源といたしまして、先ほど答弁いたしました趣旨の事業に令和5年度として財源充当して寄附を有効に使わせていただいている状況でございます。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） すみません、質問としては、その差額は基金として取っておくのかどうかということでしたが。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） すみません、11番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

総務課長が申したとおりでして、差額が今、答弁漏れになりましたが、それはそのまま基金に積んでおくと、またそれは将来のためにそのまま基金のほうで積んでおきます。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） 1点、心配事としてお伺いしたいのが、寄附金の使い道として既存事業への充当がメインになっていると理解しておるのですが、仮に今後、寄附金が目減りした場合に既存事業が縮小することなどは考えられるのか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

既存事業はその前、ふるさと納税が始まる前からの事業等もありますので、非常に助かっておりますが、ふるさと納税の寄附金が目減りしたからといって事業が縮小するような事業体系にはなっていないかと、結構、必要な事業なので、それは何とか財源手当をして、ほかの財源を探してでもやらなければならないような事業ですので、目減りするから事業が縮小するということは、すぐにはないと思います。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） 今の御答弁からすると、ふるさと納税が、仮にそこで資金がなくても既存事業にはそこまで重大な影響はないが、あればあったそれはプラスアルファになっているのか、それとも、これまで継続していたのはゼロで保たれているようなイメージなのか、町長はどちらのイメージを持って運用されているのか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 11番小林議員の御質問にお答えいたします。

これから予特なので令和5年度の予算の審議をいただくところです。令和4年度からいわゆる今後の借金払い、起債の償還に向けて返済基金に1億円を積みかせてくださいということで今年度から議員にお願いして、この間も1億円積立てを3月になってからできたというようなことでございます。いろいろと長期的なものを見ながらやっていく上で、きちんとふるさと納税の御意向に沿って充当できるものを充当することによって、そういったところで貯金をする余裕を生んでいるという財政構造も一点ございます。

それから、ふるさと納税につきましては、議員御指摘のとおり大変不安定なものでございますので、同じお金を寄附いただいたとしても、その方の御意向によって、例えば、教育のほうに偏ったりとか、十勝岳ばかりになったりとか、ラベンダーに偏ったりとか、いろいろ御意向もございますので、そういった意味では今年1億5,000万円積めたから、来年予算に1億5,000万円全額積むということではなくて一定程度、小林議員が心配されるとおりですので、安定的にそういった事業に充てられるようにするためには全部使ってしまうのが今のところ心配といったら変ですけれども、そういったことも含めて全額使わずに、今回は一定程度の目的に沿ったものを入れているということです。

それからあと、同じふるさと納税を入れていく中でも、例えば今回、ジオパークのところは1,000万円とちょっと書いてあるのですが、そのうちの500万円相当についてはジオパークの拠点施設の整備、これは毎年毎年使うものではございませんけれども、そういったもので充当するものについても単年度や短期間で終わるもの、議員のおっしゃるとおり長く続くもの、いろいろなものがございますので、そういったものを全体調整しながら、できるだけ貴重な御寄附を有効に活用する方法を考えながら進めていきたいというのが今の予算編成の考え方でございます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） 今質問させていただいたことに関しては、おおむね理解しました。

2点目の質問に関して再質問いたします。

令和5年度においては積極的に寄附者に対して情報提供や関係性を継続させていくお考えがあることを御答弁で確認いたしました。ここは、ぜひたくをいえば実際に寄附者の方が上富良野町を訪れたくな

るような仕組みづくりもできないものかと私は考えております。

先日、上富良野町に住む友人から、わざわざ私に東川町へ2回目のふるさと納税をしたという報告がありました。友人は、東川町にふるさと納税をした人が贈られる東川株主証を受け取り、これを持っていくと町内のお店でサービスが受けられるらしいから東川町に遊びに行つてこようと思うと、うれしそうに私に話してくれました。この話を聞いて、住民税が外に流れていってしまったことに対する残念な気持ちと同時に、とてもいい仕組みだと感心させられました。友人からは最後に、ぜひ上富良野も参考にしてほしいという言づけをもらいました。

この東川町の事例の秀逸なところは、寄附者が町を訪れたいくなることはもちろんのこと、実際に株主証を持ってきた寄附者の方と町民が顔を合わせるきっかけになることだと私は考えております。そこで生まれたコミュニケーションは寄附を続けるきっかけとなり、一方、寄附をしてもらえることの現実感を町民に与えるものであると思うからです。そのことが与える影響は、このふるさとモニター事業を継続していく上で計り知れないと考えます。

そこで、4点目の質問にかかってくると思いますが、町長にはぜひ、この東川町の事例のように寄附者との関係をさらにもう一步踏み込むような政策を実行に移していただきたいと考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

ふるさと納税の返礼品は、当然、町のPRでもあります。PRということは、本当に上富良野町を知ってほしいですし、究極、議員がおっしゃるとおり上富良野町に来てもらいたいというのは私としてもありますので、ぜひそういう事例を参考に、我がまちもそういう関係性の重視に向けて最終的に来てもらえる関係づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） 今後、さらにそこに力を入れていただけてということで期待したいと思うところですが、1点、僕が強調してお伝えしたかったのは、上富良野町の町民側にもいただいた税収が自分たちの生活の福祉の向上などに使われているという現実感を持てることが非常に大事なポイントかなと思っておりますので、その点をぜひ御留意いただければと思います。

それでは、4点目の質問の答弁に対する再質問に移らせていただきたいと思います。

今も申したところですが、私はこのふるさと納税に係る事業が継続、発展、拡大していく上で最も大切なことの一つは今お伝えしたように寄附者と町民双方にこの寄附から生まれるものを可視化することにあると考えております。それは、寄附を続けるモチベーションにつながるのと同時に、町民側にも寄附を受けることへの理解が広がり、町外に住む家族や友人にも呼びかけたり、また、自身が引越してしまつた後にふるさとを思い出してもらえるきっかけになったりすると信じているからです。

そこで、一旦、基金に貯金してからおおむね既存事業に充当するという現在の使い方は、誤解を恐れず例えていうならば、お祝いでもらつたお金を貯金に回し、生活費に充てているような、お祝いした側にとっては全然悪くはないのだけれども、何とも面白みに欠ける使い道のようになつてしまつているのではないかなと感じております。

そこで、結婚祝いでもらつたお祝いは、新婚旅行に使つて旅行先の写真を送る、出産祝いでもらつたお祝いは、子どものおもちゃを買つて遊んでいる写真を送るなどのように、もちろん全額ではなくても、寄附の使い道が双方にとって分かりやすく、多くの町民の福祉や生活に直接関わるような事業が単体であってもいいのではないかなと考えますが、その辺り、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

ふるさと納税のみの事業というのは、先ほども答弁させていただきました、今年これだから来年というのはなかなか不安定で先が読めないということもありまして、長く続く制度をつくるというのはなかなか勇気が要ります、この寄附金のみでですね。寄附金のみで制度をつくってしまうと、それこそ寄附金の額によって制度がこうなるのかといわれるので、持続可能性という面ではなかなか難しいのかなというふうに思っておりますが、一方、出産祝いには何かを買つてとか、そういう分かりやすい、単発で終わるような、単発、単発、単発で続けていけるような、それも継続といえれば継続でソフト事業の継続になって、また、やれるのかやれないのかという問題もあるかもしれませんが、特にハード事業に関しては、何々をつくる、何々を修繕するというような使い道に100%、これを直しました、これをつくりましたという事業に関しては非常に親和性があるのかなと、将来の上下があつても、それは制度と違って1回1回終わるような事業についてはやりや

すいのかなというふうには思っておりますが、現在は、ふるさと納税のみの事業は行っておりません。既存の事業に全ていろいろ充てておりますが、何に使ったということは、説明はしっかり可視化することは努めてまいりますし、ふるさと納税のみの事業というのは今後、寄附額が増えれば、可処分所得ではありませんけれど、いろいろ使い道も我々も考えなくてはなりませんので、既存事業に充てているだけではなくて、いろいろなことをやらなくてはならないのかなと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） ふるさと納税の財源を継続的に運用していく難しさ等は今のお話でも確認させていただきました。

一方で、先ほど来からお伝えしている、やはり町民側にもふるさと納税のおかげで今の建物が建ったのか、こういう事業が行われているのかなど理解が進むことを望んでやみません。

そこで、町長に対して今回お伝えしてきた、町民側に対しても、ふるさと納税という御寄附を全国から受けて上富良野町の住民サービスの向上が達成されているのだという理解が広まるような行政運営をぜひ心がけていただきたいと思いますが、最後に町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

小林議員がおっしゃるとおり、町民の方々も寄附をもらったという、それでこれが建ったというふうに見えるような使い方を目指していきたいと思いません。

以上です。

○議長（村上和子君） 以上をもちまして、11番小林啓太君の一般質問を終了いたします。

少し早いですが、昼食休憩、暫時休憩といたしたいと思います。

再開は13時でございます。

---

午前11時50分 休憩

午後 1時00分 再開

---

○議長（村上和子君） 休憩を解き、一般質問を再開いたします。

次に、4番中瀬実君の発言を許します。

○4番（中瀬 実君） 私は先に通告しております6点について、町長に所信をお伺いしたいと思います。

1項目め、ゼロカーボン対策について。

今、私たちが住む地球全体の問題として、温暖化とエネルギー問題がある。我が国も大量のエネルギーを消費しながら経済成長を遂げてきた。しかし、そのエネルギーの大半は石油や石炭などの化石燃料で養われ、化石燃料の燃焼時に発生する二酸化炭素等の温室効果ガスが増加することにより地球温暖化が進んでいる。世界各地で地球温暖化が影響していると思われる現象が現れてきており、深刻な問題となっている。日本は、ほとんどのエネルギー源を海外からの輸入に頼っているため、エネルギーの輸入の問題が発生すると、我が国での代替エネルギーの確保は難しい。このことは省エネだけで解決できる問題でなく、化石燃料に代わる再生可能エネルギーの推進が求められている。

そんな中、2020年10月の首相の所信表明演説において2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことが宣言された。上富良野町においても国や道の目標達成の一助となるべく、国際社会の一員として自然エネルギーの活用、省エネルギーの対策など、環境に配慮した取組をこれまで以上に進め、持続可能なまちづくりをしていくため、昨年6月にゼロカーボンシティ宣言をいたしました。

そこで、以下、町長に伺います。

1番目、町が取り組む温暖化対策は。

2番目、町民に求める温暖化対策は。

3番目、事業者を求める温暖化対策は。

4番目、2050年までの目標達成に向けての対策と周知は。

2項目めです。

生活排水対策について。

我がまちの町民が衛生的で快適な生活を送れるように下水道事業への加入促進及び施設の適正管理、合併処理浄化槽の設置促進に努力されていることに感謝を申し上げます。

生活排水が未処理のまま、道路側溝や排水路を通じて河川に排出されている現状が見られます。生活様式の変化により、生活排水の量的、質的变化により家庭生活排水が水環境に与える影響は増しており、その対策は緊急性を増している。生活排水を適正に処理することは大きな課題だと考える。昔のような澄んだ川となるよう、生活排水対策が求められている。

そこで、以下、町長に伺います。

1番目、現在の単独処理浄化槽の実態は。

2番目、今後の合併処理浄化槽への転換の啓蒙と助成策は。

以上の点について、町長にお伺いをいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4番中瀬議員の2項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目目のゼロカーボン対策について、4点の御質問にお答えいたします。

カーボンニュートラルは温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることであり、そのために一人一人が地球温暖化防止への意識を持ち、自然エネルギーの活用や省エネルギーの対策など、環境に配慮した取組を進め、ゼロカーボンシティの実現を目指していかなければなりません。上富良野町としては、現在、令和3年度から第2期上富良野町地球温暖化対策実行計画の中で、地球温暖化対策に関する施策において、町民・事業者・行政が連携し対策を講じることで、温室効果ガスの排出の削減を推進するものとしています。

また、現段階の目標としては、2030年度までに2013年度と比較し、26%の削減を目標としています。そのため、ゼロカーボンシティの実現に向けたロードマップを検討し、推進を強化してまいります。

次に、1点目の町が取り組む温暖化対策については、公共施設における省エネルギー行動の徹底やエネルギー量の抑制、効率的な自動車利用や制限による移動時の省エネルギー行動、公用車のクリーンエネルギー自動車等の導入などが考えられます。

次に、2点目の町民に求める温暖化対策については、先ほど説明したとおり、求めるものではなく、町民が取り組む対策として一人一人が電気や燃料等の無駄遣いを抑え、日常生活の省エネルギー行動、家電製品・照明器具の省エネルギー化、移動時になるべく自動車の利用を控えるなどの省エネルギー行動、自動車対策として省エネルギー性の高い自動車の選択、建物の暖房の抑制のための断熱性などを高める省エネルギー建築の採用、再生可能エネルギーなどのクリーンエネルギーや新エネルギーの導入などとなります。その対策に対して、国や北海道などの有効的な補助金や町の住宅改修などの補助制度での省エネルギー改築や、今後取り組むことができるものに対して支援を町として行ってまいります。

また、フードロスや地産地消などの身近なことや植木の促進、道産木材の利用などについても推進をお願いしていきたいと考えています。

次に、3点目の事業者に求める温暖化対策についても、2点目と同様に、取り組む対策としては日常業務の省エネルギー対策、移動時の省エネルギー行動、自動車対策、建物の暖房抑制、新エネルギー等の導入、フードロス・地産地消・植林・道産木材の利用となります。

次に、4点目の2050年までの目標達成に向けての対策と周知については、第2期上富良野町地球温暖化対策実行計画の終了年度の令和12年度の2030年を中間地点として、2040年度、2050年度と順次、目標を定め、目標達成に向け計画を策定し、2050年までのロードマップに沿った対策とゼロカーボンに向けた周知や広報についても2点目に説明をした助成制度の活用などとあわせて周知を行い、町民・事業者・行政が一体となり、実現に向けて取り組んでまいりますので、御理解賜りたいと存じます。

次に、2項目目の生活排水対策について、2点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の現在の単独処理浄化槽の実態についてであります。平成13年の浄化槽法の改正により単独浄化槽の新設が原則禁止になり、既に設置されているものについては合併処理浄化槽への転換等の努力義務とされました。上富良野町においては、法改正前に設置された単独処理浄化槽については158基ありましたが、改正後、届出があったもので既に91基が廃止され、67基が現在、運用されているものと把握しています。

なお、廃止になった単独処理浄化槽のうち、合併処理浄化槽への転換をしたものが20基となっています。引き続き、合併処理浄化槽への転換を進めるよう周知を行ってまいります。

次に、2点目の今後の合併処理浄化槽への転換の啓蒙と助成策についてであります。平成15年度から国の循環型社会形成促進交付金を活用して、合併処理浄化槽の新設及び単独浄化槽からの変更についての補助事業を計画的に行っております。現在、第4期目の中間年度でありますので、令和5年度までの実績を踏まえ、第5期の設置計画を策定し、計画的に転換できるように進めるとともに、あわせて転換への周知を行ってまいりたいと思っておりますので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

4番中瀬実君。

○4番（中瀬 実君） ただいま町長のほうからゼロカーボンについての考えをお伺いしました。

ゼロカーボンというのは結局、温室効果ガスの排出量をゼロにするということで、そのためには一人一人が地球温暖化防止意識を持って、自然エネルギーとか省エネルギー対策を個々に取り組んでいかなければならない、まさに今、町長が答弁されたとおりだと思っております。

先ほど、質問の趣旨の中でも申し上げましたけれども、ゼロカーボンにするためには、なかなかそのように簡単にできるような状況ではないと思いま

すけれども、これは町も取り組んでゼロに向かっていくということですから、当然のことながらそれなりの覚悟とそれなりの理解が得られなければなかなか達成できるものではないというふうに私も理解しております。

そこで伺いたいのは、脱炭素、カーボンゼロに向けて町長が日頃、個人的に心がけていることがあれば、まず教えていただきたいと思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4番中瀬議員の御質問にお答えしたいと思います。

日頃、心がけていること、私としては、まず、住宅には太陽光パネル、家を建てたのはもう十数年前ですけれども、2.5キロぐらいの太陽光パネルを取りつけました。それ以降、車なんかは新しい車は常に燃費の改善が図られていますので、そういう燃費のいい車を使ったり、あとは、こまめに家のスイッチ、節電を、オール電化ですので燃料はあまり関係ないのですけれども、主に電気です。節電を心がけ、暖房温度についても、ウォームビズではないですけれども、家の中でも薄着ではなくしっかり着て温度を低く設定するなど省エネルギーに努めております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

4番中瀬実君。

○4番（中瀬 実君） こういった取組をするときに、やはり町長自らが模範を示す点からいっても、そういった取組をしていることは町民にも必ず伝わって行って、それを町民が見ていて、やっぱり我々も頑張らなくてはならないなということについて、やっぱりその点は非常に励みになると私も思います。

そこで、もう一つ伺いたいのは、これは国でも進めていますし、それから北海道も進めています、そして、町もこういう宣言をしました。これは、取りあえず北海道の中で、この宣言をしていない町というのはあるのでしょうか。

それをお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4番中瀬議員の御質問にお答えしたいと思います。

北海道の中では、数は正確には承知しておりませんが、まだ宣言されていない町村もあります。上川管内においては、全ての市町村において宣言されたとなっております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

4番中瀬実君。

○4番（中瀬 実君） たまたま道内でも宣言して

いない町があると。市か町か村か分かりませんが、あるということです。

そこで伺いたいのは、国が進めている、それから、世界も進めているこのゼロカーボンに向けて宣言をしないと何かペナルティーというのはあるのでしょうか、教えてください。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4番中瀬議員の御質問にお答えしたいと思います。

今のところ、ペナルティーは聞いたことがありませんので、ないと思います。ただ、上川総合振興局が中心となって、上川管内は皆、ゼロカーボンシティ宣言をしたわけなのですが、なかなかどうやっていいのかわからない、再生可能エネルギーもそう簡単に見つかるわけではないので、なかなか難しいのですが、振興局としてはすぐそこに根本的な問題を解決する解決策はないのですけれども、将来的に2050年に向かっていくよというその姿勢、それが宣言なので、向かっていくということを宣言してくださいということで、上川管内では上富良野町も含めて宣言して2050年のカーボンニュートラルに向けて進んでいくということを宣言して決めました。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

4番中瀬実君。

○4番（中瀬 実君） 基本的には協力をもらわなければならないのと、自意識、一人一人の町民の皆さんの意識がきちんとなければ実現は不可能ではないのかなと思っています。

そこで、例えば、省エネルギー、それから、再生可能エネルギー、いろいろと今後取り組んでいかなくてはならないような課題があります。そのような中で、上富良野町で取組可能な再生エネルギーとしたら、太陽光発電、それからあとは何があると思いますか、町長。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4番中瀬議員の御質問にお答えしたいと思います。

再生可能エネルギーは、当町では何が可能かといえば、太陽光パネルは設置されている御家庭、事業所なんかも多いので、これはもちろんそうなのですが、それ以外に今、考えられるのは、実現可能かどうかは別として、小水力ですとか地熱発電があるかだと思います。ただ、やはり、小水力についても、なかなか難しい部分もありますし、地熱発電なんかも、地熱があるところは上富良野町では十勝岳のほうということで送電などクリアしなくてはならない問題も多々あって、ポテンシャルといいますか、そ

ういうものがあるのですが、実際にどうなのかというとなかなか解決しなければならない問題は多々あるのかというふうに思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

4 番中瀬実君。

○4 番（中瀬 実君） 現実問題としては、上富良野町で取り組めるというか導入可能な再生エネルギーといえば、先ほどから言っています太陽光の関係が考えられるということで、今、町長が言われた小水力とか地熱というのはかなり難しいと思います。というのは、水が確保されていなければ、当然のことながら発電もできません。そして、上富良野町の場合というかこの沿線の場合については水が常時流れていて量はある程度ある川というのはそれほどありません。だから、まず不可能だと思います。地熱の関係についても、今は基本的に環境省ですか、そういったところの規制もちょっと緩んでいますから以前よりは取り組みやすくなってきているとは思いますが。だけれど、現実的には多額のお金がかかります。だから、費用対効果を考えるとどうなのかということになると、なかなかそれは難しいのかなと思っています。ですから、現実問題として何ができるか、何が取り組めるかということだと思います。

そのような中で、結局、温室効果ガスを出さないようにする工夫ですよ、最後は。そのことからいけば、手っ取り早い話が、町長も先ほど言っていましたけれどもエコカーへの買換え、役場にも当然、70台前後の車があるわけですから、それらを順次そういった形の車に入れ替えていく、それも一つです。そしてまた、さらには町民周知の中で、やっぱり皆さんに理解を得られるためにノーカーデーとか車を使わないような日をつくるとか、近い人はできるだけ徒歩で来るとか自転車で来るとか、いろいろな方法があると思います。そのような方法から取り組んでいくことが、小さなことでも数が重なれば、それなりの効果があるのだと思います。

今までは、こういった取組はやっていたでしょうか、その辺ちょっと分からないので教えてください。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4 番中瀬議員の御質問にお答えいたします。

今までも省エネルギーという観点といたしますか地球温暖化なのですけれど、ゼロカーボンという概念ではなかったのですが、上富良野町の地球温暖化対策実行計画というのを、それぞれ町と、それと事業所としての役場というものをそれぞれ計画を持って

いまして、省エネルギー、二酸化炭素排出量を減らしていくという計画はありました。

今回のカーボンニュートラルというのは、実質、排出量ゼロということで、森林等、二酸化炭素を吸収するものを加えてトータルで実質排出量ゼロということで新しい概念といたしますか、そういうものになりましたが、省エネルギーについては以前から取り組んできたところであります。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

4 番中瀬実君。

○4 番（中瀬 実君） ゼロカーボンに向けての一応ロードマップをつくって推進していくという形を取るということになっていきますけれども、このロードマップはどのような、いつ、そういう目標を定めて推進していくのかをまず伺いたいと思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4 番中瀬議員の御質問にお答えいたします。

現在のゼロカーボンシティ実現に向けたロードマップは、地球温暖化対策に関する施策において町事業者、行政が連携して対策を講じる温室効果ガスの削減を推進するものとして、現段階の目標としては2030年度までに26%の削減ということで、その後は2040年、2050年というふうに目標を定めながら最終的には2050年のゼロカーボン、カーボンニュートラルに向けてというふうなロードマップを、具体的な数値をどうするかということその10年、10年で検討しながら推進を強化してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

4 番中瀬実君。

○4 番（中瀬 実君） 当然、計画を立てながらその計画に向かって、ゼロに向かっていくということでしょうけれども、当然、どのような計画もそうでしょうけれども、予定どおりに行かない場合はあると思います。当然のことながらゼロにするためにはいろいろな取組方法があるのも承知しております。ですが、上富良野町全体における今現在の排出量は幾らになっているのかということをお教えいただけますか。

○議長（村上和子君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（山内智晴君） 4 番中瀬議員の御質問にお答えいたします。

令和3年3月に策定した地球温暖化対策実行計画の中で作成する際に排出量の推移ということで測定したものがございます。現在、10万トン強ぐらいの上富良野町の排出ガスということで測定されてお

ります。これを段階的に減らすということで、先ほど町長のほうで回答させていただきましたパーセントに基づきまして年次計画をもって排出量を削減していきたいということになっております。策定時から二、三年たっておりますので、新たな測定はしてありませんが、こちらの数値を基本目標として、現在、進めております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

4 番中瀬実君。

○4 番（中瀬 実君） 今、答弁いただきましたけれども、これは平成29年、2017年度の温室効果ガスの町のCO<sub>2</sub>の基準の量ですよ。10万5,062トンCO<sub>2</sub>、これで間違いないですよ。そして、一人当たりの排出量は7.6トンCO<sub>2</sub>、これで間違いないですよ。それで、当然、2017年は今よりも多少人口が多かったはずですよ。今後、ますます人口が減っていきます。人口が減るから排出量が減るとか増えるとかという因果関係はよく分かりませんが、数値的には変わりますよね、当然。変わってきたときのことを想定しながら10年後、10年後という先ほど言っていましたロードマップをつくりながら対処していくとか対応していくという考えでよろしいのですか。

○議長（村上和子君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（山内智晴君） 4 番中瀬議員の御質問にお答えします。

今つくった計画が2050年までそのまま続くというわけではなく、先ほど説明したように中間年、中間年で当然見直しもかけていきます。人口推計の減少が大きく排出ガスに影響するかどうかというところは、ちょっと私も専門ではございませんが、人間が減ったから排出ガスが減るといったことではないと思います。基本的に上富良野町の多くのガスは産業部門から出ているというところの結論も出ていますので、決して町民がやること、先ほど言った事業者がやること、おのおのと町も含めまして、おのおのがやるカーボンゼロの温室効果ガスの削減の努力を含めまして、どんどん減らしていきたいというふうなことを考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

4 番中瀬実君。

○4 番（中瀬 実君） 長期的な計画というのは数字がぶれることがあると思うので、やっぱりある程度の年数を置いて見直しをかけた数値を変えていかなくてはならないというのは当然だと思います。

そのような中で、たまたま今はコロナ禍で3年間まるっきり行動制限を受けて家の中で生活をする状

態が多かったりとか、例えば、観光客もあまり来ないとかそういう状況が続いていましたけれども、今後、新型コロナウイルス感染症が落ち着きを見せることによって町民以外の人が町を訪れることもあります。当然のことながら、歩いてくる人はいないと思います。当然、車とかいろいろなものを利用しながらこちらに来るときに、そういった観光に来る人たちの車の排出ガスの関係とか、いろいろなことも多少、今度は考えていかないとならないということになってくるのだと思います。そういったことも当然含めながらやらないと、上富良野町の町の中だけのことを考えていると、それがプラス、別になってしまうので、そこら辺のところも今後のこととしては検討する余地があると思いますけれども、そこら辺も計画の中に入れられるような予定がありますかどうか教えてください。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 4 番中瀬議員の御質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、コロナ禍の後は経済活動が活発になってくるとやはり排出される二酸化炭素も増えるのかなというふうに思っておりますし、人流ですね、上富良野町に観光客が来る、それは上富良野町の町民ではないかもしれませんが、そういった広域的なことはやはりゼロカーボン北海道ということで、もちろん北海道がイニシアチブを取ってそれに協力する形で我々もゼロカーボンシティ宣言しましたので、北海道としてやること、そして、町としてやること、努力すること、それぞれあると思いますし、町でやらなければならないことは当然、計画に盛り込んでロードマップをつくって推進を強化していきたいと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

4 番中瀬実君。

○4 番（中瀬 実君） 先ほどから言っていますがいろいろな対策があると思います。町が取り組む対策、町民に求める対策、それから、事業者を求める対策、いろいろあるのですが、結局、町民の皆さんがその対策を何とかしようとするとき、例えば、住宅の改修をしようとしたときに、今もリフォームの関係で助成は出ております。今後、例えば、枠を増やすような状況になるのか。今の状態のまま、今やっている省エネとカリフォームの助成を同じような枠で続けていくつもりなのか、増やす考えがあるのか教えてください。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 4 番中瀬議員の御質問にお答えしたいと思います。

町民の皆様が取り組むべきことは、行政としてはやっぱりそういうふうな啓蒙を含めてインセンティブも含めて取り組んで、いろいろ仕掛けをしていかなければならないというふうに思っておりまして、去年、ゼロカーボンシティ宣言をいたしましたのでそれにあわせて、議員おっしゃるとおり省エネに寄与するであろうリフォームに関しましては従来のメニューを再構築して、さらに予算の枠も増やして今国会の令和5年度の予算案として上程させていただいたところであります。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

4 番中瀬実君。

○4 番（中瀬 実君） 省エネルギー行動というのは非常にいろいろな点があるわけですが、一つ、私も農家でありますから今一番問題になっているのは食糧不足だとかいろいろなことが叫ばれている中で、地元のものは地元で消費する地産地消、国産国消でしたか、そういう言い方になりますけれども、やはり地元の食べ物を地元である程度消費できるようなシステムづくりが大事なのだと思います。それは最終的にはいろいろな燃料を使いながら物を買ったり移動する車が多くなったりすることを防ぐ方法の一つになると思います。

ですから、そういったことで上富良野町でいろいろな作物が作られております。その中で、現実にとくらいいの量が上富良野町で消費されているのかというのがよく分かりません。その辺のところを、できるだけ上富良野町の食料を消費しましょうねというような町の取組も必要だと私は思います。そうすることによって、我々農家も町民の皆さんに安心安全な食料を供給しようということからいって頑張れるのだと思います。だから、そこら辺のところを町として、できる限り食料を上富良野町で消費できるような構築をこれから考えていく予定があるかないか、まず教えてください。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4 番中瀬議員の御質問にお答えしたいと思います。

地産地消は上富良野町でできたもの、当然、農作物以外のものでもそうなのですが、輸送コストという燃料がかかりませんので、これはカーボンニュートラルにつながる非常に大切な取組だと思いますし、地産地消にはもう一つ、経済的な面、外にお金を出さないといえますか、上富良野町の中で持続可能な経済圏を確立できる方向ということで、いろいろな多面性がありますので、カーボンニュートラルももちろんそうですが地産地消というのは今後、非常に大切な考え方だと思っておりますので、

今後はいろいろな形があるかと思いますが、念頭に施策を推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

4 番中瀬実君。

○4 番（中瀬 実君） ぜひそういった町としての取組をしていただきたいと思っております。

一番始めの答弁の中にありましたけれども、排出する量が吸収するものがあればそれなりに量が減ると、それは当然ですよ。それは上富良野町においては、森林がある程度面積があるために、かなり削減には寄与はしていると思います。

問題は、森林の面積が現状維持かもう少し増えるか、そういったときに、人工林については基本的には森林譲与税とか、それから、森林組合とか、そういったところからの助成等々があって、伐採したら植える、植えて伐採、その繰り返しをしていきます。一般的なそういう植林していない自然木というのですか、そういったものの関係についてはそういったものの対象になりませんよね。それも基本的にはCO<sub>2</sub>削減の一助にはなっていると思うのですよ。そこら辺の助成というか管理というか、そういったものはちょっと無理ですよ、どうですか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4 番中瀬議員の御質問にお答えしたいと思います。

林業ですね、森林が二酸化炭素を吸収して、それがこういう家具とかの製品になったり、もしくは燃料でもいいのですけれども燃やして熱源になったりして、二酸化炭素は出るのですけれど、いわゆる循環していて地表を二酸化炭素が空気中に出たり、それをまた木になったりして循環して、化石燃料を使うと、地中から二酸化炭素が出てきますので、化石燃料を使わず、木を大切にしようという、植林を含めて非常に大切な考え方で、上富良野町においては近隣市町村と比べると民有林の数といいますか面積がちょっと限られておりますが、そのような中でも森林環境譲与税なんかも活用して、植林、伐採、林業の活性化、今ももう既に交付金を活用して事業は進めておりますが、これも林業を守る、森を守るという活動も非常に重要な活動になってくるだろうと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

4 番中瀬実君。

○4 番（中瀬 実君） 出るものを今度吸収するといった形をうまくバランスが取れていければいいのだと思っておりますので、そういったことも含めながら何とか対策を考えていって、カーボンニュート

ラル、いわゆるゼロカーボンに向けて頑張っていけるように、一人一人が頑張っていけるような町の啓蒙も当然必要ですから、いろいろな方向性で皆さんに周知をしていただけるように町として取り組んでいただきたいと思います。

次、生活排水の関係についてお伺いいたします。

基本的には、今かなり合併浄化槽等に転換されて、今はあまり単独処理浄化槽については少なくなってきたという答弁がありました。でも、まだある程度の数があるということなのですが、これは費用のかかる問題ですから、ただでやってあげるよといったら皆さんすぐ手を挙げるとは思いますけれど、そうではなく、結構お金が発生する問題ですから、なかなか簡単には行かないとは思いますが。でも、町として合併浄化槽に転換するということに、ほかの町から比べれば助成費は結構出してくれていると思います。ですから、リフォーム、それから新築をするといったときには優先的にやってくれたりして非常に助かっているわけです。ですから、基本的なことで、例えば、合併浄化槽に切り替えるといったときに助成金額を変更する考えはないのですよね。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4番中瀬議員の御質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、上富良野町の助成額というのは結構多くて、皆さん助かっているのかなというふうに考えております。それについて、今のところはその額を変更するという考えは持っていないということです。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

4番中瀬実君。

○4番（中瀬 実君） ということは、助成する金額は変わらない、単独浄化槽から合併浄化槽にする、何基するかという総予算の枠組みも変わらないということですね。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4番中瀬議員の御質問にお答えしたいと思います。

総予算についても、現在、計画に沿って予算計上しておりますので、その額でということになります。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

4番中瀬実君。

○4番（中瀬 実君） でき得る限り、これは昔は川っていうのはきれいな川が多くて、いろいろな生き物が川に生存していたわけですが、最近の

川は本当にあまり生き物がいないような状況になっているのが現状です。これはなぜかという、結局はやっぱり自然破壊につながる生活用水が垂れ流しにされているというのが一番の大きな原因ではないかと思われま。そういった形からいけば、ある程度、これは継続して、そして、助成金を出して、そして、これを単独浄化槽から合併浄化槽に切り替えていくというのが当然、必要なことだと思っておりますので、ある程度のめどがきちんつくまでは継続して助成金、それから枠も減らさないようにしていただきたいと思います。もし、町長の考えが変わらなければ、答弁は要りませんが、もし何か変更があるとすれば答弁してもらえれば、それで終わります。

（「変更ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） よろしいですか。

以上をもちまして、4番中瀬実君の一般質問を終了いたします。

次に、3番高松克年君の発言を許します。

○3番（高松克年君） 先に通告しています2項目9点について、お伺いします。

地域農業再生協議会水田収益強化ビジョンについて。

大きな変革を求められる地域農業、720ヘクタールの水田の作付と1,080ヘクタールの麦、大豆、高収益作物、飼料作物、一般畑作物が水田休耕作物として作付されている。今、この作付状態のバランスは大きな変化もなく保たれている。しかし、昨年より、保証されていた直接支払交付金の実施の基礎部分の変更により大きく変わることとなりました。再生協議会も今年度、準備期間を経て、令和5年度の対応を求められています。

以下、町長にお伺いいたします。

1、農政事務所において、各地域再生会議の政策に対しての考え方を調査していますが、上富良野町も参加し、調査内容にどのように回答しているか、お伺いいたします。

2、畑地転換する農家への支援策があるが、どのような方策が示されているか、お伺いします。

3、新しい政策に、今後どのように対応し、水田収益及び増強、強化に結びつけようとするのか、お伺いいたします。

4、厳しい条件を緩和した水張り30日より交付金対応が示されました。これを2022年から2026年まで実施すれば交付金対応し、ブロックローテーションと同じと考えてよいのか、お伺いいたします。

2項目として、除排雪の対応について、お伺いいたします。

今年度の天候により昨年末までの降雪は、町全域で多く、1月末早々に補正予算が必要とされる状況にある。住民の方々からも苦勞している話が聞かれる。

1、除排雪についての路線、路順についての予定を住民に周知し、住民の要望の受付先を明確にし、困り事に応じていくことも重要と思われるが、お伺いします。

2、町道管理の一部として除雪予算が計上されていますが、降雪状況により除排雪の作業が増加した場合、その都度、補正等の対応を行っているが、当初予算の中でしっかりと対応できるような予算措置が行えないのか、お伺いします。

3、町内業者の企業体が除雪作業の委託業務を行っています。除雪作業後において、役場は発注者側と業者が行っている作業の点検や現場確認を行う必要があると思われますけれども、確認はどのように行っているのか、お伺いします。

4、独居老人、高齢者世帯等、弱者世帯の自宅前の除雪作業車の戸口への置き雪の課題は、長年、解決できていない状況にあります。住民の最大の問題といえます。定住にも除雪のよしあしはネックになる課題と思ひ、解決策についてお伺いいたします。

5、町内会、住民会の住民が助け合い、小規模な除雪機を使って除雪作業ができない町民の支援に参加できるようなことが必要とされる時期に来ていると思うが、住民への周知や支援体制の整備などを考えてはいるのか、お伺いいたします。

以上です。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 3番高松議員の2項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目目の地域農業再生協議会水田収益強化ビジョンについて、4点の御質問にお答えいたします。

1点目の上富良野町農業再生協議会が取りまとめた課題ですが、現在、作付をしている作物の状況から、水張り及びブロックローテーションを構築することに対応できず、離農する農業者が出ること、また、農地を引き受ける農業者の負担が増加し、受け手では吸収できずに不作付地が増加することが懸念されます。水稲の生産を行っていない農業者が、新たに取得した農地において水稲の生産に係る農法や機械を所有していないため、水稲の生産は困難であり、また、住宅等から離れた位置に水田を取得した場合、機械の運搬等により労働時間が増加し、他の農作業にも遅延等の影響が出ると考えられます。施設園芸農家にあってはハウス及びハウス内機械の一時撤去をしなければならず、本来、必要でない費用

がかかることが予想されます。

また、アスパラ等の多年生の作物については、まだ収穫可能な株を途中で打ち切ってしまうこととなり、本来、得られるべき収益が損なわれることが考えられます。

次に、2点目の畑地転換する農家への支援策につきましては、交付対象水田において野菜、果樹、花卉等の高収益作物を作付する場合は10アール当たり17万5,000円、麦、大豆、飼料作物、子実用とうもろこし、そば等を作付する場合は10アール当たり14万円が交付され、なおかつ、定着促進支援として10アール当たり2万円を5年間受け取るか、一括で10アール当たり10万円の交付を受けるか、選択できることとなっております。

次に、3点目の今後の対応についてであります。作物の需要が変わっていくことが考えられる中、国からの支援があるものに関して農業者へ周知を行い、各農業者の経営判断により畑地化を進めるか、ブロックローテーションにより水稲の作付を行うかの選択をしていただき、国に対しては、さらなる支援策を要望していきたいと考えております。

次に、4点目につきまして、水稲の作付のみを水張りとされていたところ、水稲作付と同条件による1か月の湛水管理であれば水張りのみをみなすことができると国より示されており、実際に、1か月の水張りが可能となれば、交付対象水田として活用していくことができると考えられますので、御理解賜りたいと存じます。

次に、2項目目の除排雪の対応について、5点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の除排雪についての路線、順路等についてであります。現在、除雪作業につきましては、除雪車保管庫を起点として出動し、効率等を考慮しながらの順路となっており、その中でも、学校や病院などの公共施設のある幹線道路を優先的に行うことも考慮しながら作業を行っております。

次に、排雪予定の事前周知についてであります。排雪期間中に降雪に伴う除雪作業が数日間続くこともあり、結果、事前に周知した路線の排雪が遅れていくことも想定されることから、現在のところ、あらかじめ排雪の予定を示していくことは難しいと考えていますので、御理解を賜りたいと存じます。

また、問合せ先についてであります。毎年12月10日号の広報で、国道や道道も含め、連絡先をお知らせしているところです。

次に、2点目の除排雪経費の予算編成についての御質問ですが、当初予算においては、過去の実績も検証し積算した上で予算計上している現状であり、

大雪等の不測の除排雪経費が発生した場合においては、議員御発言のとおり補正予算にて対応しているところ です。

御質問の当初予算の段階で一定程度、余裕を持った形で予算計上することも予算編成の手法の一つだと理解はできますが、御承知のとおり、当初予算の編成については脆弱な財源構造の中から限られた財源を活用し、様々な行政需要に対応するために、それぞれの事務事業がより高い行政効果を生み出すことを念頭に予算編成を行っているところです。

そのようなことから、当初予算の段階から大雪等の不測の事態に対応した経費を計上することにより、他の様々な事業の予算にも影響が及ぶことから、令和5年度の当初予算においても、現状の予算編成手法を踏襲し、仮に、不測の事態が発生した場合においては、しっかりと補正予算にて対応するよう予算編成を行ったところです。

次に、3点目の委託業務の作業体系見直しについての御質問にお答えいたします。

現在、委託体制になり10年が経過し、今年度で11年目を迎えました。当初、4社による共同企業体から始まり、現在は1社減り3社になっているところではありますが、年2回の定期打合せを行っているほか、課題や問合せが発生した場合には、その都度、打合せを実施し、サービス低下にならないよう努めているところでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、4点目の独居老人、高齢者世帯等、弱者世帯自宅の戸口への置き雪についてであります。現在、行っている除雪サービスは、体力的に虚弱で自力で除雪を行うことが困難である65歳以上の高齢者世帯、独居の高齢者世帯、重度の身体障害のある方で、町税や介護保険料に滞納がない町民税非課税世帯を対象としており、除雪基準は議員御指摘の課題の戸口への置き雪の除雪ではなく、おおむね15センチメートル以上の降雪時に除雪を行うサービスであり、戸口の置き雪除雪で困っている方の課題を解決するものではないことを御理解いただきたいと思いますが、先にも触れましたが、町といたしましても現体制で可能な限り処理してまいりたいと考えております。議員御指摘の課題の解決であります。この除雪サービスは除雪が困難な非課税世帯の高齢者に対し、安価な利用料でサービスを提供していることから、議員質問の戸口への置き雪除雪で困っている町民で、一定程度、所得がある方におきましては民間等の事業者を利用させていただくなど自賄いで除雪を行っていただくよう考えております。先ほど、同僚議員にお答えしましたとおり、現状の除雪サービスを継続する課題もありますことから、

このサービスを維持する方法等を関係機関と検討してまいりたいと考えております。

次に、5点目の除排雪の町民参加の御質問に関する質問ですが、住民会や町内会がお互いに助け合い除排雪を行うことは、本来のコミュニティ形成であり、個人の敷地内の除雪等に対し、依頼に応じ行うことはとても重要なことと考えていますが、これに関しては依頼する側と依頼される側の合意形成でなし得ることでありますので、住民コミュニティや活動の在り方として様々な機会を通じ、周知を行ってまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

また、小型・中型の除雪機を使用して住民会・町内会やその中のグループで除排雪を実施する場合における除雪機の経費の負担方法などを含め、現在の協働のまちづくり補助金の運用を今後も検討してまいりますので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） ここで、暫時休憩といたします。

再開は14時15分です。

---

午後 2時03分 休憩

午後 2時15分 再開

---

○議長（村上和子君） 休憩を解き、一般質問を再開いたします。

再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） 答弁をいただきましたけれども、地域農業再生、この制度が現在の農業者については非常に厳しい側面を含んでいることが示されている見解が回答として寄せられたというふうに思います。現実に地域で生活している農業者の置かれている状況は、社会的状況も重ねると重い発言といえると思います。

このような状況の中、地域農業再生協議会が今後、農業の振興策はどのように進めるのか、また、それをひいて、町ではどのような振興策を今後、新しい政策として出されるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 3番高松議員の御質問にお答えしたいと思います。

各地域の農業再生協議会のほうでは、政策に対していろいろ考えをお持ちで、これから協議されていくかと思っております。いろいろな問題点、課題点もたくさんあると思います。特に、このいわゆる水活交付金が出る出ないというのは上富良野町にとっても非常に額も大きくて重大なことだと私も思っております。

す。町としましても、町の政策としてはやはり、政策といいますか、まず、農業者の皆様の声を国に届けていくのはもちろんですが、何せ休耕地が増えては、これはもちろん農業委員会や農政部局いろいろ話をしながら、そちらのほうもそう思っておりますし、農業振興計画なんかもそういう休耕地は増やさない、なるべく耕して生産量を上げるという方向だと思いますので、そういう対策はどういうものがあるのかというのはまだまだこれから詰めていかなくてはならないと思いますが、町としましても必ずそういうふうな何らかの対策はしていかなければならないのかなと現時点では考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） 本当に示されてから日も浅くて、今でも自分が質問を出した後も、再生会議のほうでも新しい案が出てきていて、これはなくなるのではないかとか、これは考え直さなければならぬところがあるのではないかとということが2月10日ぐらいにも、まだまだ令和5年度についても話合いがなされているような状況で、非常にこのことが決定していくまでのプロセスが農家自体に十分に伝わっているというふうには見えないのです。その辺が問題になるのかと思うのですけれども、それでも、やっぱり我々としては生活はしていかなければならないし取り組んでいかななくてはならないというジレンマというか、若い人たちに対しても、かなり精神的な面でも影響を与えているのではないかとと思うのです。以前に、町長が税務課にいたときに僕らに話してくれた中で、2年間ぐらい農作物の作況がよくて1,000万円ぐらいの税収が前年度より増えているということをお話してくれたことがありますけれども、そういうことなんかも含めて、町がやれることをぜひ見ながら若い人たちにも伝えてほしいなと思います。今後の再生強化に示されている畑地化による高収益作物の導入というのが、やはり政策的にも重要な課題と思われるのですけれども、これらの作物の作る畑によって、この場合は田んぼなのですけれども、それらにおいては大きな改良がなされているところはいいのですけれども、その他のところでやはり高収益作物、野菜を中心としたものなのですけれども、それらを作るとすれば肥沃な土地であり排水もよくなれば駄目だということで、ぜひこの後も続けてほしいのは、町の小規模の土地改良、これはぜひ続けていってほしいなと思うのですけれども、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（村上和子君） 農業振興課長、答弁。

○農業振興課長（大谷隆樹君） 3番高松議員の御

質問にお答えいたします。

高松議員が今おっしゃられたとおり、高収益作物を作付するにしても、もともと水田だったところですから湿害対策とかそういった手当をしないことには収量も品質も確保できないというふうに考えられます。町としては、心土破砕とかそういった湿害対策を小規模土壌土地改良事業として今後も継続して助成を続けていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） それに加えて、新しい作物を取り入れるとすれば、もう一度、その農家への技術指導というか再教育という言い方をしたらちょっと生意気に聞こえるかもしれませんが、新しい技術を学ばなければならないということがありますけれども、それらにもぜひ、その機会を設けて考えていってほしいと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 3番高松議員の御質問にお答えしたいと思います。

再教育といいますか、持っている知識を現在よりもさらに得るということをしカレント教育のことだと思います。それにつきましても今後、そういう希望者が多くいるのであれば十分、町としても応えていかななくてはならないのかなというふうに感じております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） それに加えてなのですけれども、今回の新しい政策を今後どのように対応していくかというところで各農業者の経営判断によるしかないというふうには思うのですけれども、各関係機関の技術支援、またはこの新しい取組に対して、資材の高騰の中で、短期の資金の融資を必要とするというふうにも思われるのですけれども、これについても、どのように考えているかをお伺いしたいと思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 3番高松議員の御質問にお答えしたいと思います。

新しい取組に対して、さらなる支援につきましても引き続き、国、道に対して要望を続けていきたいと考えております。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番(高松克年君) それで、この中でも4番目に書いているのですけれども、水張りの基準が1か月湛水が可能であれば交付対象にするというのですけれども、これはまた、なかなか難しい要素があって、どのような形で、土地改良した、圃場整備をした水田でパイプラインがしっかりできているために、かえって、いつ何日から水を上げられるかということは何か大きな意味では開発局、水の管理のことについてのところからの何月何日からどれだけの水を上げるということがあったりかして、どのようにできるか、それについてもぜひそういう議案が起きたときには、町も改良区と一緒にってという言い方はおかしいのですけれども、ぜひ支持のほうをお願いしたいというふうに思います。

それと、その中で起きてくることなのですから、ブロックローテーションという手法は難しいことを言っているだけで、我々からいったら水田と畑作を転換していくということなのですから、今、どこでもこのブロックローテーションという言葉を使うので使わせてもらいますけれども、その転換のときに米を新しく作付するときに米のたんぱく、これは食味に非常に重要視される要素なのですから、それが高い数値が示されて規格が落ちるといった問題なんかがあるのです。その辺についても、これが売れないとブロックローテーションしていく意味もないし次の作物を作っていくという意味合いもなくなるわけですから、それら辺りについてもぜひそのような事態が起きたときの対応を農家の人たちにもしっかりと伝わるような形で再生会議のほうでお知らせしていただきたいというふうに思います。

どうでしょうか。

○議長(村上和子君) 町長、答弁。

○町長(斉藤 繁君) 3番高松議員の御質問にお答えしたいと思います。

1か月の水張りは私も土地改良区のほうと情報は共有しております。そう簡単ではないというのは、たかが30日とはいっても、その時期が水がそもそも水利権がないから始まってそれこそ設備が水を張れるようにパイプラインも含めてなっているのかというのは非常に懸念しているのだということは土地改良区のほうから言われて、情報としてですね、今後、協議していかななくてはならないというふうな話は伺っております。ただ、30日水張りすればそれは水活交付金の対象となってローテーションできますので、米を作らなくても、米を作った場合は先ほど高松議員がおっしゃったようにたんぱく質の問題、たんぱく質が高いと米がおいしくないといいますが味に関わってきますので、なるべく30日水張

りできて、しかも水活交付金を受け取って、しかも今までどおりローテーションといいますか、今までどおりの作ができれば一番いいのですが、いろいろな様な解決しなければならない土地改良区、ほかのもう一つの団体になりますが、そういうところの調整も今後必要かというふうに思っております。

以上です。

○議長(村上和子君) 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番(高松克年君) 次の除排雪のほうに移りたいと思うのですけれども、ここで路順とかのことについてお伺いしたのですけれども、その排雪の路順についても町民の人に言わせたら毎回同じようにうちのところはいつも遅いという話があるのですね。それはここでも説明されているように拠点からの行くとする順序もあるから厳しいところなのかもしれないけれども、やはりいつも後にされているという感情というのは非常にあまりいい感情を持っていないようで、できるのなら変えられないか、できるのなら俺、電話するぞとか、そのような話があるぐらい切実な問題なのだ。

自分も議員になってすぐの頃だったかと思うのですけれども、この排雪の問題で話をさせてもらったのですけれども、もうそろそろ10年もたつのに相変わらずこの話を、雪が多くても少なくとも住民からいらだちを伝えられるというのはどうなのかなと思って、今回、話をしようとしているのですけれども、それほど難しいことを言っているわけではないのですよね。言ったらあれですけど、大きい一番最初にやらなくてはならない道路は理解しているとしても、それに次いだところはぜひローテーションを組んでうまくやってくれないかなということなのですから、それでもなかなかできないものなのではないでしょうか、お伺いします。

○議長(村上和子君) 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長(菊地 敏君) 3番高松議員の御質問にお答えいたします。

議員御質問のとおり順路ということで機械が入っている倉庫なり役場の倉庫からの出勤になります。確かに、言われている箇所といえば想像がつくのですけれども、大体、東町セブンイレブン、あの界限のほうはどうしても倉庫からの出勤で、やはり近いところから仕上げていく、幹線を仕上げていくということからいたしましても遅くなる傾向にございます。ただ、それも逆から今度やるとなると、また移動時間もそこで費やすことから、現行の順路ということで考えております。

以上です。

○議長(村上和子君) 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） 何か機会があったら、場所が分かっているのであれば、ぜひ課長が行って説明をお願いしたいというふうに思います。

それと、質問の中にも書いてありますけれども、予算のことなのですけれども、今年のような積雪になると補正という形で今やられているのですけれども、これについて、これだけ今年みたいなことが来年もないということはいえないわけですけれども、このことについてお伺いしたいと思います。

もうこの委託を始めてから10年たっていて、ある程度、事業の量的積算というのは10年間の間でどの辺が平均かとかどの辺が上限か下限かということなどは分かっているのではないかというふうに思うのです。ぜひ、そこから除雪の経費を算出して予算に生かすことが、計上することができないかどうか伺いたいと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（村上和子君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（菊地 敏君） 3番高松議員のただいまの予算についての御質問にお答えいたします。

確かに、降り方にもよりますけれども、なかなか平均で取る方法にいたしましても、その年々で降り方、大雪が続くとき、小雪が続くときだとか、あとは途中で雨が降るだとかいろいろなパターンもございます。

今のところ、予算の取り方といたしましては、たしか平成31年だったと思うのですけれども、その年、年度につきましては冬季補正を行わないで令和4年度予算1億3,450万円でしたか、その額でやり過ぎたという件もありますので、その額を下限といたしまして予算化しているところでございます。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） 今のようなことは分かるのですけれども、その数字を予算に生かして補正をなくすということはできないのかという質問に対しては、財政的にほかのところを圧迫するからという話があったのですけれども、それらも10年やってきて習慣的などころでの数字の置き方とか考え方というのがあって変えられないと思っているのではないかと、実質、こう言いながらも補正がないということを行っているのではなくて、もう少し幅のある除雪対策というか、そういうのもってできないものかということを考えてわけで、言っていることは分かるのですけれども、それを一回ちょっとシミュレ-

ションにかけてみるということはどうなのでしょう。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 3番高松議員の御質問にお答えしたいと思います。

当初予算の組み方は、先ほど建設水道課長のほうから説明しました下限で毎年予算計上させてもらって、年々によって変化がありますので補正予算で対応しているというのがここ数年続いております。本当にこれは財政の予算の組み方と違いますか技術的な問題で、結果的には除雪費を抑制するために最初小さくしているわけではなくて、最初からマックスで除雪費を当初予算で組んでいると、そのほかのいろいろな事業、除雪以外にも商工観光、農政、福祉とかいろいろありますので、そこが大分我慢しなくてはならなくて、結果的に雪があまり降らなくて除雪費が余ってしまったら大変ですので、やはり最初は小さく、福祉とか商工観光、その他の事業を当初予算を組むために除雪費は最低限で、必要に応じて補正していくというようなやり方が一番いいかなというふうに思っております。

高松議員がおっしゃられた、いろいろその手法を変えてというのはまた別で、それはまたこれからいろいろどういうやり方がいいのか、先ほどの小林議員のところでも一部お話しさせていただきましたが、道路の除排雪とは別に各家庭の除雪後の間口の除雪はどうなるのかとかいろいろなそういう問題もありますので、除雪の仕方、やり方の変更のシミュレーションはまたそれはそれで常に考えていかなくてはならないのかなというふうに思っておりますが、予算の組み方としては最初は小さく組む、ある程度、ほかの保育園とかの扶助費なんかは大体想像するとそれに近い、大体分かっていますけれども、やはり自然相手の除雪ですとかこのようにありますので、結果的に予算が余るとほかが我慢したことになりますので、そういう予算の組み方はほかの事業に影響するので、最初は除雪は小さく、結果的にきちんと補正して住民の方には迷惑をかけないようにするようにいたしますので、結果は同じとさせていただいて構いません。結果が違ったら、またこれは大変なことで、結果は常に一緒だと思っています。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） 除排雪の現在の委託の制度についてなのですけれども、10年たって、これも相当それぞれの事業所で働く人たちも除雪について当初よりは腕が上がっているというふうに見えるのですけれども、聞くとやはり人員の問題でオペレー-

ターも結構、入れ替わりがあり、ベテランといえる人たちが少ないということなんかもあって、本当によく道路のそばにあるレギュレーター、それら辺りを引っかけても飛ばしていったりとか、ロータリーでせっかく除雪をしてくれているのですけれども、赤のポールも一緒にかみ込んで、春になったら畑の中で転がっているとかそういうこともあるようにも聞いています。

そのようなことで、作業においても作業員の人たちの連携ということもあります。もちろん、事業者としての連携、また、請負を出しているほうの町としての問題もあるのかもしれないのですけれども、少し作業における作業員の人たちの技術的な余裕ということもあるのかもしれないのですけれども、働いている人たちの気持ちにも若干余裕がないのかなと。それで、ついつい住民の人たちにも何かあったときには当たってしまうというようなこともあるのではないかというようなことも聞きますので、このことについても、委託体制になってから今までのそのような話合いなんかは、ここでは年2回打合せしていますというように書いていますけれども、どのような方法で働いている人たちへの配慮をされているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（村上和子君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（菊地 敏君） 3番高松議員の御質問にお答えいたします。

まず、オペレーターの出入りというのは実際ございます。都合で辞める方もいらっしゃいますし、来年辞める方のことを考えてオペレーターが張りついている区域を変更したりだとかそういう実情もございます。慣れない箇所をやったりとかして、全ての箇所が目印がついていけばいいのですけれども、若干倒れかかっている紅白のポールを巻き込んだり壊したり、あとは若干舗装をめくったりということもございます。

役場といたしましても、業者と連携は取っているところなのですけれども、実際、その作業員、運転手等の個別というか全員そろえてのコミュニケーション、打合せは取ってはおらず、あくまでも代表の方との打合せを年2回と、あとは、町の方から寄せられる要望だとか、ここをこうしてほしいだとかというのはお互いで一緒に現場を見に行きながら、それぞれ対応できる場所は対応している状況でございます。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） 一番最後になりますけれども、それぞれの戸口の置き雪についてなのですけれど、

ども、これもまた昔から言われていることが、残念ながら、今日も同僚議員のほうから出ていましたけれども大きな問題になる問題なのかなというふうに思います。ただ、ちょっとの間聞いた話でよろこばれたことがあるので知らせておきたいと思うのですけれども、2月22日から23日にかけて少し暖気になって路面が緩んできたときに、グレーダーでもって均平作業というのですか、道路を平らにする作業をしてくれていたそうです。そのときにおいて戸口への配慮、住民からお褒めの言葉を聞かされました。1回押して行って、そして戸口にたまった大きい雪の割れたやつがあるために、これはまずいということもあったのかもしれないのですけれども、きれいに押して戸口は確保してくれていたと。そのときに「やればできるじゃない」と言われたのですね、そのお母さんとかね、やればできるじゃない、これはもう笑うしかなかったのですけれども、そういう声がありました。

これらを聞いてもやっぱり、いつか何かで、2月から今までといっても、もうかなりたつわけで、本当によろこんでくれているというのは、だから、どこかそういうようなことで、どこかで人がいても危ないぞというのではなくて、一つ声をお母さんたちにでもおじいちゃんやおばあちゃんにでも声をかけていくということも皆さんの努力に対してお褒めの言葉ももらったというぐらいのつもりで声かけなんかも必要なのでは、コミュニケーションも必要なのではないかというふうにも思いました。

ちょっと移りますけれども、住民の参加による戸口の排雪というかそういうものをできないかということもぜひ考えてほしい。戸口というのは、どこからどこまでなのかという話なのですけれども、歩道は少なくとも町道ですよね。そうしたら、本当にそれこそもう門柱が建っているとすれば門柱から道路側は町有地ということですよ。町の管理ということになるのですよね。そうすると、戸口というのが微妙な間にあるということが言われるのですけれども、それら辺りは、残念ながら論議になっていましたけれども、それは住民の行くべきところなのか、町が行うべきところなのか、細かいことをいえばその辺に黄色いポールが立っているか赤いポールが立っているかで違ってくるぐらいの感じなのかと思うので、ぜひそのことについても、住民が参加していく形のスタイルのある除雪体制みたいなものが町の中でも組まれることができるのであれば、先ほど、小林議員の中からもありましたけれども、それら辺りも、やはりもうそろそろ考えてもいいのではないかと。かえって遅いぐらいだったのかなと思うのですね、自分としては。やっぱり自分らが話をしたとき

にもまだ若い人たちが周りにいて、どうにか小さな機械も使ってくれるというような人もいたのですけれども、ここまで来たらもうその人たちも機械を使うのはなという話になってきているぐらいですから、そのようなことで、ぜひ先ほどの答弁の中にもありましたけれども考えるということを町長は答えているので、ぜひそのことを再考するというよりはもう一度確認したいと思うのですけれども。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 3番高松議員の御質問にお答えしたいと思います。

どこからどこまでが町の道路か、歩道もちろん町の所有ですが、現実的に各歩道も町が除雪ということは当然不可能ですので、そこでやっぱり住民の皆さんの御協力をいただかないとなかなかできない、もちろん道路は危ないから町が管理しますが、歩道のその先に私有地があればそれも含めて道路まではぜひ皆さん住んでいる方をお願いしたいというふうに思っておりますが、先ほど来から高齢化等も進んでなかなか大変だということで、お答えいたしました、いろいろ町の中にはタイヤショベルとかを持っている方もいますし除雪機も持っている方もいます、そういう方を活用しながら、また、くくりとしては高松議員がおっしゃるように住民会、町内会なんかでうまくお願いして、道路の除排雪とは別の方法で、また住民の除雪の対策を考えていかななくてはならない時期に来ているのだなというふうには思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか、よろしいですか。

以上をもちまして、3番高松克年君の一般質問を終了いたします。

これにて、本日の町の一般行政についての質問を終了いたします。

---

#### ◎散 会 宣 告

○議長（村上和子君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2時49分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

令和5年3月7日

上富良野町議会議長 村上 和子

署名議員 中瀬 実

署名議員 中澤 良隆

令和5年第1回定例会

上富良野町議会会議録（第4号）

令和5年3月8日（水曜日）

○議事日程（第4号）

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 町の一般行政について質問

---

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

○出席議員（13名）

1番	元井晴奈君	2番	北條隆男君
3番	高松克年君	4番	中瀬実君
6番	中澤良隆君	7番	米沢義英君
8番	荒生博一君	9番	佐藤大輔君
10番	今村辰義君	11番	小林啓太君
12番	小田島久尚君	13番	岡本康裕君
14番	村上和子君		

---

○欠席議員（0名）

---

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	斉藤繁君	副町長	佐藤雅喜君
教育長	鈴木真弓君	代表監査委員	中田繁利君
農業委員会会長	井村昭次君	会計管理者	及川光一君
総務課長	北川徳幸君	IT・組織機構担当課長	宮下正美君
企画商工観光課長	狩野寿志君	町民生活課長	山内智晴君
保健福祉課長	深山悟君	保健福祉健康づくり担当課長	星野章君
農業振興課長兼農業委員会事務局長	大谷隆樹君	建設水道課長	菊地敏君
教育振興課長	谷口裕二君	ラベンダーハイツ所長	鎌田理恵君
町立病院事務長	長岡圭一君		

---

○議会事務局出席職員

局長	星野耕司君	次長	飯村明史君
主事	真鍋莉奈君		

午前 9時00分 開議  
(出席議員 13名)

### ◎開 議 宣 告

○議長(村上和子君) 御出席、誠に御苦勞に存じます。

ただいまの出席議員は13名でございます。

これより、令和5年第1回上富良野町議会定例会4日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

### ◎諸 般 の 報 告

○議長(村上和子君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(星野耕司君) 本日の町の一般行政についての質問は2名であります。

以上であります。

○議長(村上和子君) ここで、暫時休憩といたします。

午前 9時00分 休憩

午前 9時25分 再開

○議長(村上和子君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(村上和子君) 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、

7番 米 沢 義 英 君

8番 荒 生 博 一 君

を指名いたします。

### ◎日程第2 町の一般行政について質問

○議長(村上和子君) 日程第2 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

初めに、7番米沢義英君。

○7番(米沢義英君) 私は、さきに通告してありました項目について質問をいたします。

1点目は、農業支援についてであります。

農林業や中小企業は地域の経済の主役だと考えます。灯油価格や水田活用交付金の見直し、肥料・飼

料価格、各種資材の高騰などで、酪農を初め農林業の経営が厳しい状況に置かれています。農業者の中には耕作面積の縮小や離農なども選択肢にあると話しているというのが実情であります。

この間、肥料高騰などに対する支援が町においてありましたが、今後も物価高騰が続くとされていることから、食料の確保、自給率の向上や町の基幹産業である農業を守るためにも、今後、支援が必要と考えますが、町長は酪農を初めとした農家の現状をどのように捉えているのか伺います。

また、物価高騰に対応した支援が国や自治体に引き続き求められていますが、町長の見解を求めます。

次に、物価高騰から暮らしを守る対策についてお伺いいたします。

北海道においては、物価高騰の影響を受けている18歳以下の子育て世帯に対して商品券を支給するとの報道がありました。町においても多くの町民の人たちが物価高騰の影響を受けております。最近の帝国データバンクの調査では、3月も引き続き食品の値上げが約3,400品を超えるとの発表もあります。

また同時に、そのほかにも光熱費などの値上げがあるとされている状況であり、町民の間にも物価高騰の影響で食品などの買い控えの動きが広がっているのが実態であります。町においては、町民の暮らしを守るためにも、米など独自の支援策が必要と考えますが、町長の答弁を求めます。

次に、子育て支援策についてお伺いいたします。

経済の低迷、税の負担、物価高騰などの影響で、子育て世帯を初め、多くの世帯の暮らしが大変な状況にあります。子育て世帯からは、教育費や保育料の無償化などを求める声があります。

町では、こども園において、所得の少ない世帯などに対して、保育料、主食・副食に対する一部補助制度がありますが、その制度を再考し、当面ゼロ歳から3歳までの保育料、給食費を無償化にし、子育てを支援することが今必要だと考えますが、町長の答弁を求めます。

また、その際の必要額と、現在の費用額、負担軽減している費用と人員等についてもお伺いいたします。

次に、学校給食費の無償化についてお伺いいたします。

今、多くの自治体で学校給食費の無償化を求める声が増しに高まってきています。その背景には、学校で学ぶ子供たちの教育費の保護者負担が家計にも大きな負担になっているからだと考えます。

また、学校給食は学校教育の一環として位置づけ

られているのが実態であります。また、成長期にある児童生徒の健全な発達と栄養バランスの取れた食事の提供で健康の増進を図ることと、食に関する指導の教材としての役割も担っております。この点を述べて、次の項目について伺います。

一つ目は、現在の児童生徒の学校給食費の単価、年間の負担額、無償化したときの必要額、さらに修学旅行費、部活動費、教材費等の負担の実態について伺います。

二つ目に、学校給食費は、食育のためにも、また、憲法では、教育費は無償化にするとされていますが、町は無償化できないとしています。その理由として、食材購入費は保護者負担とすると規定されていると答弁しておりますが、あくまでも基準を示したものと考えますが、学校給食費の無償化の有無について、自治体の判断でできると考えますが、この点について、町長及び教育長の答弁を求めます。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の3項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの農業支援についての御質問にお答えいたします。

農業を取り巻く環境は、依然として続く物価高騰等の影響により、農業経営は非常に厳しい状況であると認識しているところです。特に酪農家は、新型コロナや世界の動乱により飼料などのコスト上昇、乳価の低迷、牛乳の需要減により、酪農経営は大変厳しい状況に置かれていると考えます。

国においては、配合飼料価格高騰対策として、影響緩和策の継続を検討しているところであり、北海道においては、新年度予算で麦や大豆の国産化推進や輸出促進、農業用機械などの導入を支援する農業近代化資金の融資枠を拡大するとしており、町としても必要に応じて対策を講じてまいりますので、御理解賜りたいと存じます。

次に、2項目めの物価高騰から暮らしを守る対策についての御質問にお答えいたします。

議員御質問のとおり、原油価格やそれに伴うガソリン、灯油などの石油製品の価格高騰が続き、町民の生活はもとより、農業、建設業などの産業活動及び商工業者の経営に大きな影響が及んでおり、さらに北海道電力の電気料金の見直しを受け、事業経営及び町民生活が大変厳しい状況にあることは十分把握しているところであります。

この間、町といたしましては、今般の物価高騰以前から新型コロナウイルス感染症の影響を受けた町民の暮らしを守る対策としまして、令和3年度から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した緊急経済対策として、世帯全員が住民税

均等割非課税の世帯及び令和3年1月以降の収入減少により、住民税非課税相当となった家計急変世帯に対して、令和3年度子育て世帯等臨時特別交付金1,150件、総額で1億1,500万円を交付、また、令和4年度「原油価格・物価高騰等総合対策」子育て世帯等臨時特別給付金154件、総額で1,540万円を交付、さらに、65歳以上のいる令和4年度非課税世帯、障害者世帯及び独り親世帯に対し、高齢者等の冬の生活支援事業189件、総額で189万円、住民税非課税で65歳以上のいる世帯と障害者世帯に対し、高齢者世帯等生活支援事業974件、総額で1,168万8,000円、住民税均等割のみ世帯に対して、町独自の生活支援事業253件、総額で1,265万円。重複する世帯はありますが、この2年間で2,720件、1億5,662万8,000円を対象となった世帯に交付したところであり、現在は、価格高騰緊急支援給付金の交付に取り組んでいるところであります。

また、物価・賃金・生活総合対策として、エネルギー、食料品等価格の物価高騰による負担増を踏まえ、認定こども園、高齢者福祉施設、障害者福祉サービス施設に対し、児童・社会福祉施設等物価高騰対策支援事業交付金として23事業所に対し、入・通所事業所については19件、760万円、訪問事業所については4件、120万円、総額880万円を交付したところであります。

議員御質問の物価高騰により影響を受けている町民に対する支援策についてであります。日本国民全体の大きな課題でありますことから、国の政策、動向を注視しながら、町独自の課題については、限られた財源を有効に活用できるよう早急に検討してまいります。

次に、3項目めの子育て支援策についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目のゼロ歳から3歳未満児の3号認定に係る保育料の無償化についてであります。保育料の負担軽減については、令和元年10月から開始され、3歳から5歳までの子どもの保護者世帯（1号と2号認定）とゼロ歳児から3歳未満児の住民税非課税世帯の子どもの保護者世帯（3号認定）の保育料は無償化となっているところであります。

また、平成30年度より、北海道の多子世帯の保育料軽減支援事業補助を活用し、第6階層以上の世帯には、1人目が在園している条件はありますが、第3の3階層及び第4の2階層から第5の2階層の保護者世帯につきましては、生計を一にする最年長の子から第1子とカウントし、2人目以降は無償の措置を講じているところでありますので、現在、多子世帯におきまして、3号認定の子どもがいる場合

は保育料の負担軽減となっているところでございます。

町の保育料に対する基本的な考えといたしましては、2号、3号認定の階層区分について、国の基準である8階層区分を15階層の細分化して負担の軽減を図っていることと、3号認定においては町民税所得割非課税の世帯に対する無償化を拡大し、低所得者世帯の支援を行っているところであり、現時点におきましては、支援に必要な財源の課題もあることから、さらなる町独自の支援はハードルが高いことを御理解願います。

なお、3号認定の保育料を無償化した場合の経費は、現時点での数値では4園で56世帯、年間約1,714万円と積算しているところであります。

次に、2点目の給食費の無償化についてですが、副食費・主食費の食材料費については、前述の法改正により、3号認定が保育料に包含されて無償となりましたが、1号・2号認定については、これまでも保護者が負担してきたものでありますので、法改正後の保育料の無償化に当たっても、法改正前と同様に保護者負担の考え方を維持することが基本とされているところであります。

なお、国におきましては、令和元年10月の法改正により、1号認定においては、町民税所得割額7万7,100円以下の世帯、2号認定においては5万7,700円以下の世帯に対し副食費を免除しております。

町におきましては、町独自の施策として、国の免除対象外である2号認定の4の3階層、町民税所得割4万8,600円以上から7万7,101円未満の世帯に対して副食費を免除しており、さらに令和2年4月からは、町民税所得割非課税の世帯を対象に、主食費実費分を助成して保護者の負担軽減を図っているところであります。

また、主食費・副食費を無償化した場合の費用については、現時点の対象児210名で積算すると、月額約115万5,000円で、年間約1,386万円になりますので、これに現在支援している町独自の主食費助成額の年間約290万円と、副食費免除額の年間約22万円を加えますと、約1,698万円となるところでございます。

なお、現在、主食費と副食費の食材料費を免除している内訳ではありますが、国で副食費を免除している園児が50名で年額が259万2,000円、町で副食費を独自で助成している園児が18名で年額31万2,000円及び副食費を独自免除している児童が4名で年額21万6,000円です。

町の主食費・副食費に対する負担の考えではありますが、学校給食費と同様に受益者負担が基本である

と認識しており、食材料費の実費相当分につきましては、教育・保育費の公定価格に算定され、保護者の負担となっておりますので、御理解願います。

いずれにいたしましても、議員御質問の保護者に対する子育て支援として、保育料や食材料費の負担軽減策についても、支援手法の一つではありますが、本町におきましては、子ども・子育て支援事業計画に基づき、妊娠期から高校までの子育てのステージごとや保健・医療・福祉・教育・生活分野ごとに、保健福祉課を初め教育委員会、小中学校、認定こども園、医療などの関係機関が連携して、総合的に切れ目のない支援施策を講じており、また、町民皆様から寄せられる多様な子育てに対する課題に対しても身近で相談に応じるなど、子どもの健やかな成長を支える取組を進めておりますので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 次に、教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 7番米沢議員の学校給食費の無償化について、2点の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の児童生徒の学校給食費等の負担額についてであります。学校給食費は、令和3年度より1食単価、小学校280円、中学校330円としており、年間の提供日は約190日のため、年間では、小学校5万3,200円、中学校6万2,700円になるところであります。これを無償化した場合には、児童生徒分として、令和5年度予算では約3,982万円になるところであります。

このほか、修学旅行費は、小学校2万3,000円から2万7,000円ほど、中学校5万3,000円ほど、部活動費は中学校で6,000円、教材費は小学校で5,000円から1万2,000円ほど、中学校では7,000円から1万1,000円ほどになっております。

次に、2点目の学校給食費無償化の有無についてであります。これまで御説明申し上げてきておりますとおり、学校給食につきましては、学校給食法において、食材の購入に要する費用は保護者の負担とすると規定されておりますことから、給食費の全額を賄材料費のみに充てているところであります。

なお、施設及び設備に要する経費並びに人件費など、学校給食の運営に要する賄材料費以外の経費につきましては設置者が負担しております。

町としましては、これまでも給食費の軽減を図るよう定額の助成を継続してきており、さらに令和4年度の物価高騰による賄材料費の不足分については、給食費の改定によらず町が全額を支援するなど、応分の負担をしてきているところであり、令和5年度にきましても同様に継続して支援してまいり

ます。

以上申し上げました状況下にありますことから、現時点におきましては、給食費を無償化することは考えておりませんので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7 番米沢義英君。

○7 番（米沢義英君） 一つ目に、農業支援について伺いたします。

町長も非常に農業の現状を大変な状況があるという形で答弁されております。聞きますと、酪農家に至っては補給金等がありますが、その補給金等ではなかなか賄えない現状だと。飼料等においても1.2倍、5倍、あるいは物によって2倍以上上がっているという話もあります。搾れば搾るほど赤字になるという形の中で、結局生乳や加工乳そのものがなかなか販売できない状況にあると。

また、一般の農家に至っても同様で、この間の水田活用交付金等が削減されると。それが嫌であれば国の指示どおりにしなさいということの、大豆やその他の交付金を充てるから、それで農業を支えてくださいという話で、困惑しているというのが状況です。

どちらにしても、それでは販売価格が上がっているのかということ、聞きましたら、なかなか実態としては上がっていないという状況の中で、本当にここままでいけば上富良野町の農業、後継者も少ないという状況がある中で、農業が好きで一生懸命食料を確保するために全力で経営されている方がたくさんいらっしゃいます。また、若者も後を継いで、そういう状況であります。そういう状況だということを、まず、町長はどのようにお考えなのか伺いたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7 番米沢議員の御質問にお答えしたいと思います。

農業、酪農、畜産も含めて、資材が高騰しております。今、少子化で消費も牛乳なんかは落ち込んでいるということで、経営が非常に厳しい状況にあることは認識しておりますが、農業というのは町の三本柱の一つで、町においては非常に影響が大きいのではないと予測しておりますので、何とか後継者問題なんかも含めて、解決の糸口を見出していきたいと思っておりますが、なかなか農政全般につきましては、食料自給率、安全保障、食糧安保などとも言われておりますが、国策の部分、国が動いてくれないといいますが、地方自治体の脆弱な財政状況ではなかなか思い切ったことはできず、国に要望していかなければならない、強く働きかけていくというこ

とが一番最初に来るのかなと。その次に、町独自で、それぞれ地域に応じた事情がそこそこにあると思います。それらは町独自で効果的な施策となるような工夫をして、農業を支えていかなければならないのかと私自身感じているところであります。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7 番米沢義英君。

○7 番（米沢義英君） 非常に今、農業の実態が大変な状況に追い込まれているということで、町長の答弁もありましたが、根本的な要因としては、国の農業政策というところまで行き着く話なのです。

この間だけでも、大変だという形の中で77万トンの米が輸入されておまして、同時に、生乳も約13万トンが年間国内に入っているという状況の中で、全くこういった矛盾した政策を押しつけながら、また農業を頑張れと言ったって限界があると思うのです。

そういう意味で、私は、これから上富良野町を支えている農家の若い人を初め多くの農業者をいろいろな面から、肥料高騰も併せてなのですが、支える政策がどうしても必要だと考えております。いろいろな政策もありますが、もう一度そういった政策を細かく見直しながら、この上富良野町の農業をきちり守る。肥料高騰に当たって、今後、適時において対応して、農業後継者を支援するなどの支援策が一層強く求められていると考えますが、町長の見解を再度確認しておきたいと思っております。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7 番米沢議員の御質問にお答えしたいと思います。

農業に対する町の独自支援は、中長期的なものもしっかりといろいろ工夫を凝らしながら、いろいろと考えながらやってきたいと考えております。

肥料高騰など短期的なものに対しては、当初予算にはないのですが、いつでも誰にどれだけというのは、多分短いスパンで状況が変わっていくと思いますので、その辺は適時、時期を捉えてしっかり、必要があれば補正予算等で対応していく考えは持っておりますので、中長期的、短期的な支援、町ができることは一生懸命させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7 番米沢義英君。

○7 番（米沢義英君） さらっと言いましたけれども、現状は本当に厳しい状況だということをごひ押しさせていただきたいと思っております。

次に、物価高騰から暮らしを守る対策について伺いたします。

答弁の中では、必要性については認識しているということで、国の政策の動きを見ながら、町独自の課題等については、限られた財源を有効に活用したいということで、早急に解決したいというような答弁であります。

ここでお伺いしたいのは、この間、確かに国の地方創生などの交付金を使いながらいろいろな政策を打ち出してきました。同時に、この3月、これからも、この間、品物等の物価が上がっているという状況の中で、家計に至っては大変な状況に追い込まれています。独り親世帯を初め他の多くの世帯が本当に大変な状況になっているというのが実情です。ですから多くの方々が物を買って控えるなど、そういう声が町でも聞かれるという状況です。

そこで、お伺いしたいのですが、町の予算の中でも当初予算に物価高騰に対する対策というのは盛り込まれておりません。また、この間、答弁等やり取りの中では、適時対応したいという話ですが、私はもう既に、この状況を捉えたときに、当初予算も含めて、さらに道も含めてなのですが、18歳以下ということが限定になっております。ところがそれ以外の世帯や年齢の人に至っても今大変な状況にあるのです。だから、あえて私が言ったのは、そういった世帯に対しても町はきっちりとした独自の支援策を取ってほしいという訴えであります。そういう意味で、米になるか何になるか分かりません。ただ、生活に関わる面の支援というのが非常に重要になってきているわけですから、こういった意味で、具体的にどういうことをどのように、どの時点でされようという考えを持っていたら、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えしたいと思います。

一般の町民の暮らしというのは、物価高騰、またエネルギーの高騰、電気なんかもそうなのですが、非常に家計が苦しいというのは私も感じておりますし、一般の人も感じております。この辺の暮らしを守る対策というのは、これも先ほどの農業と同じような回答になってしまいますが、先に打ち出すより、まず国がどうするのか、国と町の支援がダブって行って、ほかとバッティングしたりしても困りますので、十分国の動き等を見ながら、そして、今後、何が原因で町民の方の暮らしが大変になるか、要因が今後変わったりする流動的な部分があると思いますので、こちらも適宜といえますか、タイムリーに、誰にどういう支援が必要なのかということも十分検討、見極めて、今後、町民の暮らしを受分守するための策というのは検討してまいりたいと

考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） この間、町においても交付金等を活用していろいろな政策を行ってきました。今後も国のほうでは補正を行って、新たな交付金がまた出るというような話も聞いております。そういうものを活用しながら、同時に町の財政調整基金だとか、積立金があります。目的に応じたものもありますから、これは使用できない部分はありますが、それ以外の積立金を使って町の独自策を出せると思うのです。こういう政策というのは、なかなかこの間、町の交付金を使ったやり取りの中では、一部そういった部分もありますけれども、しかし、積立金などを使った独自の予算と合わせた交付金の使い方というのはなかなかされないというのが実態だと思います。私は、こういう緊急時に、そういった財調などの積立ても使いながら、やはりお米やいろいろな支給ができる環境というのは、町独自で考えれば出てくるのだと思いますが、なぜそういう財調などを使いながら、交付金と合わせて実施しないのかちょっと納得できませんが、財源を確かに有効的に活用するという点では当然だと思います。しかし、緊急を要する状況でありますから、そういうものを当然有効的に活用して、町民の暮らしを守る支援に充てるべきだと思います。そうすれば、いろいろな米の支給や牛乳の支給やいろいろなものが出てくると思いますが、この点は、町長、どのようにお考えですか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えしたいと思います。

町独自の支援について、その財源の在り方ありますが、結果的に今までは基金等を、特に財政調整基金は結果として使ってきませんでした。財源をどうするか考える前提で、あらかじめそこを排除しているわけではございません。結果的に使わずに済んだということで御理解していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 具体的にどうするのかということが出てきていないわけで、今そういったところまで求められているので、この点は、適時対応するという話なのかと思うのですが、それ以前に町として独自色を出して、これだけ大変になっている状況の中で、道と合わせながら米だとか牛乳だ

とかいろいろな支援をやるべきだと思いますが、この点はでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えいたします。

先ほどの答弁の繰り返しになりますが、令和4年もずっとやってきまして、それもありますので、令和5年になってやめるというわけではありません。適宜、状況を見ながら、誰にいつどのような支援が今必要なのか、生活防衛のために必要なのかというのをタイムリーに考えて対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） もう既にそういう時期だということだと僕は思っているのです。タイムリー、タイムリーと言って、いつがタイムリーなのかよく分からないのですが、今本当に状況を踏まえたときに、現状を何とか変えてほしいという声がありますし、やはり食費を切り詰めたとか、当然自己防衛もしなければませんが、やはり買いたいものを買え控えるだとか、いろいろな対策を取って自己防衛されている方がたくさんいます。そういった人たちの思いをしっかり受け止めた町政を町長は素早くやるべきだと思いますので、ぜひこの点、今後の予算編成の中にもぜひ加えていただきたいと思っております。

次の点についてお伺いいたします。

保育料等の無償化についてお伺いいたします。

他の自治体でも保育単価等を踏まえて、いろいろな政策、道の支援も受けながらやっている自治体もあります。独自の無償化政策をしている自治体もあります。ですから、できないという一点張りではなくて、独自で実施しようと思えば幾らでもできるのだということなのだと思います。一応規定では、食材費だとかそういったものは保護者負担という形になっておりますが、その枠を越えて独自の、まだ少数ではありませんが、全国を見れば給食費等の負担の見直し、全部できなければ、その半分あるいは3割減免だとか、いろいろな対策は取れるのだと思いますが、この点で、そういった考え方というのは、町長、お持ちでないですか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えしたいと思います。

給食費の負担の在り方について、国で決められたこと以外に、先ほどの答弁にもなりますが、低所得世帯に対しては独自の支援を行っているところであ

りますが、基本的なスタンスと申しますか、給食費に関しては、費用の負担は保護者のほうにお願いしておりますし、もちろん議員おっしゃるように、やろうと思えば、町独自で今やっている低所得者の方の負担軽減を広げるという、もちろんそれは可能なのですが、なかなか財政支出を伴うもので、この辺はよく考えないといけない。政策として優先順位を町長としてはつけなければなりません。そんな中で、もちろん議員おっしゃるような支援策ということを実践から否定するわけでもございませんが、今までどおり保護者負担で、低所得者はもちろん保護すると。その上で今後どうするかということは議論する余地はあると思いますが、現在のところは従前の取扱いどおりということと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） ぜひ今後の課題として御検討いただきたいと思っております。よろしくお伺いいたします。

次に、学校給食費の無償化の問題についてお伺いいたします。

非常に学校給食費だけではなくて、部活動費や修学旅行費などの負担が当然伴ってきますので、その時々によって負担というのは大変変わってきます。仮に中学校で子どもがいて、小学校にも子どもがいると。ここが2人、3人増えますと年間の学校給食費の負担というのは11万円、13万円、20万円、子どもの数が多くなれば増えるという、非常に負担が重くなっているというのが実態だということ。この点、教育長はどのように理解、状況はお分かりでしょうか。当然分かっていると思いますが。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 7番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほど議員からの御質問にもありましたように、本当に子どもたちの学校給食を担う教育委員会としましては、1食280円、中学生330円と、1食当たりの金額は、私自身としては、とても材料費としては本当に適正な金額で、今、町としては、皆様に御負担していただいている金額だと認知していますが、それが年額にしますと、あと、お子様の人数に応じては、やはりそれが2倍、3倍となりますので、各世帯における、様々な職種の仕事をされている方の御負担からその金額を捻出いただいている家計によっては大変御負担を生じている家庭もあるというのは認知しております。

ただ、町としましては、そのような世帯に応じて、要保護、準要保護または特別支援のお子様につ

いては給食費等も含めて軽減をしておりますので、今、町としましては、全体の約18%のお子様に対して給食費の軽減をしているところがございますので、そういうところでぜひ保護者への負担を少しでも軽減するような取組はこれからも継続していきたいと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） そういった制度上の軽減というのは、なぜ軽減されているのかということで、子どもの成長を促す、あるいは食育を大切にするという形の中で、子どもの権利を守るという立場から、権利条約にもうたわれているように、そういった制度は国の公の制度として、また独自で上積みしている部分もありますが、守られているわけでありますから、それは普通なのです、町長、これが特別だという問題ではないのです。そこはちょっと認識がずれているのかと思うのですけれども、この点、教育長、どのようにお考えですか、特別のことですか。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 7番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

食を採るということは、人間の生命に対して、これは基本的なことでございます。決して特別なことだとは私も認知しておりません。ただ、その費用負担をいかにどのように負担をしていただくのか、あと、町は支援していくのか、ここのバランスが重要と考えております。費用負担が大変な世帯の方には必要な支援を講じていくべきだと私は考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） それは当然だということを言っているのです。失礼な言い方かもしれませんが、当然なのだけれども、支える立場から当然なのです、そこら辺は。

それと、次にお伺いしたいのですが、教育は無償化が原則だとうたわれております。そうすると、無償化が原則であれば、こういった部分も当然教育費の無償化の対象になると思いますが、できない理由というのはどういうことですか。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 7番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

教育は、法律で無償化ということで、原則、私も認知させていただいております。ただ、教育に関わ

る必要経費の中で、きちっと国費ないし行政費用で捻出する項目と、個々の選択によって費用負担をしていただくものもあって考えております。給食につきましては、食事として、町が給食センターを運営し、広域連合の運営の中で運営していることから、これは、全てのお子様に対して給食を提供するという責務を負っておりますので、これについても教育現場としましては、これは必要な行政の役割と認知しております。

ただ、賄材料費につきましてはの一部につきましては、保護者の皆様も負担をするという規定があることから、それを町としても準用させていただいているところがございます。

ただ、それ以外の経費については、答弁でも申し上げましたとおり、全ての費用は行政がきちっと役割を担っていかなければならないということで考えておりますので、そういうことで御理解を賜りたいと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 教育長が言われている設置費以外等々については、賄材料等については保護者負担だということで、一部町も軽減している部分はありますが、だから無償化はできないのだということの話であります。確かに財源の問題もあります。財源の問題で言えば、単純に大ざっぱに、一般会計からすれば4%か5%ぐらいあればできるのかなと、答弁の中で思っております。

問題は、学校給食法第11条のところだと思っております。教育長おっしゃっているのは、ここには、学校給食費は保護者負担と確かに明記されております。

ただ、この間の国会の答弁のやり取りの中で、こんなことがありました。2018年12月6日の参議院の文教科学委員会での我が党の国会議員に対する質問とのやり取りであります。そこで、文部事務次官の通達のとおりという形で、そういう規定はあるけれども、給食費の一部を補助することを禁止する意図はないのだと言っているのです。ですから、教育長のおっしゃることというのは、全く文部省の通達においても真逆のことを言っているのです。というふうに思うのですが、教育長、この点どのようにお考えですか。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 7番米沢議員の御質問にお答えします。

大変申し訳ございません。私、全額を全て保護者の給食費で賄い材料を賄うという考え方ではござい

ません。実際町としましても、これまでも給食費の軽減を図るよう支援をしてきておりますし、給食費の軽減をしなければ、世帯に対しましては、既にこれまでも給食費の軽減をしておりますので、本当に11条で規定されている中身につきましては、あくまでも規定があるということ踏まえた上で、給食費等につきましては、保護者の皆様の負担と町からの支援策ということの2面性で支えていただいているということで説明をさせていただいたところでございます。決して、先ほど国会でも議論されている、禁止事項ではないということは私も十分理解させていただいております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 禁止事項でないということですから、当然この間、いろいろな負担割合の行政が負担している部分もあります。昨年は地方交付金などを使いながら物価高騰に対応した軽減策も当然やられております。他の地方でもこういった対策を取って、保護者負担をなるべく軽減しようということ出されております。

それで、私は、当然禁止事項ということでないですれば、行政が今後どういう形で前へ進むかわかりません。ただ、これだけのお子さんの食育、教育の無償化という立場、あるいは子どもの権利を守るという立場から、安心して子どもが社会の多くの人たちに見守られながら育つ環境づくりという点でも、学校給食というのは非常に重要な役割を担っているわけでありまして。

ですから、当然将来的に、いつになるかわかりませんが、十分この問題については検討する余地があると思うのですが、まだこの期に及んでもそういった方向性というのは全く考える余地というのはありませんか。ないということ否定されるのですか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 7番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

実は、令和5年度の予算編成に当たりまして、本日、新聞報道もされていましたが、富良野圏域の中でも南富良野町が学校給食の軽減を図るという報道もされたと私も確認させていただいております。今、上川管内、道内においてもまだ完全無償化にしているところは多くないと聞いておりますが、各自治体で、学校給食のみならず、就学前の認定こども園の主食・副食費についても、子育て支援の観点から行政施策を構築している自治体も報道等で聞くことが最近増えてきておりますので、これにつきまし

ては、先ほど町長が3項目めの答弁でも話していただきましたが、十分町長とも協議した上で、町の今後の子どもたちの食に携わるものについては協議すべき事案だと認知しておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） ぜひ検討していただきたいと思うのです。今、生活の状況を見ますと、物価高騰や税の負担、いろいろな制度が変わってきて、本当に生活実態というのは大変な状況にあります。世論調査等なんかを見ましても、やはり物価高騰やいろいろな税の負担等々における、そういったものが生活にいろいろな支障が出てきているという世論調査もありますので、私は、ぜひ町長とも協議しながら、町のこれからの子どもたち、国のこれからを支える子どもたちが、親が、全ての国民もそうなのですが、安心して住み続けられる社会、上富良野町においても、そういったことをきっちり押さえながら、子ども政策を進めていただきたい。ぜひ検討していただきたいと思っておりますが、再度確認いたします。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 7番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

今現在は、学校給食費の無償化について御質問いただいておりますが、子どもの健康は、学校だけではなくて、それまでの就学前、あと、学校教育の義務教育を終えた後も大変食の問題については、保健福祉課が所管しているかと思っておりますが、大変重要な、健康づくりにとっては一助だと思います。その費用負担につきましては、これまで同様、それぞれの担当だけで検討するのではなくて、町全体の中で十分議論していく内容の事項だと考えておりますので、そういうことで御理解いただきたいと思っております。私も十分認知してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 以上をもちまして、7番米沢義英君の一般質問を終了いたします。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は10時40分といたします。

---

午前10時23分 休憩

午前10時40分 再開

---

○議長（村上和子君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

傍聴席の方は、どうぞ御静粛にお願いしたいと思います

います。よろしくお願いいたします。

8番荒生博一君の発言を許します。

○8番（荒生博一君） 私は、さきに通告しております「泥流地帯映画化プロジェクト」についてお伺いいたします。

平成30年1月19日に「泥流地帯映画化を進める会」が設立され6年が経過し、この間、上富良野町での「泥流地帯映画化プロジェクト」においては、1社目のイメージフィールド社との契約、そして2社目のzipang社との契約、いずれも失敗に終わり、問題点がどこにあったのかなど十分な検証も行われないうち、それでもなお前に進もうとしている町側のプロジェクトの進め方そのものが、本来の映画化の進め方ではないのではと、自身、疑問を持ち、業界のプロの専門家に映画をつくるための進め方について、昨年11月以降、約4か月間にわたり何度も何度も聞かせていただいた結果、今、上富良野町が進めている「泥流地帯映画化プロジェクト」には四つの重大な問題点があることに気づきました。

その重大な問題とは、1、プロジェクトの立ち上げ方について、2、「映画化」というワードとその言葉の意味と使い方について、3、泥流シーンのCG制作について、4、制作会社の選定についてであります。

そこで、以下四つの重大な問題について、その概要説明を加え、それぞれ2点ずつ、計8問質問をし、町長の見解をお伺いいたします。

まず初めに、問題点1、プロジェクトの立ち上げ方について。

本来、映画をつくる際には、映画制作実行委員会という組織を編成して、その組織が全ての運営を行い、物事を取り決めていくのが当然なのですが、これまでの間、そのような組織は存在しておらず、組織が存在していないままの状態でのように映画化が進むのか。映画化プロジェクトの立ち上げ方について、町はどのように映画化プロジェクトというものを立ち上げていくのか。今まで関わった制作会社からプロの指導を受けたことがあるのか。1社目と2社目からどのような進め方で映画化プロジェクトというものは立ち上げていくのかという説明は、町側の誰が受けて、いつどのように理解して了承しているのか。

了承するに当たって、町の判断は、何を参考に制作会社から受けた映画化プロジェクトの立ち上げ方についての整合性を確認したのか。町の職員だけで、専門分野のプロの指導について、整合性の取れる判断ができるのか、制作会社とは別に専門的なアドバイザーを用意して、整合性の確認をしたのか、

これら全ての点において、これまでの町側の説明は矛盾しており、全て曖昧のまま進められていることは明白であります。

そこで、以下2点についてお伺いいたします。

質問1点目、映画化プロジェクトを立ち上げることに段取りというものは存在していることを知っているか、知らないか。映画化プロジェクトを発表することにも段取りというものが存在していて、発表するに当たっての進め方を1社目のときも2社目のときもプロの指導を受けているのか、いないのか。制作会社から指導を受けたことがあるのであれば、町側として、いつ誰がどのように理解をしているのか。

質問2点目、そもそも三浦綾子原作の小説「泥流地帯」についての映画化権は、誰がどこで所有しているのか。町が所有しているのならば、いつ誰がどのように購入をしたのか。町が所有していないのならば、いつ誰がどのように購入をするのか。

次に、問題点2点目、映画化というワードと、その言葉の意味と使い方について。

一般的に「映画化」という言葉を使うとき、それは映画になることが決定していて、製作を開始するときに初めて使われる言葉であります。映画業界内では、全ての段取りがそろい、映画制作実行委員会という組織が編成されて、世間に対して、この作品を映画にすることを発表できる時期が整ったという段階で、「映画化」という言葉を使って、マスコミ、メディアに対して発表する。世間の一般消費者は、その発表を知って、この作品が映画化されるということで、今、撮影、制作しているのだらうと、作品を見ることが出来る日について楽しみに待つという認識であります。

今、上富良野町で使われている映画化プロジェクトの「映画化」とは、そのような言葉の意味で使われておらず、「映画化」という言葉は違った使われ方をされていて、当たり前が使われ方をしておけません。町民や全国の三浦綾子ファン及び全国の一般消費者に対して、間違った「映画化」を伝えていることは事実であります。

そこで、以下2点についてお伺いいたします。

質問3点目、映画業界内はもとより、町民や全国の三浦綾子ファン及び全国の一般消費者に対して、「映画化」という言葉から認識する言葉の意味について、町側は理解、承知、認識しているのか、いないのか。そもそもこの「映画化プロジェクト」という名称をいつ誰がどのように提案し、その提案に対し、町側はいつ誰がどのように精査し、判断をして、使用することを決定したのか。そして、この「映画化プロジェクト」という名称について、本来

の使い方とはかけ離れた使い方をしているのにもかかわらず、その名称を使って町民や全国の三浦綾子ファン及び全国の一般消費者の認識について、誤解を招いている状況をつくり出している町側の事実について、どのように説明をするのか。

質問4点目、現在、この映画化プロジェクトが2020年より連携協定を結んでいた2社目の制作会社との共同によるプロジェクトは進展が望めなくなった今、3社目がまだ決まっていない状況で、そのまま「映画化プロジェクト」という名称を使い続けていることの意味というものをどのように考えているのか。現実問題として、この「映画化」という言葉を使うに値しない状況にあるのに3社目がまだ決まっていない、この空白期間にもこの言葉を使い続けている間違った状況をただしていない町側の対応が、「映画化」という言葉を使う意味を理解していないことが証明されていますが、既に今現在、間違っている「映画化」という言葉について使い続ける判断は、町側の誰が精査し、判断して、使用することを継続したのか。そもそも映画化権を所有していないならば、所有していない町が「映画化」という言葉を使用してはいけないのにもかかわらず、「映画化プロジェクト」と使用している段階で問題なのは明白であります。所有しているならば、なおさら「映画化」という言葉の使用について理解をしていないと問題であることの認識はあるのか、ないのか。

次に、問題点3点目、泥流シーンのCG制作について。

令和3年度に990万円の予算をかけて町は「泥流シーンのCG」いわゆるコンピューター・グラフィックスの制作を行ったが、この泥流シーンのCGは映画本編で使う目的でつくられていたのかどうか非常に疑問である。仮に映画本編で使う目的でつくられているならば、そもそも脚本も完成していない段階で、脚本に基づいていないCGが制作されていたのか不思議である。当然ながら脚本の前に、映画化ですら発表できる状況にない状態なのに、この泥流シーンのCGだけが先行してつくられたことが全くもって理解できません。泥流シーンのCGを単独で制作する必要はなく、映画本編で制作するCGデータを流用する方がいかに効果的で、いかに予算的にも効果的であるかは誰が考えても分かることであります。

泥流シーンのCG制作について、2社目のzipang社から納品されているが、納品形式はレンダリングされたレンダリングデータのみだけではなく、総データサイズ2テラバイトという生のCGデータも含まれているとするならば、そのCGデータは何形

式で、どのような形態で納品されているのか。通常は、生のCGデータというものは、制作されたPC環境が整っていないとデータを開くことも操作することもできないことは当然理解して納品を受けているはずだが、そのPC環境も含めて納品はなされているのか。そして、生のCGデータを開いて操作するために、生のCGデータの仕様書や全ての操作マニュアルに相当するデータについての書類と一緒に納品がなされているのか。当然マシン環境も含めて納品されているならば、その生のCGデータを開いて操作できる3DCGプロのオペレーターも同時に確保できている状況ではないと納品形態としては不完全な納品と言えるが、その操作できる3DCGプロのオペレーターはどこに存在しているのか。もしその3DCGプロのオペレーターが、2社目の制作会社であるzipang社とのつながりがあるとしたならば、zipang社との関係が切れていないということになるが、それは問題であるという認識はあるのか。990万円の納品物については、生のCGデータを開き、内容確認を行わない限り、真に価値のある納品物であるのか、そして金額に見合ったものであるかは全く疑問である。

そこで、以下2点について伺う。

質問5点目、そもそも映画本編の内容が決まっていない段階で、泥流シーンのCGデータを制作することそのものが、映画制作手順として間違っているということを町側として認識をしているのか、いないのか。今後、映画制作を進めて、映画本編の内容が決まった段階で、この泥流シーンのCGデータを使用するつもりで町側は納品を受けたのだろうか、実際に映画本編の内容が決まった段階で不要な納品物になることにならない理由を知りたい。

ちなみに、この泥流シーンのCGデータをどうしても使用することによって、今後の映画制作において、この泥流シーンのCGデータを使わなくてはならない制限がかかっていることで、作品の可能性を狭めている状況になっている認識はあるのか、ないのか。この状況について、いつ誰がどのように理解して、判断して納品させたのか。別の目的でこれらの泥流シーンのCGデータを納品させていたならば、その使用目的において、適正な内容であったのか、その認識はあるのか、ないのか。その内容と金額について、いつ誰がどのように理解して、判断して納品させたのか。

質問6点目、無駄な納品物に990万円の金額を使うならば、この990万円は映画本編の予算に充てるべきであることは、誰がどう見ても当然のように判断できることだが、町側はその判断ができていないという事実について認識を持っているのか、い

ないのか。

最後に、問題点4点目、制作会社の選定について。

この件については、毎回「映画化プロジェクト」の問題として取り上げられるが、そもそもの問題点が解決されていないので、毎回取り上げられている、解決されていないという事実を踏まえて検証してみると、やはり大きな問題点がここには存在している。

1社目のイメージフィールド社との契約、そして2社目のzipang社との契約も失敗に終わり、問題点が各制作会社の経営体制とプロジェクトの構築に難点があったことは、事実関係を見れば誰にでも分かることだが、この2社は、1社目はTBS系列と関係性が深い制作会社、2社目が毎日放送系列で、毎日放送はTBS系列の準キー局であることからして、どちらもTBS系列と関係の深い制作会社であることは理解をして選定をしていたのか。通常であれば、失敗した1社目に続いて、同じ系列の関係の深い制作会社を選定することはないのが当然であるが、理解をして選定をしていたならば言語道断で、あってはならないことは分かるはず。zipang社との責任問題は、契約解除程度では済まされない損失について認識はあるのか。なぜなら、このzipang社の問題は、文春デジタル及び北海道新聞に報じられた際、上富良野町としても映画化プロジェクトが文春砲を受けた状態で、町のイメージダウンとともに、その悪影響は計り知れない事実として残るからである。

さらに、北海道新聞にも追及された状態で、町のイメージダウンを回復すべく、どのような方法が正しいのか。もちろん3社目の制作会社は、今までと同じTBS系列と関係の深い制作会社を選定することはないことが前提であることが当然であるが、その事実関係について、業界に精通している専門家のアドバイスを求める状況を用意すべきであって、明白な説明がない限り3社目の選定は決定してはならないという誰にでも分かる判断は、いつ誰がどのように判断して決定をするのか。これらの内容について、町側の提示は一つもないまま、透明性を持った「見える化」が全く行われていない状況下では、これまでどおりのやり方で3社目を町側だけで選定することは間違っており、絶対に認めてはならない。

そこで、以下2点について伺う。

質問7点目、制作会社との関係性について、文春デジタルに報じられた際、文春砲を受けたという認識と、その影響について、町はどのように受け止めたのか。同時に、北海道新聞に取り上げられたこと

について、この「映画化プロジェクト」についてどのようにすべきか考えなかったのか。文春砲及び北海道新聞の追及を受けたというイメージダウンという負の悪影響について、通常なら危機管理能力が問われる状況にあるのだが、その責任はいつ誰がどのように取るのか。同時に、どのようなイメージダウンにつながっているか検証して対策を検討したのか。そして、どのような影響が出るのか調査をして迅速に対応したのか。そのマスコミ・メディア対応について、いつ誰がどのように判断して、決定をして対応したのか。

最後の質問、8点目になります。

これまでの判断ミスについて、どのように町民や全国の三浦綾子ファン及び全国の一般消費者に対して、映画「泥流地帯」を楽しみにしている多くの方々から町側は責任を取って、全てに透明性を持って「見える化」する方法を示すのか。今までのプロジェクトについて、そして現在進行形のプロジェクトについて、町側の内部での判断ミスがないように第三者の客観的なチェック機関の設置と公正なチェック機能を持つことをする認識はあるのか、ないのか。あるのならば、どのようなプランを持っているのか、ないのならば、一切のプロジェクトが1社目、2社目同様、これからも間違えた選定をするのであろう3社目も再度同じ展開になることの認識はないのかどうか。

以上になります。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 8番荒生議員の「泥流地帯映画化プロジェクト」についての8点の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の映画制作における段取りに関する御質問でございますが、民放上の任意組合である制作委員会の組成は、御指摘のとおり、昨今の映画制作の体系として主流であり、映画化の実働的な第一歩として極めて重要な過程であると承知しております。

一方、「泥流地帯映画化プロジェクト」は、三浦文学の代表作でありながら映画化されてこなかった映像化困難作品「泥流地帯」について、実写映画としての制作を実質的にスタートさせる、つまり複数のメディア事業関係社が出資し合い、制作委員会を組織することが最大の難関であり、本町の「泥流地帯映画化プロジェクト」は、これまでの難関に挑み続けてまいりました。

なお、段取りという点につきましては、1社目、2社目とも「泥流地帯」には直接起因しない理由により協定解消とはなりましたが、映画・映像制作に関してはプロフェッショナルであり、十分な知見を

持って当たっていたこと。また、町としてもプロジェクト発足当初より独自に映画監督、プロデューサー、制作会社、配給会社、芸能事務所など、専門家から担当者が随時映画制作の状況、制作の仕組み、制作者の要望や特性、注意点など様々な制作アドバイスを受け、取り組んできたところであります。

次に、2点目の小説「泥流地帯」の映像化に関する許諾についてであります。小説の著作権は、現在、作者の三浦綾子さんから公益社団法人三浦綾子記念文化財団に移管され、文化庁が認定する著作権管理団体である公益社団法人日本文藝家協会に委託しており、実際に映画を制作する制作委員会等が制作着手時に著作物の使用申し込みをし、期間や内容を定めた上で必要な使用料をお支払いし、権利を取得する段取りとなっております。

次に、3点目の「映画化」という言葉の使い方についてであります。映画制作者等が独自に企画を立ち上げ、映画化権を申請し、制作委員会等を組成する一般的な興行作品の場合、その概要は、通常秘匿され、制作発表時によくその企画を含めた映画化の事実を公表することが可能となりますが、「泥流地帯映画化プロジェクト」では、その企画・制作につなげること自体が大きな壁であり、目標であり、半世紀近く映像化されなかった映像化困難作品である「泥流地帯」の実写映画化を目指す取組として積極的に周知しており、かつプロジェクト発足以前より著作権を有する三浦綾子記念文学館の多大なる御理解、御協力の下で進めておりますので、この「映画化」並びに「映画化プロジェクト」という言葉は当初より適切に使用しているものと考えてございます。

次に、4点目、「映画化プロジェクト」の名称を今後引き続き使用していくのかという御質問ですが、3点目の選定を行っている現在においても、前述の理由から、この取組が映画化を目指すプロジェクトであることには変わりございませんので、「映画化プロジェクト」という言葉は今後も引き続き使用していくこととなりますので、御理解賜りたいと存じます。

次に、5点目の令和3年度に作成した泥流CG（コンピューター・グラフィック）についての御質問であります。御指摘のとおり、CGデータは、映画の本編に挿入することを前提としながらも、プロジェクトの一つの進捗として、また、当該CGを活用した啓発・学習動画とすることをもって、映画撮影着手前に制作するものとして予算をお認めいただいた上で実施し、さきの決算特別委員会にて、その内容も御審議いただいたところであり、その実施

の適否については、決算特別委員会の審議を尊重することから、改めてこの場でお答えすることは差し控えさせていただきます。

なお、制作したCGにつきましては、前協定事業者との協定解除に伴い、その著作権を町に移管し、CGの制作管理技術を有する現制作者と町の間で、その保管と使用に対する協力体制を用意してございます。

なお、現在、問合せや現地視察などをいただいている複数の映画制作者等については、本件CGの存在や本編での使用について十分説明し、いずれもその使用については受諾いただいておりますので、新たな連携協定の中にも条件として記載することとなっております。

次に、6点目のCG制作費を映画本編の予算に充てるべきではないかとの御質問ですが、さきに述べたように映画本編に適切に使用されるものと判断しているところでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、7点目の制作会社との関係性について、週刊誌、新聞での報道に関する御質問についてですが、1社目と御指摘のテレビ局との関連について、1社目が当該テレビ局の著名な大ヒットドラマを手がけた実績は承知しておりましたが、他のテレビ局のドラマ制作も行っており、映画の代表作はさらに別系列のテレビ局が行うなど、特に限定的な制作の事実は見受けられず、それ以上の関係も全く承知しておりません。資本提携の実態や民事再生法の適用申請後の介入も承知する範囲では確認できてございませんので、特段配慮すべき関係性はないものと考えてございます。

また、2社目についても、当該テレビ局をキー局とする在阪テレビ局の関連企業が株主であるといった事実はありますが、両社に資本関係もないとのことであり、特定の関係企業と連続して協定を締結したものではありませんので、御理解賜りたいと存じます。

また、週刊誌報道に当たっては、町が制作費を持ち逃げされたかのような記載もあり、誤ったイメージを持たれた方もおられると聞いております。2社目と上富良野町の間には債務不履行などのトラブルは一切ない旨、取材記者には再三お話し上げたと、詳細は差し控えさせていただきますが、社内での争議を報じる上で複数の地方公共団体が被害を受けている旨の記事とすることが決定しており、残念ながら方向性の変更はできないとのことでありました。

新聞に関しても、2社目の映画制作から撤退する旨の記事はございましたが、いずれも町が追及を受

けたような内容ではなかったと認識しております。

いずれの内容も「映画化プロジェクト」が暗礁に乗り上げたようなイメージを持たれてしまった場合であっても、着実に、必ず映画化を実現することでそのイメージはおのずと払拭されるものと考えてございます。

なお、読者に誤った認識を抱かせるおそれのある議事内容につきましては、まず、議会の皆様、そして町民の皆様にご理解いただくことが急務であると考えてございます。

次に、8点目の「映画化プロジェクト」事業の「見える化」にする方法及び今後のプロジェクトの在り方に関する御質問についてですが、引き続き協議の進捗についてはつぶさに御説明させていただき、情報がお出しできる段階となりましたら、協賛者、費用負担者として可能な限りの情報を共有させていただき、適切に御承知いただけるよう取り進めてまいります。

現在のところ制作者がまだ決定したわけではありませんので、今後、情報を整理して映画化の段取りを「見える化」にすることについては、そのように取り組んでまいりたいと考えております。

また、現在のプロジェクトに関しても、さきにお答えしたとおり、1社目、2社目とも映画・映像制作に関してはプロフェSSIONナルであり、十分な知見を持って当たっていたこと、また今後も複数の映画制作者や映像制作者、さらに現在着任しております地域活性化起業人が映画制作に関して極めて高い専門的知見を有しておりますことから、しっかりと検証しながら進めてまいりますので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

8 番 荒生博一君。

○8 番（荒生博一君） 私の質問では、制作実行委員会についての質問をさせていただいておりますが、御答弁では「実行」という言葉が入っていない「制作委員会」という言葉が使われております。「プロジェクトの発足当初より、独自にいろいろな専門家から担当者が随時様々な制作アドバイスを受け、取り組んできたところであります」と答弁をいただきましたが、では、制作実行委員会と制作委員会の違いについても当然ながら専門家から教わっていた上で、質問では「制作実行委員会」という言葉を使っているのにもかかわらず、答弁では「制作委員会」という言葉を使用していることについて、なぜそのように使われたのか御説明願います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 8 番 荒生議員の御質問にお答えいたします。

特に「制作委員会」「制作実行委員会」を区別して使ったわけではなく、当然座組みといえますが、プロダクションが中心となつてつくる制作委員会、制作実行委員会、それを区別して意識的に使ったわけではございません。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

8 番 荒生博一君。

○8 番（荒生博一君） 分かりました。

続きまして、「泥流地帯映画化プロジェクト」は、三浦文学の代表作でありながら映画化がなされてこなかった映像化困難作品「泥流地帯」について、実写映画としての制作を実質的にスタートさせる、つまり複数のメディア事業関係者が出資し合い、制作委員会を組織することこそが最大の難関であり、本町の「泥流地帯映画化プロジェクト」は、これまでこの難関に挑み続けてまいりましたと、このように御答弁されていますが、なぜ一つ目に、実質的にスタートさせることこそが最大の難関でありということは、いまだにスタートラインに立っていないということでしょうか。

二つ目に、これまでの間、専門家により様々な制作アドバイスを受けてきたのにもかかわらず、スタートラインに立つ立ち方も教わっていなかったのでしょうか、御答弁願います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 8 番 荒生議員の御質問にお答えいたします。

実質的なスタートというのは、答弁でも述べさせていただきました。通常は、制作実行委員会が立ち上がってから実質的なスタートなのですが、上富良野町の場合は、「映画化プロジェクト」ということで、その前段階から制作委員会を立ち上げる段階が、述べさせてもらったとおり、最大の難関ということで、町としてスタートはそこから始まっている、実質的な映画化ということで、実行委員会の立ち上げを実質的なスタートと述べさせていただいているところです。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

8 番 荒生博一君。

○8 番（荒生博一君） 以上の質問を町長より御答弁いただきましたが、やはり映画制作について御理解されていないということがよく理解できました。単なる映画制作をすることすらこのような状態で、さらに地域を活性化させるための映画制作など到底できるはずもなく、この映画化プロジェクトは確実に失敗すると現時点で再認識することができました。

これまでは、私自身、所管の委員長として、「泥

流地帯」の映画化の早期実現を強く望み、町が率先して進めている事業についても一定程度理解を示した上で、応援する立場を取ってまいりましたが、さきに申し述べた四つの重大な問題点を業界のプロの専門家によって気づかされ、知ることにより、自身がいかにも無知であったかを知ると同時に、町側の認識不足によって判断を間違え、それに基づくあらゆる行動の結果が一連の「映画化プロジェクト」についての混乱を起こしているのは明確であり、町側の責任は非常に重大であることが判明いたしました。

当然町側の責任として、町長が責任者であることは理解をいたしますが、担当職員が現場において素人の間違った判断を下したために、このような混乱を招いていることは確実なのであります。もはや町が中心となった今の「映画化プロジェクト」そのものに問題があるので、このままの体制で進めても、どのようなやり方をしても絶対に失敗するであろうことが分かります。

映画「泥流地帯」を本当に成功させるためには、今の「映画化プロジェクト」は完全に中止をして、これまでのように町が中心で関与しない、全く新しい組織体としての「映画プロジェクト」を発足させるべきであり、そして上富良野町が企業版ふるさと納税で得た寄附額4,600万円は、寄附者の意向を尊重し、斉藤町長が一切の責任において映画制作費用に充当し、さらには、自らが申し出た「さらなる寄附を募る」という言葉にうそ偽りが無いのであれば、今後集まった寄附額においても全額を作品の舞台となった上富良野町の地域再生計画のプロジェクトとして、地域の活性化につながるよう、今後においても映画制作に支援するべきであると考えます。

何度も申し上げたとおり、このままのやり方では、たとえ3社目、4社目が名乗りを上げ、進めても成功はなし得ません。1社目のイメージフィールド社は民事再生法適用を受け、協定が破棄。2社目のzipang社は、文春デジタルや北海道新聞でも報じられたとおり、本年3月末をもって、会社清算の予定のため、協定継続不可による解除。CG制作に990万円もの無駄な支出をし、いまだにこのような状況で3社目を選定しようとしています。現状では必ず失敗します。もう一度言います。必ず失敗します。

以上です。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 議長のお許しを得ましたので、答弁させていただきますが、議員がおっしゃったプロという意味はよく分かっております。議員もプロからお話を聞いての御意見だと思います。我々

も当然プロと呼ばれる方、プロの方の指導を受けております。現在、役場におられる起業者の方もプロの方ですので、当然我々は指導を受けております。プロといっても、同じプロでも、プロの意見が全部一致しているかといったらそうではございません。プロと言われる方、弁護士、裁判官、放送の方も、同じプロ同士でも当然意見は違いますし、お医者さん、ほかのプロフェッショナルの方も、必ずしも業界の方の意見が一致しているとは限りませんので、当然映画化に関しても、荒生議員の聞かれたプロフェッショナルの方、我々が指導を仰いでいるプロフェッショナルの方、見解の相違はあることは重々、そういうことは理解できますが、当然議員おっしゃるとおり、私、町長含めて、業界に関しては詳しいはずがございません。プロではございませんので、プロの指導を受けながらしっかりと3社目を選定し、慎重に選定してきたい。

特に1社目、2社目、協定が破断といいますか破棄になりました。イメージフィールド、zipangとそれぞれ破断となった事象はありますが、この事象は、協定を結んだときから、事前にもリサーチして分かったかといえば、当然両社の協定が解消された原因については、協定結んだ当初は、客観的に見て分からなかったと思います。

確かに1社目、2社目が解消されたということは非常に残念ですし、町民、関係者の方をちょっとがっかりさせたという私の責任といいますか、そういうものは痛感しております。非常に心が痛んでおりますので、3社目、私が町長に就任してから会社を選定する、協定を結ぶというのは初めてです。1社目、2社目ともその前の段階で、私が町長になったときに決まっておりましたので、どういう選定段階とか私が言う立場にはないかもしれませんが、3社目は、ぜひ私の目でといいますか、私が中心となって、しっかりとしたところを慎重に選んで、そして映画化が失敗すると荒生議員には忠告されておりますが、それにもめげず、私は必ず映画化できるのだという強い意思をもって、この事業を成し遂げていきたい。

私が町長になったときは、もう既にこの事業は始まっておりましたが、だからといってこの事業を、昨日も同僚議員の方の質問にお答えさせていただきました。やめたときの影響というのは計り知れません。映画化だけの問題ではありません。上富良野町の観光、生きるか死ぬかぐらゐの影響、ふるさと納税に対する信頼は非常に失われますので、それを考えたとき、安易にやめるとか、そういうことは当然首長としては言えないと考えております。当然やってできないこともあります。やめるという選択扱は

存在しています。ただ、やれるかやれないかは、最後までやってみて、それで本当にできなかったときは、そういう判断を下すかもしれませんが、それまでは精いっぱい全力で、もちろん職員も一生懸命やってくれていますので、映画化実現に向けて頑張っていきたいと考えております。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。よろしいですか。

以上をもちまして、8番荒生博一君の一般質問を終了いたします。

これにて、本日の町の一般行政についての質問を終了いたします。

---

#### ◎休 会 の 議 決

○議長（村上和子君） お諮りいたします。

議事の都合により、3月9日から14日までの6日間を休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 異議なしと認めます。

よって、3月9日から14日までの6日間を休会とすることに決定いたしました。

---

#### ◎散 会 宣 告

○議長（村上和子君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時24分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

令和5年3月8日

上富良野町議会議長 村 上 和 子

署名議員 米 沢 義 英

署名議員 荒 生 博 一

令和5年第1回定例会

上富良野町議会会議録（第5号）

令和5年3月15日（水曜日）

○議事日程（第5号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について  
第 2 予算特別委員会付託  
議案第 1 号 令和5年度上富良野町一般会計予算  
議案第 2 5 号 上富良野町公共施設整備基金の一部支消について  
議案第 2 6 号 十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消について  
議案第 2 号 令和5年度上富良野町国民健康保険特別会計予算  
議案第 3 号 令和5年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算  
議案第 4 号 令和5年度上富良野町介護保険特別会計予算  
議案第 5 号 令和5年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算  
議案第 6 号 令和5年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算  
議案第 7 号 令和5年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算  
議案第 8 号 令和5年度上富良野町水道事業会計予算  
議案第 9 号 令和5年度上富良野町病院事業会計予算  
第 3 議案第 1 8 号 上富良野町個人情報の保護に関する法律施行条例  
第 4 議案第 1 9 号 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例  
第 5 議案第 2 0 号 上富良野町国民健康保険条例の一部を改正する条例  
第 6 議案第 2 1 号 上富良野町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例  
第 7 発議案第 1 号 町長の専決事項の指定について（上富良野町税条例等の一部を改正する条例）  
第 8 発議案第 2 号 町長の専決事項の指定について（上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）  
第 9 発議案第 3 号 上富良野町議会個人情報保護条例  
第 1 0 閉会中の継続調査申出について

○出席議員（13名）

1 番	元 井 晴 奈 君	2 番	北 條 隆 男 君
3 番	高 松 克 年 君	4 番	中 瀬 実 君
6 番	中 澤 良 隆 君	7 番	米 沢 義 英 君
8 番	荒 生 博 一 君	9 番	佐 藤 大 輔 君
1 0 番	今 村 辰 義 君	1 1 番	小 林 啓 太 君
1 2 番	小 田 島 久 尚 君	1 3 番	岡 本 康 裕 君
1 4 番	村 上 和 子 君		

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	齊 藤 繁 君	副 町 長	佐 藤 雅 喜 君
教 育 長	鈴 木 真 弓 君	代表監査委員	中 田 繁 利 君
農業委員会会長	井 村 昭 次 君	会 計 管 理 者	及 川 光 一 君
総 務 課 長	北 川 徳 幸 君	総務課 I T ・ 組織機構担当課長	宮 下 正 美 君
企画商工観光課長	狩 野 寿 志 君	町民生活課長	山 内 智 晴 君
保健福祉課長	深 山 悟 君	保健福祉課 健康づくり担当課長	星 野 章 君
農業振興課長 農業委員会事務局長	大 谷 隆 樹 君	建設水道課長	菊 地 敏 君
教育振興課長	谷 口 裕 二 君	ラベンダーハイツ所長	鎌 田 理 恵 君
町立病院事務長	長 岡 圭 一 君		

○議会事務局出席職員

局  
主

長 星 野 耕 司 君  
事 真 鍋 莉 奈 君

次

長 飯 村 明 史 君

午前 9時00分 開議  
(出席議員 13名)

### ◎開 議 宣 告

○議長（村上和子君） 御出席、誠に御苦勞に存じます。

ただいまの出席議員は13名でございます。

これより、令和5年第1回上富良野町議会定例会5日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

### ◎諸 般 の 報 告

○議長（村上和子君） 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（星野耕司君） 御報告申し上げます。

予算特別委員長から、本定例会で付託されました議案第1号令和5年度上富良野町一般会計予算から議案第9号令和5年度上富良野町病院事業会計予算まで及び議案第25号上富良野町公共施設整備基金の一部支消について、議案第26号十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消についての議案についての審査報告書の提出がありました。また、議会運営委員長、総務産経常任委員長及び厚生文教常任委員長から、閉会中の継続調査として別紙配付のとおり申出がありました。

以上であります。

○議長（村上和子君） 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（村上和子君） 日程第1 会議録署名議員の指名について行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、

9番 佐藤大輔君

10番 今村辰義君

を指名いたします。

### ◎日程第2 予算特別委員会付託

○議長（村上和子君） 日程第2 予算特別委員会付託の議案第1号令和5年度上富良野町一般会計予算、議案第25号上富良野町公共施設整備基金の一部支消について、議案第26号十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消について、議案第2号令和5年度上富良野町国民健康保険特別会計予算、議案第3号令和5年度上富良野町後期高齢者医療特別

会計予算、議案第4号令和5年度上富良野町介護保険特別会計予算、議案第5号令和5年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算、議案第6号令和5年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算、議案第7号令和5年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算、議案第8号令和5年度上富良野町水道事業会計予算、議案第9号令和5年度上富良野町病院事業会計予算を一括して議題といたします。

本件に関し、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長、岡本康裕君。

○予算特別委員長（岡本康裕君） ただいま上程されました予算特別委員会付託事件につきまして、朗読をもって報告と代えさせていただきます。

予算特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により、審査の経過等を付し報告する。

上富良野町議会議長、村上和子様

予算特別委員会委員長、岡本康裕。

記。

1、審査の経過。

本委員会は、令和5年第1回定例会2日目の3月3日に設置され、議案第1号から議案第9号まで及び議案第25号から議案第26号までの付議事件の付託を受けた。

3月9日に委員会を開催し、正副委員長及び分科長を選出し、直ちに議案審査に入った。

議案第1号の一般会計予算の歳入歳出、議案第25号及び議案第26号の各基金の一部支消及び議案第2号から議案第9号までの各会計予算の歳入歳出の質疑を、3月9日、10日、13日に行い、理事者の答弁を求め、二つの分科会でそれぞれ審査意見の取りまとめを行った。

3月14日に委員会を開催し、各議案の審査意見を集約して理事者に提出し、所信表明を受け、議案ごとに討論と採決を行った。

2、表決及び結果。

令和5年度上富良野町一般会計予算、議案第26号十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消について、元井晴奈委員、荒生博一委員から、修正案（別紙）が提出され、提案者から説明を受けた後、質疑、討論を行い、修正案について起立採決を行った結果、賛成多数で可決となった。

続いて、修正部分を除く原案について起立採決を行った結果、賛成多数で可決となった。

議案第25号、議案第2号から議案第9号の討論を行い、議案ごとに起立による採決を行った結果、賛成多数により原案どおり可決となった。

審査意見。

別紙のとおりであります。

以上で、予算特別委員会審査報告といたします。

○議長（村上和子君） これをもって予算特別委員長の報告を終わります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 可否同数であります。

よって、地方自治法第116条第1項により議長の決するところによります。

よって、議案第1号令和5年度上富良野町一般会計予算から議案第9号令和5年度上富良野町病院事業会計予算まで及び議案第25号上富良野町公共施設整備基金の一部支消について、議案第26号十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消については、委員長の報告のとおり決定いたしました。

### ◎日程第3 議案第18号から

#### 日程第4 議案第19号まで

○議長（村上和子君） 日程第3 議案第18号上富良野町個人情報の保護に関する法律施行条例、日程第4 議案第19号個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

関連がありますので、一括して提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北川徳幸君） ただいま一括上程いただきました議案第18号上富良野町個人情報の保護に関する法律施行条例及び議案第19号個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

本条例につきましては、デジタル社会の形成を目指し、必要な施策を迅速かつ重点的に推進し、我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与することを目的として、個人情報の保護に関する法律等の関係法律が改正されたことから、当町の状況を踏まえながら、同法に基づいた個人情報保護制度を運用していくため、現行の上富良野町個人情報保護条例を廃止し、新たな条例を制定するとともに、関係条例の整備をするものでございます。

議案第18号を御覧いただきたいと思います。

議案第18号上富良野町個人情報の保護に関する法律施行条例。

以下、条文の朗読を省略いたしまして、条に沿って、その概要のみを御説明いたします。

まず、第1条、趣旨につきましては、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を本条例において定めるものでございます。

第2条、定義については、本条例において実施機関として、町長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及び病院事業管理者を定義し、使用する用語につきましては、法及び施行令で使用する用語とする規定を設けるものでございます。

第3条、開示請求の手續、第4条、開示決定の期限に関する特例については、開示請求書の記載事項、開示決定に対する期間として、法における30日以内を14日以内とし、事務処理上困難な場合などの延長の期間として、60日以内を28日以内とする規定を設けるものです。これについては、現行条例の規定と同様とするため規定するものでございます。

第5条、開示請求に係る手数料等については、町手数料条例に定める額とし、納付方法等については、規則で別に定めることを規定するものです。

2ページをお開きいただきたいと思います。

第6条、訂正請求の手續、第7条、利用停止請求の手續については、開示請求書の記載事項について規定を設けるものです。

第8条から第19条については、町個人情報保護審査会の設置について規定するもので、内容につきましては、現行条例と同様となっております。

4ページをお開きいただきたいと思います。

第20条については、この条例の運用状況については、毎年公表することを規定するものです。

第21条については、委任について規定するものでございます。

附則についてですが、第1条により当該条例の施行日を令和5年4月1日とするとともに、第2条により、現行の上富良野町個人情報保護条例を廃止するものです。

第3条からは、上富良野町個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置といたしまして、廃止前の規定により知り得た個人情報についての取扱いを規定するものでございます。

次に議案第19号を御覧いただきたいと思います。

議案第19号個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例。

第1条、上富良野町公の施設に係る指定管理者の指定手續条例の一部改正。

第2条、上富良野町債権管理条例の一部改正。

第3条、上富良野町町税等の滞納者に対する行政

サービスの制限措置等に関する条例。

第4条、上富良野町手数料条例の一部改正につきましては、いずれも現行条例の名称を引用している条文につきまして、新たな条例名等に改正するものでございます。

施行期日は、令和5年4月1日から施行するものです。

以上で、議案第18号上富良野町個人情報の保護に関する法律施行条例及び議案第19号個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） お伺いいたします。非常にこれ分かりづらいというか、この町の提出された資料を見ますと、情報の一元化ということのうたい文句であります。それと同時に、自治体の持っている情報も、国あるいは民間とのやり取りの中でも情報ができるようなオープンデータ化というか、そんなような形の中で情報提供がなされるというような、こういった社会の複雑化の中で、それぞれ民間も公も情報をやり取りしながら、社会の潤沢な流れをつくらうというような、これは私の解釈になりますが、そういったような条文、中から出てきているのかなというふうに思いますが、今回提案されたこの情報、個人情報の保護法のその目的趣旨というのは、こういったところから提案されているのかお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 総務課長。

○総務課長（北川徳幸君） ただいま7番米沢議員の御質問にお答えいたしたいと思っております。

前段でも説明したとおり、個人情報の保護に関する法律が改正されたことによりまして、本条例を改正するものでございます。

国におきましては、デジタル庁を創設いたしまして、国や地方のデジタル業務改革を強力に推進する方針を取りまとめました。これに伴い、情報化の進展や個人情報の有用性の高まりを背景として、官民や地域の枠を超えたデータ利活用の活発化に対応するため、必要となる部分について全国統一のルールとなることとしている方針でございます。これを受けまして、町では個人情報、国の情報保護法を鑑みまして、町の条例も考慮した中で、より国の方針に沿った形で本条例を制定するものでございます。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） お伺いいたします。何点かお伺いいたしますが、現行では、国の制度ちょっと分からないのですが、現行では個人情報を提供する場合、要件として一定、個人のやはり理解だとか、内容を変更した場合の理解、当然同意を求めなければならないというふうの上富良野町の条例などにおいても施行されていると思いますが、今後こういうやり取りの中で、これが国に一元化されるという動きが、情報のやり取りが行われるという状況になった場合、個人との同意との関係は、情報の、どういふふうになるのか分からないのでお伺いいたします。

もう一つお伺いしたいのは、いわゆる非識別加工情報という形で、情報は流してはいけないだとか、これは公にしてはいけないだとか、いろいろな情報があるというふうに思いますが、こういった情報というのは、上富良野町でいえば加工情報というのですか、そういうものというのはどういう情報が対象になっているのかお伺いいたします。

さらに、今回の条例の中身でいえば、匿名加工情報というのが掲載されております。この匿名加工情報は、本条例の中ではどのような対応になっているのか、これもこの条例の中に盛り込んで、いわゆる行政機関匿名加工情報の提案を募集を募るために匿名加工情報をしなければならないというふうになっているのか、それに基づいた手数料条例はあるというふうに思いますが、これは本条文の中ではどのような、上富良野町でこういった情報、匿名加工情報というのが実施されるのかどうかお伺いいたします。

さらに審査委員会の在り方ではありますが、個人情報保護審査委員会があるというふうに思います。この審査委員会は、町独自の5名の委員を選任して、そこの中でいろいろと審議、やり取りするというふうになっていると思います。これは、上部の道、国の機関が言って、この地方の審査委員会のやり取りにも介入できるのかどうか、その点お伺いいたします。

いろいろ心配なことがありまして、これだけ情報が氾濫していて、非常に複雑なってきて、やはりオープンデータ化という形の中で、自由に個人情報が本当に匿名加工という形の中で持ち出しされたりだとかするということになれば、大変な状況になるというふうに思いますので、そういうものも含めて現状どのようになっているのか、まずお伺いいたします。

他の自治体では、これは国がやっているもので、地方自治体で止めることはできないというような話も

出てきております。また同時に、国のやっている制度に乗って、乗ってしまつてと失礼な言い方なのですが、やはり移行したために自由裁量がなくなつてしまつたというような、そういう自治体も既に現れてきております。やはり個人のこの情報だとかというのは、あくまでも本人の必要最小限、情報が外部に持ち出すということはあつてはならないのですが、必要最小限、法令の範囲でそういう部分もあるのかもしれませんが。しかし、それに至つても、個人の同意がなければいけないというふうに思いますので、その点、まずはさらに、ちょっと重複していると思いますが、お伺いしておきたいというふうに思っております。その点お伺いします。

○議長（村上和子君） 宮下IT・組織機構担当課長。よろしくお願ひします。

○IT・組織機構担当課長（宮下正美君） 7番米沢議員からありました個人情報の条例の制定に伴います、いわゆる個人情報保護制度の概要という御質問かなというふうに思いますので、今るる質問いただきましたが、その中で3点の部分につきまして、まとめて私のほうから、ちょっと細かい部分もありましたので回答させていただきたいと思ひます。

まず前段の今回のこの条例改正の趣旨でございますが、この個人情報保護制度といひますか、この条例あるいは法律自体の経過を申しますと、スタートは、過去日本におきましては、いわゆるこの個人情報の保護に関する法律という制度体系がない状況がありました。その当時あつたのは、いわゆる住民基本台帳法に基づくものということで、過去で言いますと、住民基本台帳誰でも閲覧できますよというようなのが過去でございました。ただ、いろいろこういふ、いろいろな情報をやり取りする中で、いわゆる個人情報の保護が必要だという機運が生まれまして、法律的には、国ではなくて先に各自治体が条例施行で走つたという形になってございます。なので、当町も先に、国の法律ができる前に、当町も最初に、たしか平成13年だと思ひますが、13年にいわゆる最初の個人情報保護条例といひのができて、そのときまだ全国でもそんなに多いところではなかつたところでございます。その後、全国の各自治体でも条例施行が進んできて、国のほうも一定程自分たちもといひますので、国のほうはたしか平成15年に法律ができたのかなというふうに思ひます。

その中で、これまでもそうなのですけれども、個人情報、今でもそうですが、自由にやり取りをしましょうといひことではございません。あくまで個人情報は適切に使ひましょう、その大原則といひのは、いわゆる8原則といひのがあるのですけれど

も、個人情報を取り扱う上での8原則といひのがあります。その中では、基本的に本人のまず同意が必要なのといひことが、同意をもらうときも何のためにもらうのか、どういふ内容をもらうのか、どういふことを私たちは取り扱つていふかといひのを公表するの、あるいは集めた情報をきちんと正しく持たないと駄目です、その個人情報に対しては誰が責任を持つのかといひようなことがありまして、それを統一しようとして、それぞれ国の法律ですとか、あるいは当町のこれまでの条例も整備がされてきております。かつ、今言ひましたいわけの8原則といひのは、日本だけではなくて世界基準になつていひます。今、個人情報といひのは、日本国内だけではなくて、いわけのネット社会でいろいろ皆さん買ひ物等々をしますが、その中では皆さんの個人情報がかんどん、国を超えてやり取りしますので、日本はちゃんと扱つていひけれども、相手の国が扱つてないと取引も実際には支障が出るといひことで、きちんとそういう部分は整備をしましようといひふうになつてございます。

それを受けまして、今回のこの制度なのですけれども、今言ひましたように、もともと国が後から法律をつくつた関係上、国がつくつたのは、国が取得する情報に関する法律をつくります。各自治体は、もう先に条例があるので、それはそれぞれの自治体ごとで決めなさいといひ法律体でにスタートしましたので、国で今までありました法律といひのは、国があるいは国の関係機関が取り扱うべき個人情報の取扱いを定めます、自治体はそれぞれ条例で決めなさいといひふうになつていひました。ただ、年数がたつてくるうちに、ほぼ国の内容と地方の条例の内容といひのは、ほぼ同一になつていひます。違ふといひのは、先ほどありましたが、いわけの審査日数ですとか、申立期間日数等が若干差異がありますので、そこら辺は違ひましたが、基本は同一の内容になつてきて、細かい部分で違ひがあるといひような状況になつてきました。

今回、先ほど総務課長のほうからもありましたが、いわけのデジタル社会といひ中では、そこら辺の差も少し整備をしていひかないときちんとできないといひことで、今回、今まで各自治体は、それぞれ決めなさいといひつていひ部分を国のほうで定める法律のほうに法替へますよといひことで法律が改正されましたが、内容的には、今、私どもが持つていひた現行条例と同様の内容がそのままありますので、特に扱いに関して何か大きく変わるといひものについてはないといひふうに想定をしていひます。また、これまで各自治体間でも差異がありましたが、そういう部分なくなりますので、これまで支障と

なった部分については解消はされるのかなというふうには思っております。ただ、解消がされることによって自由にやれるということではなくて、今までありましたように、まず個人情報を取得するためには、使用目的等を明らかにして、本人の同意を得て収集するというのが大原則。そういうふうには収集したものについては、あらかじめ明らかにした目的に沿ってのみ使いますということが大原則になっています。それを超えるものは何かということなのですけれども、それを超えるものは、基本は法律が定めるという形になってますので、いわゆる国会の中で、この情報については法律に基づいて使えるのか、使えないのかという部分を決めるという形になってございますので、勝手に何でもやれるということや、やれないことを含めて、そこは法律できちんと規定がされていくのだろうなというふうには思っております。それが、ちょっと長くなりました、前段同意必要なのかという問題でございますが、そちらにつきましては、基本今までどおりと変わってございませんので、当町もこれまでもいろいろな申請書等を見ていただくときにあると思うのですけれども、新しいことに関しましては、いわゆる個人の御住所ですとか名前ですとか、そういうところを書きときには、利用目的を表示してしていくように同意した上で、申請してくださいというような文言も入っておりますので、そういう部分につきましては、これからも変わらないという形になってございます。

次に2番目、非加工情報の関係でございます。こちらにつきましては、国の法律のほうで先に国はスタートしたのですけれども、町の条例としましては、前回の改正のときにそこをどうするかという議論がございました。いわゆる非加工情報というのは、オープンデータ化といいますか、人の、個人の動きに関する情報を誰か分からないようにして分析することによって、新しい経済活動のほうに使えるというような情報のことでございます。皆さんのふだんの生活の中でいくと、インターネットとかを見ているときにいろいろな広告が出てくると思いますが、何となくそれぞれ皆さんの興味のあるようなものが勝手に抽出されて出てくるとか、あと最近でいきますと、コロナ禍でいきますと、いわゆる人の動きとか、スマホの電波で、何時のところには人がいる、いないとかといって、そういうふうには人の動きをデータ化して、皆さんのふだんの生活の利便性を図るようなこともやってきましょう、その基になるのがこのいわゆる匿名化情報というのがありました。これは大都会のように何十万人も人が動くようなデータであれば、いわゆる経済的価値はあるのか

なというふうには思いますが、当町のように小さい町でいきますと、あまりやると、もしかすると個人が特定されてしまう、あるいは変な話ですが、どどここの町内のこちら辺にいる人たちというのが出るのはやはりあれでございますので、うちの条例としては、これまではこの匿名加工情報の利用の部分については規定をしておりますませんでしたので、これまで募集等もしていなかったという形になります。

今回は、これが国のほうの法律の上に一元化されましたので、その中でやるとすると、そちらのほうを使ってやるというふうになります。現状ではそういうことは想定はしていないというところでございます。ただ、こちら民間の事業者が大きなエリアで何かこういうことをしたいというような提案があれば、そのときに協議をするような形になるのかなというふうには思っておりますが、現時点ではそういう話等も町のほうにはいただいてないという状況になってございます。

それとあと三つ目、審査委員会の関係です。審査委員会につきましては、町のほうでも一応、いろいろな取扱いに関しては、国の法律には基づきますけれども、取扱いの細部の部分、判断を求められる部分については、判断をしていかなければなりませんので、審査委員会の設置は必須ではありません。町長が決めればよいことなのですけれども、ただこれまでの経過もありますし、いわゆる個人情報の取扱いにつきましてはいろいろな考え方もございますので、町としましては、そういう判断が必要な部分につきましては、審査委員会をこれまでどおり設置をして審議をいただくという形になってございます。

これに関しましては、いわゆる北海道あるいは国の審査委員会どうなのだというところで、基本的には立ち入ってくることはございません。国の審査委員会は法律で定められていますが、それはまた別な任務がある必須の委員会でございますので、そちらはあれですけれども、基本うちの審査委員会自体に何か上のほうからあるというような形はないということでございます。ただ、その審査結果に基づいて不服等の何かがあるときにつきましては、今通常ある制度の中での審査というものについては、北海道あるいは国のほうに出されることも想定されますけれども、それはいわゆる個人情報保護制度とはまた別の、行政手続の部分の話になるのかなというふうには思っておりますので、基本、うちの置く審査委員会につきましては、その上下関係の中の一つではないということで御理解をいただければなと思っております。

以上、3点の部分につきまして回答させていただきます。

以上です。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

7 番米沢義英君。

○7 番（米沢義英君） どちらにしても、この得た側は、その目的に沿って当然使用しなければならないということが原則であります。ただそれが果たして実行されているかどうかということであれば、相当分らない部分があります。目的外にひょっとしたら使用されている可能性もあります。どちらにしても、そういう課題があるのだというふうに思っております。

もう一つは、このデジタルという形で、国の意向にずっと合わせるということになると、マイナンバーカードもそうです。そして国民健康保険証との、保険証ですね。全ての保険なのですが、それも結局マイナンバーカードに一元される。将来は銀行口座も、本人が同意があればそちらも登録できるといような方向で既に動いております。仮に、仮の話で大変申し訳ないのですが、国の、これ以外は、そういった国の決められた以外のいわゆる児童手当とかそういうものも全部、今でも口座振込みの部分あるのですが、制度以外は使っては駄目ですよということになりかねないような、そういうようなことが起こり得るのかどうなるかというのがちょっと私、疑問に思っております。

何よりもこのデータというのは、今の国のデジタル社会の中で網羅されている内容なのです。匿名加工に至っても、これも匿名加工した部分で、ほかのデータと合わせて使っては駄目だということにはなっているのですが、しかしそれすら、ひょっとしたら他のデータと合わせれば、米沢なら米沢の情報がすぐに明らかになるという、今、この社会です。そういう社会ですから、もう本当に個人のデータというのが世界に飛び交うようなそういう状況になってまして、やはりそれぐらいに、やはりこの個人のデータというのは、自治体の判断で、自治体できちんと管理すれば、私はそれでいいのだと思うのです。行政が、国が上から介入しなくても、従来のように国は国の制度でやって、自治体は自治体で必要な管理を行ってやれば、それで十分だというふうには私は思っているのです。この点はどういうふうにお考えなのか、ちょっとお伺いしておきたいというふうに思います。

あと、この中に滞納者の、議案第19号なのですが、第3条の中に、町税の滞納者に対する行政サービスの制限条例というのがあります。これは、結局税の滞納等行った場合に、あった場合に、いろいろ制限するというような条文なのかというふうに思いますが、ちょっとその改正なのか、併せて個人情報との関係でよく分かりませんが、現状で言え

ば、この滞納者の行政サービスの制限条例の対象になるというのは、どういう状況のときに対象になるのか、これ併せてお伺いしておきたいと思えます。

私は言いたいのは、やはりこの行政の国の制度というのは、本当にここに書いてあるように、民間にも情報をやはり提供できる環境づくりというのが、どんどんどんどん、今もう既に一部進められておりますので、これは絶対容認できないものです。これは直ちに、やはりこの条例の見直しをやめて、地方自治体の権限できちんと対処できるような条例の設定というのがどうしても必要だと思えます。答弁お願いします。

○議長（村上和子君） IT・組織機構担当課長。

○IT・組織機構担当課長（宮下正美君） 7 番米沢議員からありましたマイナンバーに伴う質問のほうにつきまして、私のほうから回答させていただきます。

それでまず前段なのですけれども、マイナンバーとマイナンバーカードというのは、ちょっと混同されて思われているかもしれないのですけれども、マイナンバーカードでよろしいですか。

マイナンバーカードにつきましては、今、取得をそれぞれ推進してお願いをしているところでございまして、町のほうもそれなりの数字になっております。このマイナンバーカードなのですけれども、使い道としましては、基本身分証明書としても使えますよということと、あとマイナンバーを提供するときに身分証明書の代わりで本人確認と一緒にすることもできますよと。あと一番大きな利用目的としましては、中に入っているいわゆる電子証明書というのが入ってまして、インターネットを使って本人確認をするときに使えるものとして使っていますという形になってございます。そのためのカードという形になっています。

この利用目的について、今、国のほうで保険証等々に拡大をするということになってございますが、そちらにつきましては、国が議論した中での取決めでございまして、それに対して町がというふうにはちょっとできませんので、国の制度に基づいて行われる結果だというふうに思っております。

あと、いわゆる民間と行政との間の情報のやり取りがすごい楽になるのではないかというふうな御質問なのですがすけれども、基本、今の法律、これまでの法律もそうなのですけれども、個人情報の取扱いについて、いわゆる国の自分たちが取り扱うものプラス、先ほどちょっと、ごめんなさい、漏れたのですけれども、旧の法律は自治体以外なので、国が取り扱う自治体のことと、あと民間事業者がやらなければならないことは法律で決められていました。なの

で、本当に自治体を取り扱う部分だけ横になってしまったということなので、民間については今までどおり、先ほど言いましたが、本人の同意に基づいて取得をして、その範囲内で使いなさいという形になってございますので、こちら先ほど言いましたように私どもも一緒でございますので、いわゆる使い道についてはこういうことに使うので、同意の上請求してくださいのようなことをやりますので、基本は利用目的に沿って、それぞれがやり取りをするという部分についてはこれまでと変わりませんので、法律に一元化されたので、そこの壁が取っ払われたということではないということで御理解をいただきたいと思います。

それと、基本、法律、条例の話でいきますと、町で条例をつくったらということでございますが、今回でいきますと、いわゆる上位になります法律のほうで各自治体の責務を決められてしまいましたので、基本それに反するような条例につきましてはつくれないというのが地方自治法の大原則でございますので、こちら辺につきましては、私のほうでこうします、こうしますということにつきましては、ちょっとお答えができないという形になってございますが、基本、マイナンバー制度もそうなのですが、今、国が全ての情報を自分たちが好き勝手に使えるように集めてしまっているという状況にはないということだけは御理解をいただきたいと思えます。マイナンバー制度が始まる時にも説明をさせていただきましたが、それぞれ必要な情報というのは、それぞれの自治体も含めて、いろいろな情報、それぞれの機関が持っている。そして、その情報のやり取りにつきましては、法律上決められた範囲の情報しか取得あるいは提供ができないというものもこの国のほうの法律で決められてますので、その中でその必要ときに情報提供の依頼が来て、必要な情報を請求した先に返すと。あくまでもそれは、法律で認められた範囲の事務と項目、かなり細かい項目まで書かれているのですけれども、そういうのに基づいてやり取りをするというのが大原則でございますので、取得したほうが取得した情報を、ではそれ以外の目的に勝手に使っていないのかとなりますと、それは法律違反という形になってまして、そちらについては、たしか年に、監査制度がありまして、国のほうでは監査をして、そういう部分を審査するために国の法律の中でいわゆる国の個人情報保護審査会というのが、個人情報保護委員会ですね、というところがあって、そこが監視を常に行っているという状況になってございますので、私どもも基本的には適正に私たちが持っている個人情報を、これらも扱っていく責務もありますので、そういう

趣旨に基づいて取り進めていきたいと思っております。

行政サービス制限条例につきましては、町民生活課長のほうからお答えいたします。

○議長（村上和子君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（山内智晴君） 7番米沢議員のサービス制限条例の関係についての御質問にお答えいたします。

今回の19号の改正につきましては、この条例が引用している部分の条文の名称の改正ということになっておりますが、ここの部分でいう個人情報というのは、基本的に町費を投じて行政サービスを行った部分の一部町税等に対する滞納がある場合に、サービスを一部制限するというふうな条文になっております。こちらにつきましては、基本的には個人情報の部分が所管課でいろいろな補助金等のサービスがございます。その要項に基づくこのサービス条例を適用するかしないかというところの条文に基づきまして、その審査の一端をうちのほうで担うということで、あくまでその条例を使うことに同意を得た方の部分に関してうちで回答するというところの部分の条例となっておりますので、特にこれが変わったから中身が変わるということではございませんので、この部分に関しては御理解をいただきたいと思えます。

○議長（村上和子君） よろしいですか。3回終わりましたので。

ほかの方、ございますか。質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第18号上富良野町個人情報の保護に関する法律施行条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第19号個人情報の保護に関する法

律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第5 議案第20号

○議長（村上和子君） 日程第5 議案第20号上富良野町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（山内智晴君） ただいま上程いただきました議案第20号上富良野町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

令和5年2月1日に公布された健康保険法施行令等の一部を改正する政令において、出産に係る経済的負担を軽減するため、健康保険法等に基づく出産育児一時金等の支給額が一律8万円引き上げられ、北海道内の国民健康保険基準の統一が必要なことから、上富良野町の国民健康保険の出産育児一時金の支給について、所要の改正を行うものであります。

以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

議案第20号上富良野町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

上富良野町国民健康保険条例（昭和34年上富良野町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中、「420,000円」を「488,000円」に改め、「ただし、当該出産が健康保険施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると町長が認めたときは、これに12,000円を加算して支給する」を追加する。

附則。

1、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2、この施行日前に出産した被保険者に係る上富良野町国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

以上で、議案第20号上富良野町国民健康保険条例の一部を改正する条例の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第20号上富良野町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第6 議案第21号

○議長（村上和子君） 日程第6 議案第21号上富良野病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町立病院事務長。

○町立病院事務長（長岡圭一君） ただいま上程いただきました議案第21号上富良野病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例について、その要旨を御説明させていただきます。

平成20年1月から富良野協会病院との病病連携によりまして、循環器内科医師の派遣を受けて診療業務を行ってきたところでありますが、令和4年4月からの協会病院医師体制が変更となりましたことから、同月、町立病院への循環器内科医師の派遣が中止され、診療を休診としていたところでございます。

今後におきましても医師確保が厳しい状況にあり、診療再開の見通しが立たないことから、診療科目から循環器内科を廃止するため、本条例の一部を改正するものでございます。

以下、議案を朗読して説明に代えさせていただきます。

議案第21号上富良野町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町病院事業の設置に関する条例（昭和42年上富良野町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

附則。

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上で、議案第21号上富良野病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例についての御説明とさせていただきます。

御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説

明を終わります。

これより質疑に入ります。御質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、議案第21号上富良野病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩といたしたいと思います。

再開は10時10分といたします。よろしく願いいたします。

---

午前 9時54分 休憩

午前10時10分 再開

---

○議長(村上和子君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

---

#### ◎日程第7 発議案第1号

○議長(村上和子君) 日程第7 発議案第1号町長の専決事項の指定について(上富良野町税条例等の一部を改正する条例)を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。

8番荒生博一君。

○8番(荒生博一君) ただいま上程いただきました発議案第1号町長の専決事項の指定について(上富良野町税条例等の一部を改正する条例)につきまして、趣旨を御説明申し上げます。

本件は、町長から令和5年2月9日付で専決処分事項指定の依頼があり、国において令和5年度の地方税法等の一部を改正する法律案が本定例会閉会後に可決される見通しであることから、地方自治法第180条の規定により、上富良野町税条例等の一部を改正する条例について専決処分をしたい旨、令和5年度地方税制改正案の要旨及び概要を添えて依頼があったところでございます。

これを受けて、令和5年2月9日、22日の議会運営委員会、2月21日の総務産経常任委員会及び2月24日の全員協議会で審議し、本定例会に上程するものであります。

それでは、以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

発議案第1号町長の専決事項の指定について(上富良野町税条例等の一部を改正する条例)。

上記の議案を次のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和5年3月2日提出。

上富良野町議会議長、村上和子様。

提出者、上富良野町議会議員、荒生博一。

賛成者、上富良野町議会議員、佐藤大輔。

町長の専決事項の指定について。

次の事項に関しては、地方自治法第180条第1項の規定により、町長において専決処分することができるものとして指定する。

記。

令和5年度の地方税法の一部改正に伴う上富良野町税条例(昭和29年上富良野町条例第10号)等の一部を改正すること。

以上で、発議案第1号町長の専決事項の指定について(上富良野町税条例等の一部を改正する条例)の説明といたします。

御審議いただきまして、御議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(村上和子君) これをもって趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 討論なしと認めます。

これから発議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、発議案第1号町長の専決事項の指定について(上富良野町税条例等の一部を改正する条例)は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第8 発議案第2号

○議長(村上和子君) 日程第8 発議案第2号町長の専決事項の指定について(上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。

9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） ただいま上程いただきました発議案第2号町長の専決事項の指定について（上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）につきまして、趣旨を説明申し上げます。

本件は、町長から令和5年2月6日付で専決処分事項指定の依頼があり、国において令和5年度の地方税法等の一部を改正する法律案が本定例会閉会後に可決される見通しであることから、地方自治法第180条の規定により、上富良野町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について専決処分をしたい旨、令和5年度地方税制改正案の要旨及び概要を添えて依頼があったところであります。

これを受けて、令和5年2月9日、22日の議会運営委員会、2月20日の厚生文教常任委員会及び2月24日の全員協議会で審議し、本定例会に上程するものであります。

それでは、以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

発議案第2号町長の専決事項の指定について（上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）。

上記の議案を次のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和5年3月2日提出。

上富良野町議会議長、村上和子様。

提出者、上富良野町議会議員、佐藤大輔。

賛成者、上富良野町議会議員、荒生博一。

町長の専決事項の指定について。

次の事項に関しては、地方自治法第180条第1項の規定により、町長において専決処分することができるものとして指定する。

記。

令和5年度の地方税法の一部改正に伴う上富良野町国民健康保険税条例（昭和31年上富良野町条例第7号）の一部を改正すること。

以上で、発議案第2号町長の専決事項の指定について（上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の説明といたします。

御審議いただき、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから発議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、発議案第2号町長の専決事項の指定について（上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり可決されました。

## ◎日程第9 発議案第3号

○議長（村上和子君） 日程第9 発議案第3号上富良野町議会個人情報保護条例を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。

6番中澤良隆君。

○6番（中澤良隆君） ただいま上程いただきました発議案第3号上富良野町議会個人情報保護条例につきまして、趣旨を御説明申し上げます。

まず、条例制定の経緯についてですが、国においては、令和3年5月にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日より施行されることとなっています。これに伴い、地方公共団体の個人情報保護制度についても、現行の上富良野町個人情報保護条例から個人情報保護法に基づく全国的な共通ルールが直接適用されることとなったところであります。

しかしながら、町議会については、この共通ルールの適用対象外とされているため、各議会ごとに独自の個人情報保護制度を設ける必要があります。

そこで、共通ルールを踏まえ、町議会における適正な個人情報を確保するため、必要な事項を定めるとともに、町議会が保有する個人情報についての個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護するため、上富良野町議会個人情報保護条例を制定するものであります。

次に制定の概要についてですが、全国町村議会から条例の例が示されており、条例案は総務省及び個人情報保護委員会と協議の上示されたものであることから、本案に沿い制定することで個人情報保護に関する法律との整合性や規定漏れを防ぐことができるものと考えるとともに、町が制定する上富良野町個人情報の保護に関する法律施行条例との整合性を図る必要があること等により、修正が必要な箇所について条文の修正等を行い、条例案を作成したところであります。

これらを受け、令和4年12月7日、令和5年1月18日、2月9日、22日の議会運営委員会並び

に2月24日の全員協議会で審議し、本定例会に上程するものであります。

それでは、発議案第3号を御覧いただきたいと思  
います。

発議案第3号上富良野町議会個人情報保護条例。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第  
2項の規定により提出いたします。

令和5年3月2日提出。

上富良野町議会議長、村上和子様。

提出者、上富良野町議会議員、中澤良隆。

賛成者、上富良野町議会議員、荒生博一。上富良  
野町議会議員、佐藤大輔。

それでは、上富良野町議会個人情報保護条例、1  
ページを御覧いただきたいと思  
います。

第1章から附則までの規定の内容について説明申  
上げます。

第1章、総則。第1条から第3条につきましては  
は、個人情報の適切な取扱いや個人の権利利益を保護  
することの条例を制定するための目的や、氏名や  
住所などの個人情報の定義及び議会の責務について  
規定するものであります。

3ページを御覧いただきたいと思  
います。

第2章、個人情報等の取扱い。第4条から第16  
条につきましては、個人情報の保有の制限や利用目  
的の明示など、議会における個人情報の取扱いにつ  
いて規定するものであります。

次、6ページを御覧いただきたいと思  
います。

第3章、個人情報ファイル。第17条につきまし  
ては、個人情報のファイル簿の作成及び公表につ  
いて規定したものであります。

7ページを御覧いただきたいと思  
います。

第4章、開示、訂正及び利用停止。第18条から  
第46条につきましては、個人情報の開示請求権、  
訂正請求権、利用停止請求権及び審査請求などにつ  
いて規定するものであります。

次に、15ページを御覧いただきたいと思  
います。

第5章の雑則。第47条から第52条につきまし  
ては、保有個人情報の適用除外などの雑則につ  
いて規定したものであります。

同じく15ページの第6章罰則。第53条から第  
57条につきましては、職員などが正当な理由がな  
いの他に他者に情報を提供した場合の罰則などにつ  
いて規定するものであります。

次に、16ページを御覧いただきたいと思  
います。

附則につきましては、第1項で、施行期日は令和  
5年4月1日と規定するものであります。第2項  
で、第30条に規定する開示手数料について、上富

良野町手数料条例の一部を改正して、手数料の額を  
規定するものであります。第3項で、この条例の適  
正な運用を図るため、上富良野町情報公開審査会に  
諮問、調査、審議、また情報公開の推進に関し意見  
を述べてもらうため、上富良野町情報公開条例の一  
部を改正して規定するものであります。

以上で、発議案第3号上富良野町議会個人情報保  
護条例の説明といたします。

御審議いただき、議決くださいますようお願い申  
上げます。

○議長（村上和子君） これをもって趣旨説明を終  
わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、質疑を終了いた  
します。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから発議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は  
御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、発議案第3号上富良野町議会個人情報保  
護条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第10 閉会中の継続調査申し出について

○議長（村上和子君） 日程第10 閉会中の継続  
調査申し出についてを議題とします。

議会運営委員会並びに各常任委員会から、会議規  
則第75条の規定により、各委員会において、別紙  
配付の閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員会からの申出のとおり、閉会中の継続調査  
とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 御異議なしと認めます。

よって、各委員会からの申出のとおり、閉会中の  
継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議  
は全て終了いたしました。

---

#### ◎町 長 挨拶

○議長（村上和子君） 次に、本年度最初の定例会  
のため、町長から御挨拶があります。

町長、挨拶お願いいたします。

○町長（斉藤 繁君） 議長の許可を得ましたの

で、閉会に当たり皆様に御礼を申し上げたいと思います。

本会議は、3月2日から始まりまして、2週間という長い間、皆さんに御審議いただきまして、誠にありがとうございます。

おかげをもちまして、上程した議案につきましては全て御可決いただきまして、改めて感謝を申し上げたいと思っております。

審議の中で皆様から承りました御意見等につきましては、しっかりと今後の町政運営において十分参考にして、町政運営に邁進していきたいと、このように考えております。

審議の中でも話題に出てきたとおり、地方の情勢というのは、大変厳しいものがあります。過疎化、少子高齢化、そして昨今では物価高騰という問題も加わり、課題が山積しております。これを一つ一つ解決していくことが大切なことだと思っております。

特に令和5年度につきましては、町立病院、新子どもセンターの建設が本格化し、そしてアフターコロナにおける商工観光施策、特産品を含めた農業政策、ゼロカーボンシティ宣言の実現など、次代を見据えた事業が展開されることとなっております。

つきましては、私は事あるごとに皆様に意見交換を含めて御理解、御協力を賜ってまいろうと思っておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたしますと思います。

長い間、どうも御苦勞さまでした。お疲れさまでした。

ありがとうございます。

---

### 議 長 挨拶

○議長（村上和子君） 私のほうからも、一言御挨拶を申し上げます。

第1回定例会閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

令和5年3月2日から15日までの14日間の長丁場にわたり、3日は町長の令和5年度の執行方針、教育長の執行方針が述べられました。

町長の執行方針では、継続事業が大変多く、もちろん継続事業もしっかりやっていかなければなりません。公共施設の老朽化の問題もあり、ラベンダーハイツもこの先何十年も公設公営でやっていけるのか、大変心配であります。この施設は、私は専門家に任すべき、民営化、職員では大変荷が重い、重過ぎます。私の持論でございますが、大変そういったことで心配をいたしております。

また、物価代・燃料高騰等、事のほか町民の生活、もう大変厳しさを増しております。この大雪の

除雪問題の在り方、乗合タクシー、農業者・酪農者の減少問題の対応、子供出生率の向上率の低下、高齢者支援、子育て支援と、本当に生活に大変な厳しさを増しているものに対する大変意見をいろいろ意見を述べていただきました。

教育長の執行方針については、生徒の学力の問題、いじめの問題、学力は家庭学習が少ないからと、このように申されております。これ、もう何年も前から言われていることでありまして、今は大変保護者も生活状況も厳しく、働いて、生活に仕事に追われているという状況もございます。そういったことの見極めもしっかりしていただきまして、この学力向上にも取り組んで、いじめの問題にも取り組んでいただきたいと思います。

また、教育の先生方の働き方改革、これがあまり進んでおりません。何とか進めていただくようよろしくお願ひしたいと思います。

それから、2日にわたりまして7名の議員からの一般質問では、3名の方が泥流地帯の方、映画化の問題であり、大変町長とのやり取りの中で、ちょっとかみ合わない部分がありまして、大変残念に思いました。

予算委員会のほうでは、町長はじめ執行機関の職員の皆さん方におかれまして、この審議の間、真摯な説明等いただき、厚く御礼申し上げます。

定例会を通じて述べられました一般質問や意見書等につきましては、今年1年間の行政執行に際しまして反映され、特に泥流地帯の映画事業につきましては、多くの議員からの意見等を踏まえ、今度こそ実現の運びとなるよう強く要望する次第でございます。

長丁場で本当に熱心なる各議員の御審議により、一部修正をさせていただきましたが、一般会計予算、特別公営予算133億1,869万2,000円、一部修正になりましたが、この額、一部修正を除き、全議案、予算お認めいただきまして、大変厚く御礼申し上げます。

第1回定例会の閉会の当たり、大変簡単でございますけれども、お礼の御挨拶とさせていただきます。

本当に長丁場、お疲れさまでございました。

ありがとうございました。

---

### ◎閉 会 宣 告

○議長（村上和子君） これをもって、令和5年第1回上富良野町議会定例会を閉会いたします。

大変御苦勞さまでございました。

午前10時35分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

令和5年3月15日

上富良野町議会議長 村上 和子

署名議員 佐藤 大輔

署名議員 今村 辰義